

平成2年版

環境白書

—環境にやさしいライフスタイルを—



富山県

表紙写真

海 王 丸

29枚の帆を展帆し大海原を疾走する優雅な姿は、「海の貴婦人」、「太平洋の白鳥」とも呼ばれ、多くの人々にこよなく親しまれてきました。

平成元年9月16日に現役を退き、平成2年4月から富山県と大阪市で4年半毎に交替保存することになりました。現在は、富山新港に係留されています。

環境白書についてのお問い合わせは、富山県
企画県民部環境整備課（TEL0764-31-4111）
あてに御連絡下さい。

本白書は再生紙を使用しております。

環境白書の発刊にあたって



富山県の環境状況は、県民の皆様のご協力を得て実施してまいりました各種の環境保全施策により、全般的に改善され、おおむね良好な状況にあります。

しかしながら、近年、都市化の進展や生活様式の高度化に伴い、都市・生活型公害の比重はますます大きくなってきており、さらには、酸性雨、地球温暖化等地球規模の環境問題が社会的関心事となるなど、21世紀に向け長期的展望に立った新たな対応が強く求められているところであります。

一方、身近な自然とのふれあいや街並みの美しさ、歴史的なたたずまいといった潤いとやすらぎのある快適な環境づくりに対する県民の皆様の関心もこれまでになく高まってきております。

このような状況をふまえ、健康で文化的な生活を営むためには良好な環境が必要不可欠であるとの基本認識のもとに、本県の特性に応じた総合的な環境保全施策を計画的に推進してまいりたいと考えております。

幸い、本県は、水と緑に恵まれた豊かで美しい自然環境を有しており、この恵み豊かな郷土を県民共有の財産として次の世代に引き継いで行くことは私達に課せられた重要な責務であります。このためには、県民・事業者・行政が一体となって「活力と温かい心に満ちた美しいふるさと」の創造に積極的に取り組んで行くことがなによりも大切であります。

この白書は、本県の環境の現状と施策についてとりまとめたものであり、県民の皆様の環境問題に関する認識と県の施策に対するご理解を一層深めていただく一助となれば幸いです。

平成2年7月

富山県知事 中 沖 豊

目 次

第1章 総 論	1
第1節 環境の現況	3
1 公害の現況	3
(1) 大 気 汚 染	4
(2) 水 質 汚 濁	10
(3) 騒音・振動・悪臭	16
(4) 土 壌 汚 染	18
(5) 地 下 水	20
(6) 廃 棄 物	24
(7) 快適環境づくり	30
(8) そ の 他	33
2 自然環境の現況	37
(1) 植 生	38
(2) 鳥 獣	42
(3) 自然公園	46
第2節 環境行政の歩みと今後の展開	52
1 環境行政の歩み	52
2 広がる地球環境問題	56
3 今後の環境行政の展開	59
(1) 快適な環境づくりの推進	59
(2) 環境基準の達成維持	60
(3) 産業廃棄物の適正処理の推進	61
(4) 自然環境の保全	61
(5) 環境影響評価制度の推進	62
(6) 地球環境問題への取り組み	62
(7) 環境保全活動等の推進	63

(8) 総合的な環境保全施策の推進	64
〈全国に誇る優れた環境資源〉	65

第2章 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策 73

第1節 大気汚染の現況と対策 73

1 大気汚染の現況	73
(1) 汚染物質別の現況	73
(2) 燃料使用量等の推移	89
2 大気汚染防止に関して講じた施策	93
(1) 法令等に基づく規制の概要	93
(2) 大気環境管理計画(ブルースカイ計画)の推進	100
(3) 監視測定体制の整備	103
(4) 監視取締りと行政指導	107
(5) 大気環境の各種調査	108

第2節 水質汚濁の現況と対策 134

1 水質汚濁の現況	134
(1) 河川・湖沼の汚濁状況	134
(2) 海域の汚濁状況	141
2 水質汚濁防止に関して講じた施策	144
(1) 法令等に基づく規制の概要	144
(2) 水質環境管理計画(クリーンウォーター計画)の推進	147
(3) 監視測定体制の整備	150
(4) 監視取締りと行政指導	154
(5) 水質環境の各種調査	156

第3節 騒音及び振動の現況と対策 175

1 騒音及び振動の現況	175
(1) 騒音の状況	175
(2) 振動の状況	181
2 騒音及び振動防止に関して講じた施策	182

(1) 騒音の規制	182
(2) 振動の規制	186
第4節 悪臭の現況と対策	190
1 悪臭の現況	190
2 悪臭防止に関して講じた施策	190
(1) 法令等に基づく規制の概要	190
(2) 新規悪臭物質の規制	192
(3) 悪臭実態調査	193
第5節 土壌汚染の現況と対策	194
1 土壌汚染の現況	194
(1) 神通川流域	194
(2) 黒部地域	195
2 土壌汚染防止に関して講じた施策	196
(1) 神通川流域	196
(2) 黒部地域	201
第6節 地下水の現況と対策	202
1 地下水の現況	202
(1) 地下水位の変動	202
(2) 地下水の塩水化	206
2 地下水に関して講じた施策	207
(1) 地下水条例による規制	207
(2) 監視測定体制の整備	211
(3) 監視取締りと行政指導	211
(4) 地下水揚水量総合解析調査	213
第7節 廃棄物の現況と対策	216
1 廃棄物処理の現況	216
(1) 一般廃棄物の処理	216
(2) 産業廃棄物の処理	220
2 廃棄物に関して講じた施策	223

(1) 法令に基づく規制の概要	223
(2) 一般廃棄物対策	225
(3) 産業廃棄物対策	226
第8節 快適環境づくりの展開	228
1 県土美化推進運動の実施	228
2 環境保全活動等の推進	231
3 快適な公共トイレ事業の推進	233
4 名水等水環境の保全	234
第9節 その他の環境保全対策	237
1 公害防止計画の推進	237
2 環境影響評価の制度化	238
3 環境情報管理システム	238
4 緩衝緑地の整備	241
5 下水道等の整備	245
6 畜産環境保全対策	250
7 漁場環境保全対策	252
8 環境保健対策	255
9 食品等の汚染対策	261
10 公害に関する紛争と苦情処理	263
11 公害防止協定と事前協議	267
12 花と緑の県づくり	270
第10節 環境保全に関する試験、研究	271
第11節 民間における公害防止体制の整備	275
1 県の助成	275
2 公害防止管理者制度	279
第12節 自然環境保全の現況と対策	280
1 自然環境保全の現況	280
(1) 自然環境保全地域等	280
(2) 自然公園等	282

(3) 県民公園	286
(4) 立山山麓家族旅行村	289
2 自然環境保全に関して講じた施策	290
(1) 自然環境保全地域の保全及び管理	290
(2) 自然公園等の保護及び管理	290
(3) 自然公園等の施設整備	294
(4) 県民公園の整備	295
(5) 野生鳥獣の管理	295
(6) 自然保護思想の普及啓蒙	303
(7) 自然環境の各種調査	308
(8) 自然環境保全地域等の公有地化	309

第3章 平成2年度において講じようとする

環境保全に関する施策	311
1 総合的な環境保全対策	312
2 大気汚染防止対策	313
3 水質汚濁防止対策	314
4 騒音・振動防止対策	316
5 悪臭防止対策	316
6 土壌汚染対策	316
7 地下水対策	317
8 合併処理浄化槽設置推進対策	317
9 産業廃棄物対策	318
10 快適環境の形成	319
11 環境保全活動等の推進	321
12 その他の環境保全対策	322
13 環境保全に関する試験・研究	324
14 公害防止事業に対する助成	326
15 自然環境保全対策	326

資 料

第1	年表(昭和36年度～63年度)	331
第2	日誌(平成元年度)	352
第3	富山県環境関係行政組織図	354
第4	富山県環境関係付属機関	355
第5	富山県環境関係分掌事務	356
第6	市町村環境関係担当課(係)一覧	359
第7	市町村の環境関係条例制定状況	360
第8	市町村の公害防止協定締結状況	361
第9	最近の環境用語	366
第10	国の環境基準	376
第11	県の環境基準	385
第12	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	386
第13	騒音関係に係る環境基準の地域類型の指定状況	388
第14	「とやまの名水」一覧	390
第15	「とやま森林浴の森」一覧	392
第16	「全国の巨木」一覧(富山県関係)	397
第17	鳥獣保護区一覧	398
第18	自然公園の主な施設の内容	399

第1章 総論

第1章 総論



県の鳥 ライチョウ

北と南の両アルプスにすむ鳥で、古来より歌にも詠まれ愛されてきました。特に、雷鳥の衣ガえは有名で、冬には尾羽の一部を残して純白の姿になります。（昭和30年、国の特別天然記念物に指定）

第1章 総 論

富山県は、緑と水に恵まれた美しい自然のうえに、先人の英知とたゆまぬ努力によって、特色ある伝統産業と近代工業が発展し、今日の繁栄が築かれてきました。

30年代後半からの経済の高度成長の中で、本県の産業は、化学、鉄鋼などの基礎素材型産業を中心に目覚ましい発展をとげ、それに伴い、県民の生活水準も著しく向上しましたが、その反面で大気汚染や水質汚濁などの公害の発生や自然の改変など、環境の汚染が進行しました。

このような状況から、公害を防止し、美しい自然環境を保全していくため、40年代には、法律や条例の整備をはじめ、本県独自のブルースカイ計画を策定するなど各種の環境対策が強化された結果、工場などでは、公害防止設備の整備、生産工程の改善、省資源・省エネルギー化が進められ、産業活動に起因する環境の汚染は著しく改善されてきました。

しかしながら、近年、都市化の進展や生活様式の高度化などを背景として、生活排水による河川の汚濁、自動車による大気汚染や交通騒音、道路や公園における空き缶やごみの散乱など、都市・生活型公害のウェイトが高まってきている一方、技術革新や新素材の利用など産業構造の高度化やエネルギー源の多様化、大規模な地域開発が進むなど、新たな視点での対応が必要となってきています。

自然環境については、改変が進むなかで、かけがえのない原生的な自然がますます貴重になってきている一方、市街地周辺では、身近な水辺や緑地が減少するなど自然とふれあう機会が少なくなってきています。

さらに、生活水準の向上や余暇時間の増大に伴って、県民の環境に対するニーズは安全さや利便さを志向するばかりではなく、清らかな水辺や豊かな緑など自然とのふれあい、街並みの美しさや歴史的なたたずまいとい

ったうるおいとやすらぎを与える快適さを求めるようになっていきます。

また、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少等の地球規模の環境問題は、国際的にも重要な課題となっており、幅広い取り組みが求められています。

このような状況をふまえ、21世紀を展望しつつ健康で文化的な生活は、環境と深くかかわりがあるとの基本的な認識に立って、今後の環境問題に対処する必要があります。

このため、地域の特性に応じた望ましい環境づくりをめざす総合的な環境管理計画の策定をはじめ、環境影響評価制度の推進、自然公園の整備など、快適な環境づくりの施策を総合的、かつ、計画的に推進していく必要があります。

また、環境教育を体系的に推進し、わたくしたちの豊かな日常生活が地球環境資源の大量消費の上で成り立っていることに理解を深め、環境に優しいライフスタイルの定着や地域に根ざした環境保全活動を積極的に展開していく必要があります。

一方、最近県内各地において、ボランティアによる美化活動や自然解説活動が積極的に進められています。これは、きれいで快適な県土づくりを目ざすとともに自然に親しもうとする県民の意識の高まりを示すものであり一層の展開が望まれます。

現代に生きるわたくしたちは、このうるおいとやすらぎに満ちた恵み豊かな環境を県民、事業者、行政が一体となって守り育て、県民共有の財産として次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

第1節 環境の現況

1 公害の現況

元年度における県内の公害の状況は、これまで実施してきた各種の対策により、全般的に改善されてきています。

大気の汚染については、本県独自のブルースカイ計画などを推進してきたことにより、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、すべての観測局で環境基準を達成しており、きれいな空となっています。しかし、光化学オキシダントは、全国的な傾向と同じく環境基準を超えています。

水質の汚濁については、小矢部川や神通川などの主な河川や海で、著しく改善されてきましたが、市街地を流れる一部の中小河川では、生活排水などの影響による汚濁がみられます。

騒音、振動、悪臭については、苦情件数からみると最近ではほぼ横ばいの傾向にありますが、その内容は多様化してきています。

農用地のカドミウムによる土壌汚染については、神通川流域の土壌汚染対策地域における第1次地区の復元事業を完了し、引き続き第2次地区について復元事業が進められています。

地下水については、近年、道路消雪などに利用される地下水は増加する傾向にありますが、地下水条例によるくみあげ量の規制や工場における水利用の合理化が進み、地下水位はおおむね横ばいの傾向にあります。

日常生活に伴って発生するごみやし尿などの一般廃棄物の処理施設については逐次整備されており、工場などから発生する産業廃棄物については、減量化と有効利用が進められています。

また、快適な環境づくりについては、ボランティアにより県土美化推進運動をはじめ、花と緑の美しいふるさとづくりやうるおいのある街づくり等の活動が年々各地で盛んになってきています。

(1) 大気汚染　　—きれいな空を守るために、

ブルースカイ計画を進める—

大気は、水とともに、私たち人間が生活していくうえでなくてはならないものであり、健康で快適な生活を営むためには、このきれいな空を守り維持していかなければなりません。

近年における産業や交通の発達は、私たちに豊かで便利な生活をもたらした反面、石油や石炭などの燃料を大量に消費するようになったため、工場や自動車からの排出ガスが増えて、大気を汚染するようになりました。

このため、県では、法令による規制やブルースカイ計画^{*1}の推進に努めてきた結果、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、すべての観測局において環境基準^{*2}が達成されるなど、きれいな空になってきています。

このような、大気の状態を監視するために、現在、図1-1のとおり、県内37か所に観測局を設け、常時、環境の濃度を測定しています。

また、このうち主な19局については、公害センターの中央監視局とテレメータ装置で結び、光化学スモッグの発生など、大気汚染の状況が悪化した場合に備えています。

主な汚染物質の環境基準の達成率と環境濃度は、表1-1と図1-2に示すとおり全般的には横ばいに推移しています。

硫黄酸化物については、法令の規制にあわせて、47年度にブルースカイ計画をつくり、工場等で使用する燃料中の硫黄分や硫黄酸化物排出量について指導してきました。

^{*1}〔ブルースカイ計画〕工場などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物の量を削減し、きれいな空を守っていくため、県が47年度から進めている計画です。

^{*2}〔環境基準〕人の健康や生活環境を守っていく上で、維持されることが望ましい環境の目標となる基準で、公害対策基本法に基づき、現在、大気、水質及び騒音について定められています。

図1-2 主な大気汚染物質の環境濃度(日平均値)の推移

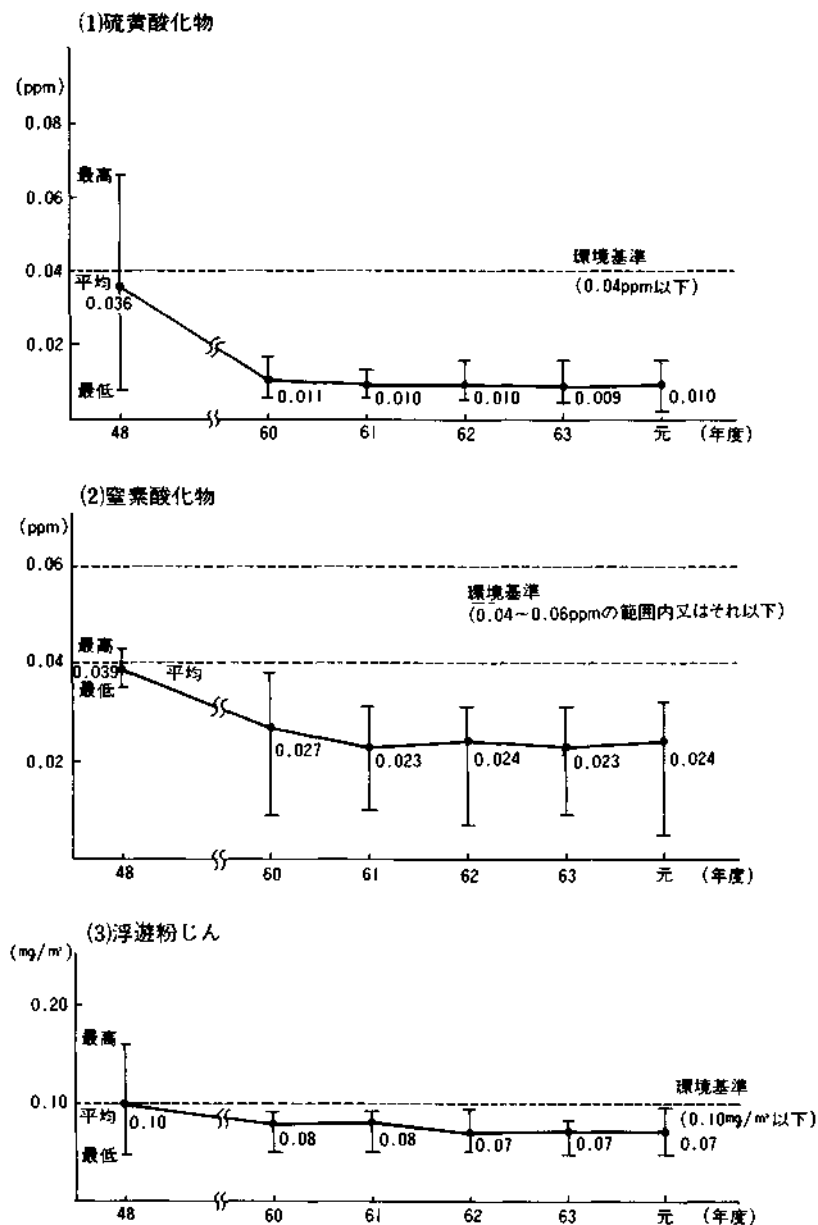


表1-1 主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移

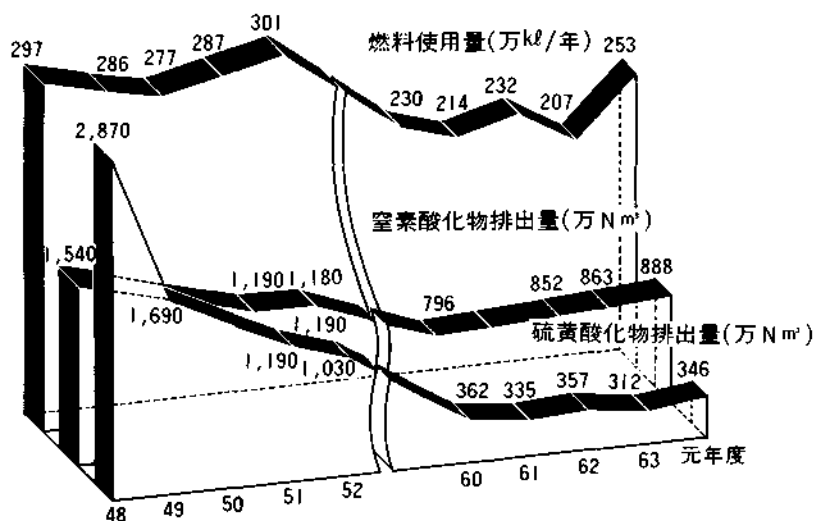
(単位：％)

項 目	48年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度
硫黄酸化物	50	100	100	100	100	100
窒素酸化物	100	100	100	100	100	100
浮遊粉じん	45	79	88	88	97	100

注 環境基準達成率(％)＝(環境基準達成観測局数/全観測局数)×100

また、工場等においても除害装置が順次整備され、省エネルギー対策が進められたこともあって、排出量は、図1-3のとおり、逐年減少しており、元年度の硫黄酸化物の排出量は、48年度に比べて8分の1程度となっています。

図1-3 燃料使用量、硫黄酸化物及び窒素酸化物排出量の推移



その結果、環境の濃度は、48年度の平均0.036ppm に比べて、元年度は平均0.010ppm と約4分の1に減少しました。

環境基準については、長期的評価^{*1}でみると48年度には観測局の半数が基準を超えていましたが、51年度以降はすべての観測局において達成しており、元年度も環境基準よりかなり低い濃度でこれを維持しています。

窒素酸化物については、法令の規制にあわせて、49年度からブルースカイ計画により、工場等に対して燃焼方法の改善や良質燃料の使用を指導してきました。このため、排出量は、図1-3のとおり、減少してきていましたが、最近では、エネルギー源の多様化や自動車交通量が増えたことに伴って増加する傾向にあります。

環境の濃度は、48年度には平均0.039ppm でしたが、近年は0.025ppm 前後を横ばいに推移しており、元年度は0.024ppm で、すべての観測局において環境基準を達成しています。

硫黄酸化物及び窒素酸化物については、63年度に改定したブルースカイ計画を推進し、引き続き環境基準を維持することにしています。

浮遊粉じんについては、高性能な集じん機の設置や燃焼方法の改善などを指導してきましたが、環境の濃度は、従来から0.10mg/m³程度に推移しており、元年度も0.07mg/m³とほぼ横ばいの状況です。

また、環境基準については、長期的評価でみると、ここ数年改善の傾向にあり、元年度はすべての観測局において達成していますが、今後とも工場などから排出される粉じんの環境に及ぼす影響を調査し、対策を進めることにしています。

光化学オキシダントについては、ここ数年、注意報を発令する状況には至っていませんが、各観測局とも、春先から夏にかけて環境基準を超

^{*1}〔長期的評価〕大気汚染の状況を的確に判断するため、年間の測定値の1日平均値について、測定値の高い方から2%内にあるものを除外して評価することをいいます。

えることが多いので、今後さらに、原因物質や発生メカニズムを調査し、対策を進めることにしています。

一酸化炭素については、すべての観測局において環境基準を達成しています。

スパイクタイヤの使用による道路粉じんについては、スパイクタイヤが雪解け後の道路を削り、粉じんを巻き上げることから、春先の大きな悩みとなっています。

このようなことから、県では、要綱により、3月15日から12月10日までをスパイクタイヤの使用自粛期間とし、使用しないよう広く県民に呼びかけています。

また、近年、大気汚染の形態が産業型から都市型へと変化していることや今後のブルースカイ計画の推進、環境影響評価の実施に対応する必要があるので、観測地点や測定項目を見直し、観測体制の強化を図るため、将来の観測局の適正な配置についての調査・検討を行っています。

このほか、広域的な課題となっている酸性雨^{*1}や環境放射能^{*2}についてもその実態の把握に努めるなど、適切に対応していくことにしています。

^{*1}〔酸性雨〕大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が上空で雨雲や雨水にとりこまれて酸性の度合いが強くなった雨のことです。

^{*2}〔環境放射能〕空気、雨水、チリ及び土壌など一般環境中に含まれる放射能をいいます。

(2) 水 質 汚 濁 一魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海をめざして、

クリーンウォーター計画を進める—

水は、炊事、洗濯などの生活用水として毎日の暮らしに必要であるばかりでなく、工業、農業、水産業などの産業活動にもなくてはならないものです。

また、小川のせせらぎや紺碧の海、緑豊かな水辺は、レクリエーションや憩いの場として、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与えてくれます。このように、水は暮らしのなかで重要な役割を果たしていますが、近年の産業の発展や生活様式の高度化などが、水質の汚濁をもたらしました。

このため、工場排水については法令により規制するとともに、私たちが日常生活に伴って排出する生活排水については下水道を整備するなどの対策がとられています。また、川の流れや汚濁を改善するため、きれいな水の導入なども行われています。

その結果、県内の川や海の水質は、全体としてきれいになってきていますが、街の中を流れている一部の川では、まだ生活排水などによる汚濁がみられます。

表1-2 河川、湖沼、海域における環境基準達成率の推移

(単位：%)

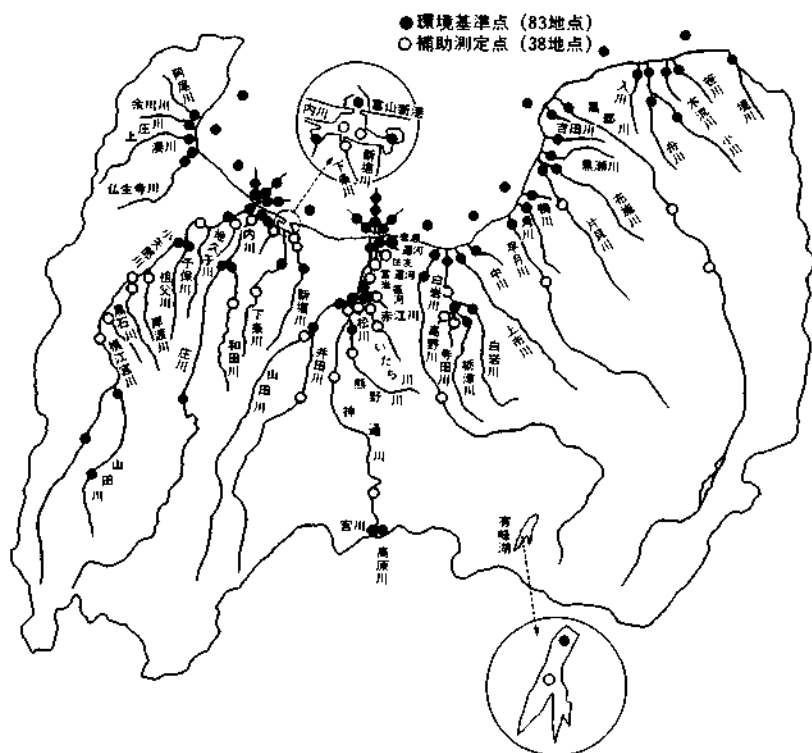
水 域 区 分		60 年 度	61 年 度	62 年 度	63 年 度	元 年 度
河 川	主要 5 河川	100	100	100	100	100
	中小22河川	87	83	87	90	93
	合 計	93	91	93	95	96
湖 沼		—	—	—	—	100
海 域	富 山 湾	100	96	100	100	92
	富 山 新 港	100	100	100	100	100
	合 計	100	96	100	100	93

注1 環境基準達成率は、河川 BOD、湖沼、海域 COD による。

2 環境基準達成率 (%) = (環境基準達成点数/環境基準点数) × 100

3 湖沼は、元年度から測定開始

図1-4 水質の監視測定地点



水質汚濁の状況を監視するため、図1-4のとおり、現在27の川で89地点、湖で2地点、海で30地点の合計121地点で定期的に測定を行っています。

つぎに、県内の川や海における水質の推移をみると、図1-5、図1-6のとおり、従来著しい汚濁がみられた小矢部川やその支川の千保川、神通川などは、その後、大幅に改善され、近年はきれいになってきています。また、庄川や黒部川などは現在もその清流を保っています。

しかし、中小の川のうち、生活排水の影響が多くみられる街の中を流れる川では、徐々に改善されてきてはいるものの、いまだに汚濁がみられます。

一方、海では、一部で環境基準を超えるところがみられますが、近年安定したきれいな水質を維持しています。

それぞれの川の水質の状況は、図1-7のとおり、ほとんど環境基準のAA(BOD 1mg/l)～B(BOD 3mg/l)類型^{*)}に相当するきれいな水質を維持しています。しかし、一般に下流部では、工場や家庭からの排水による汚濁がみられ、特に街の中を流れている川や流れがよどんでいる川の汚濁が目立ちます。

これらの汚濁のみられる川に清流を取り戻すため、今後とも県及び市町村では全県域下水道化構想に基づく下水道の整備や合併処理浄化槽の設置、あるいはきれいな水の導入事業などを積極的に進めていくことにしていますが、さらに、私たち一人ひとりが「自らも水質汚濁の原因者」であるとの認識にたち、家庭でできる浄化対策の実践活動などを一層進めていく必要があります。

また、最近問題となっているトリクロロエチレン等の有機塩素系化学物質による汚染については、川や海、地下水について定期的にその実態

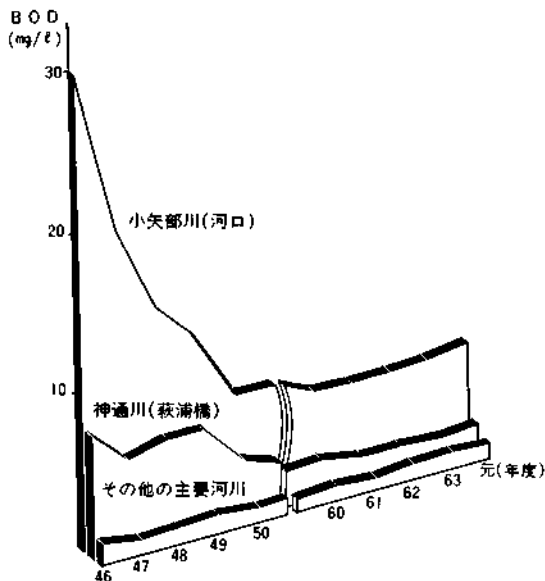
^{*)}〔水質の環境基準の類型〕川や海の水質の環境基準は、水の利用目的に応じて、川の場合はAA類型～Eタイプの6つに、また海の場合はA～Cタイプの3つに、分類されています。

川のAA類型とか、海のA類型はもっともきれいな水質です。

^{**)}〔クリーンウォーター計画〕“魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海”を実現することを目標とし、望ましい水質環境を将来にわたって守っていくための計画です。

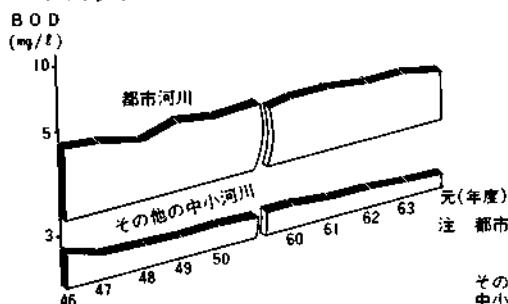
図1-6 河川及び海域の水質の推移

(1) 主要河川



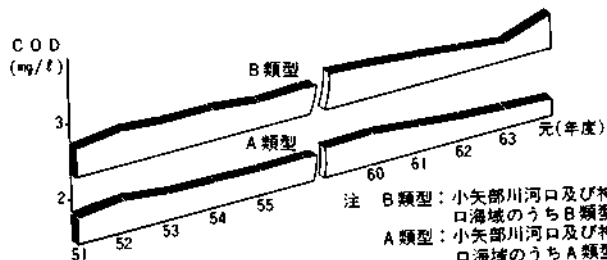
注：その他の主要河川：庄川、常願寺川、黒部川

(2) 中小河川



注 都市河川：上庄川、仏生寺川(湊川)、内川、下桑川、中川、角川、鴨川、黒瀬川、高橋川、木流川
その他の中小河川：阿尾川、余川川、新堀川、白岩川、上市川、早月川、片貝川(布施川)、吉田川、入川、小川、笹川、焼川

(3) 富山湾



注 B類型：小矢部川河口及び神通川河口海域のうちB類型海域
A類型：小矢部川河口及び神通川河口海域のうちA類型海域並びにその他地先海域

(3) 騒音・振動・悪臭 ー多様化する苦情ー

日常生活で体験するさまざまな音や揺れ、においの中には「迷惑な音（騒音）」や「不安な揺れ（振動）」、「不快なにおい（悪臭）」があります。

県では、これら身近な公害について、法令により工場や事業場を規制しています。

騒音については、一般環境騒音や航空機騒音の環境基準の地域指定を行い、騒音の状況を監視するための測定を実施しています。

元年度の測定結果では、一般環境騒音については表1-3のとおり、環境基準に適合しているのは道路に面する地域が50%、それ以外の地域が59%であり、交通量の多い幹線道路を中心とした道路周辺地域において適合率が低い状況にあります。

航空機騒音については、63年度以降は低騒音型ジェット機の就航率が増加したため従前と比較すると大幅に改善され、引き続き、すべての地点で環境基準を達成維持しています。

悪臭については、悪臭防止法が改正され、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質が新たに規制物質に追加されたため、規制地域及び規制基準の設定について検討し、2年度から規制をすることにしています。

県及び市町村で受け付けた騒音、振動や悪臭の苦情件数からみると、騒音や振動については、図1-8のとおり 工場等において防音工事や移転の対策が実施されたため、47年度をピークに大幅に減少し、最近ではほぼ横ばいとなっています。発生源は、工場・事業場が最も多くなっていますが、商店・飲食店、建設作業、交通騒音など多様化する傾向にあります。

悪臭については、図1-9のとおり47年度が最も多く、近年はほぼ横ばいとなっています。

このような身近な公害については、発生源に対する指導や適正な土地

利用に努めるとともに、啓発用ポスター等による意識の高揚を通じて、快適な生活環境を保全していくことにしています。

表1-3 騒音の環境基準適合率（元年度）

区 分		測定地点数	環境基準適合地点数	適 合 率 (%)
道 路 に 面 す る 地 域		339	168	50
内 訳	国 道	65	13	20
	県 道	102	55	54
	市 町 村 道	172	100	58
道路に面する地域以外の地域		98	58	59
全 体		437	226	52

図1-8 騒音・振動苦情の発生源別の推移

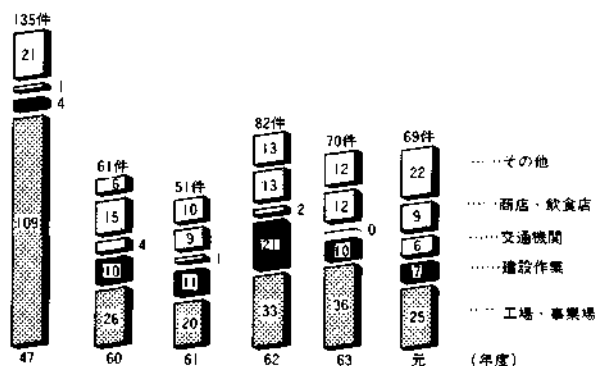
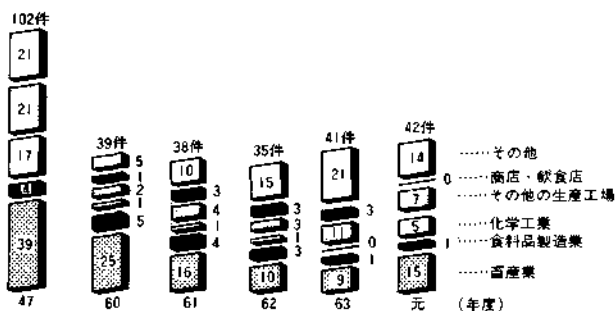


図1-9 悪臭苦情の発生源別の推移



(4) 土 壌 汚 染 —第2次地区の復元を進める—

農用地の汚染原因となる物質として、土壤汚染防止法では、カドミウム、ヒ素、銅の3物質が定められています。

本県では、カドミウムにより汚染された農用地として 表1-4及び図1-10のとおり神通川流域で1500.6ha 黒部地域で129.5ha が農用地土壤汚染対策地域に指定されています。

表1-4 農用地土壤汚染対策地域の指定及び解除の状況

(単位: ha)

地 域 名		対策地域の指定面積 ①	指定解除した面積 ②	残る対策地域の面積	汚 染 物 質	指定及び解除の年月日
神通川 流 域	左岸 地域	富 山 市	21.1	—	21.1	カドミウム 指定 49年8月27日 50年10月17日 区域変更 52年1月28日 52年11月30日 指定解除 62年6月9日
		婦 中 町	912.0	12.5	899.5	
		八 尾 町	85.3	—	85.3	
		小 計	1,018.4	12.5	1,005.9	
	右岸 地域	富 山 市	437.6	54.2	383.4	
		大沢野町	44.6	28.5	16.1	
		小 計	482.2	82.7	399.5	
		計	1,500.6	95.2	1,405.4	
黒 部 地 域	黒 部 市	129.5	—	129.5	カドミウム	指定 48年8月9日 区域変更 49年11月28日

表1-5 神通川流域における農用地の土壤復元計画

地 区		第 一 次 地 区		第 2 次 地 区	
計画の内容		昭和55年2月6日		59年1月20日	
公 告 年 月 日		昭和55年2月6日		59年1月20日	
計画面積	左岸地域	婦 中 町	219.6ha	婦 中 町	219.6ha
		八 尾 町	—	八 尾 町	85.3
		小 計	12.5	小 計	304.9
	右岸地域	富 山 市	54.2	富 山 市	130.7
		大沢野町	29.7	大沢野町	14.9
		小 計	83.9	小 計	145.6
	合 計	96.4(108.0)		合 計	450.5(481.1)
復 旧 方 式		区画整理方式		区画整理方式及び現状回復方式	
対 策 工 法		埋込客土及び上乗せ客土		埋込客土及び上のせ客土	
総 事 業 費		1,793,000千円		10,940,000千円	

注 実数は台帳面積。

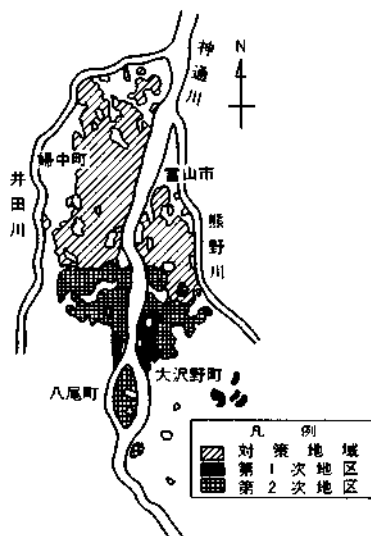
神通川流域の上流部の第1次地区については、きれいな土壌に復元するための工事が完了し、62年6月には、この対策地区のうち95.2haについて、その指定を解除しました。

また、第1次地区に隣接する第2次地区の450.5haについても、59年1月に、表1-5のとおり復元計画をつくり、これに基づいて、59年6月から対策工事を実施しています。

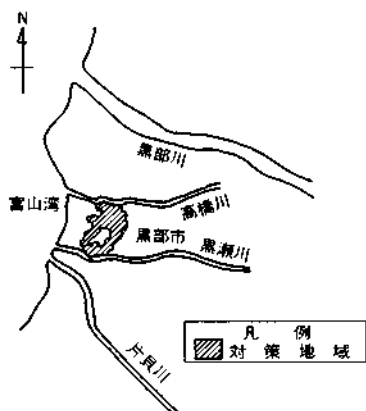
なお、黒部地域については、農用地の土地利用について地元調整を終えたうえで、対策計画を策定することになっています。

図1-10 農用地土壌汚染対策地域

1 神通川流域



2 黒部地域



(5) 地 下 水 ー地下水位は横ばい、消費用の増加が課題ー

本県は、降水量が多く、地下水のかん養に適した地形、地質であるため、豊富な地下水に恵まれており、産業活動や日常生活に多大の恩恵を受けています。

県では、この地下水が適正に利用されるよう地下水条例を制定し、富山市、高岡市、新湊市及びその周辺地域について、採取量の規制を行っています。

地下水位については、現在、図1-11のとおり、28か所の井戸で観測していますが、全体的にみて大幅な変動はなく、おおむね横ばいに推移しています。

地域別にみると、高岡・砺波地域では、豪雪による地下水利用の影響もあって、これまで、一部の地点において低下がみられましたが、最近では、全体的にゆるやかな上昇傾向にあり、富山地域では、全体的にみてほぼ横ばいに推移しています。

図1-11 地下水位の観測地点

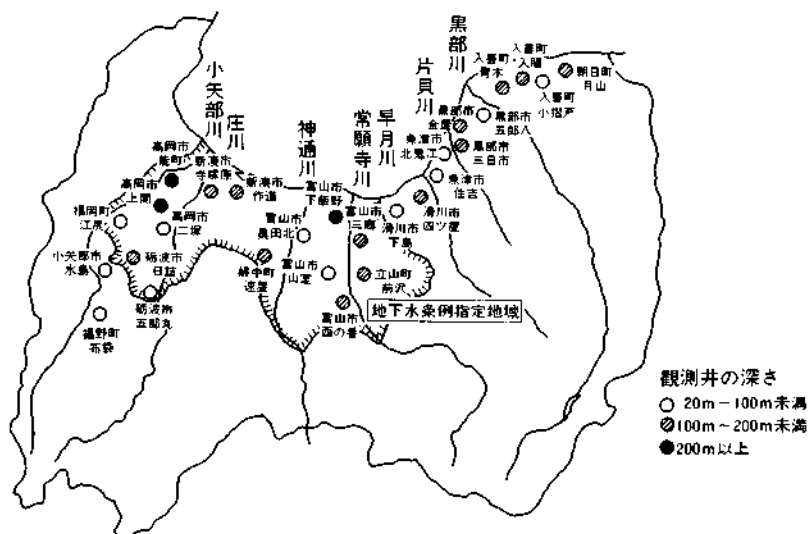
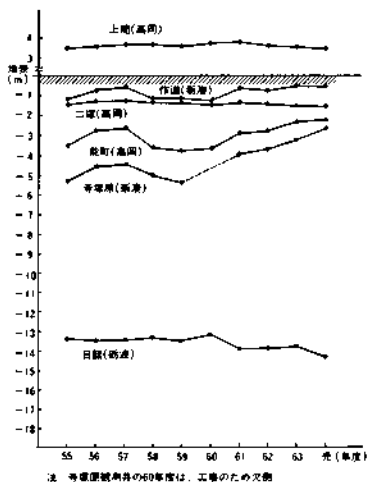
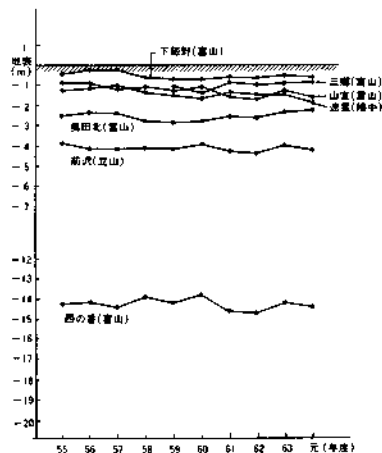


図1-12 地下水位の推移

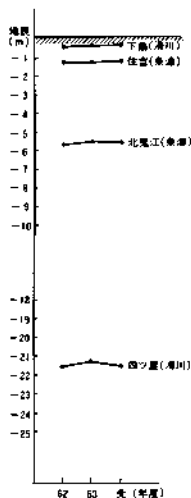
1 高岡・砺波地域



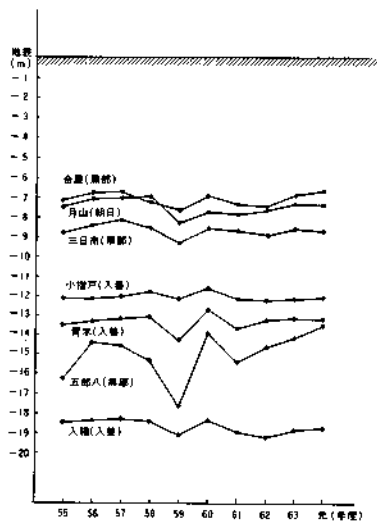
2 富山地域



3 魚津・滑川地域



4 黒部地域



また、魚津・滑川地域については、62年度から観測を開始しましたが、ほぼ横ばいに推移しており、黒部地域では、過去に低下がみられましたが、その後回復し、最近はほぼ横ばいに推移しています。

地下水への海水の混入は、富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近において多少みられますが、ここ数年、変化はありません。

一方、地盤沈下については、63年度に高岡、射水及び富山地域において水準測量調査^{*1}を実施しましたが、沈下は認められていません。

地下水条例指定地域における採取量は、図1-13のとおり、工業用が最も多く、次いで、水道用、建築物用となっています。

また、地下水の揚水設備は、図1-14のとおり、道路や建築物の消雪用が年々増加しており、降雪時にはこれらの揚水設備が一斉に稼働することから、大幅な地下水位の低下が心配されます。

このため、県では、この貴重な資源である地下水を恒久的に活用していくために、60年度から元年度にかけて高岡・砺波地域から順次、県下の各平野部について、地下水適正揚水量調査を実施し、塩水化や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせないで永続的に揚水できる量の検討を行ってきたところです。

2年度は、この結果をもとに、事業者、県、市町村及び県民の役割分担や各種の推進方策を明らかにした地下水管理指針を策定するとともに引き続き地下水位の監視や塩水化の調査を実施していくことにしています。

^{*1}〔水準測量〕水準測量は、土地の高さを精密に測定する測量であり、この経年変化によって、地盤変動状況を把握し、地盤沈下対策に利用します

図1-13 地下水条例指定地域の採取量(元年度)

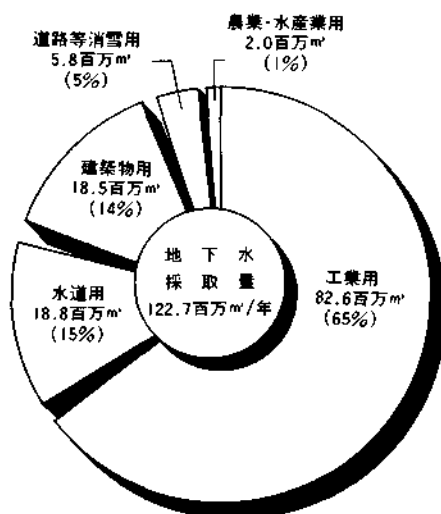
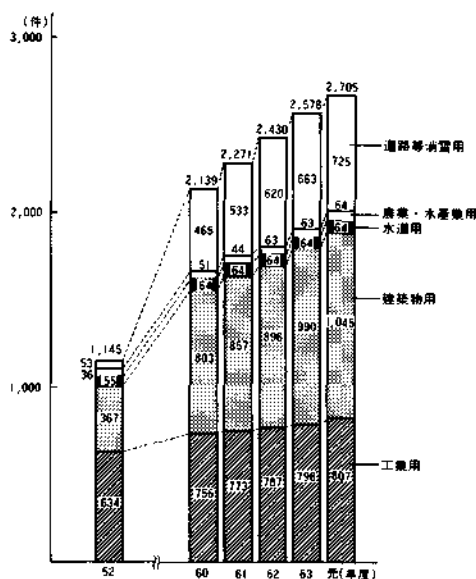


図1-14 地下水条例指定地域の揚水設備の推移



(6) 廃棄物 —さらに有効利用を進める—

廃棄物は、近年の経済の安定成長が進むなかで、生活水準の向上や産業構造の高度化あるいはOA化の進展に伴い、量的に増加しつつあり、質的にも多種・多様化してきています。

これらの廃棄物は、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と工場などの事業活動によって生じる汚でい、建設廃材、木くず、鉋さいなどの産業廃棄物に大別されます。

一般廃棄物については、市町村が計画的に収集・処理することになっています。

ごみ焼却施設やし尿処理施設は、用地の確保や効率的な処理を行う必要から、広域圏を中心として整備されています。これらの施設では、ごみの中から金属を回収したり、汚でいを肥料化するほか、廃熱を発電、温水プールのエネルギー源とするなど資源の有効利用に努めています。

ごみの処理状況についてみると、図1-15のとおり、処理量は、やや増加の傾向がみられ、63年度では、39万tとなっています。これらは、ほとんどが市町村によって収集され、図1-16、図1-17のとおり、市町村や広域圏で設置されているごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設、ごみ埋立地で処理されていますが、焼却される割合が年々増加しています。

図1-15 ごみ処理状況の推移

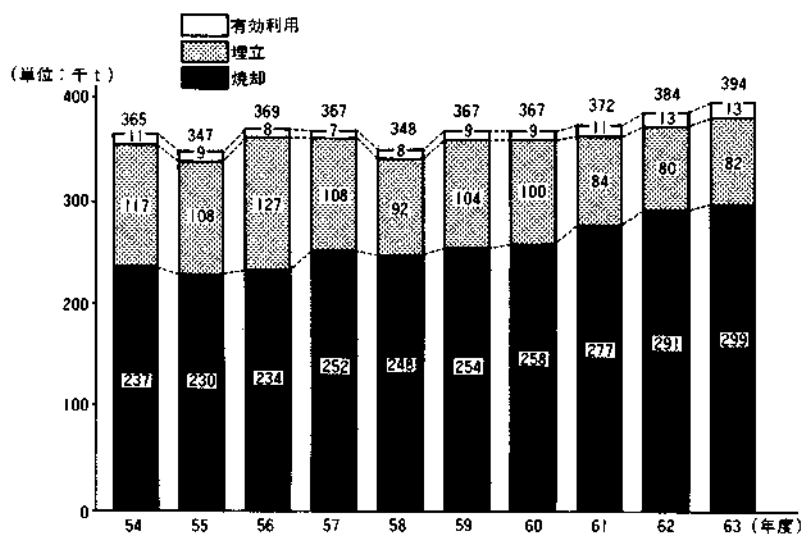


図1-16 ごみ処理施設の状況

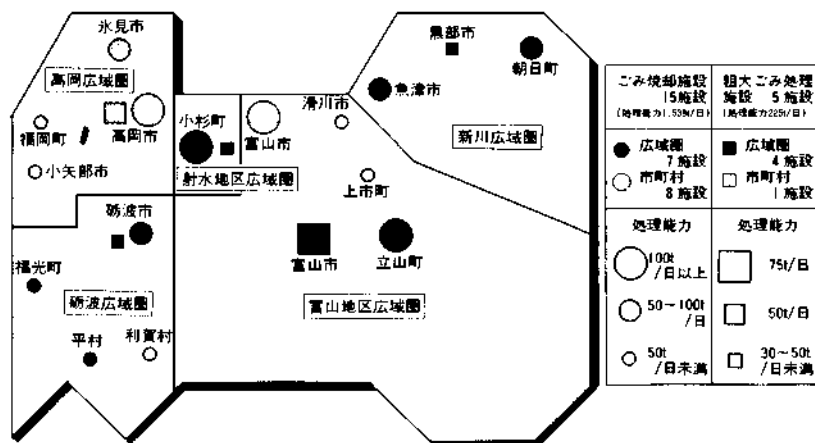
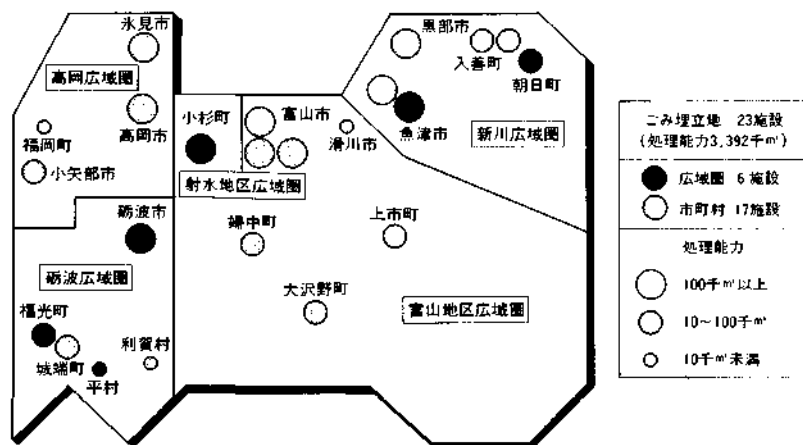


図1-17 ごみ埋立地の状況



一方、し尿の処理状況についてみると、収集量は、図1-18のとおり、やや増加の傾向がみられ、63年度では、37万 kl となっており、近年は、水洗トイレの増加に伴って、浄化槽汚での割合が増加してきています。

これらの収集人口は、図1-19のとおり、くみ取りによるものが49万人、浄化槽によるものが37万人となっています。

収集されたし尿と浄化槽の汚では、図1-20のとおり、市町村や広域圏などで設置されているし尿処理施設で処理されています。

産業廃棄物については、排出した者が自ら責任をもって適正な処理や有効利用を行うこととされています。

事業活動に伴って排出される汚でいや金属くず等の総排出量は、図1-21のとおり、63年度では533万 t となっています。このうち、184万 t が自社で再利用したり、有価物として売却するなど有効利用され、残りの349万 t が産業廃棄物となっています。

種類別では、上・下水道、化学工場などから発生する汚でいが194万 t で最も多く、次いで建設廃材の85万 t となっています。

これらの処理については、図1-22のとおり186万 t が脱水、焼却などに

図1-18 し尿処理状況の推移

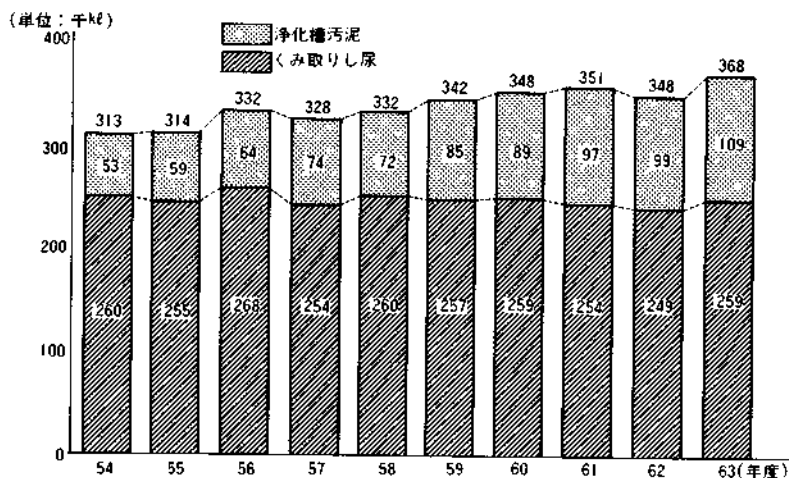


図1-19 し尿の処理状況(63年度)

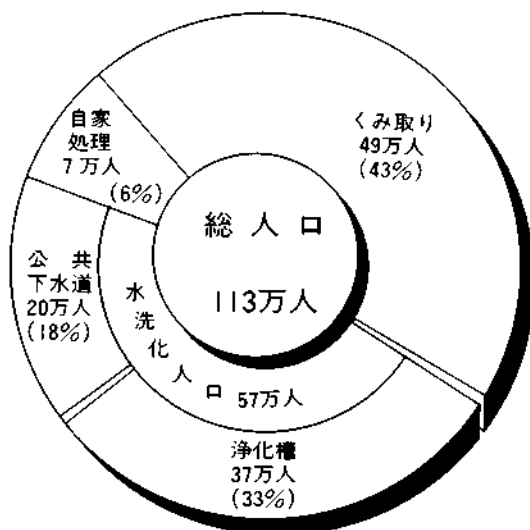
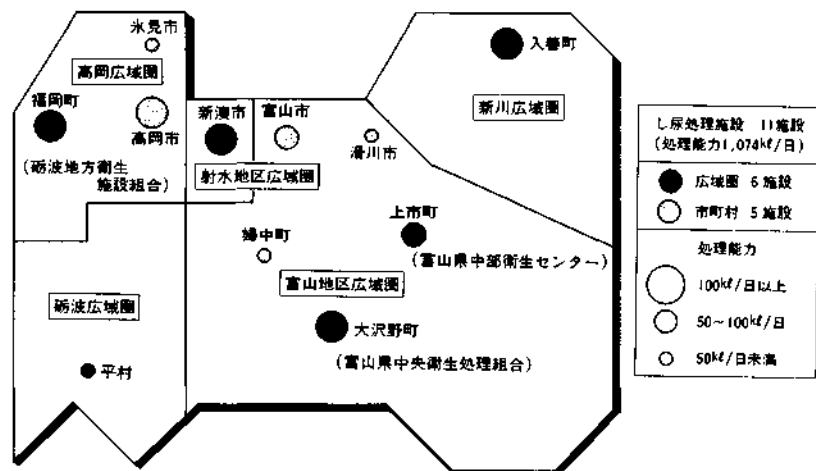


図1-20 し原処理施設の様況



よって減量され、その結果、68万tがセメント原料や路盤材などとして再利用され、残りの95万tが埋立などにより処分されています。なお、石炭灰及び建設廃材の再利用が進んできているのが近年の特徴としてあげられます。

また、小規模事業所における適正処理を促進するため、民間処理業者の育成に努めるとともに、富山新港東部埋立地の一部に「富山県産業廃棄物埋立センター」を設置し、埋立処分を行っています。

近年、半導体製造工場、電子工場等のハイテク産業やドライクリーニング店等で使用されているトリクロロエチレン等有機塩素系化学物質による環境汚染が懸念されることから、元年10月に廃棄物処理法が改正され、これらの物質が新たに規制物質に追加指定されたため、取扱事業所に対し適正処理を行うよう指導の強化を図りました。

なお、従来から、本県と新潟県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の各事業所間で産業廃棄物が相互に利用されるよう広域的な交換体制の整備に努め、有効利用を推進しています。

図1-21 産業廃棄物等の排出状況（63年度）

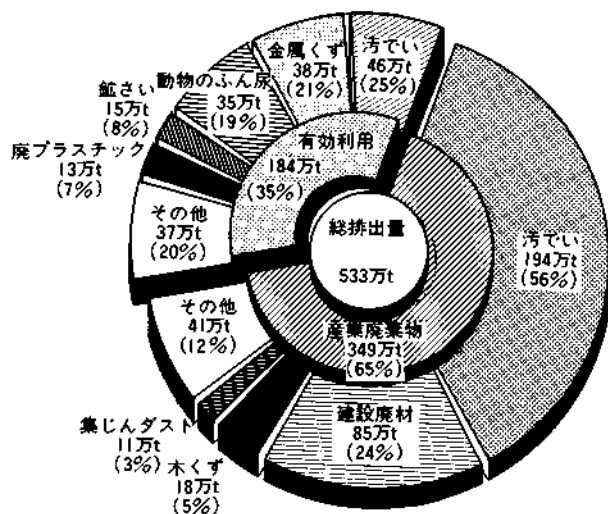
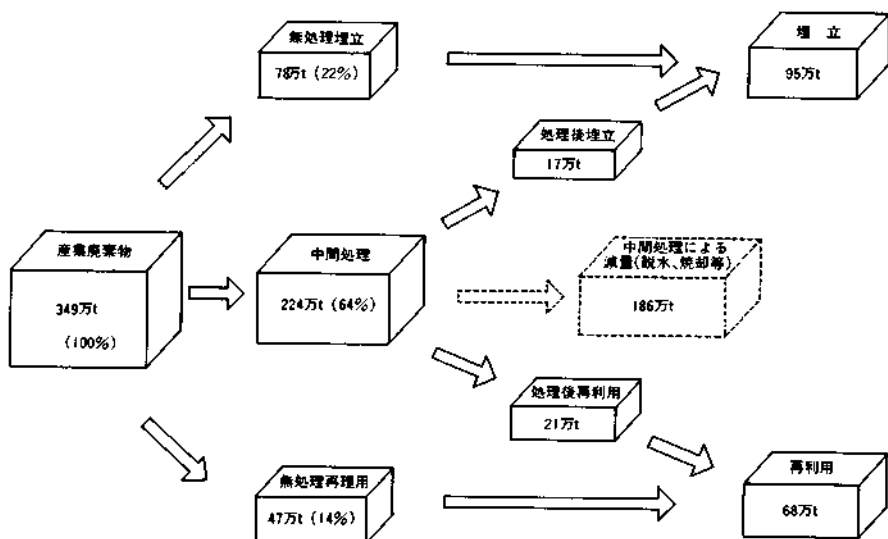


図1-22 産業廃棄物の処理状況（63年度）



(7) 快適環境づくり ー快適な環境をめざして、県土美化運動を進めるー

近年、生活水準の向上に伴って、県民の環境に対する要望も多様なものになり、緑や水のある自然、歴史的雰囲気落ち着いたたたずまい、機能的で美しい街並みなど、うるおいとやすらぎのある快適な環境が望まれてきています。

このため、県ではこれまで進めてきた公害の防止や自然環境の保全に加えて、県土美化運動や「とやまの名水」の選定などにみられるように、さらに一歩進んだ快適環境づくりの施策に積極的に取り組んでいます。県土美化運動は、自治会をはじめ、婦人・青年団体など101団体が構成する県土美化推進県民会議を中心に、「日本一きれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されています。

この運動は、図1-23のとおり「まちやむらを美しくする運動」など4つの美化運動を通じて、ポスターの掲示やちらしの配布、「ふるさとの海辺教室」の開催などの広報啓発活動を行うとともに、公園、道路、海岸等の清掃、清掃美化大会を開催するなど各種の事業を実施しています。また、「ふるさとの大クリーン作戦」を夏休み期間中に展開し、清掃・美化体験を通じて児童・生徒の美化意識の高揚を図っています。

さらに、県土美化モデル地区においては、地区の皆さんがそれぞれ美化スローガンを設けて、熱心に清掃や緑化活動が実施されており、これらの地区を核として美化活動の輪がいつそう広がるよう努めています。また、本県が全国に誇る豊かな自然は、産業を育み、県民の心をうるおし、生活に多大の恩恵を与えてきました。

これらの水や森を守り育てていくため、水環境については、いわゆる名水として古くから引き継がれてきた湧水や川などの中から、特に優れたものを「とやまの名水」として55件選定しており、そのうちの4件については「全国名水百選」にも選ばれています。これらの名水については、身近な水環境として県民に親しまれるよう、市町村が行う説明板、水飲み場の整備事業などに助成しているほか、名水巡りを取り入れた「親子の水とのふれあいバス教室」を開催しています。

森林については、立山の美女平や県民公園頼成の森が「森林浴^{*1}の森日本百選」に選ばれたほか、代表的な森林を「とやま森林浴の森」として50か所選定しました。これらの森林については、県民が気楽に森林浴を楽しむことができるよう、市町村が行う遊歩道、休息所、案内板の整備事業などに助成しているほか、「森林浴バス教室」を開催しています。また、美しい海辺づくりの「海岸アメニティ・マスタープラン」^{*2}や花と緑の「グリーンプラン」^{*3}、魅力ある郷土づくりの「とやま URUOI 環境づくり」^{*4}などの計画もそれぞれ策定しているところであり、これらの事業を通じて、今後とも快適な環境づくりに積極的に取り組んでいくことにしています。

このほか、快適な街づくりを進めるにおいて大切な、「きれいで利用しやすい公共トイレ」の整備を推進するため、市町村が実施する公共トイレの改築・改裝に対し助成するとともに、グッドトイレコンテストやシンポジウムを開催しました。

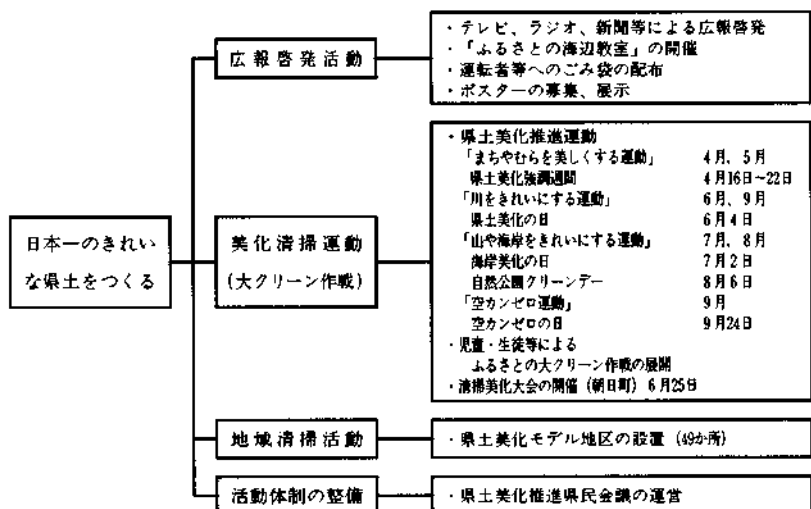
^{*1}〔森林浴〕 森の中にはいると、樹木特有のすがすがしい香りが漂ってくる。森林浴とは、この森林の香気、精気をあびて心身をいやすことです。

^{*2}〔海岸アメニティ・マスタープラン〕 富山県の美しい海岸を守り、さらに快適な環境づくりを推進するための基本を示す計画です。

^{*3}〔花と緑のグリーンプラン〕 日本一の花と緑の環境づくりをめざして、県土を花と緑でつつみ、生活に潤いとやすらぎをもたらす美しいふるさとづくりを推進する計画です。

^{*4}〔とやま URUOI 環境づくり〕 日本一の文化県をめざして、うるおいある県土づくりを進めるため、「文化的環境づくり」、「魅力あるまちづくり」、「すぐれた景観づくり」を総合的に進めるものです。

図1-23 県土美化推進運動の概要



(8) そ の 他

ア 公害に関する苦情

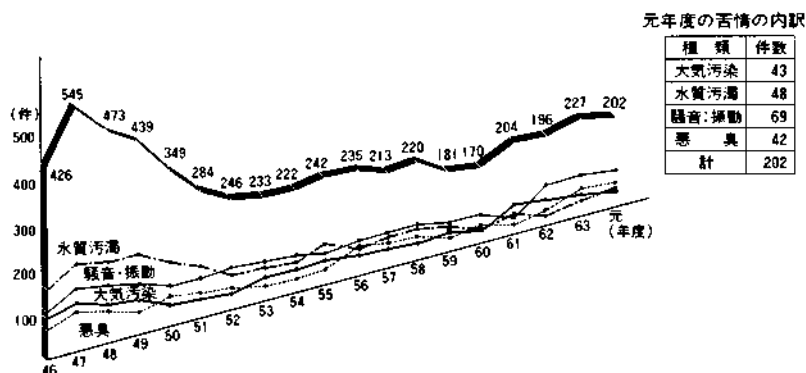
公害の苦情を処理するために、公害審査会や公害苦情相談員を設けて、すみやかで適切な解決に努めています。

県や市町村で受付けた大気汚染や水質汚濁など典型7公害^{*1}についての苦情件数は、図1-24のとおり、47年度の545件をピークに、近年は、その2分の1以下で推移し、元年度では202件となっています。

これらの苦情は、身近な公害である騒音・振動が最も多く、また、発生源別では、図1-25のとおり、工場、畜産業、土木・建築工事、商店・飲食店などとなっています。

なお、人口100万人当たりの苦情の件数は、図1-26のとおり、本県は全国に比べて2分の1以下で、苦情の少ない県となっています。

図1-24 公害苦情受理件数の推移（典型7公害）



^{*1}[典型7公害] 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭のことをいいます。

図1-25 苦情の発生源別の推移 (典型7公害)

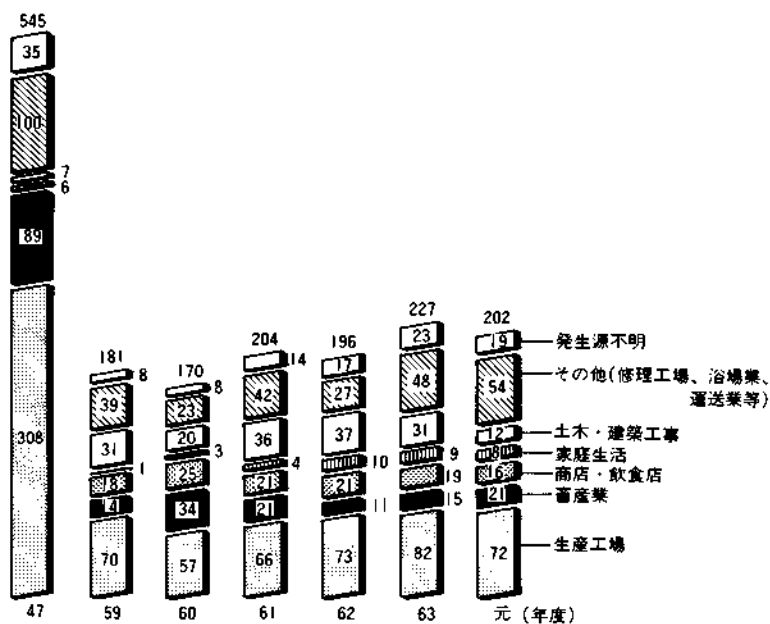
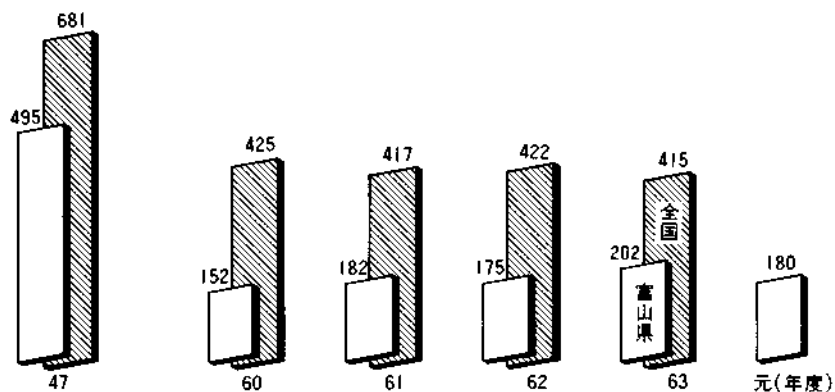


図1-26 人口100万人当たりの苦情件数の推移 (典型7公害)



注 本県及び全国の件数は、(苦情件数/人口)×100万人

イ 富山・高岡地域公害防止計画の策定

公害防止計画は、公害のおそれのある地域について、公害防止の対策を総合的、計画的に進めることをねらいとして策定するものです。本県では、富山・高岡地域について、49年度以来3回にわたり国の承認を受けて公害防止計画をつくり、各種の公害防止対策を進めてきました。

その結果、硫黄酸化物による大気汚染や主な河川の水質汚濁は、大幅に改善されてきましたが、主要幹線道路の騒音、都市河川の水質汚濁、カドミウム汚染田の復元など、なおいくつかの課題が残されていることから、元年度に旧計画の見直しを行い、表1-6のとおり5年度を目標とする新しい5か年計画を策定し、今後引き続き対策を進めることにしています。

表1-6 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区 分	内 容
地 域 範 囲	富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町
承認年月日	元年3月13日
計 画 期 間	元年度～5年度
計画事業費	1,741億円（地方公共団体 1,656億円、事業者 85億円）
主 な 計 画 事 業	・ 公共下水道の整備 ・ 河川のしゅんせつ、導水 ・ し尿処理施設の設置 ・ ごみ処理施設の設置 ・ 農用地土壌汚染対策 ・ 監視測定体制の整備

ウ 公害防止のための融資制度

中小企業における公害防止施設の整備を円滑に進めるために、金融機関と協力して、各種の融資制度を設けています。

このうち、中小企業公害防止資金における融資額は、個別処理施設については2,000万円、共同処理施設については4,000万円で、その返済期間は7年以内、利率は5.0%と低利なものとなっています。その他の融資制度としては、中小企業設備近代化資金、農業近代化資金などがあり、これらを含めた融資状況は表1-7のとおりとなっています

表1-7 公害防止施設への融資状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	60	61	62	63	元
中小企業公害防止資金	365,550 (25)	242,800 (19)	314,665 (21)	164,300 (13)	147,760 (11)
中小企業 設備近代化 設備貸与資金 高度化 振興融資	126,890 (8)	129,160 (10)	98,840 (6)	54,506 (4)	107,580 (6)
農業近代化資金	41,720 (5)	10,000 (1)	20,790 (1)	1,860 (1)	8,370 (1)
合 計	534,160 (38)	381,960 (30)	434,295 (28)	220,666 (18)	263,710 (18)

注 () は融資件数

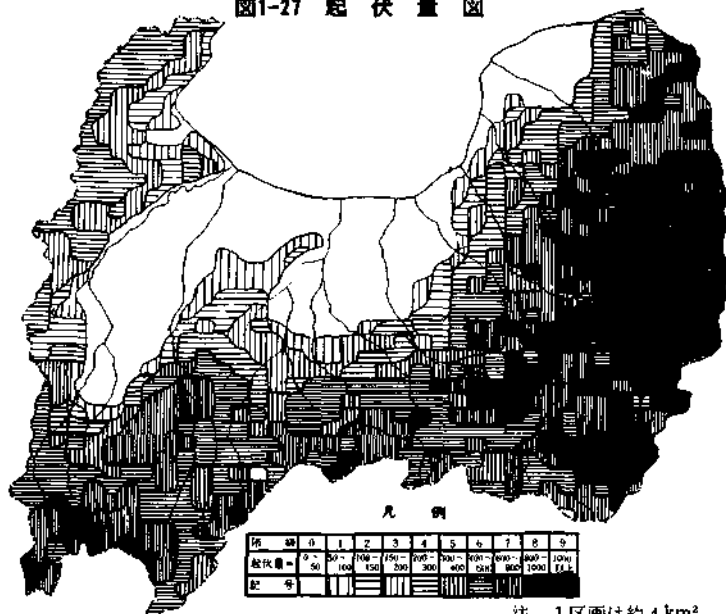
2 自然環境の現況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨高原山地に続く山々中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。またこれら立山連峰などの山々を源として流れ出す各河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられています。

地形のけわしさのめやすとなる起伏量^{*1}は、図1-27のとおり大きく、本県特有のけわしさが見受けられます。とくに県東部では大きくなっているが、これは東部に高い山岳が多いことによるものです。

また、この地域では、これまでに人為の一切加わっていない原生的な植生が

図1-27 起伏量図



注 1 区画は約 4 km²
「富山の地形と地質」1976より

^{*1}〔起伏量〕一定面積内の最高地点と最低地点の標高差のことで、起伏量が大きいほど平均傾斜も大きくなります。

^{*2}〔緑の国勢調査〕わが国の自然環境の現況を把握し、自然環境保全の基礎資料とするため、48年度から環境庁が実施している調査です。

あり、優れた自然が多く残っています。このことは、環境庁の行った「緑の国勢調査」*2において、原生的な植生区域（自然度10,9）の県土面積に占める割合が本州第1位にランクされていることからわかります。

このように、本県には、すぐれた自然環境の残されている地域が多く野生鳥獣も豊富で、鳥類では315種、獣類では46種がそれぞれ確認されています。なお、ライチョウとカモシカは、特別天然記念物であり、それぞれ県鳥、県獣に指定されています。県では、自然の現況を把握するために植生、鳥獣など自然に関する各種調査を行うとともに、自然環境保全地域を11か所、県立自然公園を5か所指定し、国立公園及び国定公園とあわせて、これらの貴重ですぐれた自然環境の保全と適正な利用を図っています。また、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラリスト*1バードマスター*2などの活動によって、自然保護思想の普及を図っています。

(1) 植 生 —高い本県の植生自然度—

ア 植生の概況

本県は、地形的に非常に標高差が大きいため、高さ別の植物の分布状況は複雑で興味あるものになっています。

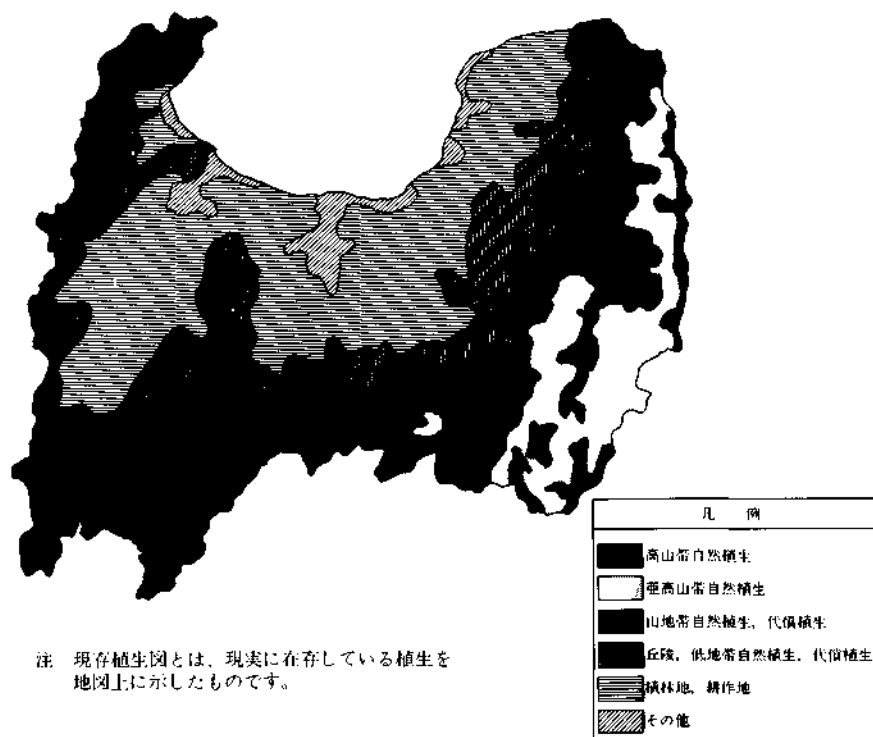
(ア) 高山帯、亜高山帯（標高1,600m以上）

高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原がみられるだけです。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの植生となっています。

*1〔ナチュラリスト〕県が自然保護の重要性を広くPRするために設けている富山県自然解説員をいいます。

*2〔バードマスター〕県が野鳥観察を正しく指導するために設けている富山県野鳥観察指導員をいいます。

図1-20 現存植生図



注 現存植生図とは、現実には存在している植生を地図上に示したものです。

(4) 山地帯（標高500m～1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林などになっており、県土を保全するうえからいって重要な地域です。植生はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生しています。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用され、現在ではミズナラの二次林^{*)}やスギの植林地になっています。

*) [二次林] ミズナラ林、コナラ林など、伐採や火災などにより森林が破壊されたあとに、自然に生じた森林のことです。

(ウ) 丘陵帯（標高500m以下）

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する丘陵帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林になっています。また、谷筋や斜面部はスギの造林地になっており、林業生産の重要な場所になっています。このため、自然植生は一部の社寺林等に残されているにすぎません。

(エ) 平野地帯、海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地などになっていますが一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ林のみられるところもあります。

クロマツに代表される海岸林はおおむね保安林として管理されており、県東部の園家山には砂丘植生が残されています。

図1-29 植物の垂直分布

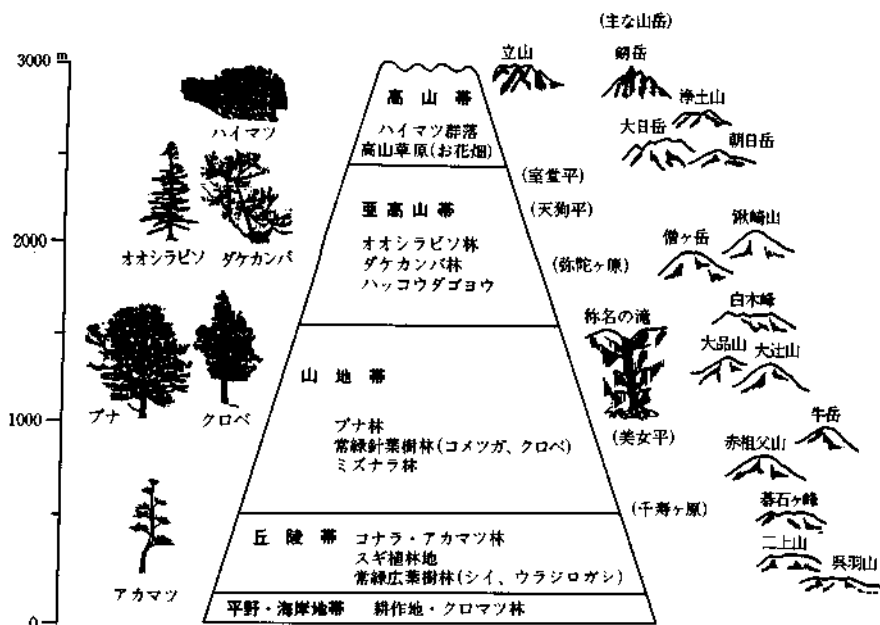
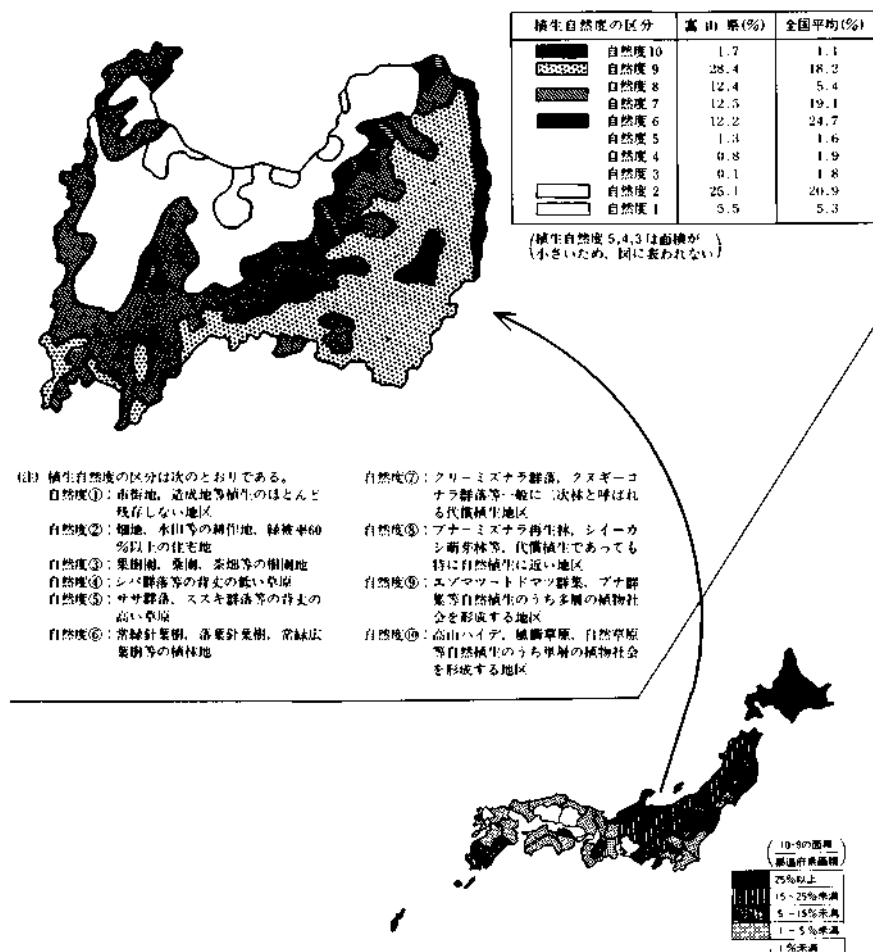


図1-30 都道府県別の植生自然度比率図と富山県の植生自然度図



また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、シイやタブノキなど暖帯性の樹林がみられるところもあります。

イ 植生自然度

環境庁が実施した自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）によると図1-30のとおり、自然度の高い原生的な植生地区（自然度10・9）の県土面積に占める割合は30.1%と全国平均19.3%よりも高く、北海道沖縄に次いで全国第三位、本州では第一位にランクされており、貴重な自然がよく保存されていることがわかります。

特に県東部の山岳地帯では、自然度10・9のすぐれた自然がそこなわれることなく現在まで引き継がれてきています。

(2) 鳥 獣 一多様な自然と多種類の野生鳥獣一

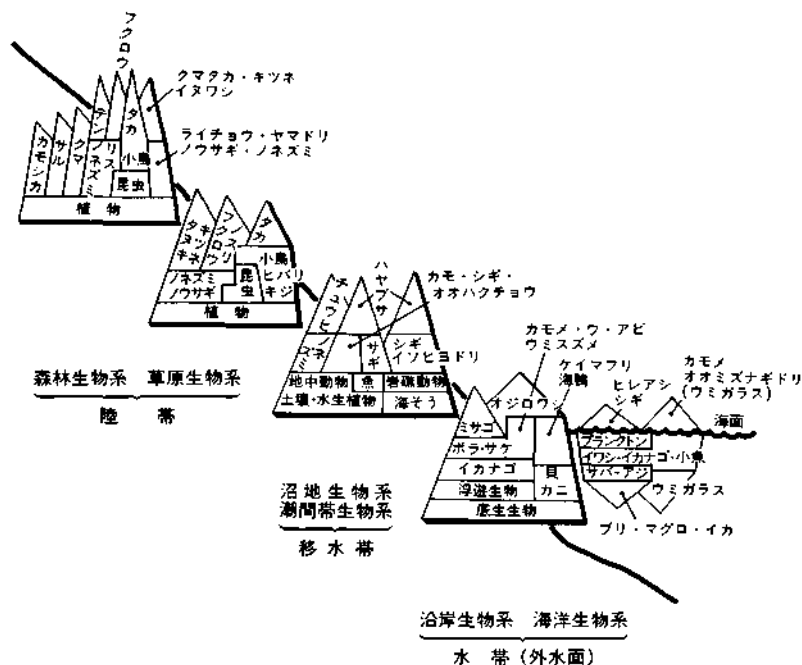
本県は、標高0 mの海岸地帯から3,000m級の北アルプスを望むことができる日本有数の大きな標高差を持っています。この垂直な広がりの中には、海岸、河川、湖沼、田畑、原野、丘陵、森林、高山など、多様な自然が含まれています。このため県土面積の割には豊富な野生鳥獣がすんでいます。

ア 鳥 類

海洋には、氷見海岸周辺等にウミガラス、ウミウなどが冬鳥としてやってくるほか、マガモやカルガモなどの水面で食物をとるカモ類も休息しています。

沿岸部各地には、クロガモなどの水にもぐって食物をとるカモ類やオジロワシやミサゴのように海辺で食物をとっているワシタカ類もしばしばみられます。なお、太平洋岸のように干満潮の差が大きいので、シギ類やチドリ類は海辺の砂礫地のほか、河口部、海岸付近の埋立地にすんでいます。ことに、黒部川と常願寺川の河口部や新湊の海岸埋立地には、春と秋の渡りの季節に多種類の鳥が訪れ、休息します。

図1-31 富山県にみられる鳥獣の生態的地位
(食物及び天敵関係)



内陸部の河川には、カワセミ、セキレイ類、サギ類や陸ガモ類、溪流にはヤマセミ、キセキレイやオシドリ、湖沼には陸ガモ類やカイツブリがすんでいます。富山新港付近、小杉町の恩坊池は、カモ類の休息水面となっており、富山市の田尻池には毎年、オオハクチョウが飛来します。また、河原、湿田やアシのはえていところには、タゲリヨシキリ類やシギ類が集まってきます。特に常願寺川河口付近には、県下最大のサギのコロニー（集団営巣地）があり、4月～8月頃には県内全域からアオサギやゴイサギなどが繁殖のため集まってきます。

農耕地や草原には、いろいろな野鳥がすんでいます。このうち、カラス、スズメ、キジバト、トビなどは都市部にもすんでいます。

本県では、キジが大河川の河川敷を繁殖地としており、全国的にも生息密度が高いことで知られています。

森林のうち丘陵帯や山地帯は、多くの種類の鳥が生息・繁殖するところで、カラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類やワシタカ類などがすんでいます。また、本県は、ツグミなど冬鳥の主要な通り道や越冬地となっており、これら渡り鳥を研究するため婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステーションが設置されています。亜高山帯には、ウソやホシガラスなどがすんでいます。

高山帯には、ライチョウ、イワヒバリなどがすんでおり、イヌワシアマツバメなども姿を見ることがあります。

イ 獣 類

平野部には、イタチやアカネズミなどがすんでいます。森林には、多くの種類の獣がすんでおり、主な種類は、サル、ノウサギ、タヌキ、ヤマネ、カモシカなどです。しかし、冬に積雪が多く、そのため、本県にはイノシシやシカはすんでいません。亜高山帯から高山帯にかけては、オコジョがすんでいます。

ウ 鳥獣保護区の設定

本県は、良好な自然環境を有しており多種類で多数の野生鳥獣が生息しているため、鳥獣保護の観点から図1-32のとおり32か所の鳥獣保護区を設定しており、その面積は102,786haと県土面積の約24%を占めています。

(3) 自然公園 —自然を守り利用するために—

ア 自然公園等

本県のすぐれた自然の風景地について、表1-8及び図1-33のとおり自然公園及び県定公園に指定されていますが、これらの地域についてはできるだけ自然のままの姿で保護し、すぐれた自然を後世に伝えて行くよう努めています。それとともに、その適正な利用の増進を図るため、自然を保護しながら、各地区で様々な施設の整備を進めています。特に、中部山岳国立公園の室堂地区、称名地区、樺平地区、馬場島地区、能登半島国定公園の二上山地区、雨晴・島尾地区、県立自然公園の有峰地区などでは、公園の利用拠点としての施設整備に努めています。

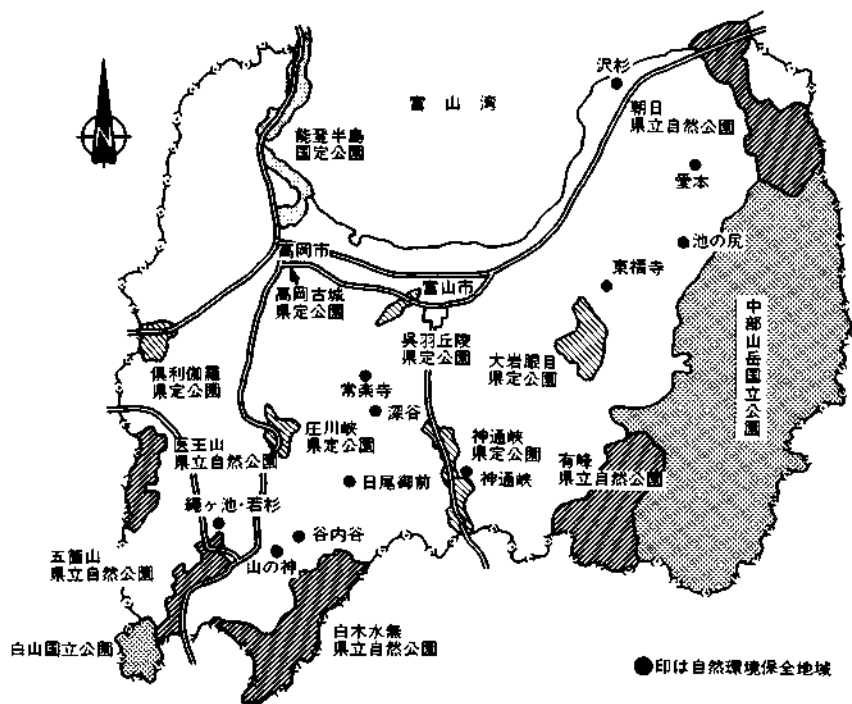
イ 自然環境保全地域

本県の良好な自然環境を適正に保全するため、表1-8及び図1-33のとおり自然環境保全地域が指定されています。

表1-8 自然公園等現況表

種 別	箇所数	面 積	県土面積に占める割合	摘 要
国 立 公 園	2	79,173 ha	18.62%	中部山岳、白山
国 定 公 園	1	1,005	0.24	能登半島
県立自然公園	5	39,576	9.31	朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山
県 定 公 園	6	6,142	1.44	神通峡、呉羽丘陵、高岡古城、俱利伽羅、庄川峡、大岩眼目
自 然 環 境 保 全 地 域	11	624	0.15	沢杉、縄ヶ池・若杉、愛本、東福寺、神通峡、深谷、山の神、池の尻、日尾御前、常楽寺、谷内谷
合 計	25	126,520	29.76	

図1-33 自然公園等現況図



ウ 県民公園

県民公園は、47年以来整備を進めてきましたが、新港の森、太閤山ランドの完成を機に、富山県置県百年記念県民公園条例を制定し、県民に親しまれる公園として、管理運営に努めています。

この公園は、県のほぼ中央部に位置する射水丘陵地帯を中心として富山、高岡、新湊、礪波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの広大な地域において、自然と人間との調和を基調とし、「県民の誰もが利用できる総合レクリエーションセンター」、「手軽に利用できる近郊レクリエーション地」、「青少年の育成の場」として設置されました。

県民公園は、表1-9及び図1-34のとおり、都市公園として新港の森太閤山ランド及び自然風致公園として頼成の森、自然博物館（ねいの里）、野鳥の園からなっています。また、県民公園と有機的かつ一体的に機能する施設として、自然博物館センターや中央サイクリングロード、いこいの村があります。

このほか、太閤山ランドから野鳥の園、自然博物館を経て、頼成の森に至る延長19k mの遊歩道として、公園街道が58年に開通し、多くの人々に利用されています。

表1-9 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設 置 の 目 的	開 設 年 月
都 市 公 園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のためのグリーン・ベルトの確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	57年10月 庭球場 58年4月 野球場・陸上競技場 58年7月
	県民公園太閤山ランド	117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自然風致公園	県民公園頼成の森	107ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物館（ねいの里）	12.9ha	県民に自然に関する学習の場の提供	56年6月
	県民公園野鳥の園	73ha	①野鳥の保護 ②県民に自然の探勝の場の提供	60年10月
指定公園	中央サイクリングロード	延長 約19km	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設	52年4月
	自然博物館センター	0.8ha		56年6月
	いこいの村	16.5ha		54年5月
(遊歩道)	公園街道	延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月
(全 体)	県民公園地域	約2,600ha		

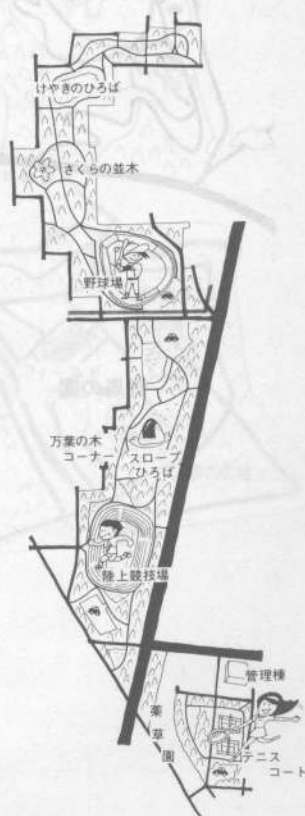
注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から小杉町黒河までの間、遊歩道が併設されている。

図1-34 富山県置県百年記念県民公園概要図

太閤山ランド



新港の森



頼成の森



自然博物園（ねいの里）



野鳥の園



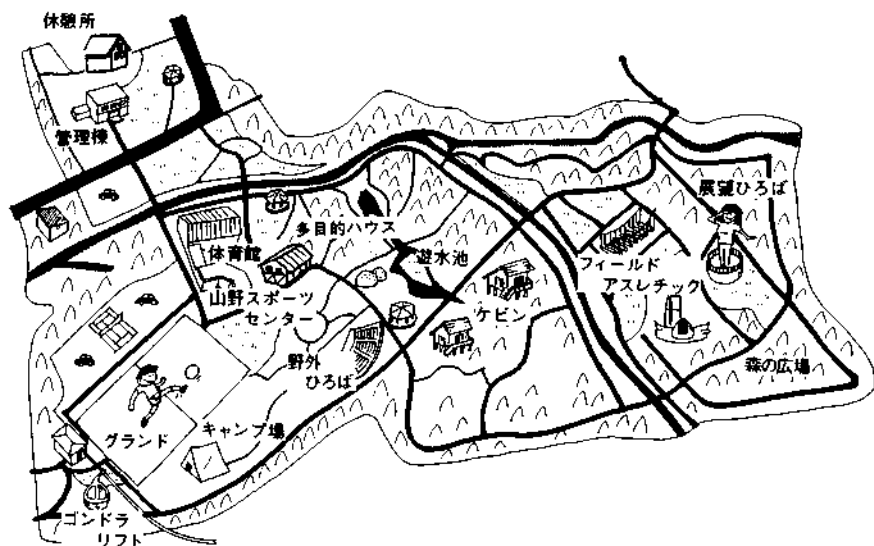
エ 家族旅行村

家族づれや若者たちが、恵まれた自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむ場として、立山山麓の大山町あわすの平に「立山山麓家族旅行村」が設置されています。

この家族旅行村は、山小屋のふん囲気が味わえるケビンや自然の中で思い切り遊べる芝生広場、フィールドアスレチックなどの施設が整備されており、四季を通じて多くの人々に利用されています。

また、近年の自然とのふれあい志向の増大に対応して、平成元年度より県西部の福岡町五位地区に「とやま・ふくおか家族旅行村」を建設しています。

図1-35 立山山麓家族旅行村概要図



第2節 環境行政の歩みと今後の展開

1 環境行政の歩み 一産業公害から都市・生活型公害へ一

本県では神通川流域のイタイイタイ病が早くから問題となっていたほか、30年代後半から40年代前半にかけての経済の高度成長期において、臨海部の工業地帯を中心に産業公害が急速に広まり、生活環境が悪化したことから、公害防止についての社会的要請が高まりました。

このため、県では42年度に総合計画部に公害課を設けるとともに、公害防止条例を制定するなど一連の公害防止施策を進めてきました。さらに、45年度には、公害センターを設置し、公害防止条例を全面改正するとともに、全国に先がけて公害部を設置しました。その後も行政機構や環境保全対策の整備拡充を図るなど、環境問題をめぐる諸情勢の変化に即応したきめ細かな環境行政の推進に努めてきました。

これまでに実施した公害防止の諸施策については、大気汚染対策として、47年度にブルースカイ計画を策定し、工場に対し良質な燃料の使用、燃焼方法の改善、効果的な防除技術の導入の指導とあわせ、経済情勢に応じて、計画の見直しを行っています。

水質の汚濁については、46年度から河川や海域に環境基準をあてはめ、排水基準を厳しくするなどの対策を進めてきたほか、望ましい快適な水質環境づくりをめざして、61年度に策定したクリーンウォーター計画に基づき、生活排水対策として下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を進めるとともに、水質保全意識の高揚に努めています。

そのほか、騒音、振動、悪臭については、順次、環境基準のあてはめや規制地域の拡大を行い、発生源に対する規制や指導を進めてきました。地下水については、51年度に地下水条例を制定したほか、地下水位の監視とともに地域ごとの地下水適正揚水量調査を実施し、適正な利用に努

めています。

ごみやし尿などの生活系の廃棄物及び汚でいや建設廃材などの産業系の廃棄物については、市町村及び事業者において、有効利用と適正な処理に努めています。

一方、環境の状況を的確に把握するため、大気、水質、騒音などについて定期的に観測を行っています。

また、公害センターに試験機器や測定車を配備するなど、試験研究のための体制も整備してきています。

さらに、富山・高岡地域の公害防止計画を推進しているほか、神通川流域でのカドミウム汚染田の復元事業や緩衝緑地整備事業等、環境の整備のための各種事業も展開してきています。

自然環境の保全については、46年度の県立自然公園条例の制定をはじめとして、47年度に自然環境保全条例を、48年度には自然環境保全基本方針を策定し、県立自然公園や自然環境保全地域を順次指定するとともに、野生鳥獣を保護するための鳥獣保護区の設定、拡大を図ってきました。

また、自然保護思想の普及を図るため、立山自然保護センター、有峰と樺平のビジターセンター、自然博物館センター及び鳥獣保護センターを整備し、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラリスト、バードマスターを配置するとともに、各種の自然保護読本の作成・配布に努めてきました。その他、自然環境の適正利用を促進するため、国立、国定、県立の自然公園、県定公園並びに国民休養地の各種利用施設を整備するとともに、新港の森、太閤山ランド、頼成の森、自然博物館、野鳥の園や中央サイクリングロードなど県民公園の整備に努めてきました。また、立山山麓家族旅行村やとやま・ふくおか家族旅行村の整備もあわせて進めています。

さらに、日本一のきれいな県土をめざして、58年度以来、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開してきたほか、「とやまの名水」、「とやま森

林浴の森」の選定や環境週間、愛鳥週間、緑化週間には各種の行事を行うなど、環境とのふれあいを通じて環境保全意識の高揚に努めてきました。

元年度に環境保全のため実施した新たな施策は次のとおりです。

(1) 大気汚染の形態が、近年、産業型から都市型へと変化してきていることやブルースカイ計画の推進、環境影響評価の実施に対応する必要があるため、常時観測局の適正な配置についての調査・検討を行いました。

(2) 水質汚濁防止法が改正され、知事に地下水の水質測定が義務付けられたことに伴い、調査の地域、種類、項目、回数など、地下水の水質測定に当たっての基本的な考え方について検討を行いました。

また、有害物質の追加や地下浸透の禁止が規定されるとともに、事故時の措置が義務付けられたことに伴い、公害防止条例の改正について検討を行いました。

(3) 井波町においてドライクリーニング廃液（テトラクロロエチレン）による地下水汚染が明らかになったことから、廃液・汚染土壌の除去、地下水の水質調査及び住民の健康診断を実施しました。また、併せて、県下の主要事業場における有機塩素系化学物質の使用実態調査を実施するとともに適正な処理処分方法について指導しました。

(4) ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理の確保と被害防止を図るため、ゴルフ場農薬安全使用指導要綱を定めました。

(5) 生活排水対策を推進するため、合併処理浄化槽の設置に対する補助事業を拡大するとともに、湊川、内川及び鴨川の3水域をモデルとして、家庭でできる浄化対策の実践活動やシンポジウムの開催などを実施しました。

(6) 悪臭防止法が改正され、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質が新たに規制物質に追加されたことに伴い、規制地域の指定及び規制基準の設定について検討を行いました。

- (7) 本県の貴重な資源である地下水を恒久的に活用していくため、これまでの調査結果を総合解析し、平野ごとに地下水障害を生じさせないで永続的に揚水できる量等地下水保全施策について検討しました。
- (8) 富山・高岡地域公害防止計画について、さらに総合的・計画的な公害対策を進めることが必要と認められたため、新たに5年度を目標とする5か年計画を策定しました。
- (9) 大規模開発による環境汚染の未然防止を図るため、環境影響評価の制度化を図ることとし、制度の形式、手続、対象事業などの基本的な考え方について検討を行いました。
- (10) 県民一人ひとりが日常生活と環境とのかかわりについて、理解と認識を深め、環境に配慮した生活や行動がとれるようにするため、環境教育の基本的な考え方について検討しました。
- (11) 地域に根ざした環境保全活動を展開することにより、本県の環境の保全を図るため、基本財産4億円の環境保全基金を設置しました。
- (12) 環境情報を体系的に収集管理し、多角的な予測・検討を行うため、環境情報管理システムの整備を進めました。
- (13) きれいで利用しやすい公共トイレの整備を推進するため、市町村が実施する公共トイレの改築・改装に対し助成するとともにグッドトイレコンテストやシンポジウムを開催しました。
- (14) 自然に対する理解とふれあいを一層深めるため、立山自然保護センターの展示を更新しました。
- (15) ツキノワグマの適正な保護を実施するため、生息数等の調査を行いました。
- (16) 安全狩猟推進のため、学校地域を含む人家密集地を重点的に狩猟禁止区域に指定しました。
- (17) 樹勢に低下傾向が見られる立山ブナ林の保全のため、「立山ブナ林保全調査委員会」を設置し、現地調査を行いました。
- (18) 本県の望ましい自然環境のあり方を明らかにし、その実現のため必

要とされる諸施策を示す「自然環境管理計画」について検討しました。

- (19) 頼成の森の花しょうぶ園を拡大し、水生植物園とするための基本設計を取りまとめました。

2 広がる地球環境問題 —考えは地球規模、行動は足元から—

我々人類をはじめとしたすべての生物の生存を支えている地球の環境が、人間活動の拡大につれて、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等により大きな影響を受けつつあることが明らかになってきています。

このような地球環境問題の多くは、日常生活の場では直接目に見えないところで起こっており、個人や地域のレベルでは実感として捉えにくい面があります。しかしながら、これらの中には現在及び将来の人類全体の存立基盤を脅かす多くの問題が含まれており、国際的な協力とともに、個人のライフスタイルにまで踏み込んだ幅広い対策が不可欠なものとなっています。

「地球環境問題」として、次の9課題があげられています。

(1) 地球の温暖化

大気中の二酸化炭素等は、太陽放射を透過させる一方で、地表面から放射される赤外線を吸収し、地表の温度を生物の生存に適した一定の範囲に保つ働き（温室効果）を持っています。

しかしながら、これらの温室効果を持つガスが増加すると、気温が一定以上に上昇し、世界の雨の降り方を変化させ農林業に大きな影響を及ぼしたり、海水の膨張や氷河の溶解により海水面が上昇して浸水等の被害が増加することなどが心配されています。

(2) オゾン層の破壊

「フロン」は、多くの優れた特徴を持つため、電子機器部品の洗浄やスプレーの噴射剤、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒など非常に幅広い用

途に使われてきました。しかし、化学的に極めて安定であるため大気中に放出されても対流圏では分解されず、成層圏にまで達します。成層圏には、オゾンが多く集まっているオゾン層があり、この層が太陽の光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、私たち人間や植物などの生物に影響が及ぶのを防いでいますが、成層圏に達したフロンは、強い紫外線を受けることによってオゾン層を破壊することがわかっており、心配されています。

(3) 酸性雨

一般に雨水は、pH が5.6程度であり、これより酸性度の強い雨水を酸性雨としています。酸性雨は、主として化石燃料を使用する火力発電所や工場、自動車等からの排出ガスに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物などの汚染物質が、上空で雨水に取り込まれることによって起こると考えられており、森林や農作物に直接的に被害を与えるだけでなく、土壌を変化させたり、河川や湖沼を酸性化させるなど生態系に大きな影響を及ぼします。

また、ヨーロッパや北米では、国境を越えて被害が広がっているため、国際問題化しています。

(4) 熱帯林の減少

熱帯林は、気候を安定させ、人間の活動に伴って発生する二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなど極めて重要な機能を果たしています。このような熱帯林が、焼畑耕作や薪の採取とともに商業的伐採により加速度的に減少し、世界的な課題となっています。特に我が国は世界最大の熱帯木材の輸入国であり、熱帯林の保全に対して大きな関わりを持っています。

(5) 砂 漠 化

砂漠化は、過放牧や過耕作等が主な原因とされており、国連環境計画の調査によれば、毎年四国と九州とを合わせた面積に相当する土地で砂漠化が進行しています。

(6) 野生生物種の減少

野生生物が有史以来かつてないスピードで次々と絶滅しています。これは、人間活動による生息環境の悪化、乱獲などによるものです。同じ生態系の中での仲間ともいふべき野生生物を絶滅に追いやることは、我々自身の生存の基盤を壊していくことにもつながっています。

(7) 海 洋 汚 染

河川や沿岸から流入する汚水やタンカー等の船舶の航行及び事故、海底油田からの油の流出等により、油膜が広がる等地球規模での海洋の汚染が認められており、国際問題化しています。

(8) 有害廃棄物の越境移動

有害廃棄物が、主として先進国から開発途上国へと持込まれ、不適正に処分されるなどの事件が明るみにでて以来、有害廃棄物の越境移動を管理し、輸入国、通過国の環境汚染を防止するための国際的な取り組みが課題となっています。

(9) 開発途上国における環境汚染

開発途上国においては、工業化が急速に進む中で、公害対策のための技術者が少なかったり、対策費用が不足がちなため、環境汚染が進んでいるところがあります。

この問題は、開発途上国のみではその解決が困難なことが多いことから、我が国に寄せる期待が大きくなっています。

3 今後の環境行政の展開 一恵み豊かな環境を

守り育てていくために一

本県の環境の状況は、全般的に改善されてきていますが、生活排水による水質汚濁、自動車による大気汚染や交通騒音など、県民の生活と深いかかわりのある都市・生活型公害、さらには、快適な環境の形成や自然とのふれあいを求める県民のニーズの多様化のほか、地球環境問題がクローズアップされる等、今後、対処しなければならないいくつかの課題があります。

このような状況を踏まえ、21世紀を展望しつつ、環境行政を展開していくためには、県民の協力と参加を得てこれまで実施してきた公害防止と自然保護の施策はもとより、水と緑に恵まれた美しく豊かな県土を適切に保全・活用する環境施策を基本として進めるとともに「考えは地球規模、行動は足元から」という視点に立って、幅広く取り組んでいく必要があります。

このため、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりを積極的に進めることが肝要であり、大気・水質などの環境基準の達成維持、産業廃棄物の適正処理の推進、あるいは自然環境の保全と活用、環境汚染の未然防止のための環境影響評価の施策などを実施します。さらに、環境教育を体系的に推進し、地球環境や地域の環境に配慮した生活・行動ルールの啓発や地域に根ざした環境保全活動をうながすとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえた環境管理計画の策定などの施策を総合的、かつ、計画的に推進していくことにしています。

(1) 快適な環境づくりの推進

近年における生活水準の向上や余暇の増大に伴い、県民の環境に対するニーズは、豊かな緑、身近な水辺、歴史や文化の香りがする落ち着いた街並みなど、やすらぎとゆとりのある快適な環境へと向けられてきています。

これらのニーズに応え、快適な環境づくりを進めるためには、本県の豊かな水や緑などの恵まれた環境資源を十分に生かしながら、県民の幅広い理解と協力を得て、個性にあふれた魅力あるまちづくりを積極的に展開していく必要があります。

このため、県民総ぐるみの県土美化運動の輪をさらに広げるとともに、「海岸アメニティ・マスタープラン」や「グリーンプラン」、「とやま URUOI^{うるおい} 環境づくり」等を通じて、今後とも、快適な環境づくりに積極的に取り組んでいくことにしています。

また、市町村が実施する「とやまの名水」や「きれいで利用しやすい公共トイレ」の整備などを支援することになっています。

(2) 環境基準の達成維持

県民の健康と生活環境を守り、快適な環境づくりを進めるためには、まず、環境基準が達成維持されている必要があります。

このため、現在、環境基準を達成している大気のスルホン酸化物、窒素酸化物や主な河川の BOD などについては、ブルースカイ計画やクリーンウォーター計画を推進し、引き続き良好な環境を維持するよう努めることにしています。

一方、環境基準を達成していない光化学オキシダントや浮遊粉じんについては、今後とも発生メカニズムの解明に努め、基準の達成に向けて改善策を検討するほか、生活排水による汚濁がみられる都市河川については、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及、地域ぐるみの家庭でできる浄化対策の実践活動などを一層進め、環境基準の早期達成を図っていくことにしています。

また、今後とも新技術の開発や新素材の利用など産業構造の高度化やエネルギー源の多様化による経済社会の変化に対応した適切な環境保全対策を推進していくことにしています。

(3) 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物は、生活水準の向上や産業活動の変化に伴い、量的にも、質的にも変化するので、逐次実態の把握に努めながら産業廃棄物の処理・処分体系を確立するとともに、減量化の推進や環境汚染の未然防止等の対策を進める必要があります。

県では50年度から「産業廃棄物処理計画」を策定し、行政、排出事業者、処理業者の役割を明確にするとともに、立入調査の実施や講習会・研修会の開催、産業廃棄物の減量化や有効利用等の推進、埋立地の計画的な整備などを行い、産業廃棄物の適正な処理の推進に努めてきました。

しかしながら、近年、エネルギーの多様化、先端技術の進展等産業構造の高度化に伴い、処理困難物の増大や処理施設の立地困難等、産業廃棄物の種類、処理・処分状況にかなり変化が生じてきています。

このため、2年度に産業廃棄物実態調査を行い、その結果を踏まえ今後の適正処理方策等を明らかにした新たな産業廃棄物処理計画を策定することにしています。

(4) 自然環境の保全

本県は、豊かな自然に恵まれており、これらを適切に保全し、後世に引き継いでいかなければなりません。

このため、植生、地形・地質、昆虫など各種の調査結果をもとに、自然環境管理計画を策定し、総合的かつ計画的な自然保護施策を推進することとしています。

県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、国立公園、国定公園、県立自然公園等において、登山道、野営場、休憩所など、地域の特性をふまえた公園利用施設の整備を図るとともに、ナチュラリスト、自然保護指導員、鳥獣保護員及びバードマスター制度の充実や積極的な利用により、自然保護思想の普及活動を一層

推進していくことにしています。

また、ライチョウ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、サル等の野生鳥獣の生息調査を実施し、適正な保護対策を進めることにしています。

(5) 環境影響評価制度の推進

近年、大規模な開発計画が相次いできていることから環境とのかわりについて関心が高まってきており、本県の恵まれた環境資源を保全し、適切に活用することが重視されてきています。

このような開発による環境汚染の未然防止を図るためには、事業の実施に際し、その環境への影響を事前に調査、予測及び評価をすることが重要です。

このため、公害防止条例や土地対策要綱による事前審査制度により環境保全に努めてきたところですが、一層の充実を図るため、公害対策審議会の答申を踏まえ、早急に制度化を図ることにしています。

また、制度の円滑な推進を図るとともにブルースカイ計画やクリーンウォーター計画等の環境保全施策を計画的、総合的に進めていくため、環境情報管理システムを計画的に整備することにしています。

(6) 地球環境問題への取り組み

地球環境問題に対する取り組みには、国はもちろん、地方公共団体、企業、さらには住民一人ひとりの立場からも参加と協力が必要とされています。

国においては、国際的なルールづくりへの積極的な貢献、調査研究・観測監視、技術開発の推進、開発途上国に対する協力及び地球にやさしい経済社会のための政策づくりを進めることにしております。また、地方公共団体に対しても、住民に対する普及啓発、環境にやさしいまちづくりの推進、ノウハウと人材と経験を生かした国際協力及び環境監視網を利用した調査研究などへの参加などが求められているところ

です。

一方、企業や住民に対しては、企業活動を地球にやさしいものにするための努力、地球環境の状態や日常生活とのかかわりについての理解、あるいは、日常生活での地球環境への配慮及び環境保全のための住民活動への参加などが期待されているところです。

このため、県及び市町村では現在、酸性雨調査、庁内用紙の再生紙利用や海外研修生の受け入れを行うとともに講習会の開催、リーフレットの配布等を通じて地球環境保全に対する普及啓発に努めているところです。

また、企業や県民においても、エコマーク商品（地球にやさしい商品）の開発や資源のリサイクル運動等が進められているところです。

今後とも、県民や事業者の理解のもとに各種施策を積極的に展開することとしています。

(7) 環境保全活動等の推進

今日の環境問題は、生活排水による水質汚濁、空き缶やごみの散乱、自動車による大気汚染や交通騒音、水辺や緑地の減少など身近な問題のみならず、地球の温暖化、オゾン層の破壊や熱帯林の減少等の地球的規模の環境問題に至るまで、県民の日常生活と深くかかわるようになってきています。

このような問題に対応するためには、県民一人ひとりがそれぞれ人間活動と環境との関係について深い理解と認識を持ち、環境に配慮した生活・行動を行うとともに、問題の発生をもたらしめている社会経済構造に目を向け、その仕組みを環境に配慮したものへと変革していく努力が必要になってきています。

このため、冊子や新聞、テレビ等による啓発のほか、環境教育を体系的に進めるための基盤整備、あるいは環境保全活動の情報提供等を行う相談室の開設、更には、地域に根ざした環境保全活動のリーダー

的役割を果たす推進員の養成等、環境保全に関する知識の普及や実践活動の支援を積極的に展開していくことにしています。

(8) 総合的な環境保全施策の推進

環境汚染を未然に防止し、快適な環境を創造していくためには、経済社会の情勢の変化や環境に対する県民の意識の変化等を的確に把握しながら、長期的な展望の下に各種施策を総合的に推進することが必要です。

これまで、大気汚染や水質汚濁の未然防止と改善を図るため、ブルースカイ計画やクリーンウォーター計画をはじめ、廃棄物の適正処理を図るための計画を推進するとともに、自然環境や地下水の保全と活用について自然環境管理計画や地下水管理指針の策定について検討を進めています。

今後は、さらに、地域の特性に応じた望ましい環境づくりをめざした環境管理計画を策定し、総合的な環境保全施策を推進することになっています。

全国に誇る優れた環境資源



黒部峡谷

北アルプスの隆起とともに、黒部川が長い時間をかけて侵食・形成した、深いV字状の大峡谷。
(国・特別名勝、特別天然記念物)

白馬連山高山植物帯

日本の中央部、海拔3,000m級の高山にある植物帯。

地形地質が変化に富み、厳しい風雪にさらされているため、高山植物の種類が豊富。

(国・特別天然記念物)





ホタルイカ

初夏の富山湾に、
神秘的な光を放ち、
産卵のためにやっ
てくるイカ。

(群遊海面
国・特別天然記念物)

ライチョウ(県鳥)

海拔2,300m以上の
高山帯にすみ特殊な
鳥で全国の半数が棲
息。

特に、冬には尾羽
の一部を残して純白
の姿になる衣がえは
有名。

(国・特別天然記念物)





カモシカ(県獣)

立山、黒部峡谷などの深山の原生林で生活し、木の芽や草を主食とするウシ科の獣。
(国・特別天然記念物)

称名滝

立山連峰の奥深く万年雪の滴を集め、落差350mを誇る東洋一の大滝。

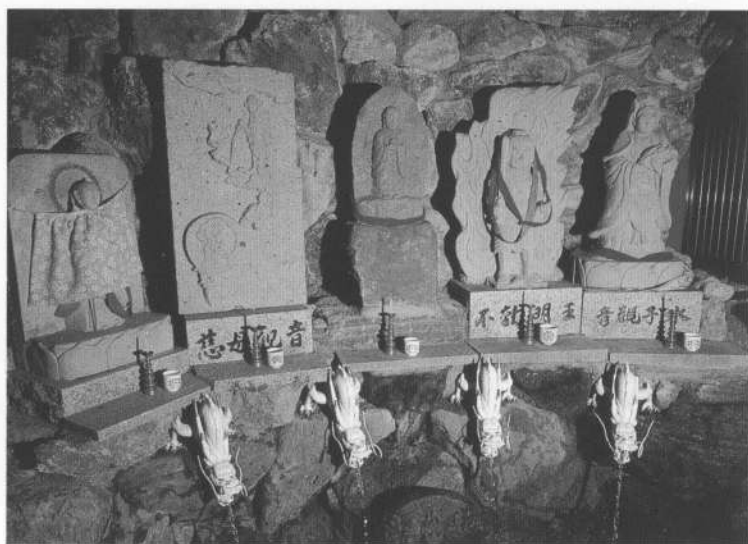
(立山町)

(日本の滝百選の選定滝 国・名勝、天然記念物)



名水

(全国名水百選の選定名水)



(1) 穴の谷の霊水

行者が霊水として利用していたもので、近年では、万病に効くと多くの人が訪れる湧水。(上市町)

(2) 立山玉殿の湧水

立山・黒部アルペンルートの開通により、湧出し、2～5℃と非常に冷たく、水量も豊富な湧水。(立山町)





(3) 瓜裂清水

綽如上人の馬のひずめが陥没してでき、瓜を冷やしたところ冷たくて自然に裂けたという故事から命名された湧水。(庄川町)

(4) 黒部川扇状地湧水群

黒部川の清流が地下に浸透し、いたるところで湧き出る扇状地の扇端部に広がる湧水地帯。

(生地の共同洗い場)

豊富な湧水を利用し、地域住民が共同で管理している洗い場。

(黒部市)





(杉沢)

沢杉が生い茂り、地下水が
白砂を上げて湧きでる沢。
(入善町)



(清水の里)

J R 生地駅前で、乗降客や
市民ののどをうるおす湧水。
(黒部市)

森林浴の森



(1) 立山美女平

立山の登山基地で、樹齢700年～1000年の立山杉、ブナの原生美林が群生。(立山町)

(森林浴の森「日本百選」の選定森林)



(2) 県民公園頼成の森

第20回植樹祭会場を中心に、森林公園に花菖蒲園の植物公園としての機能を持つ県民公園。(砺波市)

(森林浴の森「日本百選」の選定森林)

巨木



(1) 今山田の大かつら

樹齢600～700年、幹まわり
14mの桂の巨木。(山田村)

(環境庁の巨樹・巨木林調査の
富山県No.1 県・天然記念物)



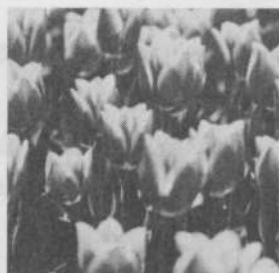
(2) 上日寺のイチョウ

上日寺の境内にある樹高35m、
幹まわり10.5mの巨木。

(氷見市)

(環境庁の巨樹・巨木林調査の
富山県No.2 国・天然記念物)

第2章 環境の現況及び環境保全 に関して講じた施策



県の花 チューリップ

4月下旬から5月の連休にかけて、砺波地方を中心に県内各地で色とりどりのチューリップが咲きそろいます。その球根は富山県の特産品の一つで、輸出量も全国第一位を誇っています。

第2章 環境の現況及び環境保全 に関して講じた施策

第1節 大気汚染の現況と対策

1 大気汚染の現況

(1) 汚染物質別の現況

ア 大気汚染一般常時観測局測定結果

大気汚染一般常時観測局を県内35か所に設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じん、オキシダント等を測定している。その結果は、次のとおりであった。

（ア）硫黄酸化物

二酸化硫黄の測定は、一般常時観測局35局（富山地区13局、高岡・新湊地区17局、その他の地区5局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-1及び図2-1のとおりであり、元年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.003ppm（草島、婦中東本郷等3観測局）～0.006ppm（上野新観測局）であり、主な観測局について63年度と比べると、全体的にみて、ほぼ横ばいの値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.003ppm（高岡二塚、新湊海老江等3観測局）～0.008ppm（新湊八幡観測局）であり、主な観測局について63年度と比べると、全体的にみて、やや低い値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.002ppm（大山中滝、大山本宮観測局）～0.004ppm

表2-1 二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局			年度	60	61	62	63	元
富山地 区	富山市	岩瀬大町		0.007	0.007	0.006	0.006	0.005
		岩瀬蓮町		0.006	0.006	0.006	0.004	0.005
		草島		0.005	0.005	0.004	0.003	0.003
		上野新		0.005	0.005	0.005	0.005	0.006
		牛島本町		0.006	0.005	0.005	0.004	0.005
		富山県庁		0.006	0.007	0.005	0.004	0.004
		呉羽		0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
		新庄		0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
		富山南部		0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
		神明		0.004	0.004	0.004	0.004	0.005
高岡・ 新湊地 区	高岡市	水橋		0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
		婦中		0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
		婦中東本郷		0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
		伏木一宮		0.005	0.005	0.004	0.005	0.004
		高岡能町		0.005	0.005	0.006	0.005	0.005
		高岡本丸		0.008	0.008	0.007	0.008	0.007
		高岡波岡		0.006	0.005	0.007	0.006	0.007
		高岡戸出		0.005	0.005	0.005	0.006	0.005
		高岡二塚		0.004	0.004	0.002	0.003	0.003
		高岡立野		0.003	0.004	0.003	0.003	0.004
	新湊市	新湊三日曾根		0.007	0.007	0.005	0.006	0.004
		新湊塚原		0.006	0.005	0.006	0.005	0.005
		新湊今井		0.006	0.005	0.004	0.006	0.004
		新湊片口		0.005	0.004	0.005	0.004	0.005
		新湊堀岡		0.006	0.005	0.005	0.004	0.005
		新湊海老江		0.005	0.004	0.003	0.004	0.003
		新湊七美		0.003	0.004	0.004	0.004	0.005
		新湊八幡		0.008	0.006	0.006	0.006	0.008
	小杉町	小杉		0.006	0.005	0.005	0.006	0.005
	大門町	大門		0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
その他の 地区	滑川市	滑川市庁		0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
		滑川大崎野		0.003	(0.003)	(0.003)	0.003	0.003
	黒部市	黒部市庁		0.004	0.004	0.005	0.004	0.004
	大山町	大山中滝※						0.002
		大山本宮※						0.002

注1 測定は、導電率法による。

2 () は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 ※は、コンテナ式移動観測局である。

表2-2 二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況

観測局		項目	1日平均値の2%除外値(ppm)					短期的評価による適合(○)、否(×)					長期的評価による適合(○)、否(×)				
		基準	0.04ppm以下であること														
		年度	60	61	62	63	元	60	61	62	63	元	60	61	62	63	元
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.013	0.013	0.012	0.012	0.012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		岩瀬蓮町	0.013	0.010	0.011	0.009	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		草島	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		上野新	0.011	0.009	0.009	0.009	0.011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		牛島本町	0.012	0.009	0.011	0.008	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山県庁	0.012	0.014	0.011	0.009	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		呉羽	0.009	0.008	0.009	0.007	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新庄	0.010	0.009	0.009	0.008	0.010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山南部	0.012	0.010	0.010	0.007	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		神明	0.009	0.009	0.008	0.006	0.011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高岡地区	高岡市	水橋	0.008	0.009	0.008	0.006	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		婦中	0.010	0.010	0.013	0.007	0.010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		婦中東本郷	0.011	0.007	0.007	0.007	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		伏木一宮	0.011	0.011	0.010	0.010	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.010	0.011	0.016	0.012	0.010	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.014	0.014	0.014	0.016	0.015	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.010	0.012	0.014	0.012	0.015	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.009	0.009	0.008	0.012	0.011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡二塚	0.008	0.008	0.006	0.007	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡立野	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新湊地区	新湊市	新湊三日曾根	0.013	0.013	0.011	0.012	0.010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊塚原	0.013	0.012	0.012	0.010	0.010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊今井	0.011	0.009	0.008	0.013	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊片口	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊堀岡	0.013	0.012	0.012	0.009	0.010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊海老江	0.009	0.008	0.007	0.008	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊七美	0.008	0.008	0.008	0.009	0.012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊八幡	0.017	0.013	0.012	0.011	0.016	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		小杉町	小杉	0.011	0.012	0.011	0.016	0.015	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		大門町	大門	0.009	0.008	0.009	0.009	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他の地区	滑川市	滑川市庁	0.007	0.009	0.008	0.008	0.010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		滑川大崎野	0.008	(0.008)	(0.007)	0.011	0.012	○	○	○	○	○	○	(○)	(○)	○	○
	黒部市	黒部市庁	0.009	0.010	0.010	0.009	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		大山町	大山中郷*				0.004					○					○
		大山本郷*					0.005					○					○

注1 測定は、導電率法による。

2 () は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(長期的評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 * は、コンテナ式移動観測局である。

4 短期的評価による適合(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)で0.004ppm以下であり、かつ1時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下をいう。

5 長期的評価による適合(○)とは、一日平均値の上位の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないということをいう。

(滑川市庁、黒部市庁観測局)で、継続して測定している3局について63年度と比べると、いずれも横ばいの値であった。

これらの測定値を経年的にみると、ここ数年は横ばいで、環境基準と比べると、表2-2のとおりであり、元年度は、短期的評価及び長期的評価でみてみると、ともにすべての観測局がこれに適合していた。

(イ) 窒素酸化物

二酸化窒素の測定は、一般常時観測局27局(富山地区9局、高岡・新湊地区15局、その他の地区3局)において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-3及び図2-2のとおりであり、元年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.009ppm(富山南部、婦中観測局)～0.016ppm(富山県庁観測局)であり、主な観測局について63年度と比べると、全体的にみて横ばいの値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.009ppm(伏木一宮観測局)～0.016ppm(高岡本丸観測局)であり、主な観測局について63年度と比べると、横ばいもしくはやや高い値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.002ppm(大山本宮観測局)～0.009ppm(滑川市庁観測局)で、継続して測定している1局について63年度と比べるとわずかに高い値を示した。

これらの測定値の推移をみると、ここ数年は横ばいで、環境基準と比べると、表2-4のとおり、元年度もすべての観測局がこれに適合していた。

表2-3 二酸化窒素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局			年度	60	61	62	63	元
富山地 区	富山市	岩瀬大町		0.014	0.011	0.012	0.014	0.013
		岩瀬蓮町		0.012	0.011	0.011	0.010	0.011
		草島		0.009	0.009	0.010	0.010	0.010
		富山県庁		0.016	0.016	0.015	0.017	0.016
		呉羽		0.010	0.010	0.009	0.010	0.011
		新庄		0.011	0.011	0.011	0.012	0.011
		富山南部		0.010	0.008	0.009	0.009	0.009
	神明			0.010	0.009	0.009	0.009	0.010
高岡・ 新湊地 区	高岡市	婦中町	婦中	0.008	0.008	0.007	0.006	0.009
		伏木一宮		0.010	0.009	0.008	0.009	0.009
		高岡能町		0.013	0.012	0.014	0.013	0.015
		高岡本丸		0.016	0.014	0.015	0.015	0.016
		高岡波岡		0.012	0.011	0.012	0.010	0.012
		高岡戸出		0.010	0.009	0.009	0.010	0.010
		高岡二塚		0.011	0.010	0.010	0.010	0.011
		高岡立野		0.011	0.009	0.010	0.011	0.012
	新湊市	新湊三日曾根		0.013	0.012	0.012	0.012	0.013
		新湊塚原		0.019	0.015	0.016	0.013	0.013
		新湊今井		0.012	0.009	0.010	0.012	0.013
		新湊片口		0.009	0.009	0.009	0.010	0.011
		新湊海老江		0.010	0.008	0.009	0.009	0.010
	小杉町	新湊八幡		0.012	0.012	0.011	0.011	0.010
		小杉		0.009	0.010	0.010	0.012	0.013
	大門町	大門		0.012	0.009	0.010	0.010	0.011
その他の 地区	滑川市	滑川市庁		0.003	0.005	0.004	0.008	0.009
	大山町	大山中滝※						0.004
		大山本宮※						0.002

注1 測定は、ザルツマン比色法による。

2 ※は、コンテナ式移動観測局である。

図2-2 主な一般常時観測局における二酸化窒素濃度の年度別推移(年平均値)

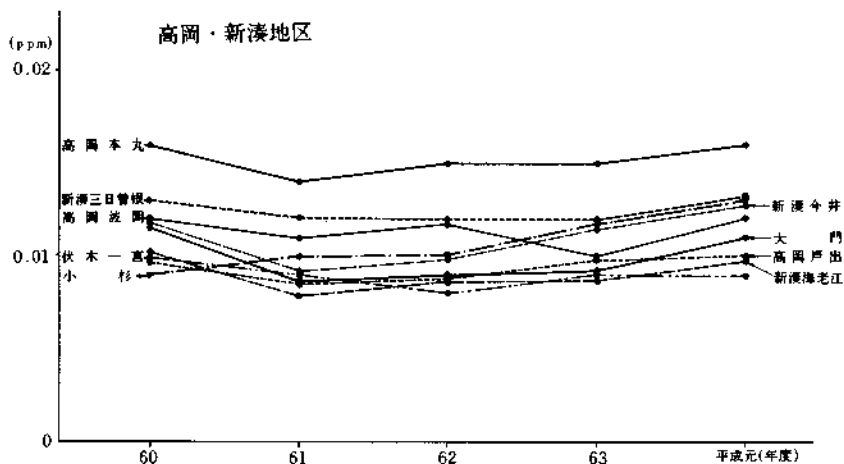
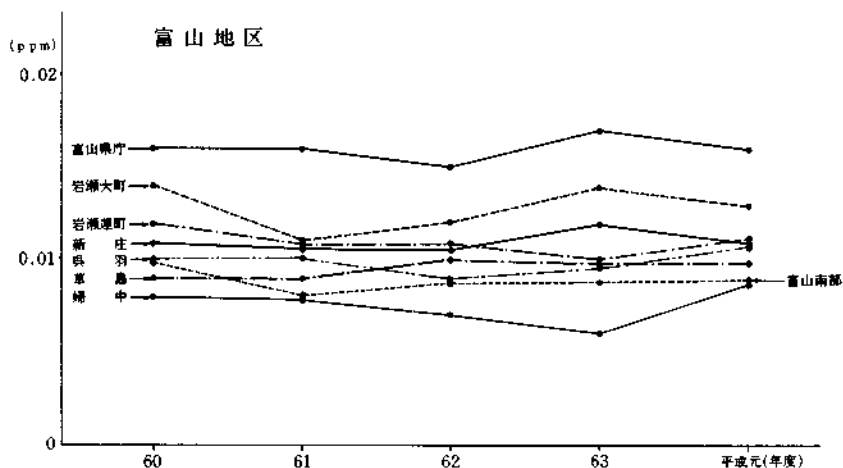


表2-4 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

観測局		項目	1日平均値の98%値 (ppm)					環境基準の適(○)、否(×)				
			0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること。					区 分				
		基 準	60	61	62	63	元	60	61	62	63	元
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.029	0.023	0.027	0.028	0.029	○	○	○	○	○
		岩瀬蓮町	0.028	0.024	0.026	0.021	0.025	○	○	○	○	○
		草 島	0.029	0.022	0.022	0.023	0.023	○	○	○	○	○
		富山果庁	0.034	0.030	0.029	0.030	0.029	○	○	○	○	○
		呉 羽	0.024	0.021	0.021	0.022	0.023	○	○	○	○	○
		新 庄	0.024	0.022	0.022	0.022	0.022	○	○	○	○	○
		富山南部	0.023	0.019	0.019	0.021	0.020	○	○	○	○	○
		神 明	0.025	0.017	0.021	0.020	0.021	○	○	○	○	○
高岡、新湊地区	高岡市	婦 中	0.020	0.017	0.016	0.016	0.021	○	○	○	○	○
		伏木一宮	0.025	0.023	0.022	0.022	0.024	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.029	0.027	0.030	0.029	0.032	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.030	0.030	0.030	0.031	0.030	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.030	0.022	0.025	0.025	0.029	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.027	0.022	0.021	0.021	0.025	○	○	○	○	○
		高岡二塚	0.027	0.021	0.023	0.022	0.024	○	○	○	○	○
		高岡立野	0.023	0.021	0.024	0.023	0.027	○	○	○	○	○
	新湊市	新湊三日曾根	0.033	0.030	0.029	0.028	0.030	○	○	○	○	○
		新湊塚原	0.038	0.031	0.031	0.028	0.030	○	○	○	○	○
		新湊今井	0.027	0.022	0.026	0.027	0.028	○	○	○	○	○
		新湊片口	0.027	0.021	0.024	0.024	0.026	○	○	○	○	○
		新湊海老江	0.027	0.020	0.023	0.021	0.024	○	○	○	○	○
		新湊八幡	0.029	0.027	0.028	0.025	0.027	○	○	○	○	○
	小杉町	小 杉	0.023	0.022	0.022	0.026	0.029	○	○	○	○	○
	大門町	大 門	0.028	0.022	0.024	0.024	0.025	○	○	○	○	○
その他の地区	滑川市	滑川市庁	0.009	0.012	0.007	0.019	0.022	○	○	○	○	○
	大 山 町	大 山 中 滝					0.011					○
		大 山 本 宮					0.005					○

注1 測定は、ザルツマン比色法による。

2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

3 ※は、コンテナ式移動観測局である。

(ウ) 浮遊粉じん

浮遊粉じん(浮遊粒子状物質- β 線吸収法又は光散乱法)の測定は、一般常時観測局34局(富山地区12局、高岡・新湊地区17局、その他の地区5局)において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-5のとおりであり、元年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、 $0.023\text{mg}/\text{m}^3$ (婦中観測局)～ $0.033\text{mg}/\text{m}^3$ (新庄観測局)であり、63年度と比べると、ほぼ横ばいの値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、 $0.023\text{mg}/\text{m}^3$ (新湊八幡観測局)～ $0.037\text{mg}/\text{m}^3$ (新湊今井観測局)であり、63年度と比べると、横ばいもしくはやや高い値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、 $0.017\text{mg}/\text{m}^3$ (大山中滝観測局)～ $0.033\text{mg}/\text{m}^3$ (黒部市庁観測局)であり、継続して測定している3局について63年度と比べると横ばいもしくは低い値であった。

これらの測定値を環境基準と比べると、表2-6のとおりであり、元年度は、短期的評価でみると、これに適合していたのは34局中4局(適合率12%)であったが、長期的評価でみると、すべての観測局がこれに適合していた。

表2-5 浮遊粉じん濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：mg/m³）

観測局			年 度	60	61	62	63	元
富 山 地 区	富 山 市	岩 瀬 大 町		0.04	0.04	0.034	0.033	0.032
		岩 瀬 蓮 町		0.03	0.04	0.030	0.034	0.029
		草 島		0.03	0.03	0.032	0.030	0.030
		上 野 新		0.03	0.04	0.036	0.030	0.030
		牛 島 本 町		0.03	0.03	0.037	0.028	0.029
		富 山 県 庁		0.03	0.03	0.023	0.025	0.024
		呉 羽		0.03	0.03	0.025	0.027	0.032
		新 庄		0.03	0.03	0.029	0.032	0.033
		富 山 南 部		0.03	0.03	0.028	0.028	0.031
		神 明		0.03	0.03	0.030	0.027	0.025
		水 橋		0.03	0.03	0.023	0.024	0.024
高 岡 ・ 新 湊 地 区	婦 中 町	婦 中		0.03	0.03	0.024	0.023	0.023
	高 岡 市	伏 木 一 宮		0.03	0.03	0.027	0.026	0.028
		高 岡 能 町		0.03	0.03	0.031	0.028	0.026
		高 岡 本 丸		0.04	0.04	0.030	0.029	0.035
		高 岡 波 岡		0.03	0.03	0.030	0.027	0.032
		高 岡 戸 出		0.03	0.03	0.031	0.027	0.031
		高 岡 二 塚		0.04	0.04	0.034	0.031	0.031
		高 岡 立 野		0.04	0.04	0.033	0.030	0.029
	新 湊 市	新 湊 三 日 曾 根		0.04	0.03	0.029	0.034	0.036
		新 湊 塚 原		0.03	0.03	0.033	0.032	0.029
		新 湊 今 井		0.03	0.04	0.031	0.030	0.037
		新 湊 片 口		0.03	0.03	0.035	0.027	0.027
		新 湊 堀 岡		0.04	0.03	0.038	0.028	0.035
		新 湊 海 老 江		0.03	0.02	0.027	0.026	0.029
		新 湊 七 美		0.03	0.03	0.033	0.026	0.025
		新 湊 八 幡		0.03	0.03	0.032	0.027	0.023
	小 杉 町	小 杉		0.03	0.03	0.024	0.025	0.026
	大 門 町	大 門		0.04	0.03	0.031	0.030	0.031
そ の 他 の 地 区	滑 川 市	滑 川 市 庁		0.02	0.03	0.025	0.025	0.024
		滑 川 大 崎 野		0.02	(0.03)	0.025	0.021	0.018
	黒 部 市	黒 部 市 庁		0.03	0.03	0.028	0.032	0.033
	大 山 町	大 山 中 滝※						0.017
		大 山 本 宮※						0.019

注1 測定は、 β 線吸収法又は光散乱法で行い、光散乱法の場合は、ローボリウム・エア・サンブラー法により校正した値である。

2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原測として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 ※は、コンテナ式移動観測局である。

4 データ処理の変更により62年度から小数点以下3桁まで表示する。

表2-6 浮遊粉じんに係る環境基準の適合状況

観測局		項目 基準 年度	1日平均値の2%除外値(μg/m³)				短期的評価による 適(O)、否(X)				長期的計画による 適(O)、否(X)						
			0.10μg/m³以下であること														
			60	61	62	63	元	60	61	62	63	元	60	61	62	63	元
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.09	0.09	0.068	0.074	0.085	X	X	X	X	X	X	X	X	O	O
		岩瀬連町	0.08	0.09	0.065	0.078	0.088	X	X	X	X	X	O	X	O	O	
		華島	0.07	0.08	0.071	0.068	0.086	X	X	X	X	X	O	X	O	O	
		上野新	0.08	0.09	0.077	0.063	0.073	X	X	X	X	X	O	O	X	O	
		牛島本町	0.08	0.08	0.083	0.063	0.066	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
		富山泉庁	0.09	0.07	0.053	0.055	0.082	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
		呉羽	0.07	0.09	0.055	0.066	0.075	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
		新庄	0.08	0.08	0.059	0.072	0.070	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
		富山南部	0.08	0.08	0.061	0.065	0.074	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
	神門	0.08	0.08	0.068	0.066	0.063	X	X	X	X	X	O	O	O	O		
婦中町	水橋	0.06	0.06	0.052	0.060	0.056	O	X	X	X	X	O	O	O	O		
	婦中	0.09	0.07	0.059	0.055	0.057	X	X	X	O	X	X	O	O	O		
高岡新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.07	0.07	0.060	0.063	0.088	X	X	X	O	X	O	O	O	O	
		高岡能町	0.07	0.07	0.077	0.066	0.083	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
		高岡本丸	0.09	0.09	0.067	0.067	0.079	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
		高岡波岡	0.07	0.07	0.077	0.075	0.078	X	X	X	X	X	O	O	X	O	
		高岡戸出	0.09	0.08	0.072	0.061	0.076	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
		高岡二塚	0.09	0.08	0.090	0.071	0.070	X	X	X	X	X	O	X	O	O	
		高岡立野	0.09	0.07	0.079	0.070	0.067	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
	新湊市	新湊三日曾根	0.09	0.07	0.064	0.081	0.084	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
		新湊堰原	0.07	0.07	0.078	0.077	0.075	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
		新湊今井	0.08	0.09	0.073	0.070	0.085	X	X	X	X	X	O	X	O	O	
		新湊片口	0.07	0.07	0.081	0.062	0.062	X	X	X	X	X	O	O	X	O	
		新湊堀岡	0.08	0.08	0.093	0.068	0.090	X	X	X	O	X	O	O	O	O	
		新湊海老江	0.08	0.07	0.062	0.062	0.073	X	X	X	X	X	O	O	O	O	
		新湊七美	0.06	0.07	0.079	0.066	0.068	O	X	X	X	X	O	O	O	O	
		新湊八幡	0.07	0.07	0.077	0.065	0.055	X	O	X	X	X	O	O	O	O	
	小杉町	小杉	0.07	0.08	0.061	0.058	0.066	O	X	X	O	X	O	O	O	O	
大門町	大門	0.09	0.08	0.081	0.075	0.077	X	X	X	X	X	O	X	O	O		
その他の地区	滑川市	滑川市庁	0.05	0.05	0.050	0.057	0.054	O	O	O	O	O	O	O	O	O	
		滑川大崎野	0.05	(0.06)	0.061	0.054	0.048	O	O	O	O	O	(O)	O	O	O	
	黒部市	黒部市庁	0.09	0.07	0.066	0.069	0.072	X	X	O	X	O	O	O	O	O	
		大山町	大山中滝					0.046					O				O
		大山本宮					0.048					O				O	

- 注1 測定は、 β 線吸収法又は光散乱法で行い、光散乱法の場合は、ローボリウム・エア・サンプラー法により校正した値である。
- 2 () は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(長期的評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)
- 3 単位は、コンテナ式移動観測局である。
- 4 データ処理の変更により62年度から小数点以下3桁まで表示する。
- 5 短期的評価による適(O)とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること)で0.1ppm以下であり、かつ1時間値がすべての測定時間において0.2ppm以下をいう。
- 6 長期的評価による適(O)とは、1日平均値の上位の2%除外値が0.1ppm以下であり、かつ年間を通じて1日平均値が0.1ppmを超える日が2日間以上連続しないことをいう。

(エ) オキシダント

オキシダントの測定は、一般常時観測局12局(富山地区5局、高岡・新湊地区5局、その他の地区2局)において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-7のとおりであり、元年度は、0.023ppm(高岡本丸観測局)～0.037ppm(大山中滝観測局)であった。

また、環境基準の適合状況は、表2-8のとおりであり、各観測局における適合時間数でみると、総測定時間の93.3～99.5%がこの基準を満足していた。

なお、情報、注意報など大気汚染緊急時を発令するような状況にはなかった。

表2-7 オキシダント濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局 \ 年 度			60	61	62	63	元
富山地区	富山市	岩 瀬 大 町	0.022	0.023	0.027	0.025	0.024
		岩 瀬 遷 町	0.025	0.026	0.026	0.027	0.028
		富 山 県 庁	0.021	0.021	0.031	0.027	0.025
		呉 羽	0.031	0.028	0.031	0.028	0.031
		新 庄	0.029	0.026	0.025	0.023	0.028
高岡・新湊地区	高岡市	伏 木 一 宮	0.028	0.030	0.035	0.030	0.033
		高 岡 本 丸	0.021	0.022	0.029	0.025	0.023
		高 岡 波 岡	0.018	0.020	0.031	0.024	0.027
	新湊市	新湊三日曾根	0.021	0.024	0.037	0.028	0.031
	小杉町	小 杉	0.030	0.028	0.034	0.026	0.026
その他の地区	大山町	大 山 中 滝*					0.037
		大 山 本 宮*					0.033

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 *は、コンテナ式移動観測局である。

表2-8 オキシダントに係る環境基準の適合状況

観測局		項 目	1時間値の最高値 (ppm)					1時間値が0.06ppmを超えない時間数の割合 (%)				
		基 準	0.06ppm以下であること									
		年 度	60	61	62	63	元	60	61	62	63	元
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.082	0.071	0.082	0.087	0.078	99.8	99.7	99.2	99.1	99.9
		岩瀬蓮町	0.085	0.089	0.091	0.095	0.091	97.4	98.0	96.4	96.5	96.5
		富山県庁	0.094	0.082	0.102	0.095	0.099	98.9	98.8	94.5	97.7	96.3
		呉羽	0.097	0.086	0.086	0.086	0.099	96.0	98.8	98.4	98.4	95.9
		新庄	0.104	0.087	0.094	0.078	0.093	95.4	98.0	97.1	99.4	97.3
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.093	0.082	0.098	0.092	0.097	99.0	97.5	93.2	96.0	94.0
		高岡本丸	0.075	0.072	0.097	0.088	0.088	99.5	99.2	95.8	98.9	98.4
		高岡波岡	0.064	0.078	0.103	0.087	0.116	99.9	99.2	94.3	98.4	95.6
	新湊市	新湊三日曾根	0.078	0.081	0.104	0.085	0.106	99.7	98.1	87.5	97.1	93.3
	小杉町	小杉	0.079	0.083	0.099	0.100	0.088	98.0	97.2	93.0	98.7	97.3
その他地区	大山市	大山中滝※					0.108					94.9
		大山大宮※					0.099					97.6

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 ※は、コンテナ式移動観測局である。

(オ) 一酸化炭素

一酸化炭素の測定は、富山、高岡両市の主要な一般常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-9のとおりであり、元年度は、富山県庁観測局、高岡本丸観測局とも0.6ppmであり、63年度と同じく低い値であった。

表2-9 一酸化炭素濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局		年 度	60	61	62	63	元
富山市	富山県庁		0.9	0.7	0.6	0.6	0.6
	富山県庁		0.9	0.7	0.6	0.6	0.6
高岡市	高岡本丸		0.6	0.7	0.6	0.6	0.6
	高岡本丸		0.6	0.7	0.6	0.6	0.6

注 測定は、赤外線吸収法による。

また、測定結果を一酸化炭素に係る環境基準と比べると、表2-10のとおり、両局とも適合していた。

表2-10 一酸化炭素に係る環境基準の適合状況

観測局	項目 基準 年度	1日平均値の2%除外値(ppm)					1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による 適(○)、否(×)の 区 分				
		10ppm以下であること					無									
		60	61	62	63	元	60	61	62	63	元	60	61	62	63	元
富山市	富山県庁	1.5	1.3	1.0	1.1	1.1	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
高岡市	高岡本丸	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○

注1 測定は、赤外線吸収法による。

2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、測定値のエラー等から考慮して、測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

(ウ) 炭化水素

炭化水素の測定は、富山、高岡両市の主要な一般常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-11のとおりであり、元年度は、富山県庁観測局で非メタン炭化水素0.17ppmC、メタン1.77ppmC、全炭化水素1.94ppmC、また、高岡本丸観測局で非メタン炭化水素0.23ppmC、メタン1.72ppmC、全炭化水素1.95ppmCであり、63年度と比べると、両局の3項目ともほぼ横ばいの値を示した。

また、非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値は、富山県庁観測局で0.14ppmC、高岡本丸観測局で0.25ppmCであり、これを国の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値(6～9時の3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下)と比べると、いずれも低い値であった。

表2-11 炭化水素濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppmC)

観測局	項目	年度		60	61	62	63	元
		年	間					
富山市	非メタン炭化水素	6時～9時	年	0.3	0.2	0.21	0.21	0.17
	メタン			0.2	0.2	0.18	0.18	0.14
	メタン			1.8	1.8	1.73	1.75	1.77
	全炭化水素			2.0	2.0	1.94	1.96	1.94
高岡市	非メタン炭化水素	6時～9時	年	0.5	0.3	0.20	0.22	0.23
	メタン			0.5	0.3	0.23	0.24	0.25
	メタン			1.8	1.8	1.76	1.77	1.72
	全炭化水素			2.3	2.0	1.96	2.00	1.95

注1 測定は、水素炎イオン化法による。

2 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものである。

3 データ処理の変更により62年度から小数点以下2桁まで表示している。

イ 自動車排出ガス常時観測局測定結果

自動車排出ガス常時観測局を富山、高岡両市の主要交差点付近に2局設置し、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、浮遊粉じん(β線吸収法)を測定している。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-12のとおりで、元年度は富山城址観測局では、一酸化炭素0.9ppm、一酸化窒素0.020ppm、二酸化窒素0.021ppm、窒素酸化物0.041ppm、非メタン炭化水素0.21ppmC、メタン1.83ppmC、全炭化水素2.04ppmC、浮遊粉じん0.033mg/m³であり、高岡広小路観測局では、一酸化炭素1.1ppm、一酸化窒素0.020ppm、二酸化窒素0.022ppm、窒素酸化物0.042ppm、非メタン炭化水素0.31ppmC、メタン1.79ppmC、全炭化水素2.10ppmC、浮遊粉じん0.034mg/m³であった。また、63年度と比べると、両局ともほぼ横ばいの値を示した。

表2-12 自動車排出ガス濃度の年度別推移(年平均値)

観測局		年度	60	61	62	63	元
		項目(単位)					
富山市	富山城址	一酸化炭素(ppm)	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9
		一酸化窒素(ppm)	0.020	0.019	0.020	0.021	0.020
		二酸化窒素(ppm)	0.021	0.019	0.021	0.021	0.021
		窒素酸化物(ppm)	0.041	0.038	0.041	0.042	0.041
		非メタン炭化水素(ppmC)	0.3	0.2	0.19	0.17	0.21
		メタン(ppmC)	1.7	1.7	1.78	1.79	1.83
		全炭化水素(ppmC)	2.0	1.9	1.97	1.96	2.04
		浮遊粉じん $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.03	0.04	0.033	0.033	0.033
高岡市	高岡広小路	一酸化炭素(ppm)	0.9	0.9	1.0	1.3	1.1
		一酸化窒素(ppm)	0.018	0.021	0.018	0.020	0.020
		二酸化窒素(ppm)	0.021	0.020	0.021	0.021	0.022
		窒素酸化物(ppm)	0.038	0.040	0.039	0.041	0.042
		非メタン炭化水素(ppmC)	0.4	0.4	0.43	0.40	0.31
		メタン(ppmC)	1.7	1.7	1.78	1.81	1.79
		全炭化水素(ppmC)	2.1	2.2	2.22	2.21	2.10
		浮遊粉じん $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.03	0.04	0.036	0.035	0.034

注1 測定は、浮遊粉じんは β 線吸収法、その他の項目は一般常時観測局の測定方法と同じである。

2 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素を加えたものである。

3 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンを加えたものである。

(2) 燃料使用量等の推移

ア 燃料使用量の推移

県内における重油、原油、石炭、灯油、軽油及びガソリンの使用量の年度別推移は、表2-13のとおりである。

表2-13 燃料使用量(推定)の年度別推移

(単位：千kl)

燃 料 の 種 類 \ 年 度		60	61	62	63	元
重油・原油・石炭	A 重油	186 (100)	199 (105)	215 (114)	253 (134)	265 (140)
	B 重油	16 (100)	13 (81)	13 (81)	7 (44)	8 (50)
	C 重油	500 (100)	430 (86)	464 (93)	507 (101)	493 (99)
	原油	799 (100)	647 (81)	807 (101)	487 (61)	891 (112)
	石炭*	797 (100)	846 (106)	822 (103)	819 (103)	873 (110)
	合 計	2,298 (100)	2,135 (93)	2,321 (101)	2,073 (90)	2,530 (110)
灯油		323 (100)	326 (101)	333 (103)	357 (111)	353 (109)
軽油		295 (100)	313 (106)	329 (112)	363 (123)	387 (131)
ガソリン		339 (100)	347 (102)	362 (107)	378 (112)	393 (116)

注1 ()は、60年度を100とした指数である。

2 *は、重油換算した使用量である。

主に工場・事業場で使用される重油、原油及び石炭の使用量は、元年度は253万klで、内訳をみるとB重油は減少の傾向にあるが、その他は横ばいもしくは増加の傾向にある。

また、主に自動車に使用される軽油及びガソリンについては、増加する傾向にある。

イ 硫黄酸化物排出量の推移

県内における重油、原油などの燃焼に伴う硫黄酸化物の推定排出量は、表2-14のとおりで、全体的にみて横ばいもしくは減少の傾向にある。

表2-14 硫黄酸化物排出量(推定)の年度別推移

(単位：千Nm³)

燃 料 の 種 類 \ 年 度		60	61	62	63	元
重 油	A 重 油	886 (100)	948 (110)	1,024 (116)	952 (107)	997 (113)
	B 重 油	169 (100)	137 (81)	137 (81)	41 (24)	47 (28)
	C 重 油	1,302 (100)	1,120 (86)	1,209 (93)	1,254 (96)	1,220 (94)
原 油		567 (100)	443 (78)	548 (97)	330 (58)	675 (122)
石 炭		692 (100)	699 (101)	647 (93)	546 (79)	510 (75)
合 計		3,616 (100)	3,347 (93)	3,565 (99)	3,123 (86)	3,457 (96)

注 ()は、60年度を100とした指数である。

ウ ばい煙発生施設数の推移

工場等に設置されているばい煙発生施設数の年度別推移は表2-15のとおりで、総施設数は、元年度は2,438施設で昨年度とあまり変動がなかった。

表2-15 ばい煙発生施設数の年度別推移

種 類 \ 年 度	60	61	62	63	元
ボ イ ラ ー	1,477	1,529	1,516	1,545	1,583
金 属 溶 解 炉	160	152	141	154	169
金 属 加 熱 炉	180	172	169	176	177
焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	79	77	103	92	61
乾 燥 炉	120	123	110	113	112
電 気 炉	28	29	40	41	37
廃 棄 物 焼 却 炉	135	134	123	119	127
銅・鉛・亜鉛精錬用施設	58	59	66	67	64
塩素・塩化水素反応施設	63	59	76	69	46
アルミ製錬用電解炉	308	—	—	—	—
そ の 他	58	59	68	69	62
合 計	2,666 (100)	2,393 (90)	2,412 (91)	2,445 (92)	2,438 (91)

注 ()は、60年度を100とした指数である。

エ 自動車保有台数の推移

移動発生源の大部分を占める自動車の保有台数の年度別推移は、表2-16のとおりである。

元年度の総保有台数は61万5千台で、60年度の52万台と比べて18%の伸びである。

また、60年度から元年度の増加台数を車種別にみると、軽自動車が5万1千台と最も多く、次いで小型乗用車の3万7千台であった。

表2-16 自動車保有台数の年度別推移

(単位：台)

種 類 \ 年 度		60	61	62	63	元
貨物用	普 通	19,416	20,057	20,828	22,140	23,738
	小 型	73,823	72,081	70,812	70,531	70,093
乗合用	普 通	1,017	1,036	1,039	1,041	1,064
	小 型	1,763	1,745	1,736	1,724	1,697
乗 用	普 通	3,711	3,932	4,360	5,282	7,436
	小 型	268,419	274,653	280,903	290,933	305,088
大 型 特 殊 車		4,103	4,427	4,625	4,932	5,205
軽 自 動 車		141,796	156,973	169,778	183,226	192,892
特 殊	普 通	5,152	5,350	5,839	6,352	6,613
	小 型	1,114	1,221	1,406	1,537	1,601
合 計		520,314 (100)	541,475 (104)	561,326 (108)	587,698 (113)	615,427 (118)

注 ()は、60年度を100とした指数である。

2 大気汚染防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法による規制の概要は次のとおりである。

元年度に大気汚染防止法が改正され、粉じんについて、人の健康に被害をおよぼすおそれのある石綿（アスベスト）等は「特定粉じん」に、その他の粉じんは「一般粉じん」に区分された。

(ア) 規制地域

県内全域

(イ) 規制対象物

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）

(ウ) 規制対象施設

a ばい煙発生施設

ボイラー、金属加熱炉、廃棄物焼却炉等30種類の施設

b 粉じん発生施設

(a) 一般粉じん

堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベア等5種類の施設

(b) 特定粉じん

アスベストを発生又は飛散する施設のうち解綿用機械、混合機、切断機等の9種類の施設

(エ) 排出基準等

a 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容量として、 $q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$ （ q は硫黄酸化物排出量、 He は有効煙突高さ）で表されており、規制は K 値で行われている。

K 値は、富山市、高岡市等の公害防止計画地域で2.34(49年3月31

日までに設置された施設は5.0)、その他の地域では17.5となっている。

b ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

c 有害物質

有害物質の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される有害物質の濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

なお、県では、これら有害物質のうち、カドミウム、塩素、塩化水素及びふっ素について、条例により、更に厳しい上乗せ排出基準を設定している。

d 粉じん

(a) 一般粉じん発生施設には、フード、散水設備、防じんカバー等の構造並びに使用及び管理に関する基準が設定されている。

(b) 特定粉じんについては、工場又は事業場の敷地境界における大気中のアスベストの濃度が規制されている。

(オ) 届出施設

a ばい煙発生施設

元年度末のばい煙発生施設の届出状況は、表2-17のとおり、総施設数は2,438施設(工場・事業場数1,122)となっている。

種類別では、ボイラーが1,578施設(構成比65%)で最も多く、次いで金属加熱炉177施設(同7%)、金属溶解炉169施設(同7%)、廃棄物焼却炉126施設(同5%)、乾燥炉114施設(同5%)、焼成炉・溶融炉61施設(同3%)の順となっている。

また、地域別では、富山市641施設(構成比26%)、高岡市460施設(同19%)、黒部市251施設(同10%)、新湊市226施設(同9%)となっており、4市で全施設の64%にあたる1,578施設が設置されている。

表2-17 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(2年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																											計		
		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	19	21	27	29	30												
		ボ イ ラ ー	ガ ス 発 生 炉	熔 融 炉 ・ 燃 焼 結 炉	溶 融 炉 ・ 平 炉	金 属 溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	石 油 加 熱 炉	焼 溶 成 融 炉	反 応 火 炉	乾 燥 炉	電 気 炉	廃 棄 物 焼 却 炉	銅 精 錬 用 施 設	塩 素 反 応 施 設 等	複 合 反 応 施 料 製 造	硝 酸 施 設	硝 酸 施 設	ガ ス タ ー ビ ン	デ イ ゼ ル 機 関											
富山市	309	520	3				40	6	21		12	7	23		1				1	7	641										
高岡市	241	276		7	1	58	26		4		21	13	32		20	1				1	460										
新湊市	59	79		4		58	58				11	10	4							2	226										
魚津市	48	59		3					3		5	1	3		24				2		100										
氷見市	42	37				4	4		2		7	1	6								61										
滑川市	31	32				1					1		1						1		36										
黒部市	36	136				17	22		1		6		3	63					1	2	251										
砺波市	35	39				3	6				3		5								56										
小矢部市	48	54				2			7		6		6								75										
上新川郡	21	30							16				4							1	51										
中新川郡	44	47				17	5		1		12	1	6	1						1	91										
下新川郡	41	41				4	3				1		15								64										
婦負郡	44	60	1	1				4	4	1	3		4		1	5	2			2	88										
射水郡	42	57		1		3	1				2	4	2							1	71										
東砺波郡	61	74							2		8		5								89										
西砺波郡	36	42				2	12				14		8								78										
合 計	1,088	1,883	4	16	1	169	177	10	61	1	112	37	127	64	46	6	2	5	17	2,438											

b 粉じん発生施設

元年度末の一般粉じん発生施設の届出状況は、表2-18のとおり、総施設数は704施設（工場・事業場数163）であり、種類別では、堆積場が253施設（構成比36%）で最も多く、次いでベルトコンベア・バケットコンベア214施設（同30%）、破碎機・摩砕機202施設（同29%）の順となっている。

また、特定粉じん発生施設の届出状況は、表2-19のとおり、施設数は3施設（工場・事業場数2）となっている。

表2-18 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

(2年3月31日現在)

地 域	工 場 ・ 事業場数	粉 じ ん 発 生 施 設 数				
		堆積場	ベルトコンベア バケツコンベア	破砕機 摩砕機	ふるい	計
富 山 市	34	66	18	31	6	121
高 岡 市	22	27	21	22	1	71
新 湊 市	6	23	50	3	4	80
魚 津 市	6	5		6		11
氷 見 市	5	3	9	4	1	17
滑 川 市	5	6		2	1	9
黒 部 市	8	18	7	21	5	51
砺 波 市	7	9	4	8	3	24
小矢部市	14	19	5	18	4	46
上新川郡	4	3	3	4		10
中新川郡	12	16	14	28	6	64
下新川郡	12	11	40	18	2	71
婦 負 郡	6	10	12	20		42
射 水 郡	5	17	4	2		23
東砺波郡	15	15	27	13	2	57
西砺波郡	2	5		2		7
合 計	163	253	214	202	35	704

表2-19 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設の届出状況

(2年3月31日現在)

地 域	工 場 ・ 事業所数	特 定 粉 じ ん 発 生 施 設 数								
		解 綿 用 機 械	混 合 機	紡 織 用 機 械	切 断 機	研 磨 機	切 削 用 機 械	破 砕 機 ・ 摩 砕 機	ブ レ ス	穿 孔 機
高 岡 市	1		2							2
東 砺 波 郡	1				1					1
計	2		2		1					3

イ 大気汚染緊急時対策要綱による措置

大気汚染防止法には、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずる恐れのある場合に、その対策として大気汚染緊急時の措置をとることが規定されている。

これに基づき県では、46年度に硫黄酸化物についての緊急時対策要綱を制定し、49年度にはオキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素を追加して整備した。

要綱の概要は次のとおりである。

(ア) 対象地域

富山地区（富山市、婦中町）

高岡・新湊地区（高岡市、新湊市、射水郡）

(イ) 対象物質

硫黄酸化物、オキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素

(ウ) 緊急時の種類

情報、注意報、警報、重大警報

(エ) 緊急時の発令基準

緊急時の発令基準は表2-20のとおりであり、発令は対象地区ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状態が継続すると認められる場合に行う。

表2-20 緊急時の発令基準

対 象 物 質	発 令 基 準			
	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫黄酸化物	0.2ppm 2時間 0.3ppm	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm 48時間平均値 0.15ppm以上	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間 0.7ppm 2時間
オキシダント	0.10ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粉じん	2 mg/m ³	2 mg/m ³ 2時間	—	3 mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

(オ) 緊急時の措置

- ・ 緊急時協力工場に対しては、緊急時の種類に応じて表2-21のとおり、ばい煙排出量を削減させる。
- ・ 一般住民に対しては、テレビ、ラジオ等により、緊急時が発令されたことを知らせる。
- ・ 学校に対しては、県庁関係課、市町村を通じて連絡する。
- ・ 自動車の運転者に対しては、オキシダント等自動車排出ガスに起因する物質による発令の場合は、発令地区内の自動車の運行を差し控えるよう協力を求める。
- ・ 健康被害があった場合は、保健所、市町村の公害又は衛生担当課が直ちに対策をとる。

表2-21 緊急時協力工場の緊急時措置

対象物質	緊急時の措置			
	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫黄酸化物	工場へ通報し、不要不急の燃焼の自粛による協力を要請	通常硫黄酸化物排出量の20%以上削減勧告	通常硫黄酸化物排出量の50%以上削減勧告	硫黄酸化物許容量の80%以上削減命令
オキシダント	同 上	通常燃料使用量の20%以上削減勧告	通常燃料使用量の30%以上削減勧告	通常燃料使用量の40%以上削減命令
浮遊粉じん	同 上	同 上	—	同 上
二酸化窒素	同 上	同 上	—	同 上

ウ スパイクタイヤ使用自粛要綱に基づく指導

スパイクタイヤの使用に伴う道路粉じん、道路損傷等の問題に対処するため、県では、59年1月にスパイクタイヤ使用自粛要綱を制定した。

要綱の概要及び使用自粛等の推進状況は次のとおりである。

(ア) 要綱の概要

a 使用自粛期間

- ・ 3月15日から12月10日までの期間は、スパイクタイヤの使用を自粛する。

- ・ 使用自粛期間以外においても、できるだけ使用を自粛する。
- b 県及び市町村の役割
 - ・ 運転者や一般住民に対する広報活動
 - ・ 冬期における交通安全対策の充実
 - ・ 道路の除雪、タイヤチェーン等の脱着場所の確保など道路環境の整備
 - ・ 関係業界、関係団体に対する要望、要請
- c 住民の協力

スパイクタイヤの使用自粛に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力する。

(i) 使用自粛等の推進状況

- a 使用自粛の啓発等
 - ・ テレビ、ラジオ、ポスター、けん垂幕、横断幕及び広報誌等による使用自粛の周知徹底
 - ・ 自動車関係業界に対する協力要請
 - ・ パネル、パンフレットによる雪道における安全運転の徹底
 - ・ 冬期の交通安全講習会等による指導
 - ・ タイヤチェーン等の脱着場所の整備

なお、元年度は、昨年度と同様積雪寒冷な期間が早めに終わったので、例年より早く使用自粛を呼びかけるとともに、道路の清掃も早期に実施した。

- b 道路粉じん調査
 - ・ スパイクタイヤ装着前後における道路粉じん調査
 - ・ 自動車排出ガス観測局における浮遊粉じんの調査
- c 装着率調査等
 - ・ 冬期における走行車両のスパイクタイヤ装着率調査
 - ・ 試験舗装路面の摩耗量調査

(2) 大気環境管理計画（ブルースカイ計画）の推進

ア 硫黄酸化物環境管理計画による指導

県では、47年度に硫黄酸化物環境管理計画を策定し、その後7回にわたり強化改定して環境基準の達成維持を図ってきた。

計画に基づく指導の結果、51年度以降は環境基準を維持しており、今後も環境の状況や工場等における燃料使用状況等を把握しながら、計画の見直しを図り、引き続き対策を推進していくことにしている。計画の概要は次のとおりである。

(ア) 環境管理計画の適用期間

元年度から3年度までの3年間

(イ) 環境管理目標値

環境基準を維持するため表2-22のとおり設定した。

表2-22 環境管理目標値

環境管理目標値	年平均値	0.016ppm以下
	1日平均値の98%値	0.040ppm以下
	1時間値	0.100ppm以下

(ウ) 環境管理目標値の維持方策

a 対象地域

県内全域

b 対象工場・事業場

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有する工場・事業場で
重油等燃料の最大使用量が0.3kℓ/時以上に該当するもの。

c 指導硫黄酸化物排出量

地域別に表2-23のとおり設定した。

表2-23 指導硫黄酸化物排出量

地 域 区 分			排 出 量 算 式
公害防止計画地域	北地 部区	富山市、高岡市、新湊市及び射水郡のうち国道8号線以北でかつ、国道160号線以南の地区	$Q = 5.0W^{0.87}$
	中地 部区	北部地区及び南部地区以外の地区	$Q = 5.5W^{0.87}$
	南地 部区	富山市、高岡市、射水郡及び婦中町のうち北陸自動車道以南の地区	$Q = 6.0W^{0.87}$
	そ の 他 の 地 域		$Q = 6.5W^{0.87}$

注1 公害防止計画地域の射水郡には下村を含む。

2 Qは指導硫黄酸化物排出量 (Nm³/時) で、対象施設から排出される硫黄酸化物排出量の合計量を示す。

3 Wは工場等の燃料使用量 (kℓ/時) である。

イ 窒素酸化物環境管理計画による指導

県では、49年度に窒素酸化物環境管理計画を策定し、その後5回にわたり改定し、環境基準の達成維持を図ってきた。

計画に基づく指導の結果、硫黄酸化物と同様に良好な環境を維持しており、今後も環境の状況、工場等における燃料使用状況及び自動車交通量等を把握しながら、計画の見直しを図り、引き続き対策を推進していくことにしている。計画の概要は次のとおりである。

(ア) 環境管理計画の適用期間

元年度から3年度までの3年間

(イ) 環境管理目標値

環境基準を維持するため、表2-24のとおり設定した。

表2-24 環境管理目標値

環境管理目標値	年平均値	0.020ppm以下
	1日平均値の98%値	0.040ppm以下

(ウ) 環境管理目標値の維持方策

工場・事業場に対する指導は、法の排出基準による。

(3) 監視測定体制の整備

ア 大気汚染常時観測局の整備状況

表2-25 大気汚染常時観測局の概要

(2年3月31日現在)

区	市	町	村	観測局	所在地	設置年度	設置者	測定項目										千化レ観測局	
								硫酸塩導率	貴電法	浮粉光乱	遊散等	窒素化合物色	素物ツマン比法	オキシダントヨード比色法	一酸化炭素赤外線分析法	炭水化合物イオン化	化学素イオン化		風速自風速計
富山地区	富山市			岩瀬大町	東岩瀬町	47	市	○	○	※	○	○					○	○	
				岩瀬連町	連町	42	市	○	○	※	○	○					○	○	
				草島	草島	47	市	○	○	※	○						○	○	
				上野新	上野新	44	市	○	○								○		
				牛島本町	牛島本町	44	市	○	○								○		
				富山県庁	新越曲輪	44	県	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
				呉羽	呉羽	46	市	○	○		○	○					○	○	
				新庄	新庄	43	市	○	○	※	○	○					○	○	
				富山南部	赤田	43	市	○	○	※	○						○	○	
				神保町	高田	43	市	○	○		○	○					○		
高岡地区	高岡市			水橋	水橋島等	50	市	○	○								○		
				堀中	遠星	48	県	○	○		○							○	○
				堀中東本郷	東本郷	45	町	○										○	
				伏木一宮	伏木一宮	42	県	○	○		○	○						○	○
				高岡能町	能町	51	市	○	○		○							○	
				高岡本丸	本丸町	43	県	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				高岡波岡	美幸町	47	市	○	○		○	○						○	○
				高岡戸出	戸出大清水	47	県	○	○	※	○							○	○
				高岡二塚	二塚	53	市	○	○	※	○							○	
				高岡立野	立野	53	市	○	○	※	○							○	
新湊地区	新湊市			新湊三日曾根	三日曾根	42	県	○	○	※	○	○						○	○
				新湊塚原	塚原	47	市	○	○		○							○	
				新湊今井	今井	45	県	○	○	※	○							○	○
				新湊片口	片口	48	市	○	○		○							○	
				新湊堀岡	堀岡	47	市	○	○										
				新湊海老江	海老江	48	県	○	○		○							○	○
				新湊七美	七美	50	市	○	○		○								
				新湊八幡	八幡町	56	市	○	○		○								
				小杉町	小杉	中太閤山	47	県	○	○	※	○	○					○	○
				大門町	大門	大門	48	県	○	○		○						○	○
その他の地区	滑川市			滑川市庁	寺家	47	市	○	○		○							○	
				滑川大崎野	大崎野	50	市	○	○									○	
	黒部市			黒部市庁	三日市	45	市	○	○	※								○	
				コンテナ1号	中滝元	元	県	○	○		○	○						○	
計								35	34	27	12	2	2	32	17				

注1 ※の測定方法はβ線吸収法である。

2 コンテナ1号、2号はともに移動観測局である。

(ア) 一般常時観測局

一般環境の大気汚染を常時測定する観測局は、表2-25のとおり、固定観測局33局（県10局、市町23局）、コンテナ式移動観測局2局（県2局）の合計35局である。

(イ) 自動車排出ガス常時観測局

自動車排出ガスを常時測定する観測局は、表2-26のとおり、主要交差点付近に2局設置している。

表2-26 自動車排出ガス常時観測局の概要

（2年3月31日現在）

市 別	観 測 局	所 在 地	設 置 年 度	設 置 者	測 定 項 目			
					一酸化炭素	窒素酸化物	炭化水素	浮遊粉じん
					赤外分析 線法	ザルツマン 比色法	水素炎イオン 化法	β線吸収法
富山市	富山城址	富山城址公園	47	市	○	○	○	○
高岡市	高岡広小路	広小路	49	県	○	○	○	○

(ウ) 大気測定車

常時観測局が整備されていない地域の大気汚染の調査等各種調査を実施するため、表2-27のとおり、大気測定車（1台）を公害センターに52年度から配備している。

なお、大気測定車の測定項目等は、表2-27のとおりである。

表2-27 大気測定車の概要

（2年3月31日現在）

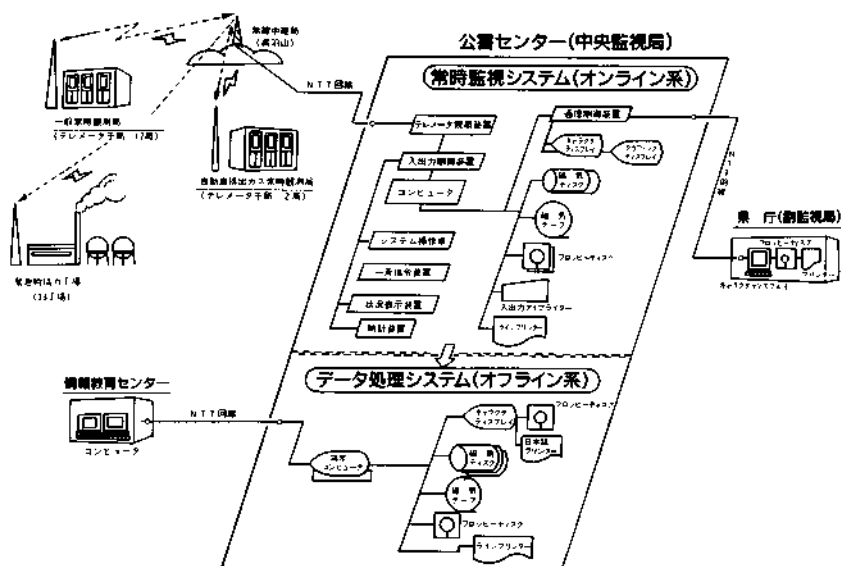
測定項目	硫黄酸化物	浮遊粉じん	窒素酸化物	オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向風速	日射
測定法	導電率法	光散乱法	ザルツマン比色法	ヨードカリ比色法	赤外線分析法	水素炎イオン化法	発信機式 発電機式	熱電対式

イ 大気汚染テレメータシステムの整備状況

大気汚染の状況を的確に把握し、光化学オキシダント等の大気汚染緊急時に迅速に対応するため、45年度に「大気汚染監視テレメータシステム」を導入し、一般観測局の主な17局と自動車排出ガス観測局2局のテレメータ化を順次進めてきた。

また、61年度には、より迅速なデータの把握と、より高度なデータ処理を行うとともに、環境情報の解析もできるよう、システム機能の整備拡充を図った。

図2-3 大気汚染監視テレメータシステムの概要図



ウ 大気汚染補助測定点の整備状況

大気汚染常時観測局を補完する測定網として、市町村の協力を得て、延べ246か所において表2-28のとおり硫黄酸化物、降下ばいじん等4項目について測定を行っている。

表2-28 市町村別大気汚染補助測定点の設置状況

(2年3月31日現在)

項目 測定法	硫黄酸化物 二酸化	降下ばいじん ダスト	窒素酸化物 トリエタノールアミン法	ふっ素化合物 ATP法	計	項目 測定法	硫黄酸化物 二酸化	降下ばいじん ダスト	窒素酸化物 トリエタノールアミン法	ふっ素化合物 ATP法	計
市町村	鉛法	ジャー法	ミン法			市町村	鉛法	ジャー法	ミン法		
富山市	10	10	10		30	入善町	3	3	3		9
高岡市	7	7	7		21	朝日町	2	2	2		6
新湊市	3	3	3		9	八尾町	3	3	3		9
魚津市	3	3	3		9	綿中町	3	3	3	5	14
氷見市	5	5	5	1	16	小杉町	2	2	2		6
清川市	4	4	4		12	大門町	1	1	1		3
黒部市	5	5	5		15	下村	1	1	1		3
砺波市	5	5	5		15	大島町	1	1	1		3
小矢部市	4	4	4		12	城端町	1	1	1		3
大沢野町	1	1	1		3	庄川町	1	1	1		3
大山町	2	2	2		6	井波町	1	1	1		3
上市町	2	2	2		6	福野町	2	2	2		6
立山町	3	3	3		9	福光町	3	3	3		9
宇奈月	1	1	1		3	福岡町	1	1	1		3
合						28	80	80	80	6	246

エ 環境放射能測定機器の整備状況

県内における環境放射能の実態を把握するため、表2-29のとおり測定機器を整備し、一般環境中の放射能について測定を行っている。

表2-29 環境放射能測定機器の概要

測定機器名	測定項目
ゲルマニウム半導体核種分析装置	ガンマー線(核種)
GM式ベータ線測定装置	全ベータ線
サーベイメータ	空間線量率
モニタリングポスト	空間線量率

(4) 監視取締りと行政指導

大気汚染防止法及び公害防止条例の対象工場・事業場について立入検査を実施し、排出基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

また、硫黄酸化物環境管理計画に基づく対象工場・事業場について、燃料中の硫黄分の適合状況を調査した。

立入検査状況は、表2-30のとおりであるが、排出基準値及び指導値を超える施設は認められなかった。

表2-30 大気関係立入検査状況(元年度)

業 種 区 分		食料品製造業	飲料・飼料・たばこ製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油・石炭製品製造業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業	電気業	廃棄物処理業	その他	合 計
立 入 検 査	ばいじん	1 (1)	1 (1)		2 (2)	2 (3)	4 (4)	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (2)	1 (2)					6 (6)	2 (3)		23 (27)
	有害物質及び有害ガス	1 (1)	1 (1)		2 (2)	2 (3)	16 (70)	1 (1)		2 (4)		1 (2)	2 (4)		2 (8)		1 (4)	6 (6)	2 (3)		39 (120)
	燃料中の硫黄	2 (6)	1 (2)	5 (12)		6 (10)	7 (12)	14 (16)	2 (3)	3 (4)		4 (12)	5 (14)	2 (6)	1 (4)	1 (2)		6 (6)		17 (33)	76 (149)
	堆積場等での粉じん									15 (142)											15 (142)
届出確認検査		4 (8)	1 (2)	5 (7)	1 (3)		10 (98)	4 (12)		4 (20)	4 (18)	5 (13)							6 (7)	12 (29)	56 (1,297)
計		8 (9)	4 (6)	10 (29)	5 (6)	19 (1,04)	37 (1,04)	20 (90)	2 (3)	25 (17)	5 (12)	11 (29)	8 (20)	2 (6)	3 (12)	1 (2)	1 (4)	18 (18)	10 (13)	29 (61)	209 (1,735)
指導件数	立入検査						3			10		1									14
	届出確認検査	1		2	1		3	1		3	3	2							1	6	23
	計	1		2	1		6	1		13	3	3							1	6	37

注 表中の数字は工場・事業所数、() は、施設数である。

(5) 大気環境の各種調査

ア 環境大気基礎調査

(ア) 調査概要

大気汚染常時観測局の補助測定網として硫黄酸化物、降下ばいじん及び窒素酸化物による大気汚染の状況を広域的に把握するため、図2-4のとおり、県内平野部80地点（約4 kmメッシュに1地点）において調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-31のとおりである。

a 硫黄酸化物（二酸化鉛法）

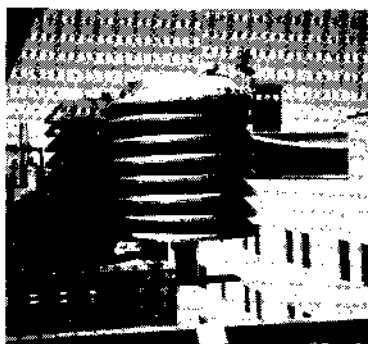
各調査地点の年平均値は、定量限界（ $0.03\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$ ）未満～ $0.17\text{SO}_3\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$ であり、これを地域的にみると、富山地区の臨海工業地帯、高岡地区の市街地でやや高い傾向がみられた。

b 降下ばいじん（ダストジャー法）

各調査地点の年平均値は、 $1\sim 6\text{ t}/\text{km}^2/\text{月}$ であり、地域間ほとんど差異はみられなかった。

c 窒素酸化物（トリエタノールアミン法）

各調査地点の年平均値は、 $0.019\sim 0.14\text{NO}_2\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$ であり、これを地域的にみると、富山地区の市街地や臨海工業地帯、高岡地区の市街地でやや高い傾向がみられた。



硫黄酸化物
窒素酸化物測定シェルター



降下ばいじん測定ダストジャー

圖2-4 環境大氣基礎調查地點圖

(○印は調査地点)
(メッシュは4km×4km)

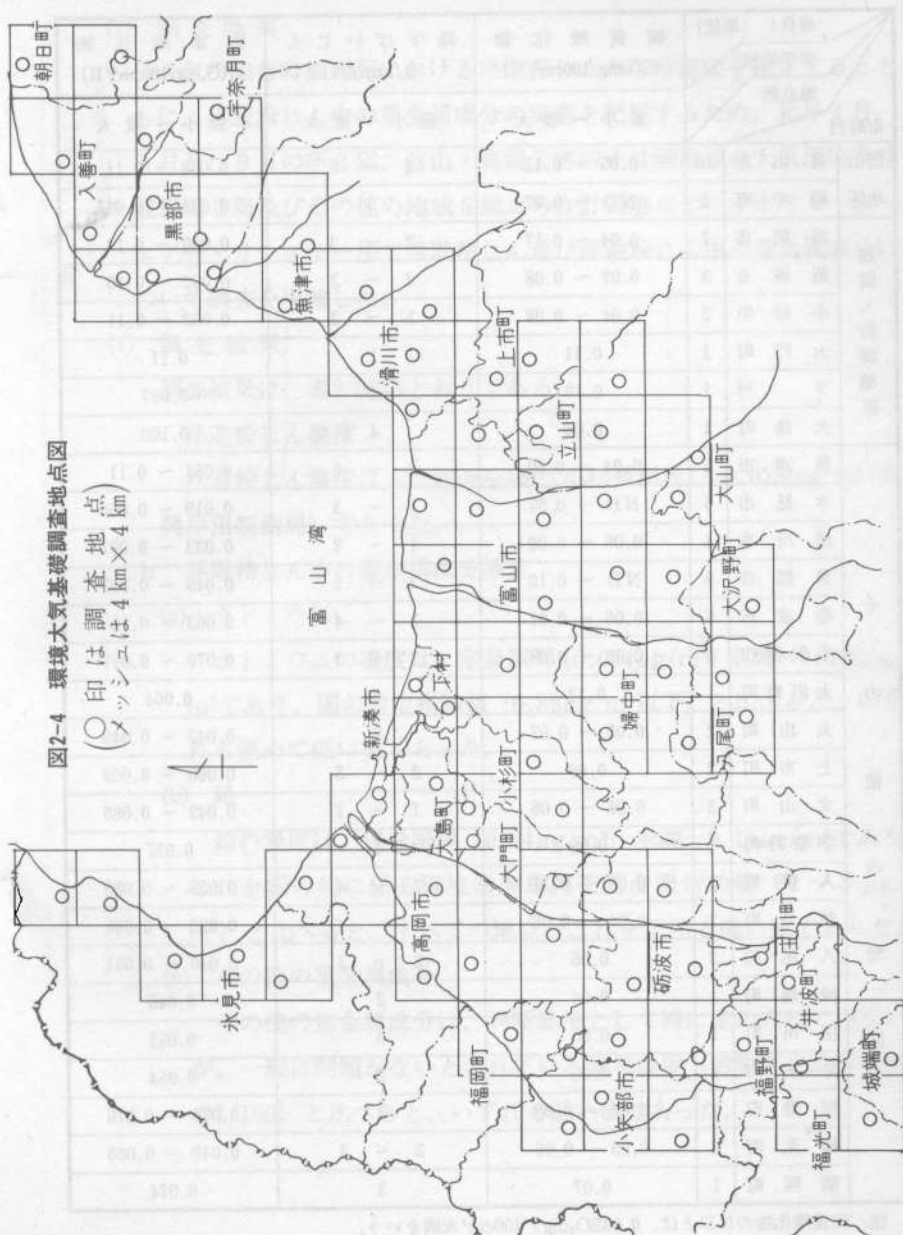


表2-31 環境大気基礎調査(市町村別)測定結果(元年度)

項目(単位) 年平均値 地点数			硫黄酸化物 (SO ₂ mg/100cm ² /日)	降下ばいじん (t/km ² /月)	窒素酸化物 (NO _x mg/100cm ² /日)
市町村			最小～最大	最小～最大	最小～最大
富山地区	富山市	10	0.05～0.11	2～5	0.058～0.14
	婦中町	3	ND～0.07	3	0.039～0.081
高岡・新湊地区	高岡市	7	0.04～0.17	2～3	0.060～0.13
	新湊市	3	0.07～0.08	2～3	0.092～0.10
	小杉町	2	0.04～0.08	1～3	0.062～0.11
	大門町	1	0.11	1	0.11
	下村	1	0.10	3	0.097
	大島町	1	0.08	4	0.10
その他の地区	魚津市	3	0.04～0.09	2～6	0.051～0.11
	永見市	5	ND～0.07	1～3	0.019～0.065
	滑川市	4	0.05～0.09	1～2	0.033～0.097
	黒部市	5	ND～0.10	2～5	0.046～0.093
	砺波市	5	0.06～0.07	2～4	0.063～0.10
	小矢部市	4	0.06～0.08	2～3	0.070～0.097
	大沢野町	1	0.12	3	0.064
	大山町	2	0.05～0.07	2	0.042～0.046
	上市町	2	0.08	2～3	0.066～0.069
	立山町	3	0.06～0.08	1～2	0.042～0.086
	宇奈月町	1	0.09	4	0.037
	入善町	3	0.08～0.11	2～4	0.039～0.086
	朝日町	2	0.04～0.08	3～4	0.026～0.086
	八尾町	3	0.05	2～3	0.040～0.051
	城端町	1	0.04	2	0.046
	庄川町	1	0.06	3	0.052
	井波町	1	0.06	2	0.054
	福野町	2	0.07～0.08	3	0.074～0.076
	福光町	3	0.05～0.06	2～3	0.040～0.063
	福岡町	1	0.07	3	0.074

注、硫黄酸化物のNDとは、0.03SO₂mg/100cm²未満をいう。

イ 浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

大気汚染常時観測局における浮遊粉じんの常時測定を補完するとともに、浮遊粉じん中の重金属成分の実態を把握するため、元年4月、5月及び9月の年2回、富山・高岡公害防止計画地域の大气汚染常時観測局9局及びその他の地域6地点の合計15地点でハイボリューム・エアー・サンプラー法で浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-32のとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

浮遊粉じん濃度は、 $0.020\text{mg}/\text{m}^3$ (小杉観測局) $\sim 0.078\text{mg}/\text{m}^3$ (高岡戸出観測局) であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

カドミウムの濃度は、定量限界 ($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 0.005\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、国の暫定指導値 ($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) と比べると、いずれも極めて低い値であった。

(b) 鉛

鉛の濃度は、定量限界 ($0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 0.15\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値 ($1 \sim 3\mu\text{g}/\text{m}^3$) と比べると、すべての地点がこれを下回る低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分は、判断基準として特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度 (労働衛生許容濃度の1/100) と比べると、いずれも低い値であった。

表2-32 一般環境の浮遊粉じん調査結果（元年度）

測定地点		回	浮遊粉じん濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 (μg/m ³)									
				クロム	アガシ	鉄	ニッケル	銅	亜鉛	カドミウム	鉛	コバルト	バリウム
富山地区	岩瀬通町観測局	1	0.069	ND	0.07	1.2	ND	0.11	0.19	ND	0.10	ND	ND
		2	0.026	ND	0.03	0.3	ND	0.13	0.16	ND	ND	ND	ND
	富山県庁観測局	1	0.068	ND	0.03	0.3	ND	0.13	0.16	ND	ND	ND	ND
		2	0.026	ND	0.05	0.9	ND	0.09	0.23	ND	0.07	ND	ND
	富山南部観測局	1	0.072	ND	0.04	1.0	ND	0.06	0.15	ND	0.07	ND	ND
		2	0.023	ND	ND	ND	ND	0.07	0.14	ND	ND	ND	ND
	幡中観測局	1	0.077	ND	0.04	1.0	ND	0.10	0.17	ND	0.07	ND	ND
		2	0.029	ND	0.03	0.3	ND	0.09	0.08	ND	ND	ND	ND
高岡・新湊地区	伏木一宮観測局	1	0.070	ND	0.45	1.2	ND	0.10	0.26	ND	0.11	ND	ND
		2	0.056	ND	0.12	0.7	ND	0.14	0.38	ND	0.07	ND	ND
	高岡本丸観測局	1	0.076	ND	0.99	1.8	ND	0.11	0.57	0.005	0.14	ND	ND
		2	0.056	ND	0.13	0.8	ND	0.09	0.32	ND	0.07	ND	ND
	高岡戸出観測局	1	0.078	ND	0.26	1.8	ND	0.08	0.32	0.004	0.10	ND	ND
		2	0.052	ND	0.07	0.5	ND	0.11	0.32	ND	0.08	ND	ND
	新湊三日曾根観測局	1	0.070	ND	0.92	1.0	ND	0.10	0.25	ND	0.15	ND	ND
		2	0.059	ND	0.29	0.8	ND	0.13	0.32	ND	0.07	ND	ND
	小杉観測局	1	0.049	ND	0.06	1.0	ND	0.07	0.23	ND	0.05	ND	ND
		2	0.020	ND	ND	ND	ND	0.09	0.10	ND	ND	ND	ND
その他の地区	魚津市役所	1	0.062	ND	0.05	0.8	ND	0.10	0.22	0.004	0.06	ND	ND
		2	0.026	ND	0.03	0.8	ND	0.07	0.08	ND	ND	ND	ND
	氷見市役所	1	0.052	ND	0.04	0.9	ND	0.06	0.17	ND	0.08	ND	ND
		2	0.048	ND	0.03	0.4	ND	0.06	0.20	ND	0.04	ND	ND
	小矢部市役所	1	0.074	ND	0.32	1.8	ND	0.11	0.44	ND	0.15	ND	ND
		2	0.048	ND	0.06	0.6	ND	0.11	0.15	ND	0.06	ND	ND
	立山町役場	1	0.070	ND	0.03	0.8	ND	0.03	0.14	ND	0.06	ND	ND
		2	0.024	ND	ND	ND	ND	0.04	0.11	ND	ND	ND	ND
	入善町役場	1	0.055	ND	0.03	0.6	ND	0.05	0.12	ND	ND	ND	ND
		2	0.025	ND	ND	ND	ND	0.09	0.06	ND	ND	ND	ND
福野町役場	1	0.070	ND	0.09	1.6	ND	0.07	0.20	ND	0.06	ND	ND	
	2	0.048	ND	0.05	0.8	ND	0.33	0.17	ND	0.06	ND	ND	
定量限界				0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

ウ 工場周辺の浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

主な電気炉設置工場の周辺における大気汚染の実態を把握するため、電気炉設置工場周辺の4地区において2ないし3地点を選定して、3日間にわたりハイボリューム・エア－・サンプラー法により浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査地区、調査期間及び調査結果は、表2-33のとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

工場周辺の地区平均値は、 $0.051\text{mg}/\text{m}^3$ (黒部市三日市地区) $\sim 0.095\text{mg}/\text{m}^3$ (高岡市吉久・新湊市中伏木地区) であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

工場周辺の地区平均値は、定量限界($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満 $\sim 0.013\mu\text{g}/\text{m}^3$ (黒部市三日市地区) であり、これを国の暫定指導値($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) と比べると、いずれもこれを下回る極めて低い値であった。

(b) 鉛

工場周辺の地区平均値は、 $0.06\mu\text{g}/\text{m}^3$ (黒部市三日市地区) $\sim 0.23\mu\text{g}/\text{m}^3$ (富山市岩瀬地区、高岡市吉久・新湊市中伏木地区) であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値($1\sim 3\mu\text{g}/\text{m}^3$) と比べると、いずれもこれを下回る低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分は、判断基準として特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度 (労働衛生許容濃度の1/100) と比べると、いずれの地区も低い値であった。

表2-33 工場周辺の浮遊粉じん調査結果（元年度）

調査地区	調査地点数	期 間	区分	浮遊粉じん濃度 (mg/m³)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 (μg/m³)									
					クロム	マンガン	鉄	ニッケル	銅	亜鉛	カドミウム	鉛	コバルト	バナジウム
黒部市三日市 (日鉱運輸周辺)	3	5月16日 、 5月18日	最大	0.064	ND	0.08	1.1	ND	0.09	1.3	0.039	0.08	ND	ND
		平均	0.051	ND	0.06	0.8	ND	0.06	0.90	0.013	0.06	ND	ND	
富山市岩瀬 (大平洋ランダム周辺)	2	5月9日 、 5月11日	最大	0.11	ND	0.11	2.2	ND	0.22	0.53	ND	0.23	ND	ND
		平均	0.090	ND	0.10	1.9	ND	0.16	0.37	ND	0.23	ND	ND	
大島町小島・大島町北野 (日本電工周辺)	2	4月25日 、 4月27日	最大	0.11	ND	0.17	2.2	ND	0.15	0.48	ND	0.09	ND	ND
		平均	0.080	ND	0.17	2.1	ND	0.14	0.45	ND	0.09	ND	ND	
高岡市吉久・新湊市中伏木 (日本鋼管・日本重化学周辺)	3	4月25日 、 4月27日	最大	0.14	0.10	3.1	2.3	ND	0.09	1.0	0.008	0.23	ND	ND
		平均	0.095	0.06	2.2	1.9	ND	0.08	0.68	0.007	0.16	ND	ND	
定 量 限 界					0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

エ 特定ガス環境大気調査

(ア) 調査概要

県内の化学工場から排出されるふっ素化合物による大気汚染の実態と推移を把握するため、発生源及び周辺環境において調査を実施した。調査地区、調査地点数等は表2-34のとおりである。

表2-34 特定ガス環境大気調査の概要（元年度）

対象物質	調査地区	調 査	調 査 地 点 数	調査回数
ふっ素化合物	婦 中 地 区	発 生 源	5 地点	1 回
		環境大気	アルカリろ紙法 5 地点	1 回
			A T P 法 5 地点	12回
	対 照 地 区	環境大気	アルカリろ紙法 1 地点	1 回

(イ) 調査結果

婦中地区（日産化学工業㈱富山工場）での調査結果は、表2-35のとおりである。

a 発生源調査結果

ふっ素化合物の排出濃度は、定量限界（ $0.1\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）未満～ $0.4\text{mg}/\text{Nm}^3$ あり、大気汚染防止法の排出基準（ $5.0\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）を大幅に下回っていた。

b 環境大気調査結果

(a) アルカリろ紙（大喜多）法

アルカリろ紙法によるふっ素化合物の測定結果は、63年度と同様すべての測定地点で定量限界（ $0.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）未満であり、県の定める環境基準（ $7\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と比べても極めて低い値であった。

(b) ATP (ばく露) 法

ATP 法によるふっ素化合物の測定結果は、定量限界($20\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$)未満～ $53\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ で、地区平均は $22\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ であった。

この調査結果を月平均で63年度と比べるとほぼ同等の値であった。

表2-35 特定ガス環境大気調査結果 (元年度)

1 発生源調査結果

地 区	工 場 名	ふっ素化合物($\text{mg}/\text{N m}^3$)
婦 中 地 区	日 産 化 学 工 業 有 限 公 司 富 山 工 場	ND～0.4
排出基準(大気汚染防止法)		5.0
定 量 限 界		0.1

注 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

2 環境大気調査結果

地 区		ふ っ 素 化 合 物			
		アルカリろ紙法 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		ATP法 ($\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$)	
		測 定 値	平 均	測 定 値	平 均
婦中地区	63年度	ND	ND	ND ～ 34	20
	元年度	ND	ND	ND ～ 53	22
対照地区	63年度	ND	ND	—	—
	元年度	ND	ND	—	—
定 量 限 界		0.3		20	

注 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

オ 水銀等環境調査

(ア) 調査概要

石炭利用の拡大等、燃料の多様化に伴う環境の実態を把握するため
大気中の水銀等及び土壌、玄米中の水銀について調査を実施した。

調査地域等は、表2-36のとおりである。

表2-36 水銀等環境調査の概要（元年度）

対象物質	調査地域	調査地点数			調査回数	分析方法
大気中の 水銀、ひ素 ベンゾ(a)ピレン	富山市	1 (大気常時観測局)			2回/年 (4月～5月、 9月)	水銀：金アマルガム採取－ 原子吸光光度法 ひ素：ハイポリウム・エー ー・サンブラー採取－原 子吸光光度法 ベンゾ(a)ピレン：ハイポリ ウム・エー－サンブラ ー採取－蛍光光度法
	高岡市	1 (")				
	新湊市	3 (")				
	小杉町	1 (")				
	計	6				
土壌(農用地、非 農用地)中水銀、 玄米中水銀	新湊市	農用地	非農用地	玄米	1回/年 (9月)	水銀(土壌)：底質調査法 (原子吸光光度法) 水銀(玄米)：金アマルガム 吸着－原子吸光光度法
		6	7	6		

(イ) 調査結果

a 大気中の水銀等濃度

大気中の水銀濃度等は、表2-37のとおりである。水銀濃度は定量
限界 ($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 0.009\mu\text{g}/\text{m}^3$ で平均 $0.002\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ひ素濃
度は定量限界 ($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 0.013\mu\text{g}/\text{m}^3$ で平均 $0.005\mu\text{g}/$
 m^3 、ベンゾ (a) ピレン濃度は定量限界 ($0.05\text{ng}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 1.5\text{ng}/$
 m^3 で平均 $0.27\text{ng}/\text{m}^3$ であった。

このうち水銀濃度の調査結果は、世界保健機構 (WHO) の一般環
境濃度におけるガイドライン値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ と比べると、極めて低い値
であった。

また、これらの物質を測定するため、採取した浮遊粉じん量は、
 $0.026\sim 0.11\text{mg}/\text{m}^3$ 、平均 $0.064\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

b 土壌及び玄米中の水銀濃度

土壌及び玄米中の水銀濃度は、表2-38のとおりである。農用地の土壌は、 $0.11\sim0.88\mu\text{g/g}$ 、非農用地の土壌は、 $0.01\sim0.38\mu\text{g/g}$ 、玄米は $0.002\sim0.003\mu\text{g/g}$ であった。

表2-37 大気中の水銀等調査結果（元年度）

調査項目 調査回数等	水 銀($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		ヒ 素($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		ベンゾ(a)ピレン(ng/m^3)		浮遊粉じん(mg/m^3)	
	測 定 値	平均値	測 定 値	平均値	測 定 値	平均値	測 定 値	平均値
第1回(4月～5月)	ND～0.006	0.002	0.001～0.013	0.006	ND～0.91	0.23	0.051～0.11	0.071
第2回 (9月)	ND～0.009	0.003	ND～0.006	0.004	ND～1.5	0.30	0.026～0.078	0.057
全 体	ND～0.009	0.002	ND～0.013	0.005	ND～1.5	0.27	0.026～0.11	0.064
定 量 限 界	0.001		0.001		0.05		—	

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

表2-38 土壌及び玄米中の水銀調査結果（元年度）

（単位： $\mu\text{g/g}$ ）

項目 \ 区分	土 壌(農用地)	土壌(非農用地)	玄 米
測 定 値	0.11～0.88	0.01～0.38	0.002～0.003
定 量 限 界	0.01	0.01	0.001

カ 新規燃料使用施設等のばい煙排出実態調査

(ア) 調査概要

近年、石油系液体燃料に代って、石油コークス等を新規燃料として使用する施設が増加しており、その実態を調査するため、元年度はクラフトパルプ廃液（黒液）や再生油等を燃料として使用する施設から排出される有害物質について調査した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-39のとおりである。これを調査項目別にみると、窒素酸化物については、各施設ともに低く（17～75ppm）、硫黄酸化物については、各施設とも定量限界（20ppm）未満であった。また、ばいじん中の重金属成分については、各施設からヒ素が検出されたほか、マンガン、亜鉛及びカドミウムについては、木屑ボイラーから検出された。

また、水銀については、各施設とも定量限界（0.002mg/Nm³）未満であった。

表2-39 新規燃料使用施設等のばい煙排出実態調査結果（元年度）

調査項目		施設名	回収ボイラー	アルミ溶解炉	ボイラー	定 量 限 界
燃 料	種 類	黒 液	再 生 油	木 屑		
	使 用 量	29,000 l /時	104kg/時	1,250 l /時		
排出ガス量 (Nm ³ /時)		150,000	6,400	3,200		
硫黄酸化物 (ppm)		20未満	20未満	20未満		
窒素酸化物 (ppm)		75	74	17		
ばいじん (g/Nm ³)		0.063	0.064	0.051		
水 銀 (mg/Nm ³)		0.002未満	0.002未満	0.002未満		
ばいじん中重金属成分	バナジウム (mg/Nm ³)	ND	ND	ND		0.01
	マンガン (#)	ND	ND	0.59		0.02
	鉄 (#)	ND	ND	ND		0.9
	コバルト (#)	ND	ND	ND		0.003
	ニッケル (#)	ND	ND	ND		0.1
	亜鉛 (#)	ND	ND	0.09		0.07
	カドミウム (#)	ND	ND	0.03		0.01
	鉛 (#)	ND	ND	ND		0.02
	ひ素 (#)	1.0	0.57	3.8		0.02

キ 自動車排出ガス環境調査

(ア) 調査概要

自動車排出ガスによる大気汚染の実態を把握するため、県内の主要交差点 2 地点に大気測定車を配置し、各種自動測定機により、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、硫黄酸化物、オキシダント等の連続測定を実施した。

(イ) 調査結果

・ 大気測定車による調査

調査地点、調査期間及び調査結果は、表2-40のとおりである。

(a) 一酸化炭素

8 時間平均値の最高値は、富山市花園で2.7ppm、高岡市野村で1.5ppm であり、また、1 日平均値の最高値は、富山市花園で1.8 ppm、高岡市野村で0.9ppm であった。

これを一酸化炭素に係る環境基準（8 時間平均値20ppm、1 日平均値10ppm 以下）と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

(b) 窒素酸化物

二酸化窒素の 1 日平均値の最高値は、富山市花園で、0.030 ppm、高岡市野村で0.021ppm であり、これを二酸化窒素に係る環境基準（1 日平均値0.04～0.06ppm までの範囲内又はそれ以下）と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(c) 炭化水素

非メタン炭化水素の午前 6 時～9 時における 3 時間平均値の最高値は、富山市花園で0.3ppmC、高岡市野村で0.2ppmC であった。これを国の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値（0.20～0.31ppmC の範囲内又はそれ以下）と比べると富山市花園、高岡市野村ともに、指針値の範囲内であった。

(d) 硫黄酸化物

1 時間値の最高値は、富山市花園で0.020ppm、高岡市野村で

表2-40 自動車排出ガス環境調査結果 (元年度)

調査地点	調査期間	項目		窒素酸化物			炭化水素		硫黄酸化物	浮遊粉じん	オキシダント	鉛	交差点自動車通過台数	
		単位	区分	一酸化炭素	二酸化窒素	窒素酸化物	メタン	非メタン炭化水素						全炭化水素
				ppm	ppm	ppm	ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	ppm	μg/m³	台/日	
富山市花園	8月30日 ～ 9月5日	最高値	1時間値	5.1	0.155	0.066	0.221	2.3	1.7	3.4	0.020	0.090	0.034	
			1日平均値	1.8 (2.7)	0.050	0.030	0.074	1.8	0.4 (0.3)	2.2	0.005	0.049	0.017	0.04
		平均値	1.2	0.030	0.021	0.051	1.7	0.3	2.0	0.002	0.031	0.010	0.03	66,400
高岡市野村	8月23日 ～ 8月25日	最高値	1時間値	2.6	0.098	0.041	0.134	2.1	0.4	2.5	0.018	0.080	0.038	
			1日平均値	0.9 (1.5)	0.037	0.021	0.058	1.7	0.2 (0.2)	1.9	0.006	0.040	0.025	0.04
		平均値	0.7	0.031	0.020	0.051	1.7	0.1	1.8	0.005	0.035	0.018	0.03	52,100

注1 一酸化炭素の欄中の()は、8時間平均値である。

注2 非メタン炭化水素の欄中の()は、午前6時～9時までの3時間平均値である。

注3 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素とを加えたものである。

注4 全炭化水素は、メタンと非メタン炭化水素とを加えたものである。

0.018ppm であり、1 日平均値の最高値は、富山市花園で0.005 ppm、高岡市野村で0.006ppm であった。

これを二酸化硫黄に係る環境基準（1 時間値0.1ppm 以下、1 日平均値0.04ppm 以下）と比べると両地点ともこれをかなり下回っていた。

(e) 浮遊粉じん

1 時間値の最高値は、富山市花園で0.090mg/m³、高岡市野村で0.080mg/m³であり、1 日平均値の最高値は、富山市花園で0.049 mg/m³、高岡市野村で0.040mg/m³であった。

これを浮遊粉じんに係る環境基準（1 時間値0.20mg/m³以下、1 日平均値0.10mg/m³以下）と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(f) オキシダント

1 時間値の最高値は、富山市花園で、0.034ppm、高岡市野村で0.038ppm であり、これを光化学オキシダントに係る環境基準（1 時間値0.06ppm 以下）と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(g) 鉛

1 日平均値の最高値は、富山市花園、高岡市野村ともに、0.04 μg/m³であった。これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値（1～3 μg/m³）と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

ク スパイクタイヤの使用に伴う道路粉じん等調査

(ア) 調査概要

スパイクタイヤの使用に伴い発生する道路粉じん等の実態を把握するため、幹線道路近傍で調査を実施した。調査地点、調査項目等は表2-41のとおりである。

表2-41 スパイクタイヤ道路粉じん調査の概要

調 査 項 目		地 点 数		調 査 時 期	調 査 方 法
		富山市	高岡市		
浮遊粉じん	浮遊粉じん量	2	2	2年2月19日 ～2月24日 (スパイクタイヤ 装着時期) 元年10月16日 ～10月21日 (スパイクタイヤ 非装着時期)	スパイクタイヤに よる浮遊粉じん中 の各成分濃度等測 定方法指針 (環境庁)
	浮遊粉じん中の金属成分等	2	2		
浮遊粒子状物質		1	1		
降下ばいじん		2	2	元年4月1日 ～2年3月31日	
スパイクタイヤ装着率		県内主要地方道 5地点		元年12月22日 ～2年3月16日	

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-42及び図2-5のとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

幹線道路近傍における浮遊粉じん濃度（ハイボリウム・エアー・サンプラー法）は、スパイクタイヤ装着時期において $0.17 \sim 0.57 \text{ mg/m}^3$ であり、非装着時期の $0.040 \sim 0.12 \text{ mg/m}^3$ と比べ高かった。

b 浮遊粉じん中の金属成分等の含有率

幹線道路近傍における浮遊粉じん中（ハイボリウム・エアー・サンプラー法）の金属成分等のうち、含有率が比較的高い成分は、アルミニウム、カルシウム、鉄及びチタンであった。また、調査時期別にみると、スパイクタイヤ装着時期に高くなったのはアルミニウム及び鉄で、逆に低くなったのは亜鉛、鉛、ベンゾ（a）ピレンであった。

表2-42 スパイクタイヤの使用に伴う道路粉じん等調査結果（元年度）

1 浮遊粉じん及び、浮遊粉じん中金属成分等の調査結果

項目 調査時期	浮遊粉じん 濃度 (mg/m^3)	浮遊粉じん中金属成分等の含有率(%)							
		アルミ ニウム	カルシ ウム	チタン	マンガン	鉄	重 鉛	鉛	ベンゼン 抽出物 ビレン
スパイクタイヤ 装着時期	0.17 ~0.57	2.4 ~5.3	3.7 ~4.6	0.22 ~0.33	0.06 ~0.36	2.1 ~2.6	0.10 ~0.40	0.01 ~0.06	3~6 0.0001 ~0.0004
スパイクタイヤ 非装着時期	0.040 ~0.12	2.2 ~3.6	2.3 ~13.0	0.10 ~0.41	0.06 ~0.68	1.5 ~2.0	0.20 ~1.0	0.03 ~1.0	1~9 0.0001 ~0.0013

2 浮遊粒子状物質の測定結果

(単位： mg/m^3)

観測局	項目	年 月				
		元年11月	元年12月	2年1月	2年2月	2年3月
富山城址	月 平 均 値	0.028	0.028	0.025	0.036	0.022
	日平均値の範囲	0.012 ~0.054	0.009 ~0.041	0.012 ~0.046	0.015 ~0.068	0.019 ~0.062
高岡広小路	月 平 均 値	0.033	0.033	0.026	0.038	0.039
	日平均値の範囲	0.006 ~0.059	0.013 ~0.056	0.010 ~0.083	0.010 ~0.099	0.015 ~0.089

3 スパイクタイヤ装着率の調査結果

調査日	5 地点 (主要地方道等)	
	交 通 量	装 着 率 (%)
元年12月22日	33,640	9.3
2年1月26日	25,179	56.2
2年2月16日	28,964	32.6
2年3月9日	31,960	9.2
2年3月16日	32,281	3.7

注 交通量は12時間交通量である。(単位：台/12時間)

c 浮遊粒子状物質濃度

元年11月から2年3月までの富山市及び高岡市の自動車排出ガス観測局における浮遊粒子状物質 (β 線吸収法) の連続測定結果では、スパイクタイヤの装着時期と非装着時期ではあまり変化がみられなかった。

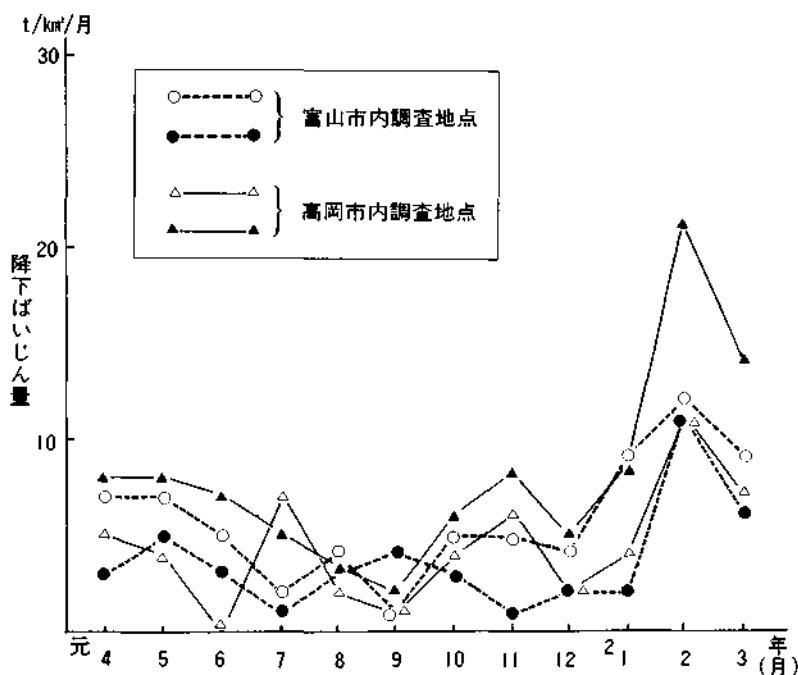
d 降下ばいじん量

幹線道路近傍における降下ばいじん量（ダストジャー法）は、2月に高い傾向がみられた。

e スパイクタイヤの装着率

県内の主要地方道、一般地方道におけるスパイクタイヤ装着率は、2年1月が56.2%であったが、3月には9.2%と減少した。

図2-5 降下ばいじん量調査結果



ケ 酸性雨実態調査

(ア) 調査概要

県内における酸性雨の実態を把握するため、雨水の pH 等について調査を実施した。調査地点等は表2-43のとおりである。

(イ) 調査結果

pH

調査結果は表2-44のとおりであり、年間を通じての雨水のpHは、初期降雨（1～3 mm）が3.5～6.1（平均値4.2）であり、全降雨の4.0～5.5（平均値4.5）と比べて平均値でやや低い傾向がみられた。

・ イオン降下量

調査結果は表2-45のとおりであり、このうち主な項目について月別の降下量の推移をみると、図2-6のとおりであり、冬季に多い傾向がみられた。

表2-43 酸性雨実態調査の概要（元年度）

調 査 地 点	調 査 期 間	調 査 項 目	調 査 方 法
小 杉 町 (県公害センター)	元年 4 月～ 2 年 3 月 (降雨毎)	・ 雨水の pH ・ 雨水中のイオン成分 濃度等	酸性雨等調査マニュアル (環境庁大気保全局)

表2-44 酸性雨実態調査結果（元年度）

調 査 項 目	雨 水 の pH					
	初 期 降 雨 (1～3 mm)			全 降 雨		
調 査 結 果	最 小 値	最 大 値	平 均 値	最 小 値	最 大 値	平 均 値
	3.5	6.1	4.2	4.0	5.5	4.5

注 平均値は加重平均である。

表2-45 イオン降下量調査結果（元年度）

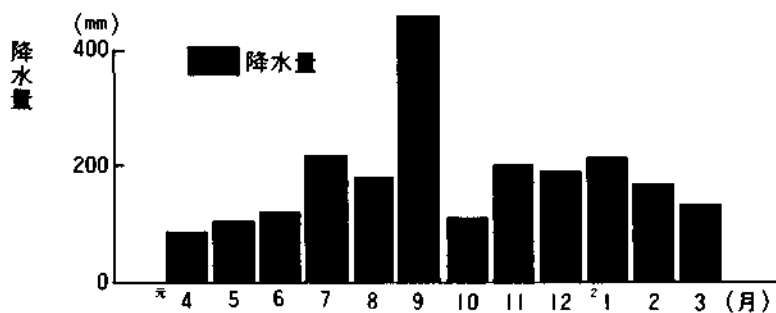
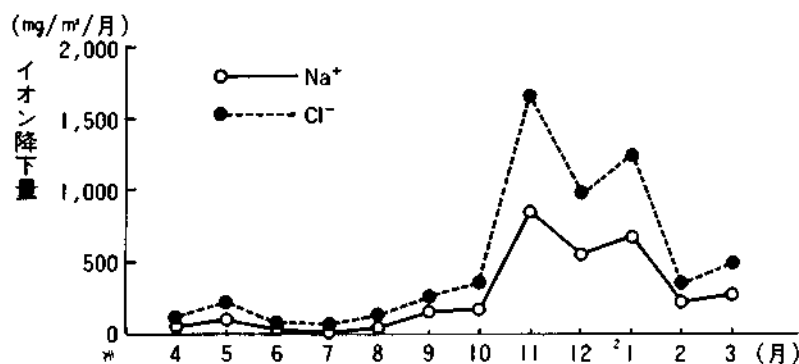
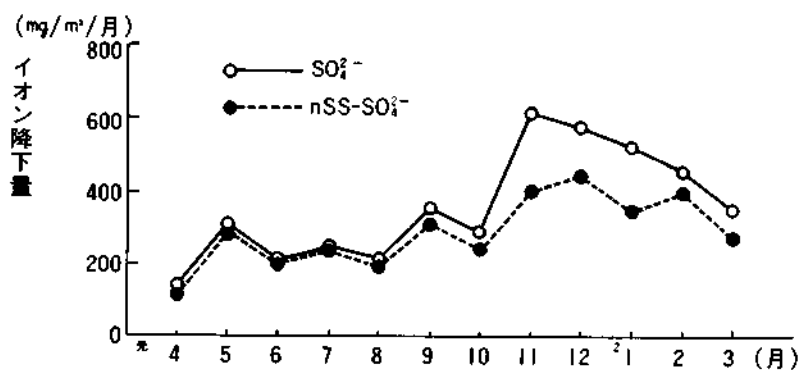
区 分	SO ₄ ²⁺	nss-SO ₄ ²⁺	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
最大値 (mg/l)	12	9.9	4.4	32	1.9	1.7	2.3	0.78	18
最小値 (mg/l)	0.3	0.2	0.1	0.2	0.01	0.05	ND	0.01	ND
平均値 (mg/l)	2.2	1.8	1.1	3.0	0.32	0.27	0.22	0.11	1.6
降下量 (mg/m ² /年)	4,300	3,500	2,200	5,900	630	530	430	220	3,200

注 1 : NDとは定量限界(Mg²⁺:0.001mg/l, Na⁺:0.1mg/l)未満である。

2 : 平均値は、加重平均値である。

3 : nss-SO₄²⁺(nssとはnon sea saltの略)は、海洋に由来しない成分、即ち陸上由来の硫酸濃度である。

図2-6 主要イオン成分降下量、降水量の月別推移



コ 環境放射能調査

(ア) 調査概要

科学技術庁の委託を受けて、環境放射能の実態を把握するため、日常生活に関係のある各種環境試料中の放射能について調査を実施した。調査項目等は、表2-46のとおりである。

(イ) 調査結果

県内における環境放射能の実態は、全国的にみても変わらない値であった。

表2-46 環境放射能調査の概要

調査項目	試料名	調査地点	調査回数 (回/年)	測定方法
空間線量	空気	小杉町	12	サーベイメータ
	〃	〃	連続	モニタリングポスト
核種 ガンマー線	浮遊じん	〃	4	ゲルマニウム半導体 核種分析装置
	降下物	〃	12	
	水道水	〃	2	
	米	〃	1	
	野菜(ほうれんそう)	富山市	1	
	〃(大根)	小杉町	1	
	牛乳	砺波市	2	
	日常食	小杉町	2	
全ベータ線	土壌	〃	2	GM式ベータ線 測定装置
	降水	〃	降雨毎	

サ 大気汚染常時観測局の適正配置調査

(ア) 調査の概要

現在の大気汚染常時監視網を見直し、全県的な視野に立った計画的な観測局の適正配置を進めるため、一般環境観測局及び自動車排出ガス観測局の適正配置について調査・検討を行った。

(イ) 調査結果

a 一般環境観測局

一般環境観測局の適正配置の検討方法としては、最初に、①既設観測局の類似性と代表性について検討を行い、次に、②拡散シミュレーションを用いた地域分割の検討を実施し、それを取りまとめて県内平野部全域について観測局の配置対象となる領域の分類を行った。

- ・ 既設観測局の類似性と代表性の検討結果は、高濃度同時補足率を指標として、観測局間の類似性を検討したところ、既設観測局は4個のクラスターに分類された。

更に、高濃度日の濃度等を指標として、同じクラスターに分類された観測局のうち、最も代表性をもつ観測局について検討した。

- ・ 拡散シミュレーションを用いた地域分割の結果は、図2-7のとおりに30領域に分割された。
- ・ 既設観測局の類似性と拡散シミュレーションを用いた地域分割を併せて考慮すると、一般環境観測局適正配置の対象領域は、最終的に32領域に分類された。なお、そのうち既設局のある領域は18、既設局のない領域は14であった。

地域分割結果

凡例
○ 一般環境観測局
△ 自動車排出観測局
河川

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33

A B C D E F G H I J K L M N P R

凡例

○ 一般環境観測局

△ 自動車排出方又

b 自動車排出ガス観測局

自動車排出ガス観測局の適正配置の検討方法としては、拡散シミュレーションによる道路周辺への影響を考慮して、対象道路の抽出及び対象道路の類型化を行った。

- ・ 対象道路は、幹線道路（高速自動車道、国道、主要地方道、県道、市町村道等）323路線2,917.6kmのうち、28路線435.6kmとなった。
- ・ 対象道路の類型結果は、道路種類、道路構造、周辺状況及び大型車混入率等からみて分類を行ったところ、8つに分類されたが、高速自動車道については、市街地を通る道路及び大型車混入率20%未満の道路が実在しないので1分類となり、一般道路の4分類と合わせると5分類で、さらに、一般道路は市街地の大型車混入率20%以上に当てはまる道路延長が極めて少ないので、市街地の大型車混入率20%未満に統合することにより、対象道路の類型化は表2-47のとおり最終的に4分類となった。

表2-47 対象道路の分類結果

道 路 分 類				道 路 延 長 (km)	走 行 量 (万台 km/日)
高 速 自 動 車 道				152.4	134.9
一般 道路	市 街 地			65.1	148.5
	市街地 以 外	大型車 混入率	20%以上	72.7	139.2
			20%未満	145.5	248.0
	合 計				435.6

第2節 水質汚濁の現況と対策

1 水質汚濁の現況

(1) 河川・湖沼の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、元年度に調査した河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-48のとおりであった。

環境基準点の適合状況を BOD でみると、55地点中53地点が適合（適合率96%）しており、不適合地点は、従来から汚濁のみられる都市内の中小河川であった。

また、湖沼の環境基準点における水質測定結果は、表2-49のとおりであり、いずれの項目も環境基準に適合していた。

河川末端における水質の推移をみると、表2-50のとおり全体として横ばい傾向にあり、中小22河川のうち、市街地の河川では、依然として生活排水の流入や流れの停滞による汚濁がみられた。

なお、カドミウム、水銀等の人の健康に係る項目については、すべての河川で環境基準に適合していた。

表2-48 河川の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果 (元年度)

水 域	調 査 地 点	水 域 類 型	pH	D O (mg/l)	S S (mg/l)	B O D (mg/l)	適 否
阿 尾 川	阿 尾 橋	A	7.1	9.8	12	1.1	○
余 川	間 島 橋	A	7.1	9.4	13	1.7	○
上 庄 川	北 の 橋	B	7.1	8.8	16	3.0	○
仏 生 寺 川	八 幡 橋	C	7.3	7.8	15	4.0	○
湊 川	中 の 橋	C	7.3	7.0	23	4.8	○
小 矢 部 川	河 口	D	7.2	7.6	11	6.7	○
	城 光 寺 橋	C	7.2	8.5	8	1.6	○
	国 条 橋	A	7.2	9.8	10	1.1	○
	太 美 橋	AA	7.1	11	4	0.8	○

	千保川	地子木橋	D	7.1	8.5	12	5.0	○
	祖父川	新祖父川橋	B	7.0	9.6	10	1.8	○
	山田川	福野橋	A	7.3	11	7	1.5	○
		ニヶ淵えん堤	AA	7.1	11	6	0.5	○
庄	川	大門大橋	A	7.4	10	5	0.5	○
		雄神橋	AA	7.3	11	7	0.6	○
	和田川	末端	A	7.0	11	8	1.0	○
内	川	山王橋	C	7.2	6.0	6	3.4	○
		西橋	C	7.4	7.4	14	5.8	×
下条川		稻積橋	B	7.2	8.8	13	2.3	○
新堀川		白石橋	B	7.1	8.0	8	2.0	○
神通川		萩浦橋	C	7.3	9.7	7	1.2	○
		神通大橋	A	7.4	11	6	1.0	○
	宮川	新国境橋	A	7.0	11	5	0.6	○
	高原川	新猪谷橋	A	7.3	11	1	0.5	○
	いたち川	四ッ屋橋	C	7.2	9.9	9	2.9	○
	松川	桜橋	B	7.2	9.9	6	2.5	○
	井田川	高田橋	B	7.3	6.9	8	1.6	○
		落合橋	A	7.4	11	7	0.7	○
	熊野川	八幡橋	A	7.2	11	13	1.0	○
	岩瀬運河	岩瀬橋	E	7.3	5.7	10	6.6	○
	富岩運河	昭電水路橋	E	7.0	7.5	6	2.0	○
常願寺川		今川橋	A	7.1	10	18	1.1	○
		常願寺橋	AA	7.1	10	13	0.6	○
白岩川		東西橋	B	7.1	9.9	6	1.3	○
		泉正橋	A	7.0	10	7	1.9	○
	栃津川	流観橋	C	7.0	10	6	2.6	○
		寺田橋	A	7.2	11	6	1.0	○
上市川		魚躬橋	A	7.0	11	7	0.6	○
中川		落合橋	B	6.9	10	6	2.6	○
早月川		早月橋	AA	7.1	11	2	0.5	○
角川		角川橋	A	7.0	11	10	1.5	○
鴨川		港橋	B	7.0	11	5	3.9	×

片	貝	川	落	合	橋	AA	7.2	11	3	0.5	○	
	布	施	川	落	合	橋	A	7.2	11	5	0.9	○
黒	瀬	川	石	田	橋	A	6.9	10	8	1.3	○	
高	橋	川	堀	切	橋	B	6.9	11	7	2.0	○	
吉	田	川	吉	田	橋	B	6.8	8.8	6	2.5	○	
黒	部	川	下	黒	部	橋	AA	7.3	11	12	0.7	○
入		川	末		端	A	6.9	12	5	1.3	○	
小		川	赤	川	橋	A	7.0	11	6	0.7	○	
			上	朝	日	橋	AA	6.9	11	6	0.5	○
	舟	川	舟	川	橋	A	7.1	11	6	0.9	○	
木	流	川	末		端	B	6.9	9.7	6	2.0	○	
笹		川	笹	川	橋	A	6.9	11	5	0.6	○	
境		川	境		橋	A	7.1	11	5	0.5	○	

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適(○印)とした。

3 「水域類型」のAA、A、B、C、D及びEは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「河川」の類型をいう。

表2-49 湖沼の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果(元年度)

水 域	水 域 類 型		項 目	結 果 (mg/l)	適 否
	ア	イ			
有峰ダム貯水池 (有峰湖) (えん堤付近)	A	II	pH	6.5	○
			COD	2.0	○
			DO	11	○
			SS	2	○
			全 り ん	0.008	○

注 1 測定値は、年平均値である。(ただし、CODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適(○印)とした。

3 「水域類型」のアのA及びイのIIは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「湖沼」の類型をいう。

表2-50 河川末端における水質(BOD)の経年変化

水 域		水 域 類 型		60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	
		基準値							
主要5河川	小 矢 部 川	D	8	5.9	6.0	5.9	6.5	6.7	
	神 通 川	C	5	1.5	1.2	1.3	1.2	1.2	
	庄 川	A	2	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	
	常 願 寺 川	A	2	1.4	1.2	1.7	1.1	1.1	
	黒 部 川	AA	1	0.8	0.5	0.5	0.7	0.7	
中 小 河 川	都 市 河 川	上 庄 川	B	3	2.6	3.5	2.8	2.3	3.0
		仏生寺川(湊川)	C	5	5.4	5.5	5.9	5.0	4.8
		内 川	C	5	14	8.4	9.3	9.9	5.8
		下 条 川	B	3	1.5	2.1	2.3	2.4	2.3
		中 川	B	3	2.4	2.0	2.8	2.6	2.6
		角 川	A	2	1.9	1.7	1.9	1.7	1.5
		鴨 川	B	3	8.1	6.1	6.2	4.2	3.9
		黒 瀬 川	A	2	1.7	1.4	1.2	1.9	1.3
		高 橋 川	B	3	2.7	2.5	2.5	2.8	2.0
	木 流 川	B	3	1.9	2.4	2.4	2.2	2.0	
	そ の 他 の 河 川	阿 尾 川	A	2	1.1	1.3	1.0	1.2	1.1
		余 川 川	A	2	1.3	1.5	1.9	1.7	1.7
		新 堀 川	B	3	1.4	1.8	1.8	1.7	2.0
		白 岩 川	B	3	1.5	1.6	1.3	1.2	1.3
		上 市 川	A	2	0.6	0.5	0.6	0.7	0.6
		早 月 川	AA	1	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5
		片貝川(布施川)	A	2	0.8	0.7	1.2	1.0	0.9
吉 田 川		B	3	2.0	2.8	2.4	2.9	2.5	
入 川		A	2	0.7	0.8	1.2	0.9	1.3	
小 川	A	2	0.9	0.7	1.0	0.6	0.7		
笹 川	A	2	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6		
境 川	A	2	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5		

ア 小矢部川水域

本水域については、46年度に県下で初めて環境基準の水域類型が指定されたことに伴い、上乗せ排水基準を設定したが、50年度に環境基準の見直しを行い、本川下流部及び千保川をE類型からD類型に格上げするとともに、上乗せ排水基準を強化した。

主要地点における水質の推移は、表2-51及び図2-8のとおりであり、本川河口部及び千保川(地子木橋)のBODについてみると、46年度以降急速に改善されたが、近年はほぼ横ばいに推移しており、元年度では、河口部6.7mg/l、地子木橋5.0mg/lでいずれも環境基準に適合していた。

表2-51 小矢部川主要地点における水質の推移

測定項目 \ 測定地点 年度	河 口					城 光 寺 橋				
	60	61	62	63	元	60	61	62	63	元
pH	7.0	7.2	7.2	7.2	7.2	7.1	7.2	7.1	7.2	7.2
DO (mg/l)	8.8	8.3	8.0	7.8	7.6	9.6	9.6	8.4	8.7	8.5
BOD (mg/l)	5.9	6.0	5.9	6.5	6.7	2.2	2.3	2.3	2.1	1.6
SS (mg/l)	13	12	12	13	11	12	11	10	12	8

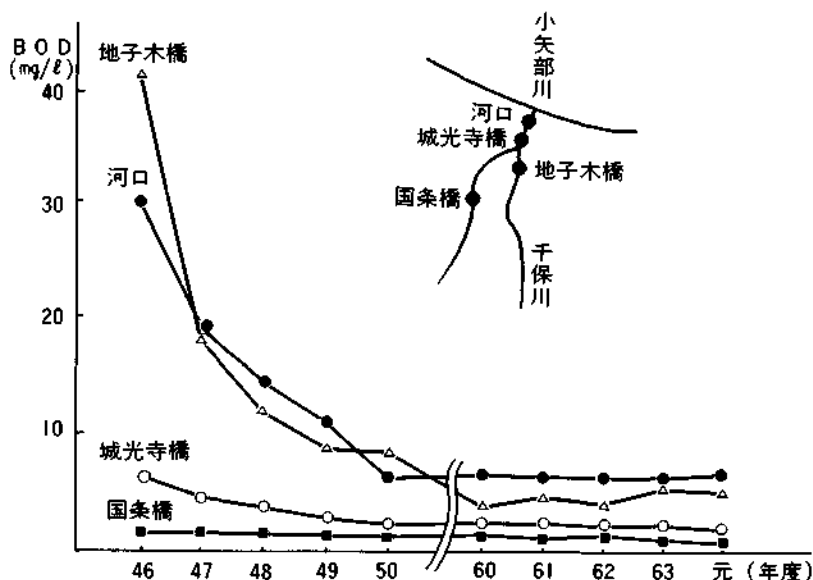
測定項目 \ 測定地点 年度	国 条 橋					地 子 木 橋				
	60	61	62	63	元	60	61	62	63	元
pH	7.2	7.3	7.2	7.1	7.2	6.9	7.0	7.1	7.0	7.1
DO (mg/l)	11	11	10	9.7	9.8	9.1	9.4	9.2	8.2	8.5
BOD (mg/l)	1.5	1.1	1.5	1.4	1.1	3.5	4.4	4.1	5.5	5.8
SS (mg/l)	12	10	12	17	10	13	9	9	14	12

注 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は75%水質値である。)



公共用水域水質調査

図2-8 小矢部川主要地点における水質(BOD)の推移



イ 神通川水域

本水域については、47年度に小矢部川水域に次いで環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

さらに、56年度には、松川についても水域類型の指定を行い、浄化用水の導入、下水道の整備等により水質の改善を図ってきた。

主要地点における水質の推移は、表2-52及び図2-9のとおりであり、本川（萩浦橋、神通大橋）及びいたち川（四ツ屋橋）のBODについてみると、元年度では、萩浦橋が1.2mg/l、神通大橋が1.0mg/l、四ツ屋橋が2.9mg/lといずれも環境基準に適合していた。

なお、神岡鉱業㈱との「環境保全等に関する基本協定」に基づきカドミウムについて神通川第一発電所ダムで毎月、1日5回の測定を実施しているが、その結果はすべて不検出であった。

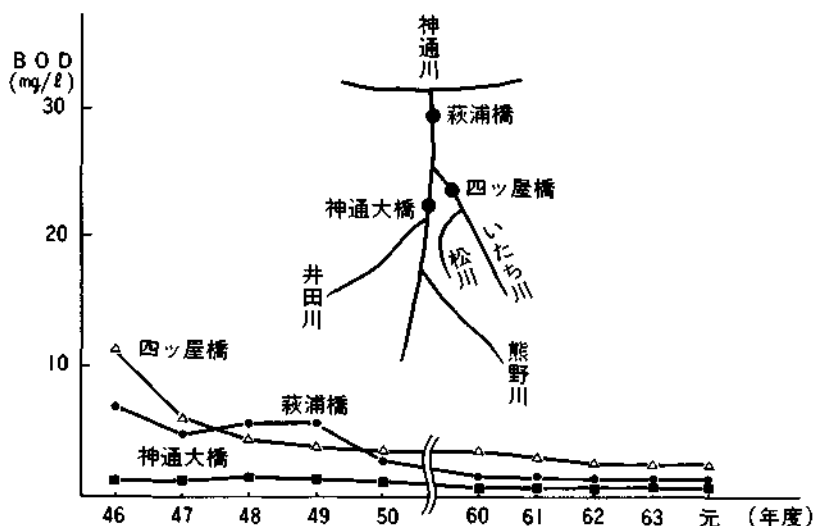
表2-52 神通川主要地点における水質の推移

測定項目 \ 測定地点	年度	萩 浦 橋					神 通 大 橋				
		60	61	62	63	元	60	61	62	63	元
pH		7.3	7.5	7.3	7.4	7.3	7.6	7.7	7.4	7.5	7.4
DO (mg/l)		11	10	9.2	9.9	9.7	12	11	11	11	11
BOD (mg/l)		1.5	1.2	1.3	1.2	1.2	1.3	1.2	1.2	0.8	1.0
SS (mg/l)		7	6	5	8	7	5	6	5	6	6

測定項目 \ 測定地点	年度	四 ッ 屋 橋				
		60	61	62	63	元
pH		7.1	7.2	7.2	7.2	7.2
DO (mg/l)		10	9.9	9.7	9.8	9.9
BOD (mg/l)		3.4	3.2	3.0	2.7	2.9
SS (mg/l)		14	15	15	11	9

注 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は75%水質値である。)

図2-9 神通川主要地点における水質(BOD)の推移



ウ その他の河川

小矢部川、神通川以外の25河川についても、50年度までにすべて環境基準の水域類型を指定し併せて上乗せ排水基準を設定した。

これらの河川の汚濁状況を BOD についてみると、主要河川の黒部川、常願寺川及び庄川については、いずれも環境基準の AA 類型（1 mg/l）又は A 類型（2 mg/l）に適合していた。

また、他の中小22河川については、20河川が環境基準に適合していたが、内川及び鴨川の2河川では適合していなかった。これらは、市街地を流れる河川であり、改善がみられるものの依然として生活排水等による汚濁がみられた。

(2) 海域の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、元年度に調査した海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-53のとおりであった。

環境基準点での適合状況を COD でみると、27地点中25地点が適合（適合率93%）していた。

また、海域における水質の推移をみると、表2-54のとおり、特に大きな変化はみられなかった。

なお、カドミウム、水銀等の人の健康に係る項目については、河川と同様すべての地点で環境基準に適合していた。

表2-53 海域の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果(元年度)

水 域		調査地点	水域類型	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	適 否
富 山 湾 海 域	小 矢 部 川 河 口 海 域	Na 1	B	8.3	8.4	2.1	○
		Na 2	B	8.2	8.2	2.6	○
		Na 3	B	8.1	8.4	2.6	○
		Na 4	A	8.3	8.4	1.4	○
		Na 5	A	8.3	8.5	2.0	○
		Na 6	A	8.3	8.6	1.8	○
		Na 7	A	8.3	8.4	1.6	○
	神 通 川 河 口 海 域	Na 1	B	8.3	8.7	1.7	○
		Na 2	B	8.3	8.7	1.7	○
		Na 3	B	8.3	8.7	1.5	○
		Na 4	A	8.3	8.6	1.5	○
		Na 5	A	8.3	8.7	1.8	○
		Na 6	A	8.3	8.5	1.4	○
		Na 7	A	8.3	8.5	1.5	○
	そ の 他 地 先 海 域	Na 1	A	8.3	8.0	1.4	○
		Na 2	A	8.3	8.2	1.2	○
		Na 3	A	8.3	8.3	1.6	○
		Na 4	A	8.4	8.3	2.2	×
		Na 5	A	8.4	8.7	1.8	○
		Na 6	A	8.3	8.9	1.9	○
		Na 7	A	8.3	8.7	2.6	×
		Na 8	A	8.4	8.7	1.7	○
		Na 9	A	8.3	8.3	1.4	○
		Na 10	A	8.3	8.3	1.4	○
	富山新港海域	港 口	B	8.1	7.9	2.0	○
	第一貯木場	姫野橋	C	7.8	7.1	3.7	○
	中野整理場	中 央	C	7.4	4.4	4.4	○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、CODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適 (○印) とした。

3 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「海域」の類型をいう。

表2-54 海域における水質(COD)の推移

(単位: mg/l)

水 域	水域類型	基準値	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度
富山湾沿岸海域 (下記を除く富山湾全域)	A	2	1.5	1.7	1.4	1.6	1.7
小矢部川 河口から1,200mの 範囲内	B	3	2.0	2.0	2.0	2.1	2.4
河口海域 河口から2,200mの 範囲内(上記を除く)	A	2	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7
神通川 河口から1,800mの 範囲内	B	3	1.7	1.8	1.2	1.8	1.6
河口海域 河口から2,400mの 範囲内(上記を除く)	A	2	1.6	1.7	1.4	1.3	1.6
富山新港 第1貯水場及び中野 整理場	C	8	3.7	3.4	3.3	4.0	4.1
海 域 富山新港港内(上記 を除く)	B	3	1.9	1.4	1.7	2.5	2.0

ア 富山湾海域

本水域については、50年度に環境基準の水域類型を指定するとともに、上乗せ排水基準を設定した。

元年度における汚濁状況を COD でみると、環境基準点24地点の測定値は、1.2～2.6mg/l であり、新湊地先及び魚津地先の2地点で環境基準のA類型(2 mg/l)に適合していなかったが、その他の22地点では環境基準のA類型又はB類型(3 mg/l)に適合していた。

イ 富山新港海域

本水域については、48年度に環境基準の水域類型を指定するとともに、上乗せ排水基準を設定した。

元年度における環境基準点3地点のCODは、2.0～4.4mg/lで49年度から引き続き環境基準のB類型(3 mg/l)又はC類型(8 mg/l)に適合していた。

2 水質汚濁防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

水質汚濁防止法による規制の概要は次のとおりである。

なお、有機塩素系化学物質による汚染が全国的に問題となったことから、元年度に水質汚濁防止法が改正されトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが有害物質に追加されるとともに、有害物質を含む汚水等の地下浸透が禁止された。

ア 水質汚濁防止法による規制の概要

(ア) 規制水域

県下全公共用水域及び地下水

(イ) 規制対象物質及び項目

a 有害物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等11物質

b 生活環境項目

pH、BOD、SS 等12項目

(ウ) 規制対象工場・事業場

特定施設を設置し、公共用水域に汚水等を排出又は地下に特定地下浸透水を浸透する工場・事業場

(エ) 排水基準等

水質汚濁防止法では、全国一律の排水基準を定めているが、環境基準の達成が困難な水域については、都道府県が、条例により更に厳しい排水基準（上乗せ排水基準）を設定できることになっている。

本県では、現在まで主要公共用水域について、環境基準の指定に併せて、上乗せ排水基準の設定を行っている。

また、有害物質を含む汚水等については、地下への浸透が禁止されている。

(オ) 届出状況

法に基づく届出状況は表2-55のとおりで、県下全体の特定事業場は、3,540であり、これを地域別にみると富山市が594(構成比17%)、高岡市が395(同11%)と両市で全体の28%を占めていた。

業種別では、食料品製造業が811(構成比23%)、旅館業が762(同22%)、畜産業が465(同13%)、洗濯業386(同11%)となっており、この4業種で全体の68%を占めていた。

表2-55 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(2年3月31日現在)

地域	畜産業	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品業	パルプ・紙・紙製品業	化学工業	窯業・製品・土石業	砂利採取業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	表面処理・電気業	旅館業	飲食料品小売業 飲食店及び	洗たく業	自動車洗浄施設	試験研究機関	下水道処理業	その他	合計
富山市	36	119	2	3	6	27	25	19	3	1	22	58	6	128	42	12	48	37	594
高岡市	27	47		14	9	11	15	7	4	7	43	70	5	42	51	5	11	27	395
新湊市		36		9		3	4		3	4	12	10	3	13	3		4	2	106
魚津市	17	81	1	2	2	2	2	4			5	28	4	23	3	5	10	6	195
水見市	62	87		2			5	1	1		5	98	1	15	6	3	5	5	296
滑川市	9	39	2	1		2	4	2			8	8	1	8	2	3	5	3	97
黒部市	49	42		1	1	1	7	5		1	4	17	3	9	7	2	2	7	158
砺波市	49	40	2		1		10	5			7	8	4	11	8	6	3	7	161
小矢部市	15	44	6		1		11	10	1		3	21	3	17	13	4	3	5	157
上新川郡	6	18					9	1			2	74	3	8	2	3	6	1	133
中新川郡	55	37	1		1	3	12	13			4	61	3	13	2	4	7	7	223
下新川郡	49	63		2	1		8	3	1		3	91	1	28	3	2	5	6	266
婦負郡	28	43		1	3	6	18	3			8	34	1	25		4	7	10	191
射水郡	9	20	1		1	2	10	2			4	13	2	17	8	5	9	9	112
東砺波郡	36	52	4	6	2	3	14	7			5	143	1	17	10	4	5	7	316
西砺波郡	18	43	2	1		1	1	1		1	6	28	2	12	13	1	6	4	140
計	465	811	21	42	28	61	155	83	13	14	141	762	43	386	173	63	136	143	3,540

また、法に基づく排水基準が適用される特定事業場(排水量が50m³/日以上又は有害物質を排出するもの)数は、表2-56のとおり673で全体の19%を占めていた。

これを水域別に見ると、小矢部川水域が184(構成比27%)、神通川水域が161(同24%)と、両水域で排水基準の適用特定事業場の51%を占めていた。

業種別では、し尿処理業・下水道業が118(構成比18%)、洗たく業が93(同14%)、表面処理・電気めっき業が92(同14%)、食料品製造業64(同10%)と、この4業種で排水基準の適用特定事業場の55%を占めていた。

表2-56 水域別排水基準適用特定事業場数

(2年3月31日現在)

水 域	畜産業	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品業	加工品・紙・紙製品業	化学工業	窯業・製品・土・石業	砂利採取業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	表面処理・電気業	旅館業	飲食店及び飲食料品小売業	洗たく業	自動車洗浄施設	試験研究機関	下水道処理業	その他の	合 計
小 矢 部 川	4	15	9	1	7	12	5		3	1	36	6		28		19	20	18	184
神 通 川		14		2	6	17	5	2	2	1	13	5	1	27	1	14	40	11	161
白 岩 川	1	10	1	1	1	2	1				3			4		4	7	3	38
庄 川		1	1			1	1	1			2	4		4			8	1	24
内川・下条川 新 堀 山 新 港	1	7		1		4	1			4	13	3	3	4		7	5	7	60
常 願 寺 川		1				1		3			3	12		3			8	1	32
黒 部 川							1				1	16					3		21
そ の 他	1	16	2	2		6	3	1	4	1	21	17	1	23		17	27	11	153
計	7	64	13	7	14	43	17	7	9	7	92	63	5	93	1	61	118	52	673

イ ゴルフ場における農薬安全使用指導要綱の策定

(ア) 経緯

近年、ゴルフ場における農薬の使用について、周辺住民の健康や環境に与える影響を懸念する声やゴルフ場開発計画の急増等を踏まえて、ゴルフ場における農薬の適正な使用について総合的に指導することが課題となってきた。

このため、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬の使用に伴う被害の防止及び環境の保全を図ることを目的としたゴルフ場農薬安全使用指導要綱を制定し、2年4月1日から施行した。

(4) 要綱の骨子

- ・ 登録農薬の使用及び表示事項の遵守
- ・ 農薬使用管理責任者の設置
- ・ 農薬の使用状況等の記録と報告
- ・ 農薬使用による被害の防止
- ・ 水質の監視測定及び報告
- ・ 農薬による事故時の措置及び報告
- ・ 知事の指導及び立入調査

(2) 水質環境管理計画（クリーンウォーター計画）の推進

61年度に策定した「クリーンウォーター計画」を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、関係団体からなる推進協議会を開催した。

さらに、生活排水対策の推進を図るため、これまで環境基準に適合していなかった内川、湊川及び鴨川水域において63年度に引き続き生活排水対策推進事業を実施した。

ア 水質環境管理計画推進協議会の開催

推進協議会を開催し、生活排水対策等の具体的な推進案について検討を行った。

(ア) 委員の構成

関係団体……富山県消費者協会等7団体

行政機関……北陸地方建設局等7機関

(i) 元年度推進事業

a 「きれいな水」の確保

- ・ 合併処理浄化槽の普及促進
- ・ 生活排水対策推進事業の推進

b 「うるおいのある水辺」の確保

- ・ 「とやまの名水」の環境整備等
- ・ 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催
- ・ 県土美化推進運動の展開

イ 生活排水対策推進事業の実施

内川、湊川及び鴨川水域において市町村が実施する「家庭でできる浄化対策」の実践活動やシンポジウムの開催等生活排水対策推進事業に対して助成を行った。

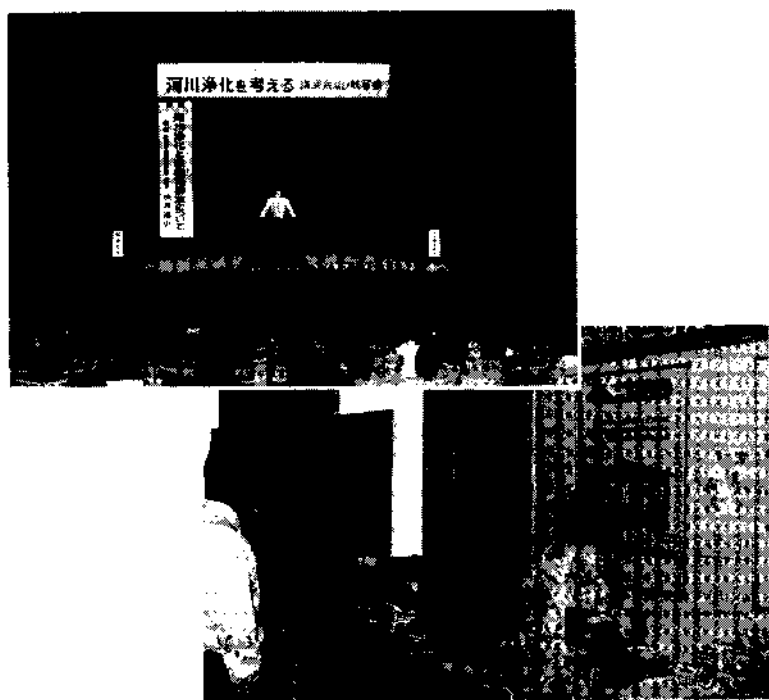
なお、これら水域において実施した主な事業及び推進組織は、表2-57及び表2-58のとおりである。

表2-57 主な生活排水対策推進事業

①	生活排水対策推進協議会の設置
②	家庭でできる浄化対策の実践活動の実施
③	地域住民の意識アンケート調査の実施
④	モデル地区における水質調査の実施
⑤	「生活排水を考える」シンポジウムの開催
⑥	水辺教室の開催、水生生物調査

表2-58 水域別の生活排水対策推進組織

水 域	該 当 市 町	推 進 組 織 名
内 川 ・ 西部主幹排水路	高岡市、新湊市 大門町、大島町	内川等生活排水対策推進協議会 (委員…21名)
湊川 ・ 万 尾 川	氷見市	湊川・万尾川生活排水浄化推進協議会 (委員…21名)
鴨 川	魚津市	鴨川生活環境対策推進協議会 (委員等…16名)



「生活排水を考える」シンポジウム

(3) 監視測定体制の整備

ア 公共用水域の水質測定計画

(ア) 測定地点

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質測定計画を作成し、表2-59のとおり、27河川、1湖沼及び富山湾海域（富山新港を含む。）の121地点について水質の監視を実施した。

表2-59 水域別測定地点数（元年度）

水 域	地点数	調 査 機 関	水 域	地点数	調 査 機 関
阿 尾 川	1	富 山 県	角 川	1	富 山 県
余 川 川	1	"	鴨 川	1	"
上 庄 川	1	"	片 貝 川	3	"
仏生寺川	2	"	黒 瀬 川	1	"
小矢部川	15	富山県、建設省	高 橋 川	1	"
庄 川	5	"	吉 田 川	1	"
内 川 等	4	富 山 県	黒 部 川	3	建 設 省
下 条 川	2	"	入 川	1	富 山 県
新 堀 川	2	"	小 川	3	"
神通川等	24	富山県、富山市、建設省	木 流 川	1	"
常願寺川	3	建 設 省	笹 川	1	"
白 岩 川	7	富山県、富山市	境 川	1	"
上 市 川	1	富 山 県	有 峰 湖	2	富 山 県
中 川	1	"	富 山 湾 (富山新港含む)	30	富 山 県
早 月 川	2	"	計	121	

(イ) 測定項目

a 健康項目

カドミウム、シアン、有機りん、鉛、6価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB

b 生活環境項目

pH、BOD（海域はCOD）、SS、DO、大腸菌群数、油分

c 特殊項目

フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、フッ素

イ 地下水の水質測定計画の策定

(ア) 経 緯

水質汚濁防止法が、元年6月28日に改正され、知事に河川、湖沼及び海域と同様地下水の水質の汚濁状況を常時監視することが義務づけられた。

このため、「地下水の水質測定について」の基本的な考え方を公害対策審議会に諮問し、答申を受けた。

県では、この答申に基づいて、地下水の水質測定計画を策定し、2年度から測定を始める。

- ・ 2年2月9日 「地下水の水質測定について」を公害対策審議会に諮問
- ・ " 2月16日 水質専門部会での専門的な検討
- ・ " 3月27日 公害対策審議会から答申

(イ) 公害対策審議会からの答申内容

本県の地下水は、氷見、砺波、射水、富山、新川、黒部の各平野において、生活用水、水道水源、農業用水、工業用水として広く利用されており、また、金属製品製造業、半導体製品製造業、ドライクリーニング業など有害物質を使用する工場・事業場も、これらの平野部に多く立地している。

このことから、地下水の水質測定にあたっては、これらの平野部において、まず概況調査を実施し、その後汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング調査を行うことが適当である。

a 概 況 調 査

平野部を2 km程度のメッシュに区分し、代表的な井戸で有害物質について年1回の調査を実施し、2年以内で県内全域について調査を終了する。

b 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等で発見された汚染については、その範囲を確認するため、汚染井戸の周辺において、汚染項目についての調査を実施する。

c 定期モニタリング調査

(a) 汚 染 井 戸

汚染井戸周辺地区調査で明らかになった地下水汚染を監視していくため、汚染地域の代表的な井戸で、汚染項目について、年2回以上の調査を実施する。

(b) 環 境 監 視

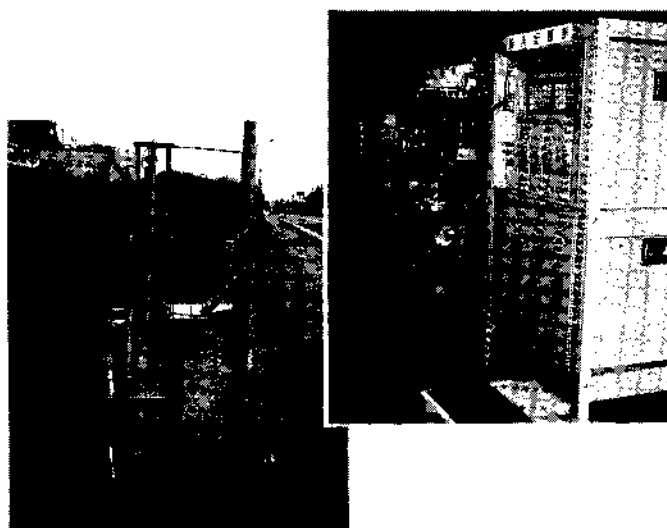
概況調査の実施後、その結果を踏まえて平野部を4～5 km程度のメッシュに区分し、代表的な井戸で全有害物質について、毎年定期的に調査を実施する。

ウ 水質常時監視所

河川の水質を常時監視するため、表2-60のとおり、小矢部川の城光寺橋（県）、国条橋（建設省）、神通川の萩浦橋（建設省）及び内川の西橋（建設省）の監視所で、それぞれ水質測定を実施している。

表2-60 水質常時監視所の概要

測定地点		測定項目	設置年度
小矢部川	城光寺橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、COD	46年度 (元年度更新)
	国条橋	水温、pH、DO、導電率、濁度	51年度
神通川	萩浦橋	水温、pH、DO、導電率、濁度	48年度 (62年度更新)
内川	西橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、TOC	55年度



小矢部川水質常時監視所

(4) 監視取締りと行政指導

水質汚濁防止法及び富山県公害防止条例に基づく規制工場・事業場を対象に、排水基準の適合状況及び汚水処理施設の維持管理状況について、表2-61のとおり立入調査を行い、改善を要する工場・事業場については、排水処理施設等の改善指導を行った。

表2-61 水質関係立入調査状況（元年度）

業 種 等 区 分	畜 産 業	非 金 属 鉱 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	パ ル プ・紙・紙加工品製造業	化 学 工 業	窯 業・土石製品製造業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	旅 館・その他の宿泊所	し 尿 処 理 業・下水道業	と 畜 場	ク リ ー ニ ン グ 業	そ の 他	合 計
立入調査 件数	5 (5)	6 (6)	53 (41)	24 (14)	19 (11)	35 (23)	29 (29)	12 (7)	14 (9)	84 (53)	9 (6)	27 (17)	22 (22)	4 (2)	6 (3)	34 (34)	65 (51)	448 (333)
指導件数			1							1		2				6		10

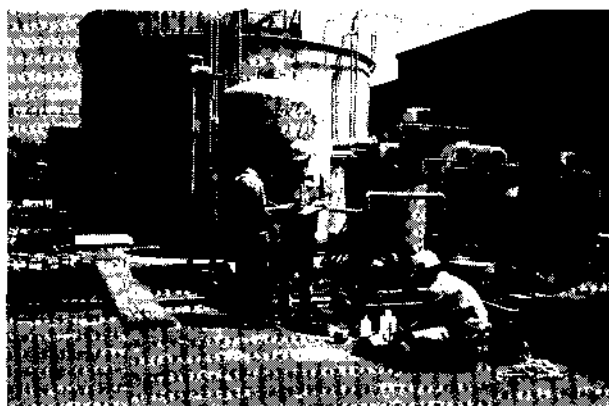
注（ ）内は、工場・事業場数である。

なお、立入調査を行った333事業場のうち、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを使用している電気機械器具製造業やクリーニング業等に対しては、元年10月から新たにこれらの物質が排水規制の対象項目となったことから排水調査を行った。

調査結果は表2-62のとおりであり、クリーニング業6事業場以外はすべて排水基準に適合していた。排水基準を超えたクリーニング業については、排水処理施設の改善や汚染配管の交換等の対策を指導した。

表 2-62 トリクロロエチレン等使用工場水質関係立入調査結果（元年度）

業 種	調 査 事 場 数	排水基準超過事業場数
ク リ ー ニ ン グ 業	32	6
織 維 工 業	1	0
化 学 工 業	6	0
金 属 製 品 製 造 業	3	0
一般機械器具製造業	1	0
電気機械器具製造業	5	0
合 計	48	6



工場排水監視状況

(5) 水質環境の各種調査

ア 特定物質河川環境調査

(ア) 調査概要

全窒素、全りん及びLAS（合成洗剤）について県下の河川や海域における実態を把握するため、調査を実施した。

調査地点は、図2-10のとおりで、全窒素及び全りんについては河川57地点、海域13地点の合計70地点、LASについては河川15地点、海域5地点の合計20地点で調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-63のとおりであった。

a 全窒素及び全りん

27河川末端の平均値は、全窒素1.2mg/l、全りん0.075mg/lであった。

これを河川別にみると主要5河川のうち小矢部川では全窒素0.28~1.9mg/l、全りん0.018~0.13mg/l、神通川では全窒素1.4~1.7mg/l、全りん0.037~0.093mg/lで、その他の庄川、常願寺川及び黒部川では全窒素0.28~0.77mg/l、全りん0.008~0.047mg/lであった。

また、中小河川を平均的にみると、都市河川では全窒素1.6mg/l、全りん0.10mg/l、その他の中小河川では、全窒素0.91mg/l、全りん0.054mg/lであった。

一方、富山湾においては、全窒素0.10~0.23mg/l（平均0.16mg/l）、全りん0.005~0.015mg/l（平均0.010mg/l）であった。

現在、河川及び海域における全窒素、全りんの判断基準はないが、その濃度は一般的に人為的汚濁源の多い河川で高く、有機汚濁とは類似した傾向を示していた。

b LAS

河川15地点、海域5地点の20地点においてLASの測定を行ったが、河川及び海域のいずれにおいても定量限界（0.10mg/l）未満であった。

表2-83 全窒素、全りん及びLASの測定結果（元年度）

（単位：mg/l）

水域区分		水 域 名	地点数	全 窒 素	全 り ん	地点数	L A S
河 川	主要5河川	小 矢 部 川	4	0.28~1.9	0.018~0.13	1	ND
		神 通 川	2	1.4 ~1.7	0.037~0.093	1	ND
		庄 川	2	0.28~0.40	0.008~0.013	1	ND
		常 願 寺 川	2	0.56~0.77	0.044~0.047	1	ND
		黒 部 川	1	0.35	0.021	1	ND
	主要5河川末端平均			0.94	0.061		
	中 小 河 川	上 庄 川	1	1.0	0.084		
		仏生寺川(湊川)	2	1.5 ~1.8	0.14~0.18	1	ND
		内 川	2	1.1 ~6.5	0.013~0.24	1	ND
		下 条 川	1	1.1	0.096	1	ND
		中 川	1	1.5	0.044	1	ND
		角 川	1	0.95	0.053	1	ND
		鴨 川	1	1.5	0.084	1	ND
		黒 瀬 川	1	0.93	0.055		
		高 橋 川	1	0.94	0.095	1	ND
		木 流 川	1	0.60	0.025		
	河 川	郡市河川末端平均		1.6	0.10		
		阿 尾 川	1	0.73	0.059		
		余 川	1	1.1	0.080		
		新 堀 川	1	1.7	0.11		
		白 岩 川	2	0.69~0.74	0.062~0.12		
		上 市 川	1	0.67	0.017		
		早 月 川	1	0.68	0.031		
		片 貝 川 (布施川)	2	0.81~1.6	0.040~0.10		
		吉 田 川	1	1.9	0.088		
		入 川	1	0.62	0.036		
		小 川	2	0.48~0.55	0.014~0.019		
		笹 川	1	0.37	0.057		
		境 川	1	0.47	0.011		
	河 川 末 端 平 均			0.91	0.054		
	27 河 川 末 端 平 均			1.2	0.075		
	支 川	千 保 川	1	0.93	0.18	1	ND
		祖 父 川	1	1.3	0.071		
		山田川(小矢部川水系)	2	0.47~0.58	0.026~0.048		
		い た ち 川	1	1.0	0.12	1	ND
		松 川	1	1.1	0.082		
		井 田 川	2	0.55~3.0	0.025~0.070		
		熊 野 川	1	1.0	0.050		
		宮 川	1	0.29	0.009		
		高 原 川	1	0.45	0.009		
	和田川(庄川水系)		1	0.35	0.041		

等	栃	津	川	2	0.82~0.92	0.021~0.022		
	舟		川	1	0.75	0.022		
	岩	瀬	運	河	1	6.3	0.059	
	富	岩	運	河	1	1.9	0.10	1 ND
	東	部	主	幹	排	水	路	1 3.3 0.21
	西	部	主	幹	排	水	路	1 0.84 0.11
支 川 等 末 端 平 均					1.5	0.075		
河 川 平 均					1.3	0.075		
海 域	富	山	湾	12	0.10~0.23	0.005~0.015	5	ND
	平		均		0.16	0.010		
海 域	富	山	新	港	1	0.21	0.034	
	城		平	均	0.16	0.012		

注 1. LASは、スルホン酸型陰イオン界面活性剤として測定

2. ND（検出されず。）とは、定量限界（LAS0.10mg/l）未満をいう。

イ 底質調査

(7) 重金属底質調査

a 調査概要

公共用水域における底質の重金属の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、調査を実施した。

調査地点は、図2-11のとおりで港湾12地点、河川36地点の合計48地点であり、カドミウム、鉛、総水銀等5項目について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-64のとおりで総水銀については、暫定除去基準〔河川及び富山湾25ppm、富山港（運河を含む。）30ppm〕を超える地点はなかった。

その他の項目については、判断基準はないが、港湾が全般的に高く、河川では内川で比較的高い傾向がみられた。

表2-64 重金属底質調査結果(元年度)

(単位: ppm)

水 域 区 分	水 域	調査 地点 数	カドミウム		鉛		ヒ素		総水銀		クロム	
			平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大
港	伏木港	3	0.57	0.3~0.8	23	19~30	7.8	7.4~8.3	0.24	0.21~0.28	99	78~120
	富山新港	4	0.43	0.3~0.5	33	23~44	19	16~21	0.14	0.08~0.21	230	59~670
	富山港	3	0.87	0.5~1.2	120	40~250	10	5.1~17	0.79	0.07~1.9	160	44~340
	岩瀬河	1	7.2		630		24		15		1300	
	富岩河	1	3.2		190		16		4.7		1600	
河	阿尾川	1	0.1		10		4.1		0.03		34	
	余川	1	ND		7		2.4		0.02		10	
	上庄川	1	0.2		12		3.6		0.06		46	
	仏生寺川	1	0.5		44		8.9		0.14		71	
	小矢部川	2	0.5	0.2~0.8	22	11~33	5.3	2.3~8.2	0.26	0.03~0.48	49	39~59
	千保川	1	0.6		32		4.4		0.10		39	
	祖父川	1	0.1		8		3.5		0.03		25	
	庄川	1	0.1		8		2.4		ND		ND	
	内川	2	2.7	2.0~3.3	180	170~190	20	14~25	0.34	0.33~0.34	520	510~530
	下条川	1	0.4		20		8.3		0.09		94	
	新堀川	1	0.8		36		7.6		0.20		68	
	神通川	2	1.3	0.9~1.7	270	31~510	13	10~15	0.17	0.01~0.33	81	75~86
	宮川	1	ND		6		2.4		0.01		10	
	高原川	1	1.0		350		20		ND		62	
	いたち川	1	1.6		35		6.4		0.46		62	
	松川	1	1.3		51		4.8		0.44		37	
	井田川	1	0.7		15		7.3		0.06		44	
	熊野川	1	0.1		20		2.0		0.02		28	
	常願寺川	1	ND		4		1.3		0.01		20	
	白岩川	1	0.3		15		3.5		0.10		31	
	上市川	1	ND		4		1.8		ND		12	
	早月川	1	ND		5		1.6		ND		12	
	角川	1	0.1		10		2.8		0.03		18	
	鴨川	1	0.2		18		3.4		0.04		39	
	片貝川	1	ND		4		2.5		ND		14	
	黒瀬川	1	2.7		29		7.0		0.05		58	
	高橋川	1	0.6		42		4.2		0.03		47	
	黒部川	1	ND		4		2.8		ND		51	
	入川	1	0.3		10		5.1		0.03		91	
	小川	1	0.1		7		9.1		0.02		32	
	木流川	1	ND		6		5.1		0.01		37	
	笹川	1	0.1		9		5.4		0.02		27	
	境川	1	0.1		9		7.0		0.02		130	

注 ND(検出されず。)とは、定量限界(カドミウム0.1ppm、総水銀0.01ppm、クロム10ppm)未満をいう。

(イ) PCB 底質調査

a 調査概要

PCB による環境汚染の実態を把握するため、小矢部川、神通川等の河川13地点及び古紙再生工場6工場の排水口周辺の底質について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-65及び表2-66のとおりで、いずれも暫定除去基準（10ppm）以下であった。

表2-65 河川底質PCB調査結果（元年度）

（単位：ppm）

水	域	調 査 地 点	調 査 結 果
小 矢 部 川		城 光 寺 橋	0.1
		守 山 橋	ND
		国 条 橋	ND
	千 保 川	地 子 木 橋	ND
	祖 父 川	新 祖 父 川 橋	ND
神 通 川		萩 浦 橋	ND
		成 子 橋	ND
	い た ち 川	四 ツ 屋 橋	0.1
白 岩 川		東 西 橋	ND
		泉 正 橋	ND
	栃 津 川	流 観 橋	ND
中 川		落 合 橋	ND
	法 花 寺 用 水	末 端	ND

注 ND（検出されず。）とは、定量限界（0.1ppm）未満をいう。

表2-66 工場周辺底質PCB調査結果（元年度）

（単位：ppm）

工 場 数	調 査 結 果
6	ND～0.7

注 ND（検出されず。）とは、定量限界（0.1ppm）未満をいう。

ウ 海水浴場水質調査

(ア) 調査概要

海水浴シーズンを迎えるに当たり、事前に海水浴場の水質実態を把握するため調査を実施した。

調査の概要は、次のとおりである。

・調査時期

5月中旬～下旬

・調査海水浴場

島尾・松田江浜（氷見市）、雨晴（高岡市）、八重津浜（富山市）、岩瀬浜（富山市）、石田浜（黒部市）、宮崎浜（朝日町）

・調査項目

ふん便性大腸菌群数、COD、油分、油膜、透明度

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-67のとおりであった。

すべての海水浴場が、水浴に適している良好な水質であり、環境庁の判定基準によれば、すべて「快適」であった。

表2-67 海水浴場水質調査結果（元年度）

海水浴場	判定	判 定 項 目				
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	C O D (mg/l)	油 分 (mg/l)	油 膜	透 明 度 (m)
島尾・松田江浜	快適	0	1.2	検出されず	なし	1.5m以上
雨 晴	"	0	1.3	"	"	"
八 重 津 浜	"	2	1.7	"	"	"
岩 瀬 浜	"	3	2.0	"	"	"
石 田 浜	"	30	1.1	"	"	"
宮 崎 浜	"	0	1.0	"	"	"

エ 湖沼水質調査

(ア) 調査概要

本県における主要な湖沼の水質の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため調査を実施した。

a 調査湖沼

調査は、表2-68の4湖沼で実施した。

表2-68 調査対象湖沼

湖 沼	所 在 地	総貯水量	湛水面積	利 水
黒 部 湖	立 山 町	17.60千万m ³	345ha	発電
子撫川ダム	小矢部市	0.66千万m ³	70ha	発電、上水道
上市川ダム	上 市 町	0.51千万m ³	21ha	発電
桜 ケ 池	城 端 町	0.15千万m ³	17ha	農業用水

b 調査地点及び調査回数

黒部湖、子撫川ダム及び上市川ダムについては湖心及びダムえん堤付近の2地点で、桜ヶ池については湖心1地点で、5～6月及び9月に各々1回調査を実施した。

c 調査項目

透明度、pH、COD、SS、DO、全窒素、全りん、クロロフィルa

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-69のとおりであった。

平均的にみると、汚濁の指標であるCODについては、4湖沼とも山間地にあつて人為汚濁源が少ないため、A類型(3mg/l)に相当し、比較的良好な水質であった。

また、富栄養化の指標である全窒素及び全りんについてみると、全窒素では、黒部湖がⅡ類型(0.2mg/l)、他の3湖沼がⅢ類型(0.4mg/l)、全りんでは黒部湖及び桜ヶ池がⅡ類型(0.01mg/l)、他の2湖沼がⅢ類型(0.03mg/l)に相当する水質であった。

表2-69 湖沼水質調査結果（元年度）

湖 沼	地点数	区 分	測 定 項 目							
			透明度 (m)	pH	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	クロロ フィルa (μ g/l)
黒 部 湖	2	第1回	1.8	6.3	1.2	3	12	0.19	0.005	<0.5
		第2回	1.5	6.4	1.6	6	13	0.08	0.006	4.0
		平 均	1.7	6.4	1.4	5	13	0.14	0.006	2.3
子撫川ダム	2	第1回	2.5	6.5	2.6	4	8.0	0.33	0.014	14
		第2回	1.6	6.7	3.1	16	7.4	0.44	0.024	19
		平 均	2.1	6.6	2.9	10	7.7	0.39	0.019	17
上市川ダム	2	第1回	4.1	7.1	1.4	1	10	0.35	0.008	12
		第2回	0.6	7.2	2.7	25	10	0.46	0.030	18
		平 均	2.4	7.2	2.1	13	10	0.40	0.019	15
桜ヶ池	1	第1回	6.0	6.5	2.4	1	5.5	0.32	0.004	10
		第2回	1.0	6.6	3.0	7	5.4	0.40	0.014	2.8
		平 均	3.5	6.6	2.7	4	5.5	0.36	0.009	6.4



湖沼水質調査

オ 有機塩素系化学物質実態調査

(ア) 調査概要

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化学物質による汚染の実態を把握するため、地下水及び河川水について調査を実施した。

a 調査物質

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロホルム、
1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素の5物質

b 調査地点

- ・ 地下水 60井 (富山市、高岡市等9市7町)
- ・ 河川水 14地点 (庄川、神通川等7河川)

(イ) 調査結果

a 地下水

調査結果は、表2-70(1)のとおりであり、四塩化炭素を除くトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等は一部の地点で検出されたが、いずれも、水道水の暫定基準又は世界保健機関(WHO)の飲料水のガイドライン値以下であった。

b 河川水

調査結果は、表2-70(2)のとおりであり、すべての地点で検出されなかった。

表2-70 有機塩素系化学物質実態調査結果（元年度）

(1) 地下水

(単位：mg/l)

調査区分	調査地点数	トリクロロ エチレン	テトラクロ ロエチレン	ク ロ ロ ム	1,1,1-トリク ロロエタン	四塩化炭素
富山市	12	ND~0.002	ND	ND	ND~0.001	ND
高岡市	10	ND	ND	ND	ND	ND
新湊市	2	ND	ND	ND	ND	ND
魚津市	4	ND	ND	ND	ND	ND
氷見市	2	ND	ND	ND	ND	ND
滑川市	4	ND	ND	ND	ND	ND
黒部市	4	ND	ND~0.002	ND	ND	ND
砺波市	4	ND	ND	ND	ND	ND
小矢部市	4	ND	ND	ND	ND	ND
上市町	2	ND	ND	ND~0.002	ND	ND
立山町	2	ND	ND	ND	ND~0.003	ND
入善町	2	ND	ND	ND	ND	ND
婦中町	2	ND	ND	ND	ND	ND
小杉町	2	ND	ND	ND	ND	ND
大門町	2	ND	ND	ND	ND	ND
福岡町	2	ND	ND	ND	ND	ND
評価基準		0.03	0.01			
水道水の暫定基準		0.03	0.01		0.3	
WHOのガイドライン		0.03	0.01	0.03		0.003
定量限界		0.002	0.0005	0.002	0.0005	0.0002

注 ND（検出されず。）とは、定量限界未満をいう。

(2) 河川水

(単位：mg/l)

調査区分	調査地点	トリクロロ エチレン	テトラクロ ロエチレン	ク ロ ロ ム	1,1,1-トリク ロロエタン	四塩化炭素
小矢部川	津沢大橋	ND	ND	ND	ND	ND
	国衆橋	ND	ND	ND	ND	ND
	城光寺橋	ND	ND	ND	ND	ND
庄川	雄神橋	ND	ND	ND	ND	ND
	新庄川橋	ND	ND	ND	ND	ND
神通川	神一ダム	ND	ND	ND	ND	ND
	神通大橋	ND	ND	ND	ND	ND
	萩浦橋	ND	ND	ND	ND	ND
常願寺川	立山橋	ND	ND	ND	ND	ND
	今川橋	ND	ND	ND	ND	ND
早月川	早月橋	ND	ND	ND	ND	ND
片貝川	落合橋	ND	ND	ND	ND	ND
黒部川	愛本橋	ND	ND	ND	ND	ND
	下黒部橋	ND	ND	ND	ND	ND
水質環境目標		0.03	0.01			
水道水の暫定基準		0.03	0.01		0.3	
WHOのガイドライン		0.03	0.01	0.03		0.003
定量限界		0.002	0.0005	0.002	0.0005	0.0002

注 ND（検出されず。）とは、定量限界未満をいう。

カ トリクロロエチレン等有機塩素系化学物質使用実態調査

(ア) 調査概要

工場・事業場における有機塩素系化合物の使用量、用途等について実態を把握し、水質汚濁の未然防止に資するためアンケートによる調査を実施した。

a 調査対象物質

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、クロロホルム、1,2-ジクロロエタンの6物質

b 調査対象期間

63年度

c 調査対象事業場

製造業、クリーニング業及びその他の業種 1,765事業所

(イ) 調査結果

a 物質別・業種別使用量

調査結果は表2-71(1)のとおりであった。

調査対象の有機塩素系化学物質は405事業場で使用しており、県内における全体の使用量は5,662 t/年であった。これを物質別にみるとトリクロロエチレンが2,529t/年（構成比45%）と最も多く、次いで1,1,1-トリクロロエタンが2,190 t/年（同39%）とこれら2物質で全体の84%を占めていた。

物質別の使用状況を業種別にみると、トリクロロエチレンは金属製品製造業及び化学工業において、1,1,1-トリクロロエタンは電気機械器具製造業及び一般機械器具製造業や化学工業において主に使用されていた。また、クロロホルム、四塩化炭素及び1,2-ジクロロエタンは化学工業、テトラクロロエチレンはクリーニング業において主に使用されていた。

b 用途別使用量

調査結果は表2-71(2)のとおりであった。

全体の使用量のうち、溶剤として使用されている量が2,754 t/年

(49%)と最も多く、次いで洗浄剤1,893 t/年(33%)、製品原料809 t/年(14%)、クリーニング・しみぬき166 t/年(3%)の順となっていた。

c 消費等の内訳

調査結果は表2-71(3)のとおりであった。

消費量は5,662 t/年であり、その内訳は、大気中へ蒸発したものが3,102 t/年(55%)と最も多く、次いで製品原料に1,114 t/年(20%)、産業廃棄物の処理業者で処理されるもの572 t/年(10%)、再生業者へいくもの413 t/年(7%)の順となっていた。

表2-71 トリクロロエチレン等有機塩素系化学物質使用実態調査結果（元年度実績）

(1) 物質別・業種別使用量

(単位: t/年)

業 種	物質名	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		四塩化炭素		クロロホルム		1,2-ジクロロエタン		合 計	
		使用量	事業場数	使用量	事業場数	使用量	事業場数	使用量	事業場数	使用量	事業場数	使用量	事業場数	使用量	事業場数
製 造	繊維工業	5	7	※	1	10	11							15	19
	衣服その他繊維			※	1	8	8							8	9
	化学工業	854	16	17	3	313	15	21	12	461	40	254	13	1,920	99
	鉄鋼業			23	2	18	3	※	1	※	1			41	7
	非鉄金属	184	7			19	6	※	2					203	15
造 業	金属製品	950	32	17	2	232	23							1,199	57
	一般機械器具	21	5			318	15							339	20
	電気機械器具	183	7			1,177	20	※	1					1,360	28
	輸送用機械器具					41	3							41	3
	精密機械器具	2	1			11	2							13	3
業	その他の	9	2			13	4			※	2	※	1	22	9
	上記以外	319	12	1	1	15	13	※	3	※	1	16	2	351	32
	小 計	2,527	89	58	10	2,175	123	21	19	461	44	270	16	5,512	301
	クリーニング業	※	2	124	115	14	20							138	137
	その他の業種	2	10	3	4	1	4	※	8	6	17	※	4	12	47
合 計		2,529	101	185	129	2,190	147	21	27	467	61	270	20	5,662	405

※印：使用量1t/年未満

(2) 用途別使用量

(単位：t/年)

物質名	用途				合計使用量
	溶剤	洗浄剤	クリーニンング・しみぬき	製品原料その他の	
トリクロロエチレン	1,252	476		785	2,529
テトラクロロエチレン	2	38	127	18	185
1,1,1-トリクロロエタン	750	1,377	39	6	2,190
四塩化炭素	20	1			21
クロロホルム	464	1		2	467
1,2-ジクロロエタン	266			4	270
合計	2,754	1,893	166	809	5,662

※印：使用量1t/年未満

(3) 消費等の内訳

物質名	区分		使用状況		状況		消費等の内訳				
	消費量	工程内容	合計使用量	專業場数	製品原料	大気中	厚生業者	処理業者	自社焼却	排水中	その他
トリクロロエチレン	2,529	984	3,513	101	778	1,411	131	131		21	57
テトラクロロエチレン	185	107	292	129	18	91		43	8	25	
1,1,1-トリクロロエタン	2,190	199	2,389	147	20	1,434	282	294	13	138	9
四塩化炭素	21	4	25	27		5		16			
クロロホルム	467	33	500	61	298	124			3	10	1
1,2-ジクロロエタン	270	180	450	20		37		57		176	
合計	5,662	1,507	7,169	405	1,114	3,102	413	572	24	370	67

※印：使用量1t/年未満

キ 井波町における地下水汚染

(ア) 調査概要

井波町のドライクリーニング業者から、ドライクリーニング用洗浄剤であるテトラクロロエチレンの廃液・残渣を事業場敷地内に埋め立てるとともに、庄川町の自社保有地にも残渣の一部を保管しているとの報告があったことから、表2-72のとおり事業場周辺等において地下水汚染調査及び土壌汚染調査を実施した。

表2-72 井波町地下水汚染に係る調査

区 分	地下水汚染調査	土 壌 汚 染 調 査	
		第1次調査	第2次調査
調 査 期 日	10月3日～5日	10月3日～5日	10月13日～19日
調 査 機 関	県、井波町、庄川町	同	左
調 査 項 目	テトラクロロエチレン	同左（溶出試験）	
調査 地点	(事業場周辺) 25地点	3地点	ボーリング1地点12検体
	(保管場所周辺) 5地点	3地点	—

(イ) 調査結果

a 地下水汚染調査

事業場周辺の地下水の汚染状況は図2-12のとおりで、事業場の井戸が2.8mg/lで最も高く、地下水脈に沿って下流側に汚染がみられ、そこから離れるに従って濃度が減少し、約400mの地点(0.022mg/l)まで検出された。

また、庄川町の保管場所周辺では、すべて水道水の暫定水質基準(0.01mg/l)以下の不検出(0.0005mg/l未満)であった。

b 土壌汚染調査

事業場の埋立地の土壌は0.08~10mg/lで、埋め立て直下が最も高く10mg/lであった。地下2.5~3mでは1.4mg/l、3~3.5mでは0.20mg/l、3.5~4mでは0.06mg/l、4~4.5mでは0.05mg/l、4.5~5.5mでは不検出(0.01mg/l未満)、5.5~6mでは0.01mg/lで、6mより深いところではすべて不検出であった。

また、保管場所の土壌は不検出(0.01mg/l未満)~0.03mg/lで、産業廃棄物に係る判定基準(0.1mg/l)以下であった。

(ウ) 対策

a 飲料水対策

地下水の水脈沿いに水道水の暫定水質基準を超える汚染が確認されたので、図2-12のとおり事業場から下流約17ha(200世帯、735人)を井戸水の飲用自衛地域に指定した。なお、井戸水のみに頼っていた13戸(40人)については、上水道の敷設工事を直ちに実施した。

b 発生源対策

事業者に対して廃棄物処理法に基づき、事業場敷地内に埋め立てられていた廃液・残渣(220lドラム缶8本、50lケミカルドラム缶4本)の処分について措置命令を行い、直ちに撤去させた。また、保管場所の残渣(50lケミカルドラム缶3本)についても処分させた。

さらに、土壌汚染調査結果に基づき再汚染防止のため、産業廃棄物に係る判定基準を超えている汚染土壌の撤去を指導し、実施させた。

c 地下水汚染対策

地下水汚染の推移を把握するため、事業場周辺の7地点において水質調査を継続して実施している。

その調査結果は、表2-73のとおりであり、発生源及びその近くではかなり改善されたが、発生源から離れるに従って濃度には変化がほとんどなく、汚染地域の拡大もみられない。

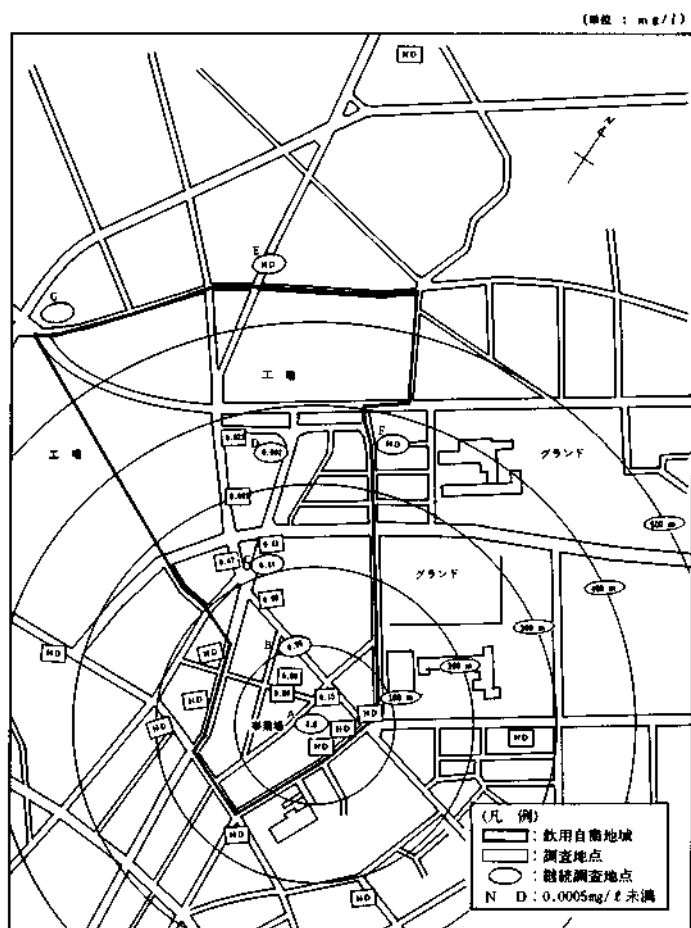
表2-73 地下水汚染の継続調査結果（テトラクロロエチレン）

(単位: mg/l)

地点番号 (発生源からの距離(m))	A (0)	B (100)	C (200)	D (350)	E (600)	F (350)	G (700)
元年10月4日	2.8	0.98	0.44	0.062	ND	ND	—
11月24日	2.0	0.45	0.35	0.054	ND	ND	ND
2年3月23日	0.54	0.26	0.32	0.038	ND	ND	ND

注 ND(検出されず。)とは、定量限界(0.0005mg/l)未満をいう。

図2-12 井波町地下水汚染調査結果及び飲用自衛地域



第3節 騒音及び振動の現況と対策

1 騒音及び振動の現況

(1) 騒音の状況

ア 環境騒音

騒音に係る環境基準は、公害対策基本法に基づき、表2-74のとおり定められている。

本県では、富山市、高岡市等9市17町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域（ただし工業専用地域を除く。）について、A類型（住居系の地域）とB類型（商業系、工業系の地域）とに区分して指定している。

元年度に県及び24市町が437地点で実施した環境騒音の測定結果は図2-13のとおり、朝、昼間、夕及び夜間の4時間帯すべてが環境基準に適合している測定点は、226点（52%）であり、4時間帯のうちいずれかの時間帯が環境基準に適合している測定点は149点（34%）であった。

適合地点の類型別では、B類型が68%とA類型の39%に比べて高い適合率を示している。

また、適合地点の地域別では、A類型、B類型とも、道路に面しない地域が道路に面する地域よりも高い適合率を示している。

表2-74 騒音に係る環境基準（46年5月25日閣議決定）

(a) 道路に面する地域以外の地域

(単位：ホン)

地 域 類 型	時 間 の 区 分			
	昼 間	朝 夕	夜 間	
A A	45以下	40以下	35以下	
A	50以下	45以下	40以下	
B	60以下	55以下	50以下	

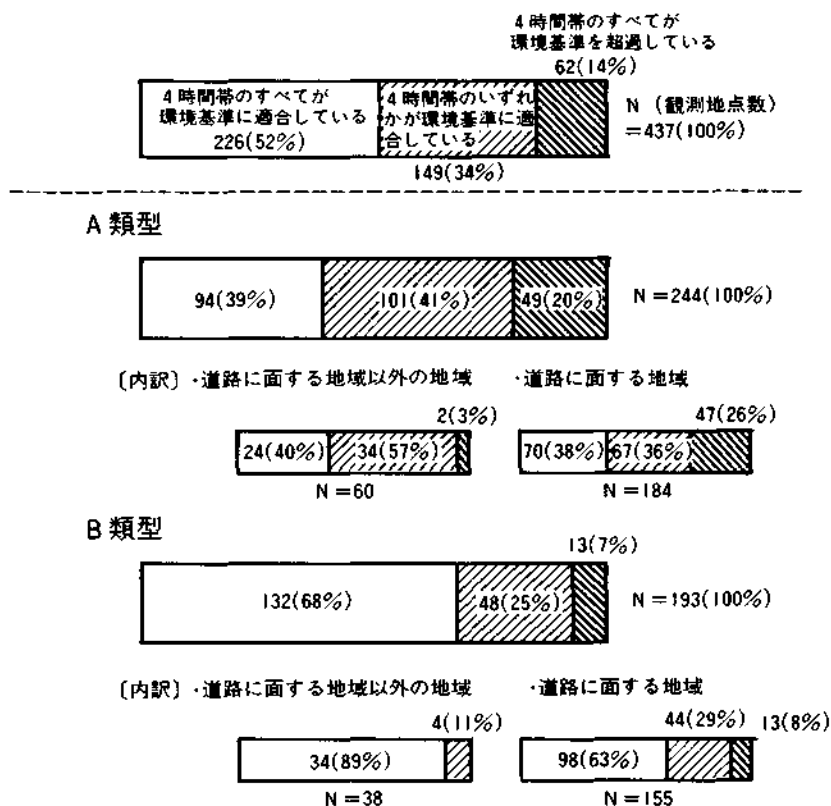
(備考) 1. A Aを当てはめる地域は療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
2. Aを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
3. Bを当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とすること。

(b) 道路に面する地域

(単位：ホン)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55以下	50以下	45以下
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下	50以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下	55以下
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65以下	65以下	60以下

図2-13 環境基準の適合状況(元年度)



イ 自動車騒音

自動車騒音の実態を把握するため、元年度は交通量が多い国道8号及び156号等の8地点について調査を実施した。

調査結果は、表2-75のとおりであり、環境基準に適合しているのは、昼間の時間帯で小矢部市安楽寺及び新湊市松木の2測定点であったが、夕の時間帯では環境基準に適合する地点はみられなかった。しかし、交通量が減少する夜間の時間帯及び朝の時間帯では各3測定点と、環境基準に適合する地点が増加していた。また、大島町小島では、朝を除く3時間帯において公安委員会への要請限度を超えていたが、ほかの7地点では、要請限度以下であった。

また、自動車騒音が環境に及ぼす影響を把握するため、同時に距離減衰調査を実施したが、道路端から20m又は30m離れた地点においては、騒音レベルは道路端と比較すると3～19ホン減少しており、砺波市新又及び大島町小島では環境基準を超えていたが、ほかの6地点では環境基準に適合していた。



高速道路騒音調査

表2-75 自動車交通騒音調査結果(元年度)

時 間	区 分	朝		昼 間		夕		夜 間	
調 査 地 点	区 分	6時～8時		8時～19時		19時～22時		22時～6時	
富山市水橋下砂子坂 (国道8号)	騒 音 レ ベ ル(ホン)	62	51	67	55	62	52	56	50
	環 境 基 準(ホン)	(60)		(65)		(60)		(55)	
	要 請 限 度(ホン)	(70)		(75)		(70)		(65)	
	自動車交通量(台/10分)	9	33	21	159	10	148	8	32
小 杉 町 大 江 (国道8号)	騒 音 レ ベ ル(ホン)	71	62	72	62	68	58	61	50
	環 境 基 準(ホン)	(65)		(65)		(65)		(60)	
	要 請 限 度(ホン)	(75)		(80)		(75)		(65)	
	自動車交通量(台/10分)	51	67	78	294	36	265	22	51
小矢部市安楽寺 (国道8号)	騒 音 レ ベ ル(ホン)	66	58	64	56	68	56	62	54
	環 境 基 準(ホン)	(60)		(65)		(60)		(55)	
	要 請 限 度(ホン)	(75)		(80)		(75)		(65)	
	自動車交通量(台/10分)	42	35	36	86	21	95	24	25
砺 波 市 新 又 (国道156号)	騒 音 レ ベ ル(ホン)	60	55	68	64	66	62	52	49
	環 境 基 準(ホン)	55		60		55		50	
	要 請 限 度(ホン)	70		75		70		60	
	自動車交通量(台/10分)	12	63	24	221	7	191	3	64
富山市大手町 (県道富山高岡線)	騒 音 レ ベ ル(ホン)	62	48	70	55	69	50	57	45
	環 境 基 準(ホン)	65		65		65		60	
	要 請 限 度(ホン)	75		80		75		65	
	自動車交通量(台/10分)	8	10	266		6	215	5	85
大 島 町 小 島 (県道富山高岡線)	騒 音 レ ベ ル(ホン)	61	53	71	62	66	58	56	48
	環 境 基 準(ホン)	50		55		50		45	
	要 請 限 度(ホン)	65		70		65		55	
	自動車交通量(台/10分)	6	33	15	142	2	109	0	44
高 岡 市 野 村 (県道富山高岡線)	騒 音 レ ベ ル(ホン)	58	55	67	58	67	57	52	54
	環 境 基 準(ホン)	(60)		(65)		(60)		(55)	
	要 請 限 度(ホン)	(70)		(75)		(70)		(65)	
	自動車交通量(台/10分)	4	43	13	208	3	189	1	76
新 湊 市 松 木 (県道新湊庄川線)	騒 音 レ ベ ル(ホン)	54	48	65	52	63	53	53	50
	環 境 基 準(ホン)	(60)		(65)		(60)		(55)	
	要 請 限 度(ホン)	(75)		(80)		(75)		(65)	
	自動車交通量(台/10分)	3	44	3	115	2	101	1	34

注1 騒音レベルについては、左の数値は道路端値で、右の数値は道路端から20または30mの値である。

2 自動車交通量は、10分間の上下線の合計台数であり、左の数値は大型車台数、右の数値は小型車台数である。

2 環境基準及び要請限度の欄中の()は、環境基準及び要請限度が適用されない地域であるが、仮に地域指定がなされた場合を想定した時の値である。

ウ 高速道路騒音

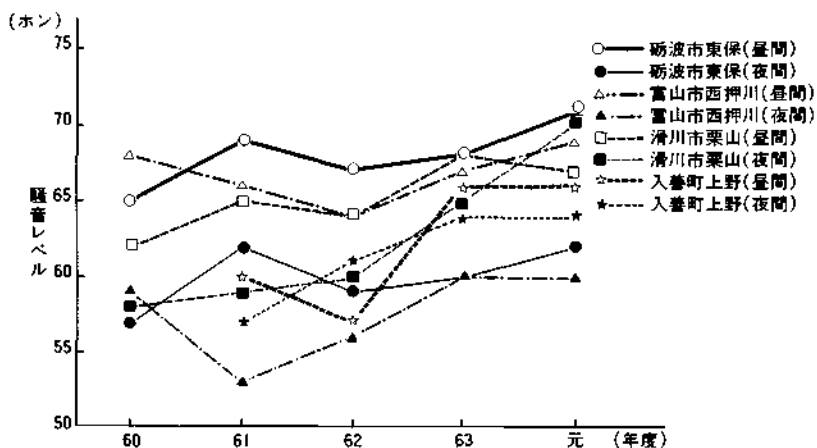
高速道路における自動車騒音の実態を把握するため、北陸自動車道の4地点の道路端において調査を実施した。

元年度の調査結果は、表2-76のとおりである。騒音レベルの推移は図2-14のとおりであり、元年度は63年度と比較すると、入善町上野は横ばいであったが、ほかの地点では微増の傾向にある。

表2-76 高速道路騒音調査結果（元年度）

調査地点		時間区分				日平均交通量 (台/日)
		朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～22時	夜間 22時～6時	
騒音レベル(ホン)	砺波市東保	68	71	67	62	17,411
	富山市西押川	65	69	66	60	16,334
	滑川市栗山	67	69	70	64	12,151
	入善町上野	64	66	66	64	8,126

図2-14 騒音レベルの年度別推移



エ 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準は、公害対策基本法に基づき、表2-77(1)のとおり定められている。

本県では、60年6月富山空港周辺地域（富山市、婦中町の一部地域）について、航空機騒音に係る環境基準の地域指定を行い、その達成状況を把握するため、四季ごとに1回（7日間）4地点で調査を実施している。

元年度の調査結果は表2-77(2)のとおりで、すべての地点において環境基準を達成していた。騒音レベルの推移は図2-15のとおりであり、63年度以降は低騒音型ジェット機の就航率が増加したため、4地点とも従前と比較すると低い値を示していた。

表2-77(1) 航空機騒音に係る環境基準
（48年12月27日環境庁告示）

（単位：WECPNL）

地域の類型	基準値
I	70以下
II	75以下

（備考） I 類型：専ら住居の用に供される地域

II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

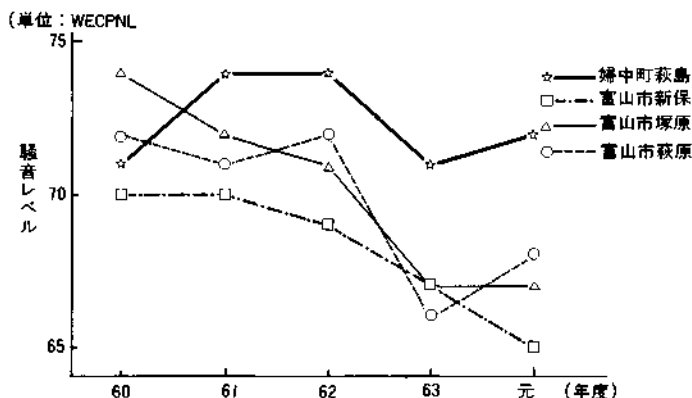
表2-77(2) 航空機騒音調査結果（元年度）

（単位：WECPNL）

測定地点	年間平均	環境基準
富山市萩原	68	(II 類型) 75以下
" 塚原	67	
" 新保	65	
婦中町萩島	72	

注 航空機騒音の評価は、1日ごとのWECPNLの値を算出し、一年間のすべての値をパワー平均して行う。

図2-15 航空機騒音の年度別推移



(2) 振動の状況

(道路交通振動)

県下の主要道路における道路交通振動の実態を把握するため、県及び12市町が120地点において調査を実施した。

元年度の調査結果を区域別に対比すると、表2-78のとおりであり、平均的な振動レベルは、いずれの区域においても、道路交通振動に係る公安委員会への要請基準と比較して極めて低い値であった。

表2-78 道路交通振動の調査結果 (元年度)

(単位: デシベル)

区 域 区 分		昼 間	夜 間
		8時～19時	19時～8時
第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域	34(65)	31(60)
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	34(70)	31(65)
その他の区域	未指定地域	33	32

注1 () は、公安委員会への要請限度である。

2 振動レベルは30米満を30として計算した平均値である。

2 騒音及び振動防止に関して講じた施策

(1) 騒音の規制

ア 騒音規制法による規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象騒音

工場騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場騒音

金属加工機械（機械プレス、鍛造機等）、織機等30種類の施設

b 特定建設作業騒音

くい打機を使用する作業等8種類の作業

(ニ) 規制基準

a 工場騒音

工場騒音の規制基準は、区域及び時間帯ごとに表2-79のとおり定められている。

b 特定建設作業騒音

特定建設作業騒音の規制基準は敷地境界において85ホン以下で、日曜・祭日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

c 自動車騒音

自動車の走行によって発生する騒音については、定常走行時及び加速走行時について許容限度を定め規制されている。

なお、指定地域内の道路周辺部における自動車走行騒音の許容限

度は、表2-80のとおりで、この値を超える場合には市町村長が公安委員会等に対して、交通規制や道路構造の改良等について要請することができることになっている。

表2-79 工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：ホン)

区 域 区 分		朝	昼 間	夕	夜 間
		6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時
第1種区域	第1種住宅専用地域	40	45	40	40
第2種区域	第2種住宅専用地域 住居地域	45	55	45	40
第3種区域	近隣商業地域、 商業地域、準工業地域	60	65	60	50
第4種区域	工業地域、工業専用地域 の境界から50m以内	65	70	65	63

- 注1 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65ホン、朝夕にあっては60ホン、夜間にあっては55ホンとする。
- 2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第2種区域の夜間の基準を除く。）から5ホンを減じた値とする。

表2-80 指定地域内における自動車騒音の許容限度（公安委員会への要請限度）

区 域 区 分		朝	昼 間	夕	夜間
		6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時
第1種区域 (第1種住宅専用地域)	1車線の道路に面する区域	50	55	50	45
	2車線の道路に面する区域	65	70	65	55
第2種区域 (第2種住宅専用地域、住居地域)	1車線の道路に面する区域	55	60	55	50
	2車線の道路に面する区域	65	70	65	55
	2車線を超える道路に面する区域	70	75	70	60
第3種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域)	1車線の道路に面する区域	65	70	65	60
	2車線の道路に面する区域	70	75	70	65
第4種区域 (工業地域、工業専用地域の境界から50m以内)	2車線を超える道路に面する区域	75	80	75	65

(オ) 届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は、表2-81のとおり1,560工場・事業場、19,061施設となっている。

表2-81 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(2年3月31日現在)

市・町	工場・事業場数	特定施設											計
		金属加工機械	空送気圧風縮機械	土石用破砕機	織機	建設用機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	射出成型機	鋳造型機	
富山市	457	729	1,403	154	444	18	2	235	4	540	120	4	3,653
高岡市	559	756	1,333	58	426	11		348	23	122	59	138	3,274
新湊市	73	271	594	46		2	1	192		17	6		1,129
魚津市	45	24	177	20	1,159			25		18	13		1,436
氷見市	15	8	59	3	20	2				5		5	102
滑川市	32	71	124	10		4		11	1	2	20		243
黒部市	22	531	677	30	1,832			14		33		592	3,709
砺波市	37	13	14	20	215	7		17		12	20		318
小矢野市	37	25	89	8	16	3	16	27		23	5		212
大沢町	31	50	194	18				6		3	11		282
大山町	1		1										1
上市町	14		73		1,435	1	1	5		3	25		1,543
立山町	16	12	46					4	4	3			69
入善町	9	53	5	114				7			4		189
朝日町	13		8		1		4						13
八尾町	20	5	24	1						11	6		47
婦中町	13	2	263	3		1				17	7		293
小杉町	24	40	29		21			13		2	2		107
大門町	14	31	9	16	1,078	2		9		4	18		1,167
大島町	14	15	45	22		11		7					100
城端町	6		1		321			1			1		324
庄川町	16		97					14			33		144
井波町	22	1	51		50			46		7			155
福野町	28	14	60		186	1		24		7	11		303
福光町	24	1	51		54			44		10	21		181
福岡町	18	26	24	2		2		8		5			67
計	1,560	2,631	5,499	416	7,372	65	20	1,054	39	844	378	743	19,061

イ 条例による規制

公害防止条例による規制は、騒音規制法による規制を補完するものであり、法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設（ファスナー自動植付機、走行クレーン等）を対象として、県下全域にわたって規制している。

規制基準は、騒音規制法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

なお、条例に基づく届出状況は、表2-82のとおり、1,836工場・事業場となっている。

表2-82 条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況

(2年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富 山 市	241	上 市 町	32	大 島 町	8
高 岡 市	339	立 山 町	49	城 端 町	51
新 湊 市	31	宇 奈 月 町	23	平 村	8
魚 津 市	67	入 善 町	24	上 平 村	15
氷 見 市	101	朝 日 町	32	利 賀 村	9
滑 川 市	62	八 尾 町	38	庄 川 町	7
黒 部 市	116	婦 中 町	63	井 波 町	7
礪 波 市	146	山 田 村	1	井 口 村	3
小 矢 部 市	128	細 入 村	6	福 野 町	63
大 沢 野 町	13	小 杉 町	9	福 光 町	67
大 山 町	33	大 門 町	10	福 岡 町	30
舟 橋 村	4	下 村	0	計	1,836

ウ 監視取締りと行政指導

騒音規制法及び公害防止条例の対象工場・事業場等について、表2-83のとおり、県及び市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

表2-83 騒音関係立入検査状況（元年度）

業種等 区分	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	プラスチック製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電気業	その他	合計
立入検査件数	2	9	9	10	10	7	3	7	7	10	11	4	2	4	7	102

(2) 振動の規制

ア 振動規制法による規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象施設

工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場振動

金属加工機械（機械プレス、鍛造機等）、織機等20種類の施設

b 特定建設作業振動

くい打機を使用する作業等6種類の作業

(エ) 規制基準

工場振動に係る規制基準及び道路交通振動に係る公安委員会等への要請限度は、それぞれ、表-84及び表-85のとおりである。

また、特定建設作業振動の規制基準は75デシベル以下で、日曜・祭日の作業の禁止や1日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

表2-84 工場振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

区 域 区 分		昼 間	夜 間
		8時～19時	19時～8時
第1種区域	第1種住宅専用地域 第2種住宅専用地域 住居地域	60	55
第2種区域(1)	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	65	60
第2種区域(2)	工業地域	70	65

注 次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条第1項第2号に規定する特別老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域
- (2) 第1種区域に接する第2種区域(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域 (1)に掲げる区域を除く)

表2-85 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区 域 区 分		昼 間	夜 間
		8時～19時	19時～8時
第1種区域	第1種住宅専用地域 第2種住宅専用地域 住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	70	65

(オ) 届出状況

振動規制法に基づく届出状況は、表2-86のとおり、810工場・事業場、10,245施設となっている。

表2-86 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(2年3月31日現在)

市町	特定施設 工場・事業場		金属加工機械	圧縮機	破砕機等	織機	建設用資材製造機	木材加工機械	印刷機械	樹脂・油脂・練用又は合成機	射出成形樹脂型用機	鋳造型機	計
富山市	227	663	287	62	440	8	24	159	1	108	4	1,756	
高岡市	295	1,060	534	60	298		39	45		47	133	2,216	
新湊市	37	49	44	43			26	3		6		171	
魚津市	20	30	85	5	1,159		3			9		1,291	
氷見市	6	6	13		20						3	42	
滑川市	21	80	114				3	3	5			205	
黒部市	15	101	56	22	80		3	15	30	149		456	
砺波市	10	15	3	1	168			20		19		226	
小矢部市	23	58	33	7	16	6	1	4	8	5		138	
大沢野町	25	51	81	18				6		11		167	
大山町												0	
上市町	10		18		1,435					25		1,478	
立山町	10	10	30							3		43	
入善町	7	5	36	1	114			1			3	160	
朝日町	13		8		1		4					13	
八尾町	17	5	20	1						6		32	
婦中町	4	4		105								109	
小杉町	3	3										3	
大門町	3			1	841	1						843	
大島町	4	4	12	15								31	
城端町	6		1		321		1			1		324	
庄川町	8		12							33		45	
井波町	8		11		50		2					63	
福野町	14	17	50		186			4		11		268	
福光町	12	8	12		46	3				19		88	
福岡町	12	51	12	3		8		3				77	
計	810	2,220	1,472	344	5,175	26	106	263	44	452	143	10,245	

イ 監視取締りと行政指導

振動規制法の対象工場・事業場等について、表2-87のとおり、県及び市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

表2-87 振動関係立入検査状況（元年度）

業 種 等 区 分	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	化 学 工 業	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	そ の 他	合 計
立入検査 件数	3	1	1	3	1	2	5	2	2	4	3	2	29

第4節 悪臭の現況と対策

1 悪臭の現況

悪臭は、感覚公害として、日常生活に身近なものであり、発生源が化学工業、畜産業からサービス業にいたるまで多種多様であるため、実態の把握や防止対策については、困難な面がある。

本県では、従来から問題にされていたパルプ工業の悪臭については、かなり改善されてきているが、一般に苦情の多い畜産業や魚腸骨処理場については、防止対策を指導しているものの依然として苦情がみられる。

2 悪臭防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 悪臭防止法に基づく規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象物質

アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド及びスチレンの8物質

(ウ) 規制基準

本県では、表2-88のとおり、工業専用地域とその他の地域に区分し、規制基準を設定している。

表2-88 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準			
	工 業 専 用 地 域		その他の 地 域	第一種及び第二種住居専用地域、 住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
ア ン モ ニ ア	2 (ppm)	臭気強度 3.0	1 (ppm)	臭気強度 2.5
メチルメルカプタン	0.004		0.002	
硫 化 水 素	0.06		0.02	
硫 化 メ チ ル	0.05		0.01	
二 硫 化 メ チ ル	0.03		0.009	
トリメチルアミン	0.02		0.005	
アセトアルデヒド	0.1		0.05	
ス チ レ ン	0.8		0.4	

イ 条例に基づく規制

公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届出を義務付けている。

条例による届出状況は、表2-89のとおり、1,136工場・事業場で、ほとんど養豚等の家畜飼養施設である。

表2-89 条例に基づく悪臭の届出工場・事業場

(2年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富 山 市	122	上 市 町	32	大 島 町	1
高 岡 市	141	立 山 町	74	城 端 町	22
新 湊 市	1	宇 奈 月 町	13	平 村	2
魚 津 市	90	入 善 町	34	利 賀 村	1
氷 見 市	87	朝 日 町	16	庄 川 町	5
滑 川 市	49	八 尾 町	18	井 波 町	23
黒 部 市	70	婦 中 町	27	井 口 村	7
砺 波 市	103	山 田 村	3	福 野 町	44
小 矢 部 市	53	細 入 村	1	福 光 町	16
大 沢 野 町	35	小 杉 町	15	福 岡 町	7
大 山 町	6	大 門 町	10		
舟 橋 村	7	下 村	1	計	1,136

(2) 新規悪臭物質の規制

悪臭防止法令が元年 9 月に改正され、新たにプロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の低級脂肪酸 4 物質が悪臭物質に追加された。このため、県では規制地域の指定及び規制基準の設定について公害対策審議会に諮問したところであり、公害対策審議会では国の指導方針及び63年度に実施した実態調査結果に基づいて慎重審議され、2 年 3 月 27 日に、表2-90のとおり知事に答申された。

県ではこの答申に基づき、2 年度から規制を実施することになっている。

表2-90 新規悪臭物質の規制地域及び規制基準

規制地域	既 8 悪臭物質と同様に、9 市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域				
規制基準	悪臭物質の種類	工業専用地域		その他の地域	第一種及び第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	プロピオン酸	0.07 (ppm)	臭気強度 3.0	0.03 (ppm)	臭気強度 2.5
	ノルマル酪酸	0.002		0.001	
	ノルマル吉草酸	0.002		0.0009	
	イソ吉草酸	0.004		0.001	



悪臭測定装置 (アンモニア)



官能試験法 (三点式比較式臭袋法)

(3) 悪臭実態調査

悪臭の実態を把握し、悪臭防止対策の基礎資料を得ることを目的として、市町村から希望があった11工場・事業場から事前調査により、畜産業、食料品製造業等7工場・事業場を選定し、発生源、敷地境界及びその周辺環境において、悪臭7物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、スチレン）を対象に調査を実施した。

調査結果は、表2-91のとおりで、発生源における測定値は、いずれの物質も排出口における規制基準を下回っていた。また、敷地境界における測定値については、食料品製造業の1事業所ではメチルメルカプタンが、プラスチック製品製造業の1事業所ではスチレンが規制基準の臭気強度2.5を超えていたので、維持管理の徹底等の指導を行った。

表2-91 悪臭実態調査結果（元年度）

事業所数		畜産業	食料品製造業	廃棄物処理業	プラスチック製品製造業
悪臭物質		3	1	1	2
アンモニア	敷地境界	ND~0.6	ND~0.2	ND	—
	環境	ND	—	—	—
	発生源	—	1.0	170	—
メチルメルカプタン	敷地境界	ND	ND~0.004	ND	—
	環境	ND	—	—	—
硫化水素	敷地境界	ND~0.003	ND~0.002	ND~0.003	—
	環境	ND	—	—	—
	発生源	—	ND	0.18	—
硫化メチル	敷地境界	ND~0.002	ND	ND	—
	環境	ND	—	—	—
二硫化メチル	敷地境界	ND	ND	ND	—
	環境	ND	—	—	—
トリメチルアミン	敷地境界	ND	ND	ND	—
	環境	ND	—	—	—
	発生源	—	ND	ND	—
スチレン	敷地境界	—	—	—	0.003~0.67
	環境	—	—	—	ND~0.049

注 ND（検出されず。）とは、定量限界（アンモニア0.1ppm、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン0.001ppm、スチレン0.002ppm）未満をいう。

第5節 土壤汚染の現況と対策

1 土壤汚染の現況

(1) 神通川流域

神通川流域では、43年にイタイイタイ病に対する厚生省見解が発表されてから、土壤汚染の問題が表面化してきた。46年に「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（以下「土壤汚染防止法」という。）が施行されたことに伴い、神通川流域の農用地のカドミウム汚染調査を開始した。

46～51年度の6年間にわたって、兩岸の農用地約3,130haを対象に、玄米2,570点、土壤1,667点について調査した。調査結果の概要は、表2-92及び表2-93のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は230地点、汚染米発生地域の面積は約500haであったが、これらの地域では水稻の作付が停止されている。

この調査結果に基づき、汚染米発生地域とその近傍地域のうち汚染米が発生する恐れがある地域を合わせた1,500.6haを農用地土壤汚染対策地域（以下、「対策地域」という。）として指定した。対策地域内の汚染状況は表2-94のとおりで、玄米中平均カドミウム濃度は0.99ppm、土壤平均カドミウム濃度は、作土で1.12ppm、次層土では0.68ppmであった。

表2-92 玄米中のカドミウム濃度（神通川流域）

玄米中のカドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.40 未 満	729	52	860	74	1,589	62
0.40～0.99	523	37	228	20	751	29
1.00～1.99	133	9	65	6	198	8
2.00 以 上	26	2	6	0	32	1
計	1,411	100	1,159	100	2,570	100

表2-93 土壌中のカドミウム濃度（神通川流域）

土壌中のカドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.50 未 満	135	16	50	6	185	11
0.50～0.99	447	52	278	34	725	44
1.00～1.99	219	26	281	35	500	30
2.00 以 上	52	6	205	25	257	15
計	853	100	814	100	1,667	100

表2-94 対策地域内の玄米および土壌中のカドミウム濃度（神通川流域）

地域区分	玄 米 中 (ppm)				土 壌 中 (ppm)							
	点数	最高	最低	平均	作 土				次 層 土			
					点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
左岸地域	362	4.23	0.25	1.02	362	4.50	0.46	1.09	334	4.86	0.06	0.65
右岸地域	182	2.74	0.25	0.93	182	4.85	0.47	1.46	172	5.17	0.09	0.74
全 体	544	4.23	0.25	0.99	544	4.85	0.46	1.12	506	5.17	0.06	0.68

(2) 黒 部 地 域

45年に、黒部市の日鉱亜鉛(株)（旧日本鉱業(株)三日市製錬所）周辺地域の農用地が、カドミウムによって汚染されていることが判明し、カドミウム環境汚染要観察地域に指定された。このため、46年～48年の3年間にわたって同社周辺の農用地約250haを対象に、玄米316点、土壌(作土)225点についてカドミウム濃度を調査した。調査結果の概要は、表2-95及び表2-96のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は7地点で、汚染米発生地域の面積は約8haであった。

この調査結果に基づき汚染米発生地域と近傍地域をあわせた129.5haを対策地域として指定した。

表2-95 玄米中のカドミウム濃度
(黒部地域)

玄米中のカドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
0.40 未 満	80	26
0.40～0.99	229	72
1.00～1.99	7	2
2.00 以 上	0	0
計	316	100

表2-96 土壌中のカドミウム濃度
(黒部地域)

土壌中のカドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
2.00 未 満	29	13
2.00～5.99	130	58
6.00～9.99	45	20
10.00以 上	21	9
計	225	100

2 土壌汚染防止に関して講じた施策

(1) 神通川流域

ア 対策計画の策定

神通川流域の対策地域面積は約1,500haで、1市3町の広大な地域に及び、流域全体の農用地土壌汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を分割して策定することとし、土壌汚染対策事業の促進を図ることとした。土壌汚染防止法に基づき、第1次地区は上流部96.4ha（台帳）について55年2月に、第2次地区は第1次地区に隣接した上流部450.5ha（台帳）について59年1月に農用地土壌汚染対策計画を策定した。

（イ）第1次地区・第2次地区の区域、面積及び利用区分

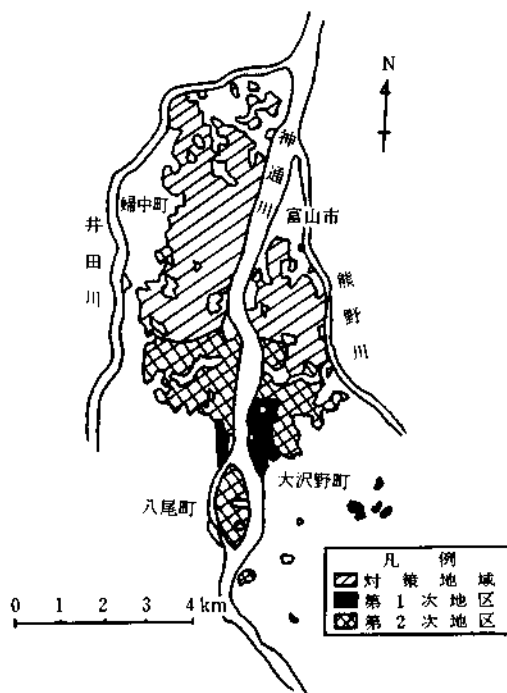
対策計画策定地区は図2-16に示すとおりであり、これらの面積（実測）と土地利用区分は表2-97のとおりである。

表2-97 土地利用区分と面積（実測）

(単位: ha)

計画区分	地域区分	市町名	対策地域の面積			①のうち農用地として利用する面積					①のうち農用地以外として利用する面積
			①農用地(田)	農用地以外	計	事業対象面積			事業対象外面積(砂利採取)	計	
						田	畑	計			
第1次地区	左岸地域	婦中町	13.5	1.8	15.3	12.5	0.1	12.6	—	12.6	0.9
		小計	13.5	1.8	15.3	12.5	0.1	12.6	—	12.6	0.9
	右岸地域	富山市	54.7	6.3	61.0	40.0	0.5	40.5	11.8	52.3	2.4
		大沢野町	28.5	3.2	31.7	23.7	—	23.7	—	23.7	4.8
		小計	83.2	9.5	92.7	63.7	0.5	64.2	—	76.0	7.2
	計		96.7	11.3	108.0	76.2	0.6	76.8	11.8	88.6	8.1
第2次地区	左岸地域	婦中町	208.8	26.1	234.9	143.5	1.6	145.1	49.4	194.5	14.3
		八尾町	78.5	11.1	89.6	55.8	0.2	56.0	21.0	77.0	1.5
	右岸地域	小計	287.3	37.2	324.5	199.3	1.8	201.1	70.4	271.5	15.8
		富山市	123.8	15.5	139.3	112.7	3.9	116.6	3.3	119.9	3.9
		大沢野町	16.1	1.2	17.3	14.6	0.2	14.8	—	14.8	1.3
	計		427.2	53.9	481.1	326.6	5.9	332.5	73.7	406.2	21.0

図2-16 第1次、第2次対策計画策定地域位置図



(イ) 事業の内容

第1次地区及び第2次地区の復旧方式等は表2-98のとおりである。

表2-98 第1次地区及び第2次地区の復旧方式等

区 分	第1次地区	第2次地区
復 旧 方 式	区画整理方式	区画整理方式 現状回復方式
対 策 工 法	埋込客土工法 上乗せ客土工法	埋込客土工法 上乗せ客土工法
客土母材の採土地	大沢野町市場地内の山林	大沢野町市場地内の山林 八尾町横ノ手地内の山林

(ウ) 事業費の概算等

第1次地区及び第2次地区の事業費はそれぞれ1,783,000千円、10,940,000千円（それぞれ53年4月、58年4月現在の物価及び賃金水準を積算基礎として算出した。）であるが、第2次地区に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画は、表2-99のとおりである。

表2-99 公害防止事業に係る費用負担計画の概要

告 示 年 月 日		59年1月20日（富山県告示第42号）
公 害 防 止 事 業 の 種 類		農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業
費用を負担させる事業者の名称		三井金属鉱業㈱
負 担 総 額 及 び 基 礎	公 害 防 止 事 業 費 ①	10,940,000千円
	汚 染 寄 与 度 ②	0.5908
	概 定 割 合 ③	2/3
	負 担 率 ②×③	0.3939
	負 担 総 額 ①×②×③	4,309,266千円
そ の 他		物価等の変動により、事業費に変更が生じた時は、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。

イ 公害防除特別土地改良事業の実施

対策計画が策定されると、土地改良法等に基づき公害防除特別土地改良事業（以下「公特事業」という。）が実施されることになる。第1次地区については、55年10月、県営公特事業神通川流域地区として事業計画が確定し、同月から工事に着手し、58年度には面工事が完了した。

また、第2次地区については、59年6月に事業計画が確定し、6月から工事に着手した。

(ア) 事業計画

公特事業では、指定地域の他、隣接する地域でこれに準じて一体的に施行することが必要な地域及びこれらと併せて事業を行うことが必要かつ妥当な地域についても区画整理を施行している。

第1次地区及び第2次地区の事業計画面積は表2-100のとおりである。

表2-100 神通川流域における公特事業の計画面積

(単位: ha)

区 分		全 体	内 訳		
			指定地域	隣接地域	併せ地域
第一次地区	富山市	41.3	38.5	1.4	1.4
	婦中町	13.0	11.8	0.5	0.7
	大沢野町	36.9	23.1	4.3	9.5
	計	91.2	73.4	6.2	11.6
第二次地区	富山市	173.0	116.6	8.4	48.0
	大沢野町	18.8	14.8	2.8	1.2
	婦中町	190.9	145.1	5.3	40.5
	八尾町	58.8	56.0	—	2.8
	計	441.5	332.5	16.5	92.5

(4) 土壌復元工事の実施状況

表2-101のとおり、第1次地区では、全面積において水稻の作付が可能となり、第2次地区についても、2年度に作付可能になる客土水田面積は188haとなった。

表2-101 作付可能面積(2年度)

(単位: ha)

区 分			田		畑		合 計
			客 土	非客土	客 土	非客土	
第 1 次地区	左岸地域	婦 中 町	11.29	0.41	0.23	—	11.93
		小 計	11.29	0.41	0.23	—	11.93
	右岸地域	富 山 市	39.47	1.23	1.00	—	41.70
		大沢野町	25.00	11.61	0.03	—	36.64
		小 計	64.47	12.84	1.03	—	78.34
	計		75.76	13.25	1.26	—	90.27
第 2 次地区	左岸地域	婦 中 町	48.54	33.09	0.76	0.02	82.41
		八 尾 町	28.58	—	0.13	—	28.71
		小 計	77.12	33.09	0.89	0.02	111.12
	右岸地域	富 山 市	97.12	27.03	1.09	0.26	125.50
		大沢野町	13.99	2.18	0.06	—	16.23
		小 計	111.11	29.21	1.15	0.26	141.73
	計		188.23	62.30	2.04	0.28	252.85
合 計		263.99	75.55	3.30	0.28	343.12	

なお、元年度に作付した第2次地区の客土水田(111ha)においてカドミウム濃度調査を実施したところ、玄米中カドミウム濃度は0.23ppm～0.05ppm、土壌中カドミウム濃度は0.25ppm～0.10ppmであった。

(ウ) 対策地域の一部指定解除

第1次地区の工事が終了した地域の追跡調査を実施して、安全性が確認されたため、62年6月9日、95.2haについて対策地域の指定の一部解除をした。

(2) 黒 部 地 域

本地域は黒部市の中心部近くに位置しているため、対策地域内の農用地113.7haのうち約45haが都市計画の用途地域(54年9月決定)の中に取り込まれた。さらに、対策地域内で市企業団地の造成や住宅団地の造成等、他用途へ転用される農用地がでてきた。

元年度には、対策地域内農用地の土地利用区分について、黒部市は地元農家の土地利用意向調査を実施するなど、対策計画策定のための諸準備を進めている。

第6節 地下水の現況と対策

1 地下水の現況

(1) 地下水位の変動

本県における地下水位の観測は、高岡・砺波地域10か所、富山地域7か所、魚津・滑川地域4か所及び黒部地域7か所の合計28観測井において実施した。

最近5年間の地下水位の変動は、表2-102のとおりであり、一部の地点では豪雪による地下水利用の影響などにより低下がみられたが、全体的には大幅な変動がなく、ほぼ横ばいに推移している。

また、主な観測井における月毎の地下水位の推移は、図2-17のとおりであり、市街地では、積雪時に低下がみられる。

地域別にみると次のとおりである。

ア 高岡・砺波地域

能町、寺塚原及び作道観測井では、60年度は、豪雪による地下水利用の影響によって地下水位が少し低下していたが、61年度以降は、ゆるやかに回復の傾向がみられる。その他の上関、二塚及び日詰の観測井では、ほぼ横ばいに推移している。

イ 富山地域

下飯野、奥田北及び三郷の観測井では、60年度はやや低下の傾向にあったが、61年度以降はゆるやかに回復の傾向がみられ、その他の山室、西の番、前沢及び速星の観測井では、ほぼ横ばいに推移している。

ウ 魚津・滑川地域

住吉、北鬼江、下島及び四ツ屋の4観測井ともほぼ横ばいに推移している。

表2-102 地下水位（年平均値）の年度別推移

地域名	観測点名称	所在地	井戸の深さ(m)	平均地下水位(cm)				
				60年度	61年度	62年度	63年度	元年度
高岡・砺波地域	能町	高岡市	260	- 366	- 281	- 271	- 230	- 224
	上関	"	240	+ 375	+ 378	+ 363	+ 359	+ 350
	二塚	"	40	- 141	- 136	- 139	- 141	- 144
	寺塚原	新湊市	150	欠測	- 387	- 377	- 332	- 260
	作道	"	100	- 136	- 77	- 83	- 70	- 74
	日詰	砺波市	100	-1,302	-1,389	-1,390	-1,378	-1,420
	五郎丸	"	80				-3,214	-3,283
	水島	小矢部市	80				- 801	- 843
富山地域	布袋	福野町	80				-1,110	-1,160
	江尻	福岡町	80				+ 48	+ 50
	下飯野	富山市	200	- 86	- 53	- 65	- 47	- 53
	奥田北	"	93	- 284	- 247	- 251	- 227	- 221
	山室	"	20	- 93	- 145	- 164	- 117	- 141
	西の番	"	100	-1,392	-1,454	-1,472	-1,426	-1,439
	三郷	"	150	- 123	- 79	- 96	- 79	- 66
	前沢	立山町	100	- 383	- 411	- 423	- 389	- 405
魚津・滑川地域	速星	婦中町	100	- 144	- 141	- 139	- 135	- 152
	住吉	魚津市	50			- 131	- 126	- 126
	北鬼江	"	70			- 565	- 561	- 567
	下島	滑川市	80			- 49	- 34	- 30
黒部地域	四ッ屋	"	100			-2,168	-2,122	-2,164
	金屋	黒部市	150	- 682	- 721	- 727	- 693	- 656
	三日市	"	100	- 853	- 863	- 899	- 847	- 853
	五郎八	"	50	-1,387	-1,516	-1,448	-1,405	-1,339
	青木	入善町	150	-1,284	-1,359	-1,328	-1,319	-1,318
	入膳	"	100	-1,820	-1,897	-1,912	-1,884	-1,877
	小摺戸	"	50	-1,167	-1,206	-1,210	-1,209	-1,203
	月山	朝日町	100	- 760	- 772	- 730	- 716	- 730

注1 地下水位は、地表面を基準として地上を+、地下を-と表わす。

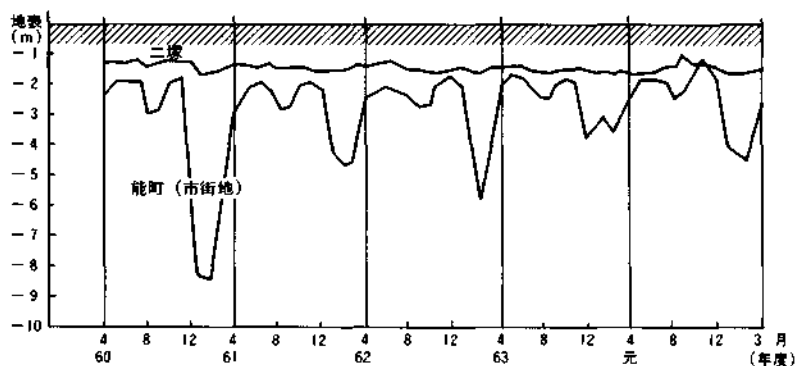
2 寺塚原観測井の60年度の欠測は、工事のためである。

エ 黒部地域

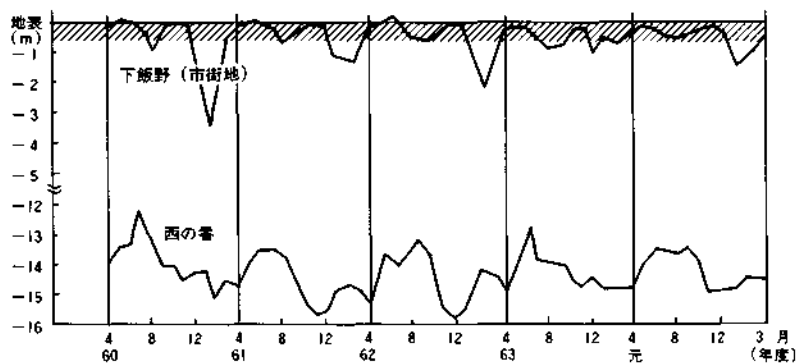
金屋、三日市、五郎八、青木、入膳、小摺戸及び月山の7観測井とも、
ほぼ横ばいに推移している。

図2-17 主な観測井の地下水位（月平均）

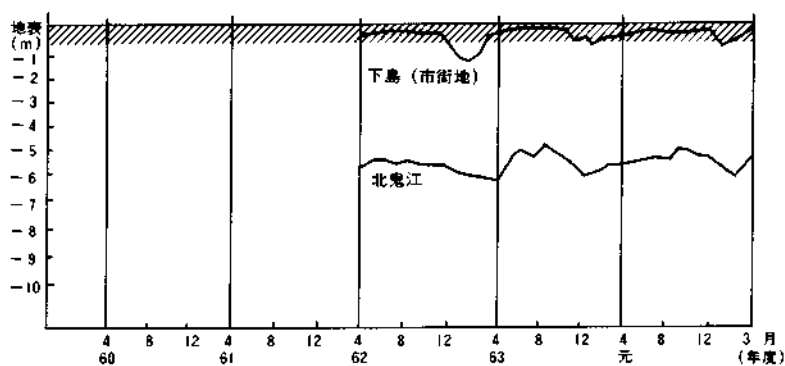
高岡・砺波地域



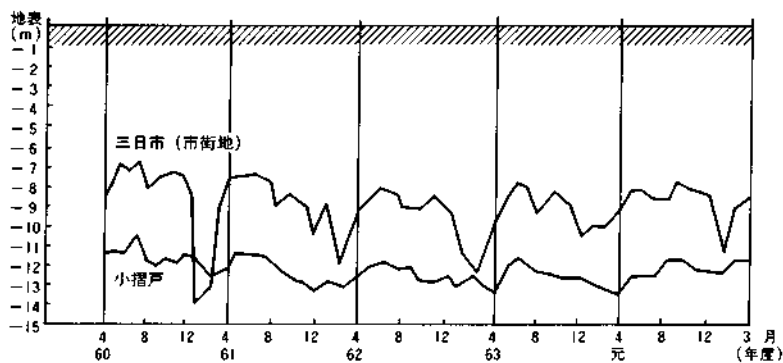
富山地域



魚津・滑川地域



黒部地域



地下水位観測井

(2) 地下水の塩水化

地下水の塩水化の状況については、元年度から新たに氷見地域、魚津・滑川地域を調査対象に加えて、県内海岸部（氷見地域10地点、高岡・新湊地域50地点、富山地域30地点、魚津・滑川地域20地点、黒部地域20地点）の計130地点で実態を調査した。

塩素イオン濃度分布は、図2-18のとおりであり、従来から調査を行っている高岡・新湊地域、富山地域及び黒部地域については、ここ数年大幅な変化はみられない。

ア 氷見地域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点はみられない。

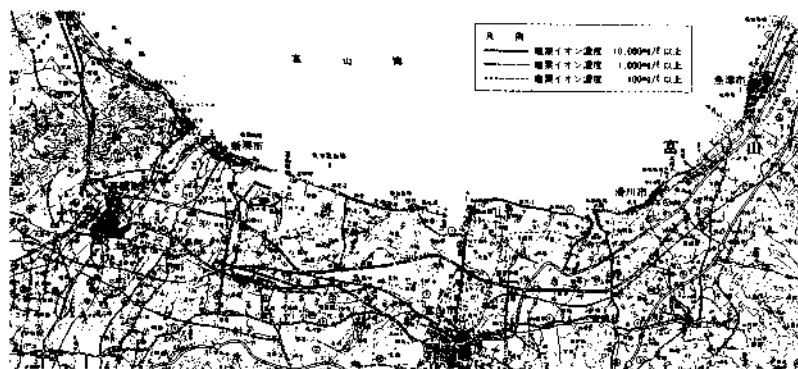
イ 高岡・新湊地域

本地域では、小矢部川下流域から富山新港周辺にかけて比較的広範囲に塩水化がみられる。

地区別にみると、高岡地区では塩素イオン濃度100mg/l以上の地域は小矢部川河口から約9km上流の内陸部までに及んでおり、塩素イオン濃度1,000mg/l以上の地域は伏木港周辺にみられる。

また、新湊地区では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、海岸線から内陸部約2 kmまでみられ、富山新港周辺では塩素イオン濃度10,000mg/l以上の地点もみられる。

図2-18 塩素イオン濃度分布



ウ 富山地域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、富山港から約1.5 km 内陸部の東岩瀬地区までの比較的狭い地域にみられる。

エ 魚津・滑川地域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、魚津市経田地区の海岸部に限ってわずかにみられる。

オ 黒部地域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点はみられない。

2 地下水に関して講じた施策

(1) 地下水条例による規制

ア 指定地域

表2-103 地下水条例による指定地域

区分 \ 地域	富 山 地 域	高 岡 地 域
規 制 地 域	富山市の一部	高岡市、大門町の一部 新湊市、大島町の全部
観 察 地 域	富山市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、八尾町及び婦中町の一部、舟橋村の全部	高岡市、砺波市、小杉町、大門町及び福岡町の一部、下村の全部

イ 規制対象揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が21cm²を超えるもの。(ただし、温泉や可燃性ガスの採掘に伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除く。)

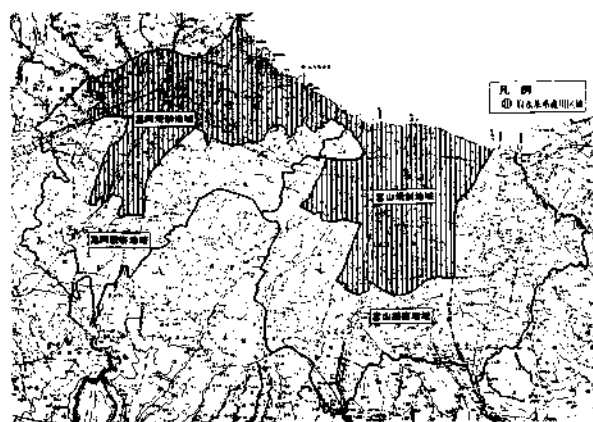
ウ 取水基準

規制地域内の工業用、建築物用の対象揚水設備については、取水基準を段階的に適用してきたが、62年4月1日から表2-104のとりの基準を適用している。

表2-104 取水基準

区 分	項 目	揚水機の吐出口 断面積 (cm ²)	採取する地下水 の量 (m ³ /日)
既設	52年3月1日までに設置された揚水設備	200 以下	1,000 以下
新設	52年3月2日以降に設置された揚水設備	150 以下	800 以下

図2-19 取水基準適用区域



エ 揚水設備の届出状況

条例に基づく届出状況は、事業所数が2,065、揚水設備数が2,705であり、その内訳は、表2-105のとおりである。

市町村別では、富山市が859事業所、1,115施設、高岡市が519事業所、724施設と両市で全体の施設数の3分の2を占めている。

また、用途別では、建築物用が最も多く895事業所、1,045施設であり、次いで、工業用が408事業所、807施設、道路等消雪用が667事業所、725施設の順となっており、近年、道路等消雪用の施設が増加している。

表2-105 地下水条例に基づく揚水設備の届出状況

(1) 市町村別届出状況

(2年3月31日現在)

地域	区分	規制地域		観察地域		合計	
	市町村	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
富山地域	富山市	740	972	119	143	859	1,115
	大沢野町			56	80	56	80
	大山町			10	14	10	14
	舟橋村			2	2	2	2
	上市町			107	134	107	134
	立山町			58	69	58	69
	八尾町			19	23	19	23
	婦中町			79	115	79	115
	小計	740	972	450	580	1,190	1,552
高岡地域	高岡市	500	696	19	28	519	724
	新湊市	73	96			73	96
	大門町	26	29	7	9	33	38
	大島町	22	35			22	35
	砺波市			139	155	139	155
	小杉町			33	37	33	37
	下村			11	11	11	11
	福岡町			45	57	45	57
	小計	621	856	254	297	875	1,153
合	計	1,361	1,828	704	877	2,065	2,705

(2) 用途別届出状況

(2年3月31日現在)

用途	区分	規制地域		観察地域		合計	
		事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
工業用		277	562	131	245	408	807
建築物用		683	802	212	243	895	1,045
水道用		5	19	35	45	40	64
農業・水産業用		11	11	44	53	55	64
道路等消雪用		385	434	282	291	667	725
計		1,361	1,828	704	877	2,065	2,705

オ 地下水採取状況

条例に基づき報告された元年度の年間地下水採取量は127.7百万 m³/年で、その内訳は表2-106のとおりである。

市町村別では、富山市が51.1百万 m³/年と最も多く、次いで高岡市が21.6百万 m³/年となっており、両市で全体の57%を占めている。

用途別では、工業用が82.6百万 m³/年と最も多く、全体の65%を占めており、次いで水道用の18.8百万 m³/年、建築物用の18.5百万 m³/年の順となっている。

表2-106 地下水採取状況（元年度）

(1) 市町村別

(単位：百万m³/年)

市町村		区 分	規 制 地 域	観 察 地 域	合 計
富 山 地 域	富	山 市	42.0	9.1	51.1
	大	沢 野 町		4.7	4.7
	大	山 町		1.7	1.7
	舟	橋 村		0.0	0.0
	上	市 町		7.4	7.4
	立	山 町		2.1	2.1
	八	尾 町		2.4	2.4
	婦	中 町		16.9	16.9
	小	計	42.0	44.3	86.3
高 岡 地 域	高	岡 市	20.5	1.1	21.6
	新	湊 市	2.1		2.1
	大	門 町	1.2	2.7	3.9
	大	島 町	4.6		4.6
	砺	波 市		6.0	6.0
	小	杉 町		0.4	0.4
	下	村		0.1	0.1
	福	岡 町		2.7	2.7
	小	計	28.4	13.0	41.4
合 計			70.4	57.3	127.7

(2) 用 途 別

(単位：百万m³/年)

用 途 \ 区 分	規 制 地 域	観 察 地 域	合 計
工 業 用	50.8	31.8	82.6
建 築 物 用	12.4	6.1	18.5
水 道 用	2.9	15.9	18.8
農 業 ・ 水 産 業 用	1.0	1.0	2.0
道 路 等 消 雪 用	3.3	2.5	5.8
計	70.4	57.3	127.7

(2) 監視測定体制の整備

本県における地下水位の観測は、34年度に高岡二塚及び富山市山室に観測井を設置して以来、逐次増設され、現在、高岡・砺波地域10井、富山地域7井、魚津・滑川地域4井、黒部地域7井の合計28観測井で監視を行っている。これらの観測井の位置及び構造は、表2-107のとおりである。

平成元年度においては、データ解析が容易にできるよう、県が管理している20観測井にデータ記録装置を設置した。

(3) 監視取締りと行政指導

地下水条例の対象工場・事業場について、立入検査を実施し、取水基準の遵守状況及び揚水記録等設備の維持管理状況について調査するとともに技術指導を行った。



降雪検知器付き消雪施設制御盤



夜間の道路消雪状況

表2-107 地下水観測井の位置と構造

地域	観測井 の名称	位置	設置 年度	管理者	井戸の構造			標高 (m)
					深度 (m)	口径 (mm)	ストレーナ 位置 (m)	
高岡・砺波地域	能町	高岡市荻布	42	県	260	300	156~178	3.48
	上関	高岡市京田	42	県	240	300	164~175	12.59
	二塚	高岡市二塚	34	県	40	250	34~39	11.00
	寺塚原	新湊市寺塚原	42	県	150	350	102~124	6.22
	作道	新湊市殿村	54	県	100	250	40~54	2.41
	日詰	砺波市日詰	52	県	100	250	78~89	41.08
	五郎丸	砺波市五郎丸	60	国	80	250	48~59 65~70	73.35
	水島	小矢部市水島	60	国	80	250	43~49 54~60 65~71	41.26
	布袋	福野町布袋	60	国	80	250	43~54 60~65	60.89
富山地域	江尻	福岡町江尻	60	国	80	250	56~67 72~78	19.30
	下飯野	富山市下飯野	49	県	200	250	106~139	5.50
	奥田北	富山市下新北町	49	県	93	250	65~82	6.44
	山室	富山市山室	57	県	20	250	15~20	29.05
	西の番	富山市西の番	49	県	100	250	50~83	88.96
	三郷	富山市三郷	59	県	150	250	106~139	10.18
	前沢	立山町前沢	49	県	100	250	23~50	63.18
魚津・滑川地域	速星	婦中町速星	53	県	100	250	84~95	14.19
	住吉	魚津市住吉	61	国	50	250	23~34	6.67
	北鬼江	魚津市北鬼江	61	国	70	250	59~71	12.64
	下島	滑川市下島	61	国	80	250	66~77	5.84
	四ッ屋	滑川市四ッ屋	61	国	100	250	65~82	35.48
黒部地域	金屋	黒部市金屋	51	県	150	250	112~134	15.84
	三日市	黒部市三日市	51	県	100	250	51~73	18.85
	五郎八	黒部市五郎八	51	県	50	250	28~45	46.78
	青木	入善町青木	51	県	150	250	117~145	25.58
	入膳	入善町入膳	51	県	100	250	73~95	27.63
	小摺戸	入善町小摺戸	51	県	50	250	34~50	69.67
	月山	朝日町月山新	51	県	100	250	56~78	23.29

注 管理者の「国」は、通商産業省所管のものをいう。

(4) 地下水揚水量総合解析調査

ア 調査概要

各平野ごとに地下水障害を生じさせないで永続的に揚水できる量を算出し、地下水管理指針の策定等地下水保全施策の基礎資料を得るため、調査を実施した。

調査は、60年度から元年度までの5か年間にわたり、表2-108の調査計画のとおり実施した。

表2-108 調査計画

区 分	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度
地下水適正 揚水量調査	高岡・砺波地域 (基礎調査) (解析調査)				
		富山地域 (基礎調査) (解析調査)			
			黒部地域 (基礎調査) (解析調査)		魚津・滑川地域、氷見地域 (基礎調査) (解析調査)
				高岡、射水、富山地域	
水準測量調査					
総合解析調査					総合解析(全県)

(注1) 地下水適正揚水量調査の対象地域は、次の5地域、9市18町3村である。

- | | |
|--------------------|---|
| ① 高岡・砺波地域 (4市9町2村) | 高岡市、新湊市、砺波市、小矢部市、小杉町、大門町、下村、大島町、城端町、庄川町、井波町、井口村、福野町、福光町、福岡町 |
| ② 富山地域 (1市6町1村) | 富山市、大沢野町、大山町、舟橋村、立山町、上市町、八尾町、婦中町 |
| ③ 黒部地域 (1市3町) | 黒部市、入巻町、朝日町、宇奈月町 |
| ④ 魚津・滑川地域 (2市) | 魚津市、滑川市 |
| ⑤ 氷見地域 (1市) | 氷見市 |

(注2) 水準測量調査の高岡、射水、富山地域とは、粘土層が分布している小矢部川、県道富山高岡線、常願寺川、富山湾に囲まれた地域をいう。

また、調査は、「富山県地下水研究会」の助言と指導を得て、地下水の利用状況、地下水の流動状況、水理地質構造の解析及び自噴井の分布状況等について行った。

イ 調査結果

この調査で算出しようとした「適正揚水量」については、明確な定義はなされていないが、一般的には、地域の特性や住民の意向等の社会的条件を十分勘案して定める必要があり、これらは地域によっておのずと異なったものになるものと思われ、現段階では容易に決定できなかった。

このため、今回は、「塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水

障害を生じさせないで永続的に揚水できる量」をいわば「限界揚水量」としてシミュレーション計算等によってとりあえず算出したものである。つまり、ここでいう「限界揚水量」は、自噴井の水位低下等地域の詳細な特性や住民のコンセンサスまでは考慮に入れたものではない。

各平野ごとの現状揚水量及び限界揚水量は表2-109のとおりである。

また、今後の地下水の利用にあたっては、この限界揚水量を踏まえ、次の留意事項に十分配慮して行う必要がある。

- (ア) 今回算出した限界揚水量は、それぞれの地域特性や社会的条件までは考慮に入れていないので、今後は地域ごとの具体的な揚水可能な量について検討する。
- (イ) 海岸部や市街地の一部においては、塩水化や大幅な地下水位の低下がみられるところがあるので、今後、十分注意を払っていく。また、その他の地域の地下水開発にあたっては、できるだけ取水地点が特定の地域に集中しないように計画的な開発に努める。
- (ウ) 地下水に影響を与える大規模な開発を行う場合には、十分注意を払いながら、慎重に実施する。
- (エ) 今後更に各種のデータの蓄積を図り、解析精度の向上を図る。
- (オ) 地下水利用対策協議会の未設置地域には協議会を設置するとともに、事業者や地域住民に対しては、有効利用方策や節水意識の向上について啓発に努める。
- (カ) 観測井未整備地域に観測井を設置する等観測体制の整備拡充に努めるとともに、水準測量調査についても定期的に実施する。
- (キ) 雨水、冷却水の人工涵養にかかる調査、研究等を推進する。

表2-109 県内平野部における地域ごとの現状揚水量と限界揚水量

(単位：万 m^3 /年)

地 域	現状揚水量 (年度)	限界揚水量
高岡・砺波地域	11,030 (59)	15,810
富 山 地 域	13,640 (60)	20,760
黒 部 地 域	6,190 (61)	21,080
魚津・滑川地域	4,100 (60)	5,610
氷 見 地 域	300 (63)	400
合 計	35,260	63,660

(注) () は、現状揚水量をアンケート調査した対象年次であり、合計欄はその揚水量を単に加算したものである。

第7節 廃棄物の現況と対策

1 廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物の処理

日常生活に伴って生じるごみ、し尿などの「一般廃棄物」については、市町村がその処理計画を定め、住民サービスの一環として処理を行っている。

ア ごみ処理

ごみ処理状況の年度別推移及びごみ処理施設の整備状況は、表2-110及び表2-111のとおりである。

63年度における収集人口は112万6千人で県人口の99.9%を占めている。収集されたごみは年間38万5千tで、そのうち可燃物29万9千t(構成比75.8%)は焼却、不燃物8万2千t(同20.9%)は埋立、その他は再利用されている。

なお、ごみの焼却施設は、15施設(処理能力1,539t/日)となっている。

また、粗大ごみ処理施設は、富山、新川、砺波、射水の各広域圏と高岡市の合わせて5施設(処理能力225t/日)が整備されている。

表2-110 ごみ処理状況の年度別推移

年 度	総人口(人)	計 画 収 集 区 域							計画収 集人口 率(%)
		人 口(人)	総排出量 (t/年)	収 集 処 理 量 (t/年)				自 家 処 理 率 (t/年)	
				焼 却	埋 立	そ の 他	計		
60	1,123,980	1,123,946	394,161	258,478	99,831	8,853	367,162	26,999	99.9
61	1,125,398	1,125,369	398,689	277,176	83,784	11,476	372,436	26,253	99.9
62	1,126,006	1,125,983	410,904	291,050	80,198	12,770	384,018	26,886	99.9
63	1,125,623	1,125,602	417,243	298,992	82,330	13,260	394,582	22,661	99.9
元 (推計)	1,127,000	1,127,000	425,000	307,000	82,000	14,000	403,000	22,000	100

表2-111 ごみ処理施設の整備状況

(1) ごみ焼却施設

(2年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	富 山 市	岩瀬清掃工場	機械化バッチ	160
	滑 川 市	衛生センター	〃	35
	上 市 町	清掃センター	〃	16
	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・大沢野町・大山町・舟橋村・ 上市町・立山町・八尾町・婦中町・山田村・細 入村)	クリーンセンター	連続	600
高 岡	高 岡 市	環境センター焼却工場	〃	270
	水 見 市	西部清掃センター	機械化バッチ	50
	小 矢 部 市	環境センター	〃	30
	福 岡 町	清掃センター	バッチ	10
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・宇奈月町)	西部清掃センター	機械化バッチ	90
	新川広域圏事務組合 (入善町・朝日町)	東部清掃センター	〃	50
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・庄川町・井波町・福野町)	〃	準連続	60
	砺波広域圏事務組合 (城端町・井口村・福光町)	西部清掃センター	機械化バッチ	40
	砺波広域圏事務組合 (平村・上平村)	平・上平清掃センター	バッチ	5
	利賀村	蘆芥焼却場	〃	3
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	射水郷清掃センター	準 連 続	120
計		15 施 設		1,539

(2) 粗大ごみ処理施設

(2年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・大沢野町・大山町・八尾町・婦 中町・山田村・細入村・上市町・立山町・舟橋村)	クリーンセンター 南分場	圧 縮	75
高 岡	高岡市	粗大ごみ処理工場	破 砕・圧 縮	50
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町)	官沢清掃センター	〃	40
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・井波町・庄川町・福野町)	東部清掃センター	圧 縮	30
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	射水郷清掃センター	破 砕・圧 縮	30
計		5 施 設		225

イ し 尿 処 理

し尿処理状況の年度別推移及びし尿処理施設の整備状況は、表2-112及び表2-113のとおりである。

63年度における衛生処理人口は、くみ取りし尿収集人口49万3千人と水洗化人口56万5千人を合わせた105万8千人で、県人口の94.0%を占めている。収集されたし尿(浄化槽汚でい10万9千k^lを含む。)36万8千k^lは、そのほとんどがし尿処理施設で処理されている。

なお、し尿処理施設は、11施設(処理能力1,074k^l/日)となっている。

また、水洗便所のし尿は、公共下水道及び浄化槽で処理されているが、浄化槽については水洗化への強い要望から、急激に増加しており、その設置基数も元年度末には約9万9千基となり、年間約6千基の増加をみている。

表2-112 し尿処理状況の年度別推移

年度	総人口(人)	くみとり 便所 計画収集 人口(人)	水洗便所			衛生処理 人口(人)	収集内訳(kl/年)			処理内訳(kl/年)		
			浄化槽		公共下水道 人口(人)		くみとり し尿	浄化槽 汚でい	計	し尿処理 施設	公共下水道 マンホール投入	農村還元 その他
			基数(基)	人口(人)								
60	1,123,980	537,383	76,453	319,035	167,969	1,024,387	259,251	88,608	347,859	333,507	14,352	0
61	1,125,398	525,635	82,048	333,669	174,375	1,033,679	254,040	97,291	351,331	335,775	15,556	0
62	1,126,006	515,379	87,261	348,031	182,728	1,046,138	249,033	98,653	347,686	331,975	15,711	0
63	1,125,623	493,140	93,390	370,091	195,317	1,058,548	259,053	108,615	367,668	343,606	24,062	0
元 (推計)	1,127,000	484,000	99,000	396,000	210,000	1,070,000	237,000	110,000	353,000	320,000	24,000	0

表2-113 し尿処理施設の整備状況

(2年3月31日現在)

広域圏	市 町 村 ・ 事 務 組 合	名 称	型 式	能 力 (k _l /日)
富山	富 山 市	つばき園	固 流 分 離	90
	滑 川 市	し尿処理場	消化・活性汚でい	33
	礪 中 町	衛生センター	活 性 汚 で い	40
	富山県中央衛生 処 理 組 合 (富山市(富南地区)・大沢野町・大 山町・八尾町・細入村)	万 浄 園	消化・活性汚でい	217
	富山県中部衛生 センター組合 (富山市(水碓地区)・上市町・立山町)	し尿処理場	活 性 汚 で い	80
高岡	高 岡 市	四屋下水処理場	消化・活性汚でい	150
	氷 見 市	クリーンセンター	高負荷脱窒素	45
新川	新 川 広 域 圏 事 務 組 合 (魚津市・黒部市・入善町・朝日町・宇奈月町)	中部清掃センター	活 性 汚 で い	155
砺波	砺波地方衛生 施 設 組 合 (砺波市・小矢部市・城端町・井波町・庄川町 ・福野町・福光町・福岡町・井口村・利賀村)	砺波衛生組合	消化・活性汚でい	144
	砺波広域圏 事 務 組 合 (平村・上平村)	平 上 平 衛 生 セ ン タ ー	酸 化	4
射水	射水地区広域圏 事 務 組 合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町・ 富山市(呉羽地区))	射水郷衛生センター	活 性 汚 で い	116
計		11 施 設		1,074

(2) 産業廃棄物の処理

60年度の実態調査結果（59年実績）から、工業出荷額等の伸びに基づいて推計すると、63年度において事業活動に伴って排出された量は全体として、533万tであり、そのうち自社再利用又は有償売却等の資源化有効利用は184万tで、残りの349万tが法に規定する産業廃棄物となっている。

産業廃棄物発生量を種類別にみると、図2-20のとおり無機汚でいが101万t（構成比28.9%）と最も多く、次いで有機汚でいが93万t（同26.6%）、建設廃材が84万t（同24.4%）、木くずが18万t（同5.2%）、集じんダスト11万t（同3.2%）、鉍さいが10万t（同2.9%）の順となっており、この6種類で全体の91.2%を占めている。

また、業種別にみると、図2-21のとおり製造業が159万t（同45.5%）と最も多く、ついで建設業が87万t（同24.9%）、電気・ガス・水道業が59万t（同17.0%）、鉍業が21万t（同6.0%）、サービス業が14万t（同4.0%）の順となっており、この5業種で97.4%を占めている。

一方、地域別にみると、図2-22のとおり高岡地域が149万t（同42.6%）、次いで富山地域が131万t（同37.5%）、射水地域が31万t（同8.8%）、砺波地域が21万t（同6.3%）、新川地域17万t（同4.8%）の順となっており、高岡地域及び富山地域の両地域で全体の80.1%を占めている。

この結果を60年度と比較すると、射水、新川地域は横ばいで、その他の地域は増加傾向を示しており、特に射水地域では、本地域に立地する製造業の閉鎖及び電気業の石炭転換に伴う廃棄物の有効利用が進み、約2万tもの減少がみられた。

図2-20 種類別発生量（63年度）

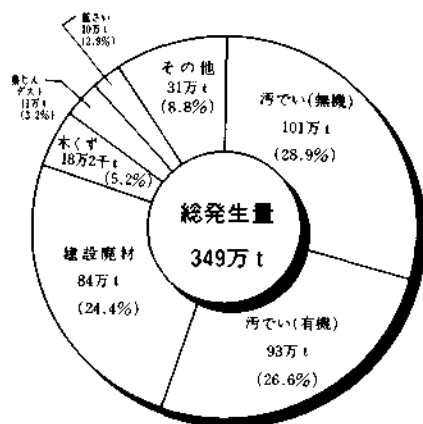


図2-21 業種別発生量（63年度）

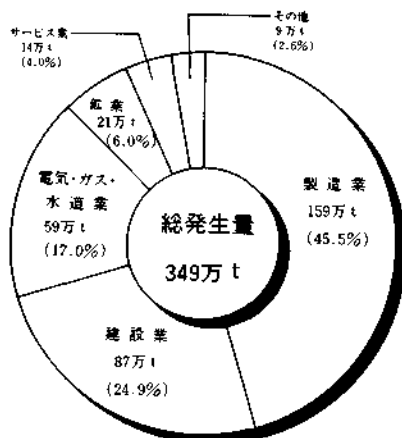
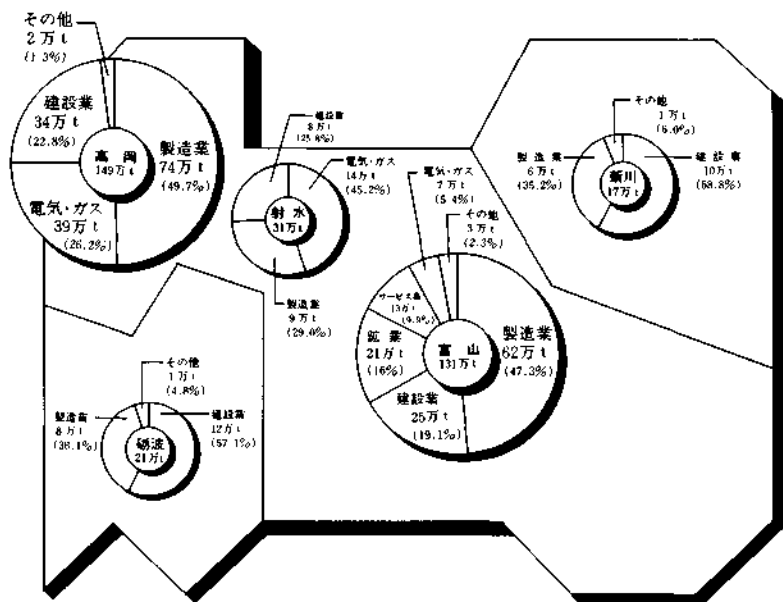


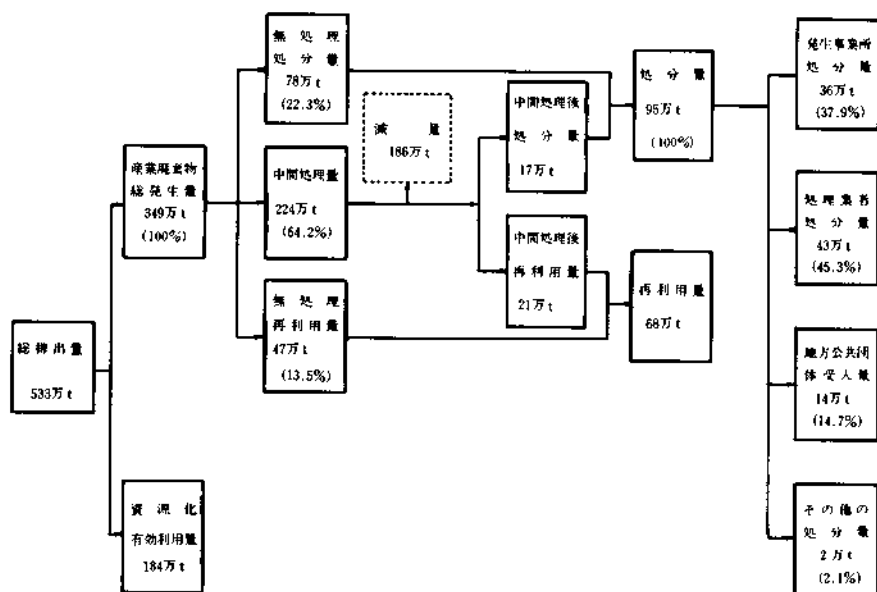
図2-22 地域別発生量（63年度）



次に、処理処分状況については、図2-23のとおり、発生量349万tのうち、中間処理（焼却、脱水、乾燥、中和等）されたものは、224万t（構成比64.2%）、無処理処分（埋立）されたものは、78万t（同22.3%）、無処理再利用されたものは47万t（同13.5%）となっている。

このように最終的に再利用されたものは、無処理のものと中間処理後のものとを合わせた68万tであり、埋立処分されたものは95万tである。埋立処分されたものを処分先にみると、発生事業所によるものが36万t（構成比37.9%）、処理業者委託によるものが43万t（同45.3%）の順となっており、この両処分地で埋立量の83.7%を占めている。

図2-23 産業廃棄物の処理状況(83年度)



2 廃棄物に関して講じた施策

(1) 法令に基づく規制の概要

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施策

(ア) 廃棄物の定義

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区別されている。一般廃棄物とは、ごみ・し尿等産業廃棄物以外の廃棄物をいい、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸等の法で規定されている19種類のものをいう。

(イ) 処理業の許可

一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、それぞれの地域の市町村長又は知事の許可を受けなければならない。

(ロ) 処 理 基 準

廃棄物の処理にあたっては、保管、収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。なお、汚でい、鉋さい等で一定基準以上の有害物質が溶出するものについては、有害産業廃棄物として、厳しい基準が設定されている。

(ハ) 届 出 施 設

ごみ、し尿の一般廃棄物処理施設及び汚でい処理施設、廃油処理施設等14種類の産業廃棄物処理施設が届出施設となっている。

(ニ) 施設の技術上の基準

廃棄物処理施設について、維持管理等に関する技術上の基準が規定されている。

(ホ) 廃棄物処理計画

一般廃棄物については、市町村長が「一般廃棄物処理計画」を定め、適正処理の推進に努めている。

また、産業廃棄物については、60年度に策定した「産業廃棄物処理計画」に基づき、監視・指導の強化、減量化及び有効利用の推進、最

終処分場の確保等の施策を推進している。

イ 浄化槽法に基づく施策

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、浄化槽の製造、設置、保守点検及び清掃について規制を強化するほか、関係者の責任と義務を明確にするため、60年10月浄化槽法が施行された。

これに伴い、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を制定し61年1月から浄化槽保守点検業者の登録を行っている。

(ア) 設置等の届出

建築物の建築と併せて浄化槽を設置しようとする場合は、特定行政庁に建築確認申請、くみ取り便所を水洗化して浄化槽を設置しようとする場合等には、県知事に届出しなければならない。

(イ) 保守点検業者の登録等

工事業者、保守点検業者は県知事に登録、清掃業者は市町村長に許可を受けて事業を行わなければならない。

(ウ) 保守点検等の基準

浄化槽の保守点検や清掃は技術上の基準に従って行わなければならない。なお、保守点検の業務は保守点検業者に、清掃の業務は清掃業者に委託することができる。

(エ) 設置後の水質検査及び定期検査

浄化槽の使用開始後6か月及びその後毎年1回、指定検査機関((社)富山県浄化槽協会)の行う検査を受けなければならない。

(2) 一般廃棄物対策

市町村における一般廃棄物処理施設の過去5年間の整備状況は、表2-114のとおりであり、粗大ごみ処理施設を除き施設の整備をほぼ完了し、施設の更新や高度化が中心となっている。

また、処理施設の高度化に伴い、市町村及び一部事務組合の技術者を対象として、技術研修会を開催し、技術の向上を図った。

浄化槽については、設置数の急速な増加の反面、放流水による公共用水域の水質汚濁をめぐって問題が生じているため、設置者に対し講習会を開催し、浄化槽の構造、維持管理方法等正しい知識の普及に努めるとともに、約1,800基の浄化槽の立入調査を実施し、指導の徹底を図った。

また、指定検査機関の(財)富山県浄化槽協会では約9,500基の浄化槽の検査を実施した。

なお、富山県浄化槽保守点検業の登録に関する条例に基づき3業者を新たに登録するとともに、5業者の登録を更新した。これにより元年度末で85業者が浄化槽保守点検業者として登録されている。

表2-114 一般廃棄物処理施設整備状況

年 度	ごみ焼却施設			粗大ごみ処理施設			埋立処分施設			し尿処理施設		
	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体
60	—	t/H	—	—	t/日	—	—	千㎡	—	—	kl/日	—
61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	116	射水地区広域圏 事務組合
63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	45	氷見市
元	(1	70	新渡広域圏 事務組合	1	40	新川広域圏 事務組合	1	135 167	小矢部市 新川広域圏 事務組合	1	90	富山市

注 () 内は整備中の施設

(3) 産業廃棄物対策

法に基づく産業廃棄物処理業の許可状況は、表2-115のとおり総数は492件であり、収集及び運搬業が413件（構成比83.9%）とほとんどを占めている。

近年の特色としては、建設廃材の有効利用のため、中間処理（破碎、分別）の許可を取得する事業所が多くなっている。

また、産業廃棄物処理施設の届出状況は、表2-116のとおりで、全体では148施設であり、内訳は、汚水の脱水施設が72施設（同48.6%）で最も多く、次いで最終処分場（安定型、管理型）の29施設、廃プラスチック類の焼却施設25施設の順となっている。

これらの産業廃棄物の処理業者や排出事業所等については立入検査を実施し、適正処理を指導するとともに、減量化や再利用の促進及び処理業者の育成を図っている。

元年度の監視指導状況については、表2-117のとおりであり、産業廃棄物の処理業者及び排出事業者等236事業所を立入調査し、そのうち11事業所に対して適正な埋立方法、排水処理方法等について改善の指導を行った。

表2-115 産業廃棄物処理業許可状況

（2年3月31日現在）

許可 区分	収集及び 運搬	中間処理		最終処分				計
		中間処理	収集、運搬及び中間処理	収集、運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集、運搬、中間処理及び最終処分	最終処分のみ	
件数	413	28	34	7	1	7	2	492

第 8 節 快適環境づくりの展開

1 県土美化推進運動の実施

県民の生活水準が向上し、生活様式が変化してきたことに伴い、廃棄物の量の増大と種類が多様化し、近年、道路や海岸、観光地等に散乱ごみが目立ち、社会問題化している。

このようなことから、県土美化推進県民会議を中心に市町村の協力のもとに、県民の美化意識や公德心の高揚に努めるとともに、「日本一のきれいな県土」をつくるため、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開した。

(1) 推 進 期 間

年間を通じて本運動を進めたが、特に、次の強調期間、強調週間等を設け重点的に実施した。

ア まちやむらを美しくする運動

元年 4 月 1 日～5 月 31 日、特に 4 月 16 日から 22 日までを「県土美化強調週間」とした。

イ 川をきれいにする運動

元年 6 月 1 日～6 月 30 日、9 月 1 日～9 月 30 日、特に 6 月 4 日を「県土美化の日」とした。

ウ 山や海岸をきれいにする運動

元年 7 月 1 日～8 月 31 日、特に 7 月 2 日を「海岸美化の日」8 月 6 日を「自然公園クリーンデー」とした。

エ 空カンゼロ運動

元年 9 月 1 日～9 月 30 日、特に 9 月 24 日を「空カンゼロの日」とした。

(2) 主な実施事業

ア 啓 発 活 動

県民の美化意識の高揚や清掃実践活動の実施と参加等を呼びかけるため、次の事業を実施した。

(ア) 広報等による啓発

- ポスターの掲示……2種類、各5千枚公共施設、ガソリンスタンド等
(4、9月)
- 街頭啓発……富山、高岡駅前でチラシ等の配布(6月)
- ゴミ持ち帰り袋の配布……35万枚運転者、観光客等(4～10月)
- ポスターの募集及び展示……小中高校生からポスターの募集、優秀作品の展示
- 啓発用ビデオ……テープの制作、貸出ビデオテープの制作及び市町村等への貸出
- 各種広報媒体による啓発……市町村、各種団体の広報紙、チラシ、ポスター、横断幕等

(イ) ふるさとの海辺教室の開催

児童期から海辺に親しむ機会をつくり、親と子のふれあいのもとに海の大切さを学ぶことによって、海をきれいに守っていく美化意識の高揚を図るため、夏休み期間中に、小学生とその父兄を対象にした「ふるさとの海辺教室」を、富山市岩瀬浜等4か所の海岸で開催した。4会場で240名余りが参加し、海岸の清掃、海辺生物の学習、海水浴等のレクリエーションを通じて、海岸美化意識の高揚を図った。

イ 清掃活動

市町村を中心に地域住民、自治会、青年団、婦人会、保健衛生協議会等関係団体や企業等の協力を得て公園、道路、河川、海岸等の清掃、草刈、空き缶回収等を実施した。さらに、児童・生徒等による「ふるさとの大クリーン作戦」が夏休み期間中に展開された。また、6月25日に朝日町宮崎・境海岸一帯で第6回富山県清掃美化大会を開催した。

- 参加人員延41万人

ウ 施設等の整備活動

ごみの投げ捨て防止を図るため、市町村が中心となり、ごみ回収容器を道路、公園等に配置するとともに、ごみの不法投棄防止を呼びかける立看板を河川、海岸等に設置した。

○ごみ回収容器の設置約150個

○立看板の設置約630個

エ 県土美化モデル地区の活動

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、新たに県土美化モデル地区を指定し、それぞれ美化目標を掲げ啓発活動、清掃活動等を実施した。

○県土美化モデル地区49か所

(特別美化モデル地区3か所、一般美化モデル地区46か所)

○主な美化活動 ・看板、回覧板、チラシ等による啓発

・清掃日の設定等による清掃、草刈、空き缶回収

・花壇、フラワーポット等の造成

○参加人員延6万人

オ 県民会議の活動

県土美化推進県民会議において、県土美化推進運動を総合的に推進するため、本運動の検討や対策を立てるとともに、県土美化功労者の表彰や機関紙「クリーンとやま」を発行した。

○県土美化功労者の表彰 ・ 7 個人、24団体

○機関紙の発行 ・ 5 千部、市町村広報窓口、小中高校、
青年団、婦人会等に配布

2 環境保全活動等の推進

(1) 環境教育の推進

最近の複雑で多様化する環境問題を解決し、快適で良好な環境を創造するために、また、かけがえのない地球環境を次代に確実に引き継いでいくためにも、県民一人ひとりが自らの生活と環境の関係、豊かな自然や快適な環境の価値について理解と認識を深め、責任ある行動をとる必要がある。このため、学識経験者等からなる環境教育検討委員会を元年8月に設置し、環境教育の基本的考え方、環境教育推進の取組み方、行政の取組みと支援方策について検討した。

また、環境教育に関する副読本やビデオ等の教材を整備するとともに、シンポジウムの開催等による普及啓発を実施した。

(2) 環境保全基金の設置

環境問題は、生活排水による水質汚濁、空き缶やごみの散乱、自動車による交通騒音、水辺や緑地の減少など身近な問題のみならず、地球の温暖化やオゾン層の破壊、熱帯林の減少等の地球的規模の環境問題に至るまで、県民の日常生活に深くかかわるようになってきている。

このため、環境保全に関する知識の普及や環境保全活動に要する財源を安定的に確保し、必要な事業を継続的かつ着実に実施する必要があることから、基本財産4億円の環境保全基金を設置した。

(3) 「環境週間」の実施

国連人間環境会議は、1972年6月、人類とその子孫のため、人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とし、その意志を表明するため、「人間環境宣言」を採択した。

これを記念し、世界各国では、毎年6月5日を「世界環境デー」として、環境問題の重要性を認識するための諸行事を行ってきている。

わが国では、この日を初日として、「環境週間」を設け、環境問題に対する国民の責任と義務の自覚を促すとともに、将来に向かってよりよい環境を創出する努力と決意を新たにする契機とするため、各種の催しを行うな

ど、全国的な運動を実施している。

元年度は、「みんなで築く よりよい環境」をテーマとし、各種団体、市町村などの幅広い協力を得て、環境問題について考え、かつ、活動するため、表2-118のとおり記念行事を実施した。

表2-118 環境週間の主な実施行事（元年度）

行 事 名	実 施 概 要
環境美化街頭啓発活動	街頭PR（富山市、高岡市）
ポスター募集、展示	県内小・中学校及び高等学校の児童生徒から募集し、優秀作品を表彰、展示
運動施設等の開放	大空の下でスポーツを楽しみ、環境の大切さの認識を深める ・期間 6月5日～11日 ・場所 県民公園新港の森庭球場、陸上競技場
親と子の自然教室 —いきものいろいろ ウォッチング—	生き物の観察を通じて、自然保護、環境保全への関心を高めるため、親子を対象に自然観察会を実施 対象……児童から一般まで（親子で参加） 期日……6月11日 場所……自然博物園ねいの里
企業に対する呼びかけ	企業に対し、ばい煙、汚水等の発生施設や処理施設の点検等の呼びかけ
広報等による趣旨のPR	テレビ、ラジオ、新聞による広報 ポスターの掲示、懸垂幕
樹木の大気浄化能力実験	広く樹木の大气浄化能力の周知を図るため、中学生を対象とした実験を実施 ・6日 小杉町立小杉南中学校 ・8日 立山町立雄山中学校

3 快適な公共トイレ事業の推進

生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、県民の身近な生活環境に対するニーズは、ますます快適性を求めてきており、県、市町村では、清らかな水辺や豊かな緑など自然とのふれあい、街並みの美しい歴史的なたたずまい等、魅力ある郷土づくりのための施設整備を積極的に推進している。

このような状況を背景に、公共トイレに対する住民意識も単なる便所から「生活空間」や「人間空間」としての認識が深まり、豊かな街づくりを創出する「第3の空間」として迎えられるようになってきている。

このため、きれいで利用しやすい公共トイレの整備の推進に向け、快適な公共トイレへの3つのアプローチ（「きれい」、「ゆとり」、「やすらぎ」）を踏まえ、市町村が実施した15か所の公共トイレの模様替えや改築などの改良事業に対し補助を行った。

また、グッドトイレコンテストや設置担当者、維持管理担当者などを対象としたシンポジウムを開催し、公共トイレに対する意識の高揚を図った。



快適なトイレ推進シンポジウム

4 名水等水環境の保全

(1) 「とやまの名水」の環境整備

本県は、豊富できれいな水に恵まれており、古くから引き継がれてきた自然水やきれいな水環境は、いわゆる名水として住民によって保全されてきている。60年度には、これらの中から特に優れた水環境を「とやまの名水」として55件選定した。

これらの名水を保全するため、市町村が実施する説明板、水飲み場の設置などに対して助成し、水環境の整備に努めてきた。

元年度に、市町村が実施した環境整備の状況は、表2-119のとおりである。

表2-119 「とやまの名水」環境整備状況（元年度）

区分	標 柱	説 明 板 案 内 板	休 息 所 ベ ン チ	水飲み場等	公 園 化 植 栽 等	そ の 他 (歩道整備等)
設置件数	1	4	3	1	3	2

(2) 全国水環境保全市町村シンポジウムの開催支援

本シンポジウムは、全国の「名水百選」に選定された市町村が連携し、水環境の保護の推進と水質保全意識の高揚を図ることを目的に、60年度から毎年開催されているもので、元年度は、8月10・11日に黒部市で、「望ましい水とのつきあい」をテーマに名水サミットやフォーラム等が開催された。

また、県では、本シンポジウムの開催に協力し、助成を行った。



全国水環境保全市町村シンポジウム

(3) 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催

「とやまの名水」巡り、川の水生生物の観察、浄水場の見学など体験学習を通じて、水への関心を高め、水質環境の保全意識の高揚や水の大切さに対する啓発を行うため、小学生と親を対象として、黒部川、常願寺川、庄川の3コースで「親子の水とのふれあいバス教室」を開催したところ、250名の参加があった。

開催状況は、表2-120のとおりである。

表2-120 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催状況（元年度）

コース名	開催日	見 学 場 所 等
黒 部 川	7月31日 8月4日	①音沢発電所 ②宇奈月浄化センター ③水生生物調査（黒部川音沢橋付近） ④杉 沢
常願寺川	8月1日 8月3日	①有峰第三発電所 ②富山市流杉浄水場 ③水生生物調査（新常願寺川橋付近） ④大山町福沢浄化センター ⑤常願寺川公園 ⑥立山町 広明宅（マリモ）
庄 川	7月24日 7月25日	①小牧発電所 ②和田川浄水場 ③水生生物調査（庄川雄神橋付近） ④高岡市中田団地下水処理場 ⑤鉢伏山展望台 ⑥弓の清水 ⑦瓜裂清水



川の水生生物の観察

第9節 その他の環境保全対策

1 公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害対策基本法に基づき、現に公害が著しいか、又は著しくなるおそれのある地域に対し、公害防止に関する施策を総合的に講ずるため、内閣総理大臣の承認を得て策定されるものである。

公害防止計画は、45年の四日市地域等以来順次策定され、現在、計画の見直し等を経て、第1次から第7次地域まで全国30都道府県39地域において策定されている。

本県では、第5次地域として富山・高岡地域について、49年度以来3回(49年度～53年度、54年度～58年度、59年度～63年度)にわたり、公害防止計画を策定し、各種の公害防止施策を推進した結果、硫酸酸化物による大気汚染や主要河川の水質汚濁にみられるように、全般的には改善の傾向にある。

表2-121 富山・高岡市地域公害防止計画の概要

区 分		内 容
地 域 範 囲		富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町
承 認 年 月 日		元年3月13日
計 画 期 間		元年度～5年度
環 境 目 標	大気汚染、水質汚濁、騒音	環境基準
	振 動	地域住民が日常生活で支障のない程度
	悪 臭	地域住民が日常生活で感知しない程度
	土 壌 汚 染	土壤汚染対策地域の指定要件に該当しない程度
主な公害防止計画事業		・公共下水道の整備 ・河川しゅんせつ、導水 ・し尿処理施設の設置 ・ごみ処理施設の設置 ・農用地土壤汚染対策 ・監視測定体制の整備
計 画 事 業 費	地方公共団体が講じる対策	1,656億円(公害対策1,326億円, 公害関連330億円)
	事業者が講じる対策	85億円
	総 額	1,741億円

しかしながら、主要幹線道路における騒音、都市河川における水質汚濁、農用地におけるカドミウムによる土壌汚染など、いまだに改善すべき課題が残されていることに加え、本地域では、今後さらに工業団地、住宅団地の造成等が進み、生産規模の増大や人口の増加等が見込まれるので、元年度に旧計画を見直し、表2-121のとおり5年度を目標とする新しい5か年計画を策定し、さらに対策を進めているところである。

2 環境影響評価の制度化

近年、大規模な開発計画が相次いできていることから環境とのかかわりについて関心が高まってきており、本県の恵まれた環境資源を保全し、適切に活用することが重視されてきている。

開発事業の実施による環境の汚染や破壊を未然に防止するためには、事業を行うに際して事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴いて、事業計画に反映させる環境影響評価の制度化を図る必要がある。

このため、元年8月に公害対策審議会に「環境影響評価制度の基本的な考え方について」諮問を行い、2年3月に環境保全の範囲、対象事業・規模、手続及び制度の実施方法等について答申を受けた。2年度には、この答申に基づき制度化を図り、開発事業による公害の防止及び自然環境の保全を図ることとしている。

3 環境情報管理システム

環境管理計画、環境影響評価の推進や複雑・多様化する環境問題に対応するため、地域の環境情報や環境に関連する情報を総合的、体系的に収集管理し、多角的な検討やシミュレーションを行う環境情報管理システムの整備を63年度から逐次進めており、元年度においては情報処理機器やデータベースの整備を図るとともにソフトウェアの開発を行った。

(1) 環境情報管理システムの内容

ア 取 扱 う 情 報

環境情報の種類及び形態は、表2-122及び表2-123のとおりであり、収集にあたっては、当面必要なものから行っていくことにしている。

表2-122 環境情報の種類

種 類	内 容
自 然 環 境	地形、地質、気象、動植物、景観等
公 害	大気、水質等の典型7公害、産業廃棄物、地下水、苦情等
生活・文化	環境保全施設、文化財、公園、レクリエーション施設等
社 会 条 件	人口、産業、交通量、土地利用等

表2-123 環境情報の形態

形 態	内 容
数 値 情 報	大気、水質、騒音等の届出施設、調査、観測データ 人口、産業、交通量等の統計データ
文 書 情 報	地域の環境特性にかかる文献、各種法令、研究報告書等
地 図 情 報	地形、地質、動植物の分布、各種指定（規制）地域図等
図形画像情報	環境質（大気、水質等）のコンター図、グラフ、指標図
イメージ情報	景観等の写真、イラスト、土地利用・自然環境の変遷写真等

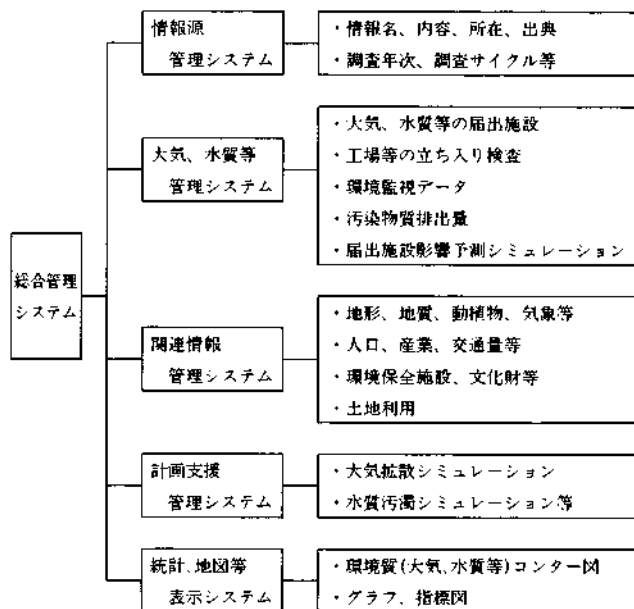
イ システムの構成

システムの構成は、図2-24のとおり、5つの個別システムとこれらを総合管理するシステムからなっている。また、ソフトウェアの開発にあたっては、だれもが使いやすいものとするため、対話型でメニュー方式のシステムにしている。

ウ 情報処理機器（コンピューター）の構成

情報処理機器は、日常業務で利用が容易なパーソナルコンピューター及びミニコンピューターとし、本庁と公害センターに整備する。また、これらのコンピューターは、相互に利用が可能なものとするとともに、将来的には、国及び市町村とのネットワーク化を図るものとする。

図2-24 システムの構成と処理機能



(2) 情報処理機器の整備とシステムの開発

元年度には、表2-124のとおり、公害センターにミニコンピューター及びパーソナルコンピューターを整備するとともに、大気・水質等管理システム及び統計、地図等表示システムの開発を行った。

表2-124 情報処理機器の概要

ミニコンピューター		1台	パーソナルコンピューター		3台
周辺機器等	メインメモリー	(6MB)	周辺機器等	メインメモリー	(6MB)
	ディスプレイ	1基		カラーディスプレイ	3基
	日本語ラインプリンター	1基		カラー漢字プリンター	1基
	ハードディスク (277MB)	2基		ハードディスク (75MB)	1基
	XYプロッター	1基			
	イメージスキャナー	1基			

4 緩衝緑地の整備

(1) 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、富山新港をとりまく臨海工業地帯からの公害を防止するため、その緩衝緑地として、工業地帯の西側に造成された南北1,700m、東西150mの25haの広さをもつグリーンベルトである。

園内にはクロマツを主に、針葉樹、広葉樹とともに、各種の花木が約11万本植えられており、四季の変化が楽しめ、これらの樹林の間には、7つの芝生広場、そして野球場、陸上競技場、テニスコートのほか、薬草園、市町村木コーナー、万葉の木コーナーなどの施設も配置されている。また、はりめぐらされた遊歩道は、緑の中の散策やジョギング、あるいはサイクリングに利用されている。

なお、施設等の概要及び利用状況は、表2-125及び表2-126とおりである。

表2-125 県民公園新港の森の概要

施設名	概 要
野 球 場	1 規模 両翼90m、センター120m 2 施設 バックスクリーン、電光式スコアボード、バックネット、ダッグアウト、放送設備等
陸 上 競 技 場	1 規模 300mトラック（6コース）、直線コース125m 2 施設 跳躍、投てき施設
テニスコート	硬式4面
駐 車 場	4か所（乗用車約200台駐車）
そ の 他	管理事務所1棟、園路遊歩道6,000m、休養施設3か所、便所5か所、公衆電話

表2-126 県民公園新港の森施設利用状況

(単位：人)

年 度		60 年 度	61 年 度	62 年 度	63 年 度	元 年 度
入 園 者 数		144,034	152,439	157,747	174,925	138,810
施 設 利 用 人 員	野 球 場	34,333	21,110	19,598	6,562	10,116
	テニスコート	2,520	3,042	4,993	2,718	1,963
	陸上競技場	8,927	4,230	6,371	1,689	1,081
	計	45,780	28,382	30,962	10,969	13,160

(2) 空港スポーツ緑地

空港スポーツ緑地は、隣接する富山空港のジェット化に伴い、空港に離着陸する航空機の騒音が周辺地域に及ぼす影響を軽減するために設けられた長さ約2.3km、面積13.2haの都市公園である。

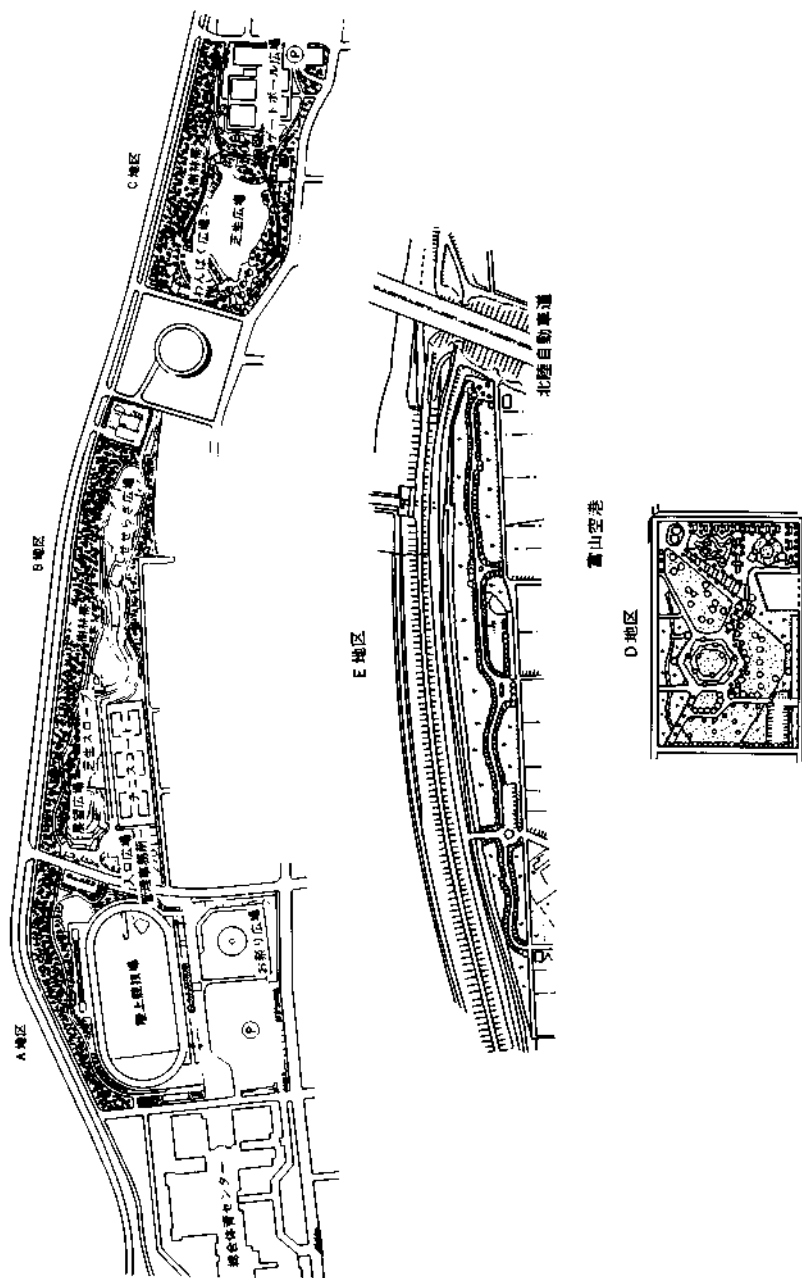
この公園は、騒音を緩衝するために、常緑広葉樹を中心とした多層構造の植栽がされている。また、主な施設として、陸上競技場、テニスコートの運動施設や展望広場、せせらぎ広場、わんぱく広場、ゲートボール広場等が配置され、子供からお年寄りまでの多くの人に利用されている。

なお、主な施設の内容は表2-127のとおりである。

表2-127 空港スポーツ緑地の概要

地区	主な施設	面積 ha	特 徴
A地区	陸上競技場 お祭り広場 その他	3.5	第3種公認。トラックはウレタンチップ系全天候型舗装。 カラーアスファルト舗装。イベントの会場としても利用可能。 園路、植栽地等
B地区	庭球場 人口広場 展望広場 芝生スロープ せせらぎ広場 その他	3.3	ウレタン系全天候型コートが6面ある。 空港スポーツ緑地の「玄関」となる広場。 小高い丘の上にあり、飛行機の離着陸が眺められる。 なだらかな芝生のスロープ。冬はミニスキーに利用できる。 長さ208.5mに及ぶ滝、流れ、池がある。 園路、植栽地等
C地区	わんぱく広場 芝生広場 ゲートボール広場 駐車場 その他	2.9	コンビネーション遊具やスプリング遊具、砂場がある。 多目的に利用できる広々とした芝生の広場。 グスト舗装コートが4面ある。 自動車62台が駐車可能。 園路、植栽地等
D地区	林間広場 緑陰広場 レインボープラザ 駐車場 その他	1.7	グスト舗装の広場に高木の林 芝生の広場 7色のシャワーモニュメントを配したサンクン広場 自動車26台駐車可能 園路、植栽地等
E地区	児童遊園場 駐車場	1.8	遊具、砂場等
合 計		13.2	

図2-25 空港スポーツ緑地平面図



5 下水道等の整備

(1) 下水道

ア 下水道事業

下水道は都市機能の健全な発達と公衆衛生の向上を図り、良好な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図るために、欠くことのできない基幹的施設である。

県では、第6次下水道整備5か年計画（61年度～2年度）に基づき、複数の市町村にまたがり水質保全を効果的に図る流域下水道、市街地における生活環境の改善を図る公共下水道及び自然環境の保全や農山漁村の整備を目的とする特定環境保全公共下水道を計画的に進めることとしている。

元年度までの下水道の整備は次のようになっている。

流域下水道……高岡市など4市7町1村を対象とした小矢部川流域下水道事業は、小矢部川の水質保全を図るため56年度に着手し、63年3月から高岡市を対象に一部供用を開始したところである。元年度末から、小矢部市、福野町、福光町及び福岡町が新たに一部供用を開始している。

公共下水道……9市9町1一部事務組合（2町1村）で事業を実施しており、このうち、小矢部川流域関連の2市3町と富山市、新湊市、氷見市、滑川市、小杉町及び大山町で一部供用を開始している。

特定環境保全

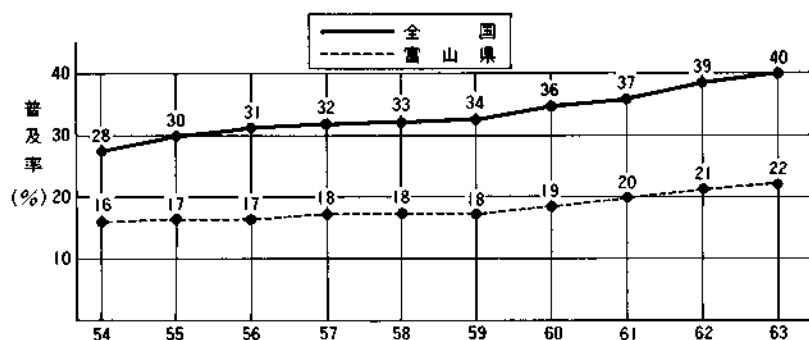
公共下水道……4市4町1村で事業を実施しており、このうち、富山市、魚津市、宇奈月町及び山田村で一部供用を開始している。

イ 下水道普及率

本県の下水道普及率は図2-26のとおり、63年度末で全国平均普及率40

%に対し22%と著しく立ち遅れており、普及率の向上になお一層努力をしなければならない状況にある。

図2-26 普及率の推移



(2) 農 村 下 水 道

農村下水道は、従来から国が補助する公共事業として、農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農業集落排水事業により整備を進めている。また、63年度から国の補助対象とならない20戸未満で51人以上の小集落を対象に県が単独で補助する農村下水道整備事業を発足し、公共事業と併せて農村部の下水道整備に取り組んでいる。

元年度末現在で、表2-128のとおり、全体で既に20市町村、37地区において事業を実施しており、計画処理人口29,780人のうち約11,000人の供用を見込んでいる。

表2-128 農村下水道の整備状況

(2年3月31日現在)

区 分	市町村名	地区数	計画処理人口(人)	備 考
国庫補助 事 業	利 賀 村	2	1,020	供用1地区、一部供用1地区
	富 山 市	2	1,970	供用1地区、工事中1地区
	氷 見 市	2	4,670	一部供用1地区、工事中1地区
	大 山 町	1	3,200	一部供用
	大 門 町	1	1,340	一部供用
	下 村	2	2,140	供用1地区、工事中1地区
	城 端 町	1	1,270	一部供用
	庄 川 町	1	1,150	一部供用
	福 光 町	1	850	供 用
	福 岡 町	2	1,740	供用1地区、工事中1地区
	新 湊 市	1	1,710	工事中
	黒 部 市	1	1,620	工事中
	上 平 村	2	550	供用1地区、工事中1地区
	大 島 町	1	850	工事中
	宇奈月町	1	1,650	工事中
	平 村	1	990	工事中
	山 田 村	1	290	工事中
	小 杉 町	1	930	工事中
	小矢部市	1	730	工事中
	八 尾 町	1	520	工事中
	計	26	29,190	
県 単 独 事 業	全 体	11	590	富山市外5市町村で実施、内5地区完成
	計	11	590	
合 計		37	29,780	

(3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）は、郊外型ミニ下水道ともいべき生活雑排水とし尿を合わせて処理する施設で、廃棄物処理施設整備事業によりその普及推進が図られている。63年度末現在で表2-129のとおり、10市町、20施設（計画処理人口22,004人）が供用されている。

表2-129 コミュニティ・プラントの整備状況

（元年3月31日現在）

市町村名	施設数	処 理 人 口(人)
富 山 市	5	9,140
高 岡 市	4	6,376
魚 津 市	1	400
氷 見 市	1	3,000
黒 部 市	2	576
砺 波 市	1	150
大 沢 野 町	3	1,108
上 市 町	1	262
朝 日 町	1	192
大 門 町	1	800
合 計	20	22,004

(4) 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価かつ容易に設置できる上に、放流水の水質も良いことから生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止する有効な手段である。

このため、国においては、62年度から合併処理浄化槽の設置に対する市町村への補助制度が創設され、県においても設置の推進を図るため、63年度から補助を行っている。

元年度は、表2-130のとおり新たに3市町において本事業が実施され、9市町において70基の合併処理浄化槽が設置された。

表2-130 合併処理浄化槽設置整備事業の状況

市 町 名	設置基数		事 業 対 象 地 域
	63年度	元年度	
富 山 市	5	3	水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域
高 岡 市	2	4	同 上
新 湊 市	—	6	水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
魚 津 市	4	2	水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域
氷 見 市	5	11	水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域、自然公園
黒 部 市	—	9	水道水源の流域
大沢野町	—	15	水道水源の流域、県定公園
八 尾 町	6	17	水道水源の流域
福 岡 町	2	3	同 上
計	24	70	

6 畜産環境保全対策

(1) 指導と検査及び技術研修会の開催

県、市町村及び各種農業団体の連携による総合的な指導体制のもとに、畜産経営環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導、水質の検査、畜舎内環境衛生調査等を実施した。さらにふん尿の適正処理技術研修会の開催、衛生害虫駆除研修会の開催とパンフレットの配布及び県外のふん尿処理の優良施設の視察研修など実施しながら、畜産経営が起因する苦情発生の未然防止に努めた。

また、県の東西両地域において、畜産経営環境保全対策会議を開催し、指導の徹底を図った。

ア 畜産環境保全実態調査

この調査は毎年7月に実施するものであるが、元年度は601戸の畜産農家について調査したところ、そのふん尿処理施設の設置及び処理利用状況は、表2-131のとおりであり、各畜種とも発酵処理施設による利用が最も多かった。

表2-131 畜産環境保全実態調査結果

(元年7月1日現在)

区分 畜種	調査 戸数	処 理 施 設 (箇所)							ふん尿処理施設の状況(%)		
		天日 乾燥	火力 乾燥	堆積 発酵	強制 発酵	焼却	液肥	浄化	乾燥処理 施設に よるもの	発酵処理 施設に よるもの	その他
乳 用 牛	190	39	—	117	1	—	4	1	21	62	17
肉 用 牛	153	9	—	96	2	13	1	1	6	64	30
豚	162	7	—	108	4	2	1	36	4	69	27
採 卵 鶏	82	10	9	27	26	—	—	—	26	74	0
ブロイラー	14	1	1	3	1	4	—	1	14	29	57
計	601	66	10	351	34	19	6	39			

イ 巡回指導及び水質検査

年々、畜産農家周辺の混住化が進み付近住民から発生する苦情内容も複雑多様化し、畜産を取りまく環境は大変厳しくなっている。

このため、畜産農家の巡回指導を強化し、悪臭や衛生害虫による苦情

発生の未然防止を図るとともに、畜舎排水及び処理施設からの放流水の水質検査を実施し、汚水の流出の事前チェックに努めた。

その実施状況は、表2-132のとおりである。

表2-132 巡回指導及び水質検査状況（元年度）

（単位：件）

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	計
巡回指導(延)	111	114	41	39	—	305
衛生害虫指導(延)	3	5	1	12	—	21
水質検査(延)	—	—	11	—	—	11
悪臭指導(延)	15	7	14	13	—	49

（2）健全な畜産経営の育成

家畜の飼養にとまって生ずる衛生環境阻害要因の除去及び施設の改善及び畜舎周辺の花による美化運動を図りながら、地域社会と調和した清潔で苦情のない畜産経営の育成をめざした。

また、家畜ふん尿を適正に処理した堆肥を土壌還元し、地力増強と作物の生産性の向上を図るため、畜産農家と耕種農家との有機的な連携を推進し、たい肥利用の組織づくりや制度資金を活用した処理施設の設置についても積極的に指導した。

しかし、最近における畜産状況は、畜産物価格の低迷や諸外国からの市場解放要求など、家畜を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、このため、借入金の弁済及び後継者問題等から農業関係制度資金の借入が減少傾向にある。

なお、元年度の農業近代化資金の実績と中小企業関係の公害防止施設に融資した実績は表2-133のとおりである。

表2-133 制度資金の融資実績（元年度）

区 分	件数	承認実績(千円)	担 当 課
農 業 近 代 化 資 金	堆肥舎、その他	4	12,210
	公害防止施設	1	8,370

農業経済課

7 漁場環境保全対策

(1) 海水汚染の防止

63年度に引き続き、国の助成を得て、調査指導員による漁業環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行った。

また、漁業者に対し、漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努めた。

(2) 定置網における水質調査

ア 調査目的

富山湾沿岸部を漁場とする定置漁場の水質を把握するため、水質調査を実施した。

イ 調査概要

63年度に引き続き図2-27のとおり宮崎から氷見に至る定置漁場を中心とする31地点において、元年4月から2年3月まで各調査地点毎に3回～11回、pH、塩分、濁度、CODについて測定を行うとともに、海況、水温及び漁獲量も併せて調査し、その結果を取りまとめ関係者に報告した。

ウ 調査結果

調査結果は表2-134のとおりであった。測定項目の各調査地点における年間の最大値～最小値をみると、pHについては、8.4（高峯（沿、沖）沖住吉、沖の網、深曳（沿、沖）～7.4（小矢部川前）、塩分については、34.45（前網）～0.55‰（庄川前）、濁度については、25.5（庄川前）～0.0 mg/l（高峰（沖）、茂渚三番、前網岸、前網）、CODについては、4.1（小矢部川前）～0.1mg/l（田茂前）であった。

赤潮は、本調査では、確認されなかった。

20'



8 環境保健対策

(1) イタイイタイ病対策

ア 経 緯

神通川流域で発生を見ているイタイイタイ病は、30年に学会で発表されてから、県内外の研究者による発表があいついで行われた。36年富山県特殊病対策委員会の発足、38年厚生省医療研究イタイイタイ病研究委員会及び文部省イタイイタイ病研究班の発足など、各方面において総合的な研究と調査がなされた。これらの調査結果に基づき、43年5月「イタイイタイ病はカドミウム汚染に起因する公害病」として厚生省見解が発表された。

患者等の救済については、42年、県はイタイイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱を制定し、43年1月から公費による医療救済を実施した。44年12月、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が公布され、45年2月から同法による医療費等の救済が行われた。

一方、47年8月イタイイタイ病公害訴訟控訴審判決により48年度からは原因者の負担により、患者及び要観察者に対し、医療費等が支給され現在に至っている。

なお、前述した公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法は、原因者責任を踏まえた公害健康被害の補償等に関する法律の施行（49年9月）により廃止された。

表2-135 市町別イタイイタイ病患者及び要観察者数

（2年3月31日現在）

区 分	富 山 市	婦 中 町	大沢野町	八 尾 町	そ の 他	計
患 者(人)	3	6	1	1	1	12
要観察者(人)	1	7	2	—	—	10

イ 家 庭 訪 問

43年11月イタイイタイ病患者等に対する指導要領を策定し、患者及び

要観察者の治療の促進と発病の予防を図るため、保健婦及び栄養士等による家庭訪問指導を実施している。

ウ 要観察者の健康管理

住民健康調査の結果から経過観察を要する者に対し、42年から毎年管理検診を実施し、健康管理に努めている。

エ 住民健康調査

42年から神通川流域で患者の発生のおそれのある地域に対し、患者の早期発見と住民の健康管理を目的として、年1回の住民検診を実施している。54年度からは、環境庁から要望のあった検査項目を一部取り入れ、公害健康被害の補償等に関する法律及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める指定地域について実施している。近年の実施状況は、表2-136のとおりである。

表2-136 神通川流域住民健康調査実施状況の年度別推移

(単位：人)

区分 年度	第1次検診		第2次検診		備 考
	対象者	受診者	対象者	受診者	
60	550	391	228	164	—
61	527	410	235	150	—
62	555	431	284	190	—
63	599	420	238	163	—
元	518	348	234	156	—

(2) カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛(株)（旧日本鉱業(株)三日市製錬所）周辺地域は、45年に実施した環境汚染精密調査の結果に基づき、45年5月に国がカドミウム環境汚染要観察地域として指定した地域であり、県では、45年から毎年住民検診を実施し、住民の健康管理に努めている。

(3) 地域住民の健康管理対策

県では、生活環境要因の変化に伴う健康障害を防止し、地域住民の健康管理に資するため、46年に環境保健健康調査実施要綱を定めている。

また、富山市においては、51年10月から富山市公害健康被害者の救済に関する条例を施行し、関連企業の協力により市が認定する33名(2年3月末現在)の健康被害者に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に準じた独自の救済制度を実施している。

(4) 井波町住民健康調査の概要

ア 経緯と目的

元年10月、井波町下新町地区周辺の地下水がテトラクロロエチレンにより汚染されていることが判明した。この地下水を使用していた地区住民の健康影響が懸念されたため、住民健康調査の実施について井波町長より協力依頼があり、富山県環境保健健康調査実施要綱に基づき、健康影響の状況を把握することを目的として、技術協力を行うこととした。

イ 調査対象

井波町下新町1～3区の住民(企業従業員の希望者を含む)、863人を対象とした。

ウ 調査方法

井波町が実施主体となり、砺波医師会、医療機関、福野保健所及び衛生研究所の協力のもとに第1次調査及び第2次調査を実施した。

エ 調査期間

第1次調査は元年11月18日から11月27日まで、第2次調査は元年12月21日から2年2月1日までであった。

オ 受 診 状 況

受診状況は表2-136(1)のとおりであり、第1次調査の受診者数は490人で、地区住民の56.8%が受診した。また、第1次調査の結果、19人が第2次調査の対象となり、17人が受診した。

カ 結 果

対象地区の居住者で地下水の生水での飲用ありの者230人を「飲用あり A」とし、このうち地下水のテトラクロロエチレンの濃度が特に高かった地域に居住し、元年9月時点で飲用していた者83人を「飲用あり B」として選定した。また、生水での飲用がない者235人を「飲用なし」として、「飲用あり A」と「飲用なし」、「飲用あり B」と「飲用なし」を比較した。

第1次調査の結果は表2-136(2)のとおりであり、「飲用あり A」と「飲用なし」、「飲用あり B」と「飲用なし」の比較では、ほとんどの検査項目において有意な差を認めなかった。また、第2次調査の対象となったのは、「飲用あり A」から11人、「飲用なし」からは8人であり、それぞれからの出現率に有意差を認めなかった。

第2次調査の結果の内訳を表2-136(3)に示したが、「飲用あり」と「飲用なし」で大きな差はなかった。

キ 評 価

協議会において、第1次及び第2次調査結果が検討された結果、協議会意見として、次のようにまとめられた。

- ① 井波町下新町地区周辺のテトラクロロエチレン地下水汚染による地区住民の健康被害の状況を把握することを目的として、下新町1～3区の住民等を対象として健康調査を実施した。第1次調査の受診者数は、490人で、地区住民の56.8%が受診した。また、第1次調査の結果、19人が第2次調査の対象となり、17人が受診した。
- ② テトラクロロエチレンによる健康影響については、地下水の生水での飲用ありとした群と飲用なしとした群の比較及びテトラクロロエチレンの濃度が特に高かった地域に居住する飲用ありの群と飲用なしの

群の比較を行った。

- ③ 第1次調査においては、自覚症状について差が認められたものもあったが、特異な健康影響を示すものとは考えられなかった。この点については、必要に応じて再調査を検討することが望ましい。尿、血液生化学、血液の諸検査等、他覚的な検査においては、腎臓、肝臓、血液等にテトラクロロエチレンによる健康影響を示唆する所見は認められなかった。
- ④ 第2次調査の結果、「飲用あり」と「飲用なし」とで診断結果に大きな差を認めず、テトラクロロエチレンの健康影響を疑う根拠となるものは認めなかった。
- ⑤ 発癌性については、対象地区のこれまでの死亡状況からは癌が特に多いとは言えず、また、地下水のテトラクロロエチレン濃度、飲用期間、水質基準及び従来の研究結果等から総合的に判断すると、その影響は少ないと予想されるが、今後、死亡統計、癌登録を活用して検討していく必要がある。

また、現時点では、妊娠・胎児への影響は見いだされないが、今後観察していくことが望ましい。

- ⑥ 健康調査の際に何らかの異常所見が認められた者については、必要に応じ適切な保健指導が行われるべきである。

表2-137 住民健康調査状況

(1) 受診状況

区分	第1次調査			第2次調査		
	対象数 (A)	受診数 (B)	受診率 (B/A)	対象数 (C)	受診数 (D)	受診率 (D/C)
総数	863人	490人	56.8%	19人	17人	89.5%
男	407	215	52.8	13	12	92.3
女	456	275	60.3	6	5	83.3

(2) 第1次調査の判定結果内訳

区 分	第1次調査	第2次調査	
	受診数 (A)	対象数 (B)	対象率 (B/A)
飲用ありA	230人	11人	4.8%
飲用ありB	83	1	1.2
飲用なし	235	8	3.4
合計	465	19	4.1

(注) 企業従業員及び元住民で第2次調査対象となった者はいなかった。

(3) 第2次調査判定結果内訳

判 定	総 数	飲用あり	飲用なし
異 常 な し	3	2	1
慢 性 肝 炎*	5	2 ⁺	3
肝 機 能 障 害*	4	3 ⁺⁺	1
アルコール性肝障害*	1	1	0
糖 尿 病・腎 障 害	1	1	0
糖 尿 病 性 腎 症	1	1	0
胆 道 系 疾 患	1	0	1
尿 管 結 石	1	0	1

*：それぞれに疑いを含む。

＋：1人は慢性B型肝炎の疑い。

++：1人はHBVキャリアーの疑い。

9 食品等の汚染対策

(1) 魚介類の水銀調査

魚津、氷見の産地市場で採取した富山湾産魚介類17魚種、25検体について調査を実施した。

その結果は、表2-138のとおりで、いずれも暫定的規制値（総水銀0.4 ppm、メチル水銀0.3ppm）以下であった。

表2-138 魚介類の水銀調査結果（元年度）

魚 種	検体採取市場	検体数	総 水 銀 (ppm)		
			最 大	最 小	平 均
か つ お	魚 津	1	0.19	0.19	0.19
か れ い	"	1	0.09	0.09	0.09
か ま す	"	1	0.02	0.02	0.02
か わ は ぎ	"	2	0.05	0.05	0.05
さ け	"	1	0.03	0.03	0.03
し ま だ い	"	1	0.02	0.02	0.02
す る め い か	"	1	0.02	0.02	0.02
た ら	"	1	0.10	0.10	0.10
ふ ぐ	"	1	0.01	0.01	0.01
ふ く ら ぎ	"	1	0.04	0.04	0.04
ほ っ け	"	1	0.17	0.17	0.17
あ じ	"	1	0.01	0.01	0.01
か つ お	氷 見	1	0.18	0.18	0.18
し ま だ い	"	1	0.01	0.01	0.01
か わ は ぎ	"	1	0.02	0.02	0.02
あ お り い か	"	1	0.04	0.04	0.04
す け そ お だ ら	"	2	0.29	0.07	0.18
ふ く ら ぎ	"	1	0.04	0.04	0.04
あ か だ い	"	1	0.02	0.02	0.02
う ま づ ら は ぎ	"	2	0.01	0.01	0.01
ふ ぐ	"	1	0.01	0.01	0.01
し い ら	"	1	0.02	0.02	0.02
計		25	0.29	0.01	0.06

(2) 食品等の PCB 調査

ア 流通過程における魚介類、食肉、牛乳及び卵について調査したところ
表2-139のとおりで、食品中の残留 PCB は、いずれも暫定的規制値以下であった。

表2-139 食品中の PCB 調査結果 (元年度)

対 象		検体数	調 査 結 果 (ppm)	備 考
魚 介 類	遠洋沖合魚介類	3	ND~0.01	かつお、ほっけ
	内海内湾魚介類	7	ND~0.01	たい、あおりいか、しまだい ふぐ、ふくらぎ、かます
食 肉		6	ND	牛肉、豚肉、鶏肉
卵		2	ND	鶏卵
牛 乳		2	ND	

注 ND (検出されず)とは定量限界 (0.01ppm) 未満をいう。

(参考) 食品中に残留する PCB の暫定的規制値

遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾 (内水面を含む) 魚介類	3 ppm
食 肉	0.5ppm
卵	0.2ppm
牛 乳	0.1ppm

(3) 食品等の残留農薬調査

生産地で採取した米、牛乳、野菜及び果実など18食品 (60検体) につい
て、農薬の検査を実施したところ、いずれも基準値以下であった。

10 公害に関する紛争と苦情処理

(1) 公害紛争処理制度

公害紛争処理制度は、公害に関する紛争の多発化とその態様の特殊性に対応し、紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、45年6月に設けられたものであり、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会が設置され、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁等を行っている。

45年11月の本制度の施行から2年3月31日までに、公害等調整委員会及び都道府県の公害審査会に係属した事件数は1,128件で、そのうち1,071件が終結している。

なお、元年度までに本県の公害審査会に係属した事件数は、4件（係属中を含む）である。

表2-140 公害審査会に係属した事件

手続の種類	市町名	申請年月	対 象	終結年月	終 結 区 分
調 停	魚津市	52年4月	工 場 騒 音 ・ 振 動	52年9月	調 停 成 立
	富山市	57年8月	工場騒音・粉じん・悪臭	58年3月	一部取下げ 一部打ち切り
	婦中町	60年5月	事業場悪臭・粉じん・砂じん	60年10月	調 停 成 立
	富山市	2年2月	住宅マンション建設・騒音・振動	—	係 属 中

(2) 公害苦情相談員制度

公害苦情相談員制度は、公害にかかる苦情の適切な処理を図るため、公害紛争処理制度の一環として公害紛争処理法に基づき設けられたものである。

公害苦情相談員は、公害苦情について住民の窓口となり、かつ、相談相手となって苦情の処理に当たることを職務としており、都道府県及び市町村に必要なに応じて置かれることになっている。

本県では、本庁の公害担当課の各係長及び公害センターの各課長を公害相談員に任命し、県民からの苦情相談に当たっている。

(3) 公害に関する苦情の受理状況

ア 公害種類別

60年度から元年度までの過去5か年において、県及び市町村が受理した苦情は表2-141のとおりである。

元年度の苦情件数は228件であり、63年度に比べ33件(13.0%)減少した。

公害の種類別では、騒音が60件(構成比26.3%)と最も多く、次いで水質汚濁48件(同21.0%)大気汚染43件(同18.9%)、悪臭42件(同18.4%)、などの順であった。

これを63年度に比べると、大気汚染で6件、水質汚濁及び騒音で各10件減少し、悪臭、振動では、横ばいであった。

表2-141 公害種類別苦情受理状況の年度別推移

(単位：件)

種類 年度	典 型 7 公 害							(小 計 七 公 害)	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
60	30	37	2	54	7	1	39	170	8	11	189
61	61	54	—	43	8	—	38	204	8	11	223
62	47	32	—	71	11	—	35	196	20	19	235
63	49	58	—	70	9	—	41	227	14	20	261
元	43	48	—	60	9	—	42	202	4	22	228

イ 市 町 村 別

元年度における市町村別の苦情受理状況は、表2-142のとおりである。市部、町村部の苦情件数は、市部では、193件(構成比84.6%)で、町村部では、35件(同15.4%)である。

苦情の内容では、市部は、騒音、水質汚濁、大気汚染、悪臭で苦情件数の87.5%を占めているが、町村部では、水質汚濁、騒音、悪臭、その他で77.1%となっている。

また、63年度と比べ、市部では、33件減少し、町村部では横ばいであった。

表2-142 市町村別苦情受理状況（元年度）

（単位：件）

種類 市町村	典 型 7 公 害							（小計 典型七公害）	産業廃棄物	その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				
富山市	27	18		35	6		20	106	1	7	114
高岡市	9	1		4	2			16			16
新湊市	2	2		4			3	11			11
魚津市	2	2		2				6	1	1	8
氷見市		2		2				4		2	6
滑川市				2			2	4		2	6
黒部市	1	3		3			1	8	1		9
砺波市		3		2			2	7		2	9
小矢部市		5		2			7	14			16
市 計	41	36		56	8		35	176	3	14	193
大沢野町										1	1
大山町											
舟橋村											
上市町		1						1		1	2
立山町		1						1		3	4
宇奈月町							1	1			1
入善町	1						1	2			2
朝日町				2			1	3			3
八尾町									1		1
婦中町							1	1			1
山田村											
細入村											
小杉町	1						1	2		1	3
大門町							1	1			1
下村				1				1		1	2
大島町											
城端町				1				1			1
平村											
上平村											
利賀村											
庄川町											
井波町		2						2			2
井口村		1						1			1
福野町							1	1		1	2
福光町		4			1			5			5
福岡町		3						3			3
町村計	2	12		4	1		7	26	1	8	35
合 計	43	48		60	9		42	202	4	22	228

その他

ウ 発 生 源 別

元年度の典型7公害に関する苦情を発生源別に分類すると、表2-143のとおりである。

発生源別では、生産工場によるものが72件（構成比35.6%）と最も多く、次いで、畜産業21件（同10.4%）、商店・飲食店16件（同7.9%）などの順であった。

表2-143 発生源別苦情受理状況（元年度）

（単位：件）

業 種		種 類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
生産工場	食 料 品		1	2		1			1	5
	繊維・衣服・その他の繊維製品									
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具		6	1		5			1	13
	パ ル プ ・ 紙 製 品			2		2			1	5
	化学工業・石油・石炭製品		1						5	6
	窯 業 ・ 土 石 製 品		1			1	1			3
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品		7	4		8	2		1	22
	機 械 器 具		2			2			2	6
	そ の 他 の 生 産 工 場		3	4		3			2	12
小 計		21	13		22	3		13	72	
修 理 工 場		5	4						1	10
建 築 ・ 土 木 工 事		4	1		5	2				12
交通機関	自 動 車			3		4				7
	そ の 他		2			2				4
畜 産 業			4		2				15	21
下 水 ・ 清 掃 事 業		2	1		3				3	9
娯 楽 ・ 遊 興 ・ ス ポー ツ 施 設					3					3
家 庭 生 活			1		6				1	8
鉱 業 施 設 ・ 採 石 業			1							1
商 店 ・ 飲 食 店		1	6		9(2)					16
事 務 所		1	1		1	1				4
ク リー ニング ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業		1	3		2				3	9
廃 品 回 収 業		3	1		1					5
教 育 関 連 施 設										
農 作 業		1								1
そ の 他							1			1
不 明		2	9				2		6	19
合 計		43	48		60	9			42	202

これを63年度に比べると、畜産業によるものが6件増加し、生産工場によるものが10件、建築・土木工事によるものが9件、商店・飲食店によるものが3件減少した。また、近年の特色としては、苦情発生源が多様化しており、その被害範囲は局地化している。

(4) 公害に関する苦情の処理状況

元年度における県及び市町村が受理した苦情の処理状況は、表2-144のとおりである。

直接処理（解決）したものは、198件（構成比86.8%）、翌年度へ処理を繰越したもの19件（同8.3%）、その他（原因不明で処理方法がないもの等）8件（同3.5%）となっている。

表2-144 苦情の処理状況（元年度）

（単位：件）

種 類 内 訳		典 型 7 公 害							典小 七公 害計	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
苦 情 件 数		43	48		60	9		42	202	4	22	228
処 理 状 況	直 接 処 理（解決）	40	43		51	7		33	174	4	20	198
	他 機 関 へ 移 送				2			1	3			3
	その他（原因不明 等により処理方法 のないもの等）		2		2			3	7		1	8
	翌 年 度 へ 繰 越	3	3		5	2		5	18		1	19

11 公害防止協定と事前協議

(1) 公害防止協定

公害防止協定、地方公共団体又は地域住民と当該地域に立地し、または、立地しようとする企業との間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、両者の自由意志に基づき締結されるものである。

公害防止協定は、法律や条例による一律的な規制に比べ、企業の地理的

な条件、操業形態等の各種条件に柔軟に対応した個別的公害防止対策を推進することができ、地方公共団体において法令による規制を補う有力な行政手段となっている。

県及び市町村が当事者として締結している公害防止協定は、表2-145及び表2-146のとおりである。

表2-145 県が当事者の公害防止協定

締結企業（工場）	締結企業の業種	進出・既設の別	締結年月日
三井金属鉱業㈱（神岡鉱業㈱）	鉱業	既設	47年3月20日 （61年6月30日承継）
日本鉱業㈱（日鉱亜鉛㈱）	非鉄金属	〃	48年6月23日 （60年3月25日承継）
北陸電力㈱ 富山共同火力発電㈱	電力	〃	48年8月30日 （54年3月15日改定） （57年7月5日改定）
二上浄化センター	下水処理	進出	58年12月27日

表2-146 市町村の締結年度・業種別公害防止協定

（2年3月31日現在）

業種 締結年度	織 維	パルプ 紙	化 学 石 油	窯 業 土 石	鉄 鋼	非 鉄 金 属	金 属 製 品	電 力	その他	計
46以前	1	2	4	1	1	3	5	1	5	23
47	1	—	—	4	3	2	5	—	1	16
48	1	3	5	1	4	1	9	—	4	28
49	1	—	4	—	1	3	1	—	2	12
50	—	—	3	1	—	—	1	—	3	8
51	3	—	—	1	1	—	—	—	—	5
52	1	—	1	—	—	1	1	—	5	9
53	—	—	—	1	—	—	1	—	1	3
54	—	—	—	—	—	1	—	—	2	3
55	—	—	—	—	—	—	2	—	7	9
56	—	1	—	—	—	—	3	—	—	4
57	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
58	—	—	—	—	—	—	2	—	3	5
59	—	—	2	—	—	—	4	—	4	10
60	—	—	1	—	—	—	1	—	6	8
61	—	—	1	—	—	1	—	—	—	2
62	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
63	1	—	2	—	1	—	3	—	8	15
元	1	—	—	—	—	1	2	—	5	9
計	10	6	24	9	11	13	41	1	56	171

(2) 事前協議

公害防止条例の規定により、公害の発生の恐れのある工場等の新增設については、公害の未然防止を図るため、あらかじめ公害防止対策について、県及び関係市町村と十分協議することとなっており、元年度は、表2-147のとおり6件について事前協議を行った。

表2-147 事前協議の概要（元年度）

No	工場名	概要	協議完了 年月日	公害防止対策の概要
1	松下電子工業㈱ 魚津工場	高集積回路素子の生産 能力増強	元、6、20	大気汚染 ボイラー及びガスタービン発 電機にはA重油、冷温水発生 機にはLPGを使用 水質汚濁 廃液回収の徹底 合併処理浄化槽の増設
2	日本高周波工業㈱ 新湊工場	銅線の生産能力増強	元、9、25	大気汚染 ボイラーには灯油、焼鈍炉に はLPGを使用 水質汚濁 中和・凝集沈殿処理施設の増 設
3	㈱富山食肉総合セ ンター	食肉処理工場の新設	元、12、5	大気汚染 ボイラーには灯油を使用 水質汚濁 活性汚泥処理施設の設置 悪 臭 2次燃料設備の設置 脱臭設備の設置
4	三協アルミニウム工業 ㈱新湊工場	ビル用サッシの生産能 力の増強	元、12、22	大気汚染 ボイラーにはA重油、乾燥炉 にはLPGを使用 水質汚濁 工程排水の再利用 合併処理浄化槽の増設
5	藤沢薬品工業㈱ 高岡工場	医薬品の生産能力増強	2、3、20	大気汚染 反応施設等に排ガス洗浄施設、 集塵施設の設置 水質汚濁 曝気施設の増設 悪 臭 排ガス洗浄施設の設置
6	中越パルプ工業㈱ 能町工場	パルプ生産能力の増強	2、3、26	大気汚染 ライムキルン等に電気集塵機 スクラバーの設置 水質汚濁 接触酸化施設、凝集沈殿施設 の増設 騒 音 低騒音型機種を採用 悪 臭 無臭気型連続蒸解釜の採用、 黒液濃縮施設の増設

12 花と緑の県づくり

うるおいに満ちた「日本一の花と緑の県」づくりのため、県民総ぐるみで生活環境の緑化を進めることができるよう、グリーンプランに基づき各種施策を展開した。

- ① 公共的施設に、花壇やフラワーポットを設置するとともに、県内各地の花の名所を整備した。
- ② 緑化木や花の種を配布するとともに、緑花フェスティバル・県民緑花カレッジ等を開催するなど、啓発活動を実施した。
- ③ チューリップ学級づくりや緑花指導者の育成により、緑化推進のための環境づくりを行った。
- ④ 「富山県植物公園整備委員会」を設置するとともに、中央植物園及び林業試験場樹木園等の整備を進めた。
- ⑤ 全県域を公園とイメージし、美しくやすらぎとうるおいのある快適な県土を形成するため、「全県域公園化構想」の策定に着手した。

第10節 環境保全に関する試験、研究

1 公害センター

課 題	目 的	結 果
樹木による大気浄化作用に関する研究	丘陵地の公園における樹木の大気浄化作用についての調査研究	丘陵地の公園における樹木分布、窒素酸化物の濃度分布等の調査を行い、樹木による大気浄化作用について研究を行った。
エアロゾルに関する研究	エアロゾルの広域的な分布状況及び発生源寄与率についての調査研究	富山平野地域におけるエアロゾルの成分及び分布状況を調査するとともに、主成分分析法、CMB法（化学成分バランス法）等により、エアロゾルの発生源別寄与について解析した。
自動車排出ガスによる環境影響に関する研究	自動車から排出される汚染物質の道路周辺の環境に及ぼす影響についての調査研究	環境大気中の窒素酸化物と自動車交通量との関連について解析を行うとともに幹線道路周辺において自動車排出ガスによる汚染の実態を調査し、道路からの距離減衰について研究を行った。
工場排水の合理的処理に関する研究	工場排水中の窒素、りん等の除去方法の検討	有機汚濁物質、窒素及びりんを適正に処理するため、これまで検討を行ってきた業種毎の間欠曝気式活性汚泥処理法からさらに効率的な処理方法を確立した。
海水中の全窒素測定方法に関する研究	海水を対象とした簡便で精度の高い全窒素分析法の検討	硫酸ヒドラジン還元法等、河川水等に採用されている全窒素の分析法を改良し精度が高く、簡便な分析方法を確立した。
河川上流部における水質特性に関する研究	人為的影響を受けない河川における自然特性の調査・解析	神通川水域における水質組成と地質との関連や流下に伴う水質組成の変化を調査・解析し、河川の自然特性を明らかにした。
産業廃棄物の有効利用に関する研究	樹皮の再資源化の検討	樹皮の物理・化学的性状、脱臭効果等を検討し、脱臭剤としての利用方法について研究を行った。
樹皮のコンポスト化に関する研究	樹皮の農林畜産用資材としての新用途の開発	高分子系コンポスト及び石灰系コンポストと土壌を混合し、雨水や塩酸による金属の抽出量について調査し、コンポストによる土壌への影響について研究を行った。

2 衛生研究所

課 題	目 的	結 果
不快動物の多発防止対策の調査研究	環境の変化により多発している不快害虫などの発生防止と駆除対策に関する検討	都市部の排水路に多発しているユスリカについて、様々な水路に応じた対策マニュアルを作成した。 新港周辺貯木場で多発している小ハエ類の発生実態調査を行い、ハエ類8種、吸血昆虫3種、さらにユスリカ類多数の発生を確認した。
食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究	残留農薬等による食品の汚染状況の継続調査及びキャピラリーガスクロマトグラフによる有機塩素系及び硫黄系殺菌剤の一斉分析法の検討	県内産のトマト等4種の野菜につき残留農薬の調査を行ったところ、トマトの1例で基準値以下のヒ素を検出したが、他はほとんど不検出であった。また、富山湾産の「ほっけ」等25種の魚介類について水銀を分析したところ、「たら」で規制値以下の0.29mg/kgを検出したが、他に規制値を超えるものはなかった。別にキュウリ等について、有機塩素及び硫黄系殺菌剤（HBC、PCNB等）10種の一斉分析法を確立した。
イタイイタイ病に関する研究	アミノ酸の排泄に関する臨床的評価の検討	患者の血清、尿中ハイドロキシプロリンを測定し、ねたきり老人と比較したところ、骨代謝に違いのあることを見出した。
	腎障害の早期診断とイタイイタイ病の予防	要観察者の腎機能について尿細管機能及び糸球体機能の経過を観察し、その結果を解析した。
環境汚染物質と生体影響に関する研究	環境化学物質の生体汚染指標の確立	農薬散布時の農薬曝露量と健康影響について調査したところ、有機リン剤の被曝及び血清コリンエステラーゼ活性の低下を認めた。 また、血清中スズの定量方法について検討した。

3 畜産試験場

課 題	目 的	結 果
家畜敷料開発利用に関する研究	高床式豚飼養施設下で粉碎樹皮を副資材とし、糞尿を同時処理するための飼養管理及び堆肥化処理する方法の検討	粉碎樹皮を肥育豚飼養において糞尿吸収材として利用することにより、利用初期において悪臭防止に効果的であり、夏期では発育遅延の改善が見られた。

4 工業技術センター繊維研究所

課 題	目 的	結 果
天蚕繭糸加工製品化研究	天蚕糸の効果的精練方法の確立と排水の汚濁度低減	天蚕糸の精練工程で、蛋白分解酵素を用いるマイルドな酵素精練方法を実施することにより、従来の石けん・アルカリ精練に比べ風合や色合が良好で、また、排水のBODも著しく低減した。

5 農業技術センター農業試験場

課 題	目 的	結 果
カドミウム汚染田土地改良後の施肥改善に関する試験	神通川流域公特事業実施地区における水稻栽培指針の実証展示	広田(2か所)、惣在寺、南中田、新保、西神通の計6は場及び農業試験場の造成田で栽培指針に基づいて水稻を栽培し、施肥方法や地力増強対策について検討した。
公特事業に伴う客土水田の調査	上記地区の客土水田における玄米土壤中カドミウム濃度調査	第2次地区(富山市、大沢野町、婦中町、八尾町)の客土水田を対象に、代表地点で採取した玄米及び土壤中のカドミウム濃度を調査した。また、復元工法の安全性を確認するための木杵調査を5か所で行った。

6 水産試験場

課 題	目 的	結 果
富山湾の水質環境に関する調査・研究	富山湾沿岸域の水質環境の把握	各月1回18定点で調査を実施した。化学的酸素要求量(COD)の月平均値は、2mg/l以下であった。またその値は、春から夏にかけて高く、秋から冬に低く推移した。 クロロフィルa量は、場所による違い及び時期による違いが大きかった。 本調査で赤潮は、1回(8月)確認された。赤潮プランクトンは、珪藻類(キートセロス)であった。

7 林業技術センター林業試験場

課 題	目 的	結 果
スギ林における酸性降下物等の動態解明と影響子察に関する研究	降雨や降雪などによって森林に降下・流入する酸性降下物質の実態についての研究。	都市と山間地のスギ林で林外雨、林内雨、樹幹流中の成分の形態や負荷量を調査することにより、地域差、季節変動などの特性を明らかにした。

第11節 民間における公害防止体制の整備

1 県 の 助 成

(1) 中小企業公害防止資金

この制度は、中小企業を対象として公害防止施設の整備促進を図るため融資を行うものであり、県が金融機関に県費を預託し、これに金融機関の協調融資額を加え融資を行っている。その概要は表2-148のとおりである。

なお、元年度における融資の実績は表2-149及び表2-150のとおりである。

表2-148 中小企業公害防止資金融資制度の概要

資 金 の 使 途	貸付対象者	金 利	償還期限	貸付限度額
(1) 公害防止施設の整備 (産業廃棄物の処理施設を含む。)	中小企業者	5.0%以内	7年以内 (据置1年以内)	個別 2,000万円
(2) 公害防止に必要な工場等の移転、 工場に隣接する民家等の買収				共同 4,000万円
(3) 公害の防止のために必要な緑地 の設置に要する資金				
(4) 土砂運搬用トラックによる著し い道路の汚損又は粉じん発生の防 止のために必要な洗車施設の設置 及び路面清掃車の購入				

表2-149 中小企業公害防止金融資実績（公害の種類別）年度別推移

年 度	公 害 の 種 類												合 計			
	汚 水		ば い じ		煙 じ		臭 悪		有 害 ガ ス		騒 音		産 業 廃 棄 物		そ の 他	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
59	10	117,400	5	45,500	1	20,000	2	22,700	6	114,800	2	25,000	—	—	26	345,400
60	16	208,000	2	24,700	1	20,000	—	—	2	40,000	4	72,000	—	—	25	365,550
61	13	171,300	3	22,000	2	29,500	—	—	1	20,000	—	—	—	—	19	242,800
62	12	141,165	1	20,000	1	30,000	—	—	3	51,000	4	72,500	—	—	21	314,665
63	8	106,400	2	15,000	—	—	—	—	—	—	3	42,900	—	—	1	164,300
元	3	43,900	4	63,860	1	7,000	—	—	2	28,000	1	5,000	—	—	11	147,760

2-150 中小企業公害防止資金融資実績（市町村別）の推移

年度 市町村	60		61		62		63		元	
	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)
富山市	5	81,000	4	87,000	9	142,365	3	25,400	—	—
高岡市	6	88,000	7	86,500	2	19,700	3	40,000	5	56,160
新湊市	—	—	—	—	1	20,000	1	20,000	1	20,000
魚津市	—	—	—	—	1	20,000	—	—	—	—
氷見市	1	19,500	—	—	—	—	1	20,000	—	—
滑川市	1	20,000	2	19,700	1	2,600	—	—	1	16,000
黒部市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砺波市	—	—	1	3,500	1	6,500	1	20,000	—	—
小矢部市	2	30,000	1	5,000	1	30,000	—	—	—	—
大沢野町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大山町	1	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—
上市町	—	—	—	—	—	—	1	6,000	—	—
立山町	1	13,250	1	8,000	—	—	—	—	1	16,600
宇奈月町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
朝日町	1	20,000	—	—	1	20,000	—	—	—	—
八尾町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
婦中町	—	—	—	—	1	15,000	—	—	1	5,000
小杉町	1	7,000	—	—	1	15,000	—	—	1	20,000
大門町	1	7,000	1	5,700	—	—	—	—	—	—
大島町	1	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—
城端町	1	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—
上平村	1	8,200	—	—	—	—	—	—	—	—
庄川町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
井波町	—	—	—	—	—	—	1	2,900	—	—
福野町	1	6,800	1	20,000	2	23,500	—	—	1	20,000
福光町	1	4,800	1	7,400	—	—	1	20,000	—	—
福岡町	—	—	—	—	—	—	1	10,000	—	—
計	25	365,550	19	242,800	21	314,665	13	164,300	11	147,760

(2) その他の融資制度

公害防止施設等に対するその他の融資制度のうち、県が取り扱っているのは、中小企業設備近代化資金、中小企業設備貸与資金、中小企業高度化資金、中小企業振興融資資金及び農業近代化資金であり、実績は表2-151のとおりである。

表2-151 公害防止施設等に対するその他融資制度の実績の推移

種 類	60 年 度		61 年 度		62 年 度		63 年 度		元 年 度	
	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)
中小企業設備近代化資金	3	28,140	5	36,160	4	48,840	—	—	4	65,230
中小企業設備貸与資金	1	3,750	—	—	—	—	2	4,506	1	2,350
中小企業高度化資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中小企業振興融資資金	4	95,000	5	93,000	2	50,000	2	50,000	1	40,000
農 業 近 代 化 資 金	5	41,720	1	10,000	1	20,790	1	1,860	1	8,370
計	13	168,610	11	139,160	7	119,630	5	56,366	7	115,956

2 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、特定工場には、排出ガス量、排出水量等の規模により公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を専任し、公害防止体制の整備を図ることとなっている。

公害防止管理者等の専任届出状況は、表2-152のとおり、230特定工場に551名の公害防止管理者等が選任されている。

なお、届出事務の一部が富山市ほか26市町に委任されている。

表2-152 公害防止管理者等の選任届出状況

(2年3月31日現在)

区 分		届 出 状 況
公 害 防 止 統 括 者		190 (50)
公 害 防 止 主 任 管 理 者		19
大気関係公害防止管理者	第 1 種	9
	第 2 種	6
	第 3 種	35
	第 4 種	72
水質関係公害防止管理者	第 1 種	13
	第 2 種	40 (4)
	第 3 種	16 (1)
	第 4 種	47 (6)
粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者		13
騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者		36 (28)
振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者		55 (42)
総 数		551 (131)

注 ()は市町への委任分で、内数である。

第12節 自然環境保全の現況と対策

1 自然環境保全の現況

「自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の国民に自然環境を継承することができるように適正に行わなければならない。」という基本的理念に立脚して、法律や条例などにに基づき次のような諸施策を講じている。

(1) 自然環境保全地域等

自然環境の適正な保全を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、富山県自然環境保全地域を指定している。現在までの指定状況は表2-153のとおりである。

また、指定すると同時にその地域の保全計画も併せて策定し、順次保全事業を実施し、その保全を図っている。



池 の 尻



神 通 峽

表2-153 自然環境保全地域の指定状況

(2年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積 (ha)	指 定 年 月 日	特 別 地 区 指 定 年 月 日	野 生 動 植 物 保 護 地 区 指 定 年 月 日	主 な 保 全 対 象
派杉自然環境 保全地域	下新川郡入善町 吉原	2.7 (2.7)	48年10月20日 県告示 1,037号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川末端扇状地の伏流水 とササギ等の植生
縄ヶ池・若杉 自然環境保全 地域	東砺波郡城端町 大鷲屋地	315.7	48年10月20日 県告示 1,037号			低山帯における池沼湿原の ミズバショウ及びブナ、ミ ズナラの天然林
栗本自然環境 保全地域	下新川郡宇奈月 町中ノ口他	11.8 (1.9)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川扇頂部の地形とウラ ジログシ林
東福寺自然環 境保全地域	滑川市東福寺他	71.5	51年6月1日 県告示 548号			河岸段丘等の地形と安山岩 で形成された節理の露頭
神通峡自然環 境保全地域	礪波郡細入村片 掛地 上新川郡大沢野 町寺津他	152.7 (45.0)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		神通川のV字峡谷とウラジ ログシ、アカシデ林
深谷自然環境 保全地域	礪波郡八尾町深 谷	8.5 (1.8) (1.8)	53年7月11日 県告示 717号	53年12月14日 県告示 1,305号	53年12月14日 県告示 1,306号	オオミズゴケ、モウセンゴ ケ等の湿性植物の群生地と ハツチョウトンボの生息地
山の神自然環 境保全地域	東砺波郡利賀村 阿別当	12.5 (12.5)	54年8月7日 県告示 934号	55年1月5日 県告示 1号		ブナ、ミズナラの天然林
池の尻自然環 境保全地域	魚 津 市 ニ ヱ	1.4 (1.4)	56年1月17日 県告示 23号	56年2月12日 県告示 116号		県内最大のミズバショウの 純群落と、モリアオガエル、 クロサンショウウオの繁殖 地
日尾御前自然 環境保全地域	礪波郡八尾町内 名	34.9 (34.9)	56年11月26日 県告示 1,210号	56年11月26日 県告示 1,212号		安山岩質凝灰岩の特異な地 形とすくえた天然林
富家寺自然環 境保全地域	礪波郡婦中町千 里	11.0 (0.7)	61年7月9日 県告示 1,046号	61年10月17日 県告示 1,567号		低山丘陵地帯にあるウラジ ログシの天然林
谷内谷自然環 境保全地域	東砺波郡利賀村 石瀬川	1.1 (0.2) (0.2)	61年7月9日 県告示 1,046号	61年10月17日 県告示 1,567号	61年10月17日 県告示 1,568号	低山帯におけるオオミズゴ ケを中心とする湿性植物の 群生地
計	11 地 域	623.8 (101.1) (2.0)				

注 ()内は特別地区面積、()内は野生動物植物保護地区面積。

一方、工場の進出や市街地の過密化によって生活環境に影響があると思
われる富山港臨海工業地帯を、50年4月17日に岩瀬環境緑化促進地域とし
て指定し、緑豊かな街づくりをめざし、関係機関の協力を得て、緑化を推
進している。

表2-154 環境緑化促進地域の指定状況

(2年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積	指 定 年 月 日
岩瀬環境緑 化促進地域	富 山 市 岩 瀬 他	1,160ha	50年4月17日

(2) 自然公園等

本県には、自然公園法に基づいて指定されている国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類の自然公園とこれらに準ずる地域として県の規則に基づいて指定されている県定公園があり、その現況はつぎのとおりである。

ア 自然公園

本県は、平野部が都市や農耕地として開発されているのに対して、これを東、南、西の三方から取り囲む山岳地は標高が高く、特に東部から南部にかけては、地形が峻険であるため、豊かな自然が十分に残されている。また、県東部及び西部の富山湾沿岸一帯も、かなり人手が加わっているが、自然景観に恵まれた地域である。これらの優れた自然風景地を保護し、またこれを国民の保健、休養、教化の場として適正な利用を推進するため、表2-155のとおり8か所の自然公園が指定されている。

表2-155 自然公園の概要

(2年3月31日現在)

区分	名 称	面 積 (ha)	左のうち 特別地域 面積 ※ (ha)	指 定 年 月 日	関 係 市 町 村
国立公園	中部山岳	76,431	73,837※	9年12月4日	朝日町、宇奈月町、 魚津市、上市町、 立山町、大山村
	白 山	2,742	2,742※	37年11月12日	上平村
	小 計	79,173	76,579※		
国定公園	能登半島	1,005	964※	43年5月1日	高岡市、米見市
県立自然公園	朝 日	9,623	9,355	48年3月13日	朝日町
	有 峰	11,600	11,600	〃	大山村
	五 箇 山	3,856	3,275	〃	平村、上平村
	白木水無	11,554	6,473	49年3月30日	八尾町、利賀村、 平村
	医王山	2,943	1,548	50年2月22日	福光町
	小 計	39,576	32,251		
合計	8 か 所	119,754	109,794※		

注 ※は、特別保護地区を含む。

(7) 国立公園

中部山岳国立公園は、劔岳、立山、薬師岳等の山岳、弥陀ヶ原、五色ヶ原、雲の平等の溶岩台地、称名、黒部に代表される溪谷など地形の変化に富み、地獄谷、祖母谷、黒薙等の温泉なども見られ、これを彩る高山植物群落や原生林、そこに生息する野生鳥獣、昆虫の種類も極めて豊富である。

公園の大半が特別地域に指定（13年）されて景観の保護が図られ、さらに、特別地域のうち主な山稜部、溪谷等は、特別保護区に指定（40年）され、厳正に保護されている。

白山国立公園には、上平村の西部の一部が含まれており、庄川支流境川の溪谷と、これを取り囲む大門山、大笠山、笈が岳等石川・岐阜県境部の山岳地帯が全域特別地域（特別保護地区を含む。）に指定（37年）され、景観の保護が図られている。

法的には、かなり厳しい保護規制下におかれてはいるが、現実には、国立公園の自然環境保護上、種々の問題が顕在しつつある。特に、中部山岳国立公園のうち、立山黒部アルペンルートの沿線一帯においては、46年6月の同ルートの全線開通以来、利用者の急激な増加に伴い、宿泊施設からの雑排水の流出、利用者によるゴミ、残飯等の投棄や高山植物帯の踏み荒し等の行為がみられるようになった。また、48年頃から室堂や弥陀ヶ原等の連道沿線に外来牧草等のこの地域としてはふさわしくない植物が目立つようになった。これらの現象は、放置すれば立山一帯の自然生態系に悪影響を及ぼすことが考えられる。このようなことから公園利用に伴う自然環境へのインパクトを極力軽減するため、公園管理面で地道な努力を積み重ねる必要がある。また、今後、これら自然環境の変化を的確に把握するための科学的調査を継続し、その結果を踏まえた各種保全対策を積極的に推進する必要がある。

(4) 国定公園

県北西部富山湾沿岸の二上山、雨晴、島尾、灘浦海岸とその地先海面が、能登半島国定公園に指定（43年）されている。陸域は一部を除

いて大半が特別地域（蛇ヶ島特別保護地区を含む。）となっており、自然景観保護と各種行為との調整が図られている。

(7) 県立自然公園

朝日、有峰、五箇山、白木水無及び医王山の5地区が、富山県立自然公園条例に基づき指定されている。区域の大半が特別地域となっており、自然景観保護と各種行為との調整を図っている。

a 朝日県立自然公園

県東部の宮崎海岸、城山から黒部川支流の北又谷に至る海岸、丘陵、山岳、溪谷等の地形と自然景観の変化に富んだ公園である。特に北部城山からの海岸線の眺望及び南部北又谷の溪谷美と原生林の景観は、当公園の圧巻である。利用形態も魚釣、海水浴、温泉、野営、自然探勝、登山と幅広く、あさひ国民休養地を中心に年間約43万人の利用者がある。耕地、集落地を除く大部分が特別地域となっている。

b 有峰県立自然公園

県下最大の湛水面積をもつ有峰湖（発電用人造湖）を取り囲む山地と鍬崎山を含む一帯である。広大な湖水景観と湖畔からの薬師岳等立山連峰の眺望が優れている。ダムサイトの猪根平には、国民休養地が整備されているとともに、青少年の家や有峰記念館、ビクターセンターがあつて、有峰地区の利用拠点となっており、年間約12万人の利用者がある。また、現在、大規模林道高山・大山線の整備が進められている。

c 五箇山県立自然公園

庄川上流部に臨む平・上平村一帯で、自然環境に恵まれ、庄川の溪谷美と合掌造り集落や民謡、伝説、踊り等有形、無形の文化財が多い。相倉に国民休養地、菅沼に青少年旅行村が設置され、利用拠点として整備されている。国道の改良で交通の便が良くなり、年間約60万人の利用者がある。集落地、耕地等を除き、大部分が特別地域となっている。

d 白木水無県立自然公園

県南部飛越国境にまたがる1,000mから1,800mの高原性山地とその山麓部を区域とした公園である。白木峰、金剛堂山、水無山、三ヶ辻山、人形山等の山稜部には亜高山帯の自然景観が展開しており、高茎草原地帯の所々に高層湿原が発達している。各山頂部からは北アルプスや白山々系の眺望に優れ、また、水無山西麓湿原のミズバショウ群落は貴重である。年間約3万人の利用者がある。区域の半分が特別地域となっている。

e 医王山県立自然公園

県西部の県境部にそびえたつ医王山塊東面とその山麓一帯が区域となっている。最高地点は海拔939mの奥医王山で南北に緩く東西に急傾斜をなしている。山麓部はスギの造林地が多いが500m付近から上部はナラ類、ツツジ類等の自然林となり、山頂部は風衝現象による変化の多い植生が見られる。日本海の遠望や礪波平野の散居村の眺望に優れている。年間約3万人の利用者がある。区域の半分が特別地域に指定されている。

イ 県 定 公 園

県立自然公園に次ぐ県内の優れた風景地のうち、比較的利用者の多い地域6か所が県定公園に指定されている。

県定公園の区域内では、特に行為の規制はなく、関係市町村長がその責任において、公園としての管理を行っている。

各公園の概要は、表2-156のとおりである。

表2-156 県定公園の概要

(2年3月31日現在)

名 称	面積(ha)	指定年月日	関係市町村	備 考
神通峡	1,160	42年10月7日	大沢野町、細入村	
呉羽丘陵	487	"	富山市	一部都市公園と重複
高岡古城	22	"	高岡市	都市公園と重複
俱利伽羅	758	"	小矢部市	
庄川峡	835	43年4月16日	庄川町	
大岩眼目	2,880	44年10月25日	上市町	
計	6,142			

(3) 県民公園

県民公園は、表2-157のとおり、富山、高岡、新湊、礪波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの県民公園地域内において設置された、都市公園及び自然風致公園である。また、これらの県民公園と有機的かつ一体的に機能を図る公園その他のレクリエーション施設として中央サイクリングロード等が指定公園になっている。

この射水丘陵を中心とするこの地域の自然環境は、都市地域から近い割には、比較的良好な状態に保たれている。

ア 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場として利用されることを目的とした都市公園である。51年度からグリーンベルト造成事業として公害防止事業団が整備を行い、57年10月に一部開園、58年4月に庭球場が、7月に野球場や陸上競技場がオープンし、年間約16万人に利用されている。

表2-157 県民公園の現況

(2年3月31日現在)

名 称	種 別	規 模	設 置 の 目 的	主 要 施 設	現 況
県民公園新港の森	都市公園	面積 25ha	公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、県民に休息・散歩・遊戯・運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	園路、芝生広場、植栽地、野球場、陸上競技場、庭球場	57年10月開園 庭球場：58年4月供用開始 野球場、陸上競技場：58年7月供用開始 年間利用者 16万人
県民公園太閤山ランド	都市公園	面積 117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	・水辺のゾーン ・入口広場、中央広場（百年の泉）、公園管理センター ・こどもの国ゾーン ・プール広場、ピクニック広場、わんぱくの丘 ・スポーツゾーン ・スポーツ広場、多目的体育館、トリムコース	58年7月開園 年間利用者58万人
県民公園緑地の森	自然風致公園	面積 107ha	県民に森林を生かした休養の場を提供すること。	・樹木園地、遊歩道 ・芝生広場	50年4月開園 年間利用者 17万人
県民公園自然博物館 (自然博物館センター)	自然風致公園 (指定公園)	面積 12.9ha (0.8ha)	県民に自然に関する学習の場を提供すること。	・フィールド ・野鳥の庭、かんさつ広場、自然かんさつ路、休けい広場 ・展示館	56年6月開園 年間利用者 5～6万人
県民公園野鳥の園	自然風致公園	面積 73ha	野鳥の保護を図るとともに、県民に自然の探勝の場を提供すること。	・遊歩道	60年10月開園
中央サイクリングロード	指定公園	延長 15km (3.7km道路除く)	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設として指定	サイクリングセンター 休憩所、便所、水呑場	富山一小杉間：49年4月開通 富山市木ノ木から小杉間に遊歩道を併設 小杉一大門間：52年4月開通 年間利用者 6万人
いこいの村	指定公園	面積 16.5ha		本館、芝生広場、ランリッコース、こどもの丘、冒険の谷、水生庭苑	54年5月開村 年間利用者 18万人
公園街道		延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	標識、休けい広場	58年4月開通
県民公園地域		面積 約2,600ha			

イ 県民公園太閤山ランド

県民公園太閤山ランドは、県民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションを目的とした都市公園である。「集い楽しむ」をテーマに、北陸最大のプール広場のあるこどもの国ゾーンや、トリムコースやユニークな多目的体育館のあるスポーツゾーンなどの整備が進められ、58年7月に開園し、年間約50万人に利用されている。

ウ 県民公園頼成の森

県民公園頼成の森は、44年に開催された全国植樹祭会場を中心に、保健休養林として整備を行い、50年に開園以来、森林に親しみながら休養する場として年間約17万人に利用されている。

また、立山の美女平とともに「森林浴の森100選」に選ばれ、縦横に延びた遊歩道を利用し森林浴や野鳥観察の場として活用されている。

エ 県民公園自然博物館

県民公園自然博物館は、「自然に親しむ、自然に学ぶ、自然を守り育てる」をテーマに、56年に開園し、「ねいの里」の愛称で親しまれており、年間約5～6万人の利用者が訪れている。この中には、全国的にもユニークな自然博物館センターの展示館や鳥獣保護センター等の施設や自然かんさつ路で巡るフィールドがあり、自然保護教育、環境教育の拠点として活用されている。

オ 県民公園野鳥の園

県民公園野鳥の園は、富山市三ノ熊地内の古洞池周辺において水鳥や渡り鳥を中心とする野鳥の保護を図るとともに、都市近郊にあって手軽に野鳥観察や自然探勝のできる場として60年に開園した。この中には、池を望みながら散策できる観察路がある。

カ 指 定 公 園

指定公園では、自然博物館センターのほか、宿泊施設の整った「いこいの村」が54年に開かれており、年間18万人を越える利用者が訪れ、隣接する県民公園自然博物館との有機的な利用が図られている。

また、中央サイクリングロードは、52年に富山～大門間15kmが開通し、富山、大門の両センターに貸自転車を用意、県民に利用されてきているが、太閤山ランドがオープンしたことに伴い、関係施設が整備されている。

キ 公 園 街 道

公園街道は県民公園の太閤山ランドから野鳥の園、自然博物館、頼成の森を結ぶ延長19kmの自然歩道として58年開通し、自然観測のための

遊歩道として利用されている。

(4) 立山山麓家族旅行村

立山山麓家族旅行村は、立山山麓観光レクリエーション地区整備計画の一環として、大山町本宮地内で、恵まれた自然の中で家族連れやグループで手軽にレクリエーション活動を楽しみながら自然に親しむことができるよう施設整備を進めてきたもので、56年7月に開村した。

53年度から55年度までは、運輸省の補助事業を中心に、それ以後は県単独事業で施設の充実に努めているが、元年度までに整備された施設の概要は表2-154のとおりである。

大品山自然歩道、県営ゴンドラ、山野スポーツセンター等の周辺施設とともに四季を通じて利用され、年間8～10万人の利用者が訪れている。

表2-154 立山山麓家族旅行村の主要施設

地 区	主 要 施 設
中央管理地区	管理棟(鉄筋コンクリート平屋建、343㎡)、休憩所(合掌造)、駐車場(60台収容)、芝生広場(7,890㎡)
ファミリー広場	芝生広場(5,069㎡)、遊水池
野 外 広 場	テントサイト(6人用60張分)、野外ステージ、バーベキュー卓、炊事棟、多目的ハウス
チビッコ広場	芝生広場(2,200㎡)、石の山、遊水池
宿泊施設地区	ケビン(4人用15棟、8人用3棟)、バーベキュー卓
森 の 広 場	芝生広場(9,200㎡)、フィールドアスレチック、展望広場、ロックガーデン



ケ ビ ン



バーベキュー広場

2 自然環境保全に関して講じた施策

(1) 自然環境保全地域の保全及び管理

地域指定に際して策定された保全計画に基づき、元年度では、つぎのとおり保全と管理のための事業を実施した。

ア 巡視員の配置

4月から11月まで各自然環境保全地域に巡視員を配置し、各地域の管理を行った。

イ 保全事業

沢杉自然環境保全地域において立入禁止柵の更新を行い、また山の神及び神通峡自然環境保全地域において標識の設置を行った。

ウ その他

東福寺自然環境保全地域の概要を解説したガイドブックを発行した。

(2) 自然公園等の保護及び管理

ア 国立公園

(ア) 許認可

自然公園法に基づく元年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-159のとおりである。

表2-159 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（元年度）

（単位：件）

国立公園	許 可		認 可(承認)	計
	大 臣	知 事		
中 部 山 岳	24	39	18	81
白 山	2	0	0	2
計	26	39	18	83

(イ) 現地管理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集まる室堂及び劔沢地区に管理職員が常駐（室堂地区 4 月～11 月、劔沢地区 6 月～10 月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者指導を行った。特に室堂については、立山自然保護センターが現地管理の中核基地としての機能を発揮した。

(ウ) 美化清掃

全国統一の自然公園クリーンデー（8 月の第 1 日曜日）に、立山一帯と黒部峡谷一帯の主要な箇所において、美化清掃の啓蒙活動を行った。

なお、立山黒部環境保全協会は前年度に引き続きゴミ持ち帰り運動を展開した。その中心行事として、8 月23日には立山美化清掃大会を開催して利用者に対しても参加を呼びかけ、国立公園の自然保護及び美化意識の高場に努めた。

(エ) 植生復元事業

室堂地区において、現地の植物による植生復元工事を行うとともに、芦峠寺において植生復元材料としての高山植物の育苗を行った。

(オ) 山岳遭難防止等

12 月 1 日から翌年 5 月15日までの登山届出条例適用期間において、劔岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡に当たった。

元年12月1日から平成元年 5 月15日までの条例に基づく届出件数及び事故発生状況は、表2-160のとおりである。

また、春山スキー（4 月～5 月）、初滑り（11 月）の両シーズンには、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーによる遭難事故防止や環境保全に努めた。

なお、夏の利用最盛期には、劔沢（7 月20日～8 月20日）と雷鳥沢（7 月15日～8 月25日）に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診

療を行った。そのほか、県山岳遭難対策協議会の事業（テレフォンサービス等）に対し、県費助成を行った。

表2-160 登山届出及び遭難事故の概要

(元年12月1日～2年5月15日)

区 分	12月1日 ～2月15日	2月16日 ～4月15日	4月16日 ～5月15日	合 計
登 山 届	51パーティー (286人)	18パーティー (77人)	165パーティー (832人)	234パーティー (1,195人)
遭 難 事 故	8人無事救出	1人行方不明	1人行方不明 1人軽傷	2人行方不明 1人軽傷 8人無事救出

(カ) 立山道路のマイカー規制

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として環境庁の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を従来どおり継続した。

(キ) 高山蝶の保護対策

薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶（タカネヒカゲ等）を保護するため、標識等による啓発やパトロールを行った。

(ク) 望ましい立山を考える会

立山の優れた自然を末永く、後世に引き継ぐため立山に関する諸問題についてさまざまな角度から幅広く論議する「望ましい立山を考える会」を設置し、検討を進めている。

イ 国 定 公 園

(ア) 許 認 可

自然公園等に基づく元年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-161のとおりである。

表2-161 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（元年度）

（単位：件）

国 定 公 園	許 可(協議)	認 可(承認)	計
能 登 半 島	9	1	10

(イ) 美化清掃、施設維持管理等

雨晴野営場、雨晴、島尾、大境駐車場、大境ビジターセンター等の維持管理に努めた。また、8月6日、全国統一の自然公園クリーンデーに呼応し、ゴミの持ち帰り運動の実施など、美化清掃活動を行った。

ウ 県立自然公園

(ア) 許 認 可

県立自然公園条例に基づく元年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-162のとおりである。

表2-162 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（元年度）

（単位：件）

県立自然公園	許 可(協 議)	認 可(承 認)	計
朝 日	1	4	5
有 峰	2	—	2
五 箇 山	6	1	7
白 木 水 無	3	—	3
医 王 山	2	—	2
計	14	5	19

(イ) 美化清掃、施設維持管理

8月6日、全国統一自然公園クリーンデーに呼応し、公園区域内の各利用拠点において、ごみの持ち帰り運動を行うとともに、既整備の公園施設等の美化清掃等維持管理を関係町村と協力して実施した。

エ 県 定 公 園

県定公園の管理は、県定公園規則の主旨にのっとり、関係市町村において行った。

(3) 自然公園等の施設設備

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、自然環境を適正に利用することによって、国民及び県民の保健、休養、教化の場として役立てることを目的としている。

この趣旨に沿って公園事業として各公園で施設の整備を実施してきた。元年度中に整備した施設は、表2-163のとおりである。

表2-163 主たる施設整備実績（元年度）

1 国立公園、国定公園、国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理事務所 公衆便所
中部山国立公園	室堂集団施設地区	室堂園地			探勝歩道 L=280m			
	アルペンルート沿線地区	称名園地						身体障害者用 公衆便所 RC A=13.6㎡ 公衆便所 水洗化
		立山登山線歩道		石張舗装 L=190m				
	立山周辺地区	一ノ越園地	一ノ越園地 改良 A=1,700㎡					一ノ越公衆便 所改修
		大日岳縦走線歩道			奥大日～室堂 乗越改修			
	馬場島	馬場島野営場	案内標識					公衆便所 木造 A=28.0㎡
	御岳地区	馬場島、御岳線歩道			御岳～御沢 改修			
	奥黒部地区	太郎山・三保連 帯線歩道			栗駒沢 L=40m			
	後立山地区	祖母谷松岳線歩道					銀鬼山遊覧小 屋修繕	
国定公園 富山	高岡市地区	二上山野営所		テントサイト A=4,800㎡ 炊事棟 A=36㎡		駐車場 A=1,450㎡ 取付道路 L=680m		
		二上山園地						二上山公衆便 所改修
		雨晴園地	雨晴1号園地 修繕					
	大境博物館 展示施設							公衆便所改修
有峰県立自然公園	有峰ふるさと自然公園	有峰湖国民休養 地事業	有峰湖展望台 改良 A=430㎡ 大多和峠展望 台改良 A=1,600㎡ 東西半島展望 台改良 A=4,800㎡					

2 県立自然公園、県定公園

公 園 名	事 業 内 容					
	園 地	歩 道	管理棟・休憩所	駐 車 場	公 衆 便 所	野 営 場
新井県立自然公園	給水設備改良 (城山)	改良(イフリ 山) 改良(七重滝・ 三峰線)				
白木水無県立自然公園			栃谷登山口休 憩所			
五箇山県立自然公園				舗装(相倉)	木造改修 (上梨)	
高岡古城県定公園		ブロック 舗装				
神通峡県定公園	バーベキュー 設備 (猿倉山)		管理棟1棟			猪谷川野営所 A=2,500㎡

(4) 県民公園の整備

県民公園頼成の森では、園内道路の整備を進めるとともに花しょうぶ園を拡大し、水生植物園とするための基本設計をとりまとめた。

県民公園野鳥の園では、古洞ダム左岸に休憩舎を設置した。

(5) 野生鳥獣の管理

ア 野生鳥獣の保護と生息数調査

(ア) ライチョウの保護対策

特別天然記念物であり、県鳥でもあるライチョウの保護対策には、特に力を入れている。調査と保護事業の実績は、次のとおりである。

a 生息数調査

47年度から、北アルプスの主要山岳において、順次ライチョウの生息数をカウントしているものである。元年度は雪倉岳で調査を実施し、340haにおいて127羽の生息を確認した。現在まで18山岳、11,100haにおいて1,077羽を確認している。

b 生息環境調査

生息数調査と同一の山域において、植生、生息鳥獣、天敵等を調査している。生息数調査と生息環境調査は、万一ライチョウの生息数や生息に変化が起きた場合、調査時の状況とその時の状況とを比較し、保護対策を決定するための資料とするものである。

c 生態調査

51年度から、立山の浄土山から室堂にかけての一帯で、ライチョウの繁殖状況、社会行動等を追跡調査している。

d 冬山調査

夏期に、ライチョウ保護に万全を期しても、冬期の越冬地や採餌場が保全されていなければライチョウは生息できなくなる。

このため、53年度から冬期の植物の露出地や越冬地を調査している。

e 保護柵設置

観光客、登山者の多い立山、薬師岳、朝日岳において、登山道外への踏み込み防止の保護柵（延長9.7km）を48年度から53年度に設置し、この維持管理に努めた。元年度には、前年度に引き続き立山室堂周辺（371m）について雪圧による損壊を防ぐため、着脱式の保護柵に改良した。

f スキー規制

50年度から、ライチョウの繁殖期（5月20日～7月31日）に、立山の一部の地域（室堂山周辺100ha）においてスキー行為を規制している。

g 病理検査

東部家畜保健衛生所に依頼して、ライチョウの糞便検査による汚染調査を行った。

h その他

ライチョウ保護のため、鳥獣保護員4名を立山、朝日岳、薬師岳、剣岳に配置し、パトロール等を実施した。

(イ) 鳥獣保護員の配置

鳥獣保護員を県内に50名配置し、鳥獣保護の実施と啓発を図った。

(ロ) 鳥獣保護区の管理

県内32か所の鳥獣保護区において区域表示のための制札の整備や巣箱、給餌台の管理を行った。

(ハ) 工作物の許可

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく元年度中の鳥獣保護区特別保護地区の工作物の新築等に係る許可取扱状況は表2-164のとおりである。

表2-164 工作物新築等に係る許可取扱状況（元年度）

（単位：件）

鳥 獣 保 護 区	許 可
国 設	9
県 設	—
計	9

(ニ) 愛鳥思想の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に際し、表2-165のとおり各種の行事を開催し、愛鳥思想の普及啓発に努めた。

(ホ) 鳥獣の保護・増殖

野鳥の多くすんでいる森に小学生の手により巣箱を架設した。

傷病鳥獣や幼令鳥獣の救護と野化訓練を富山県鳥獣救護の会に委託し、実施した。近年、自然保護、鳥獣保護思想の普及とともに、救護事業は増加の一途をたどっている。

また、日米、日ソ、日豪、日中の渡り鳥保護条約の実効を高めるため、カスミ網による渡り鳥の密猟の取締りを実施した。

近年の野生動物の生息状況並びに略奪狩猟から管理狩猟への移行にあわせて、キジの放鳥を休猟区を中心に実施した。

(キ) 生息数の調整（有害鳥獣の駆除）

人と野生鳥獣とが、同じ土地に共存している現状から、人畜や農林業に被害を与える鳥獣の駆除は避けられない事業となっているが、この調整は非常に困難なものがある。元年度には表2-166のとおり鳥獣を捕獲し、人畜の危害防止と農林作物の被害の軽減を図った。

(ク) 野生鳥獣の調査

ライチョウの各種調査は前述のとおりであるが、このほかに次のように調査を実施している。

愛鳥週間の初日にあたる5月10日にツバメの調査を実施し、37,026羽の成鳥を確認した。

また、環境庁の全国一斉調査の一環として、ガンカモ科鳥類の生息数を2年1月16日に調査し、ガン類2羽、カモ類26,914羽、ハクチョウ類69羽を確認した。

なお、環境庁では、渡り鳥の生態を把握するため、49年に婦中町高塚地内に1級婦中鳥類観測ステーションを設置し、県内のバンダー（Bander）の協力により標識調査を実施してきている。元年度には、55種、2,637羽の鳥類を捕獲し、標識（足輪）をつけて放した。

野猿被害に対しては、効果的な対策を早急に確立するため生息実態や被害実態の調査をするとともに、銃器等によらない被害防止器具の実験も行った。

ツキノワグマの保護と適切な狩猟管理を行うため、生息数調査を実施した。

表2-165 愛鳥週間行事（元年度）

月 日	行 事 名	場 所	行 事 内 容	備 考
5月10日(水)	ツバメの日	富山県全域	・県下一斉に小学校6年生の豆調査員によるツバメの生息調査を実施します。 ・ツバメの巣のある家に「ツバメのお宿」シール(第10号)を配ります。	第19回ツバメ調査 小学校 242校 調査員 約18,500人
5月11日(木)	野鳥観察の日	呉羽山	・富山女子短期大学幼児教育学科の学生を対象に野鳥を中心とした自然教室を開き、野外教育のあり方を実践します。	富山女子短期大学 幼児教育学科約90名 富山市安養坊八幡社 午前9時現地集合
5月12日(金)	野鳥研究の日	滑川市立河加小学校	・児童が、野鳥に関する話や愛鳥活動発表を行います。また、実のなる木の植栽を行います。	平成元年度愛鳥モデル校指定 (昭和50年度より実施)
5月13日(土)	野鳥友の日	富山県木村利用普及センター(ウッドリウム富山)	・野鳥愛護教室及び野鳥をモデルにしたスイングバードづくりを実施し、野鳥への関心を高めま	事前申込み (自然保護課まで) 定員30名 午後2時～4時
5月14日(日)	探鳥の日	自然博物館(ねいの里) 婦中町吉住	・愛鳥思想の普及のため、広く一般の方を対象にバードウォッチングを催し、野鳥を訪ねます。	午前8時自然博物館センター前集合 家族連れ歓迎 定員80名・小雨決行 申込み・ねいの里まで
5月15日(月)	野鳥相談の日	自然博物館センター(ねいの里)	野鳥を庭に呼び寄せる方法、巣箱や給餌台の作り方、バードウォッチングの楽しみ方などについての「野鳥相談所」を開談します。	ねいの里 Tel0764-69-5252
5月16日(火)	野鳥愛護表彰の日	県庁4階 大ホール	・自然保護功労者(鳥獣保護)及び愛鳥ポスター・標語の入選者を表彰します。 入選ポスターは、5月3日(火)～5月10日(火)まで大和富山店で、5月19日(水)～6月15日(火)まで「ねいの里」において展示します。	午後2時～午前11時

表2-166 生息数の調整状況（元年度）

種 類(鳥類)	捕 獲 数 (羽)	種 類(獣類)	捕 獲 数 (頭)
カ ラ ス	2,996	ノ ウ サ ギ	134
ス ズ メ	4,818	ク マ	37
ド バ ト	1,957	サ ル	84
ム ク ド リ	2,507	ノ イ ヌ	0
カ ル ガ モ	392	そ の 他	0
そ の 他	511		
計	13,181	計	255

イ 狩 猟 行 政

(7) 狩猟免許試験、狩猟者講習会

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき、新たに狩猟免許を取得しようとする者に試験を実施し、40名が合格した。

また、免許更新をしようとする者には講習会を開き、45名が受講した。

(4) 狩猟者登録

狩猟者登録をした者の数は、表2-167のとおりである。全国的に減少傾向にある。

表2-167 狩猟者登録の実績

(単位：人)

区 分		県 内 者	県 外 者	計
免 許 の 種 類	甲 種	97	—	97
	乙 種	1,254	347	1,601
	丙 種	103	2	105
計		1,454	349	1,803

注) 甲種：網及びわな
乙種：ライフル銃及び散弾銃
丙種：空気銃及びガス銃

(ウ) 休猟区の設定

狩猟鳥獣の増殖を図るため、休猟区を表2-168のとおり設定した。この結果、休猟区は既設のものと合わせて、24か所22,812haとなった。

表2-168 休猟区の設定状況（元年度）

名 称	所在地	面積	設 定 期 限
早月川休猟区	魚 津 市	1,030	平成元年11月15日から平成4年11月14日まで
大原台休猟区	宇 奈 月 町	1,360	平成元年11月15日から平成4年11月14日まで
鳥ヶ尾山	大 山 町	1,370	平成元年11月15日から平成4年11月14日まで
保内休猟区	八 尾 町	1,120	平成元年11月15日から平成4年11月14日まで
洞山休猟区	細 入 村	550	平成元年11月15日から平成4年11月14日まで
速川休猟区	永 見 市	965	平成元年11月15日から平成4年11月14日まで
大門西部休猟区	大 門 町	610	平成元年11月15日から平成4年11月14日まで
栃原休猟区	利 賀 村	760	平成元年11月15日から平成4年11月14日まで

(二) 狩猟事故、狩猟違反の防止

元年度安全狩猟推進対策を次のとおり実施した。

a 狩猟規制区等の拡充

- (a) 学校等公共施設を含む人家密集地を重点的に銃猟禁止区域に指定した。銃猟禁止区域42か所26,935ha
- (b) 現在指定している銃猟制限区域の一部を銃猟禁止区域に指定した。銃猟制限区域6か所1,690ha
- (c) 休猟区解除地8か所を「安全狩猟重点パトロール地域」として、11月15日から11月26日までの12日間重点パトロールした。

b 普及啓蒙の強化

- (a) 鳥獣保護区等位置図に学校区域等を図示し、その周辺での安全狩猟を徹底させた。
- (b) 安全狩猟推進のパンフレットを狩猟登録者全員に配布した。

表2-169 銃猟禁止区域、銃猟制限区域設定状況(元年度)

名 称	所 在 地	変更 内容	面積(ha)	期 間
滑 川 銃 猟 禁 止 区 域	滑 川 市、富 山 市	新 設	500	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
魚 津 "	魚 津 市、黒 部 市	"	1040	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
生地・石田 "	黒 部 市	"	210	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
三 日 市 "	"	"	300	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
宇 奈 月 "	宇 奈 月 町	"	45	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
入 善 "	入 善 町	"	292	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
泊 "	朝 日 町	"	343	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
富 山 "	富 山 市、滑 川 市	拡 大	7,470	昭和57年11月1日から 平成5年10月30日まで
呉 羽 "	富 山 市、婦 中 町	"	750	昭和61年11月15日から 平成9年11月14日まで
上 市 "	上 市 町	新 設	274	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
五 百 石 "	立 山 町	"	177	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
上 滝 "	大 山 町	"	77	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
大 沢 野 "	大 沢 野 町	"	278	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
八 尾 "	八 尾 町	"	37	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
古 里 "	婦 中 町	"	77	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
千 里 "	"	"	79	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
婦 中 "	"	"	417	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
高 岡 "	高岡市・新湊市・ 大島町	拡 大	3,458	昭和63年11月15日から 平成11年11月14日まで
富山新港 "	高岡市・新湊市・ 小杉町・下村	"	2,195	昭和57年11月15日から 平成5年10月31日まで
津 沢 "	小 矢 部 市	新 設	113	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
小矢部川 "	小矢部市・砺波 市・福岡町	拡 大	1,964	昭和57年11月1日から 平成5年10月31日まで

水 見 "	水 見 市	新設	580	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
大島・大門 "	大島町・大門町	"	350	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
小 杉 "	小杉町・大島町	拡大	1,125	昭和57年11月1日から 平成5年10月31日まで
砺 波 "	砺 波 市	新設	250	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
庄川中部 "	庄 川 町	"	114	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
井 波 "	井 波 町	"	168	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
福野中部 "	福 野 町	"	200	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
福光中部 "	福 光 町		123	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
城 端 "	城 端 町	"	170	平成元年11月15日から 平成11年11月14日まで
黒 部 銃 猟 制 限 区 域	黒 部 市	縮少	430	平成元年11月15日から 平成4年11月14日まで
富山新港 "	新湊市・小杉町・ 下村	"	326	昭和63年11月15日から 平成4年11月14日まで
速 星 "	婦 中 町	拡大	454	昭和63年11月15日から 平成4年11月14日まで
庄川河口 "	高岡市・新湊市	継続	160	平成元年11月15日から 平成4年11月14日まで

(6) 自然保護思想の普及啓蒙

自然保護思想についての県民の関心は、近年特に高まってきているものの、まだ十分とは言えない。このため県では、自然を大切にする心が県民日常の行動として定着するよう元年度においては、次の事業を実施し、自然保護思想の普及啓蒙活動を積極的に推進した。

ア ナチュラリストの配置

中部山岳国立公園立山地区では49年度から、県民公園頼成の森地区では53年度から、県民公園自然博物館地区では56年度から、また中部山岳国立公園称名地区では58年度から、ナチュラリスト（認定者総数286名）を表2-170のとおり配置し、訪れた人々に自然に対する理解を深めるため解説を行い、自然保護思想の普及を図っている。

表2-170 ナチュラリストの配置状況

年 度	立 山 地 区		称 名 地 区		頼成の森地区		自然博物館地区	
	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間
49	32人 (延128人)	7/20～8/20						
50	33人 (延158人)	7/20～8/31						
51	44人 (延212人)	"						
52	56人 (延224人)	"						
53	56人 (延224人)	"			38人	7/23～11/5 (日、祝日)		
54	56人 (延224人)	"			68人	4/30～11/4 (日、祝日)		
55	56人 (延224人)	"			68人	4/29～11/3 (日、祝日)		
56	92人 (延218人)	"			25人	"	52人	6/7～11/3 (日、祝日)
57	56人 (延224人)	"			50人	"	68人	4/29～11/3 (日、祝日)
58	56人 (延224人)	"	30人	7/24～10/10 (日、祝日)	44人	4/29～6/19 (日、祝日) 9/15～11/3 (日、祝日)	76人	4/29～11/3 (日、祝日)
59	56人 (延224人)	"	36人	7/1～10/28 (日、祝日)	20人	7/29～11/4 (日、祝日)	81人	4/29～11/4 (日、祝日)
60	56人 (延224人)	"	31人	7/7～10/10 (日、祝日)	33人	4/28～11/4 (日、祝日)	70人	4/28～11/4 (日、祝日)
61	54人 (延216人)	"	32人	7/6～10/10 (日、祝日)	32人	4/27～11/3 (日、祝日)	69人	4/27～11/3 (日、祝日)
62	53人 (延212人)	"	32人	7/5～10/10 (日、祝日)	35人	4/26～11/3 (日、祝日)	70人	4/26～11/3 (日、祝日)
63	52人 (延208人)	"	34人	7/3～10/10 (日、祝日)	35人	4/24～11/3 (日、祝日)	71人	4/24～11/3 (日、祝日)
元	55人 (延220人)	"	32人	7/2～10/10 (日、祝日)	34人	4/23～11/3 (日、祝日)	71人	4/23～11/3 (日、祝日)

(ア) 立山地区

夏山シーズン中（7月20日から8月31日まで）毎日、室堂の立山自然保護センターを基地として、室堂周辺や弥陀ヶ原周辺を巡回しながら登山者や観光客に自然解説を行った。また、同センター内の展示室を利用しての解説や、レクチャールームでのビデオを通して自然のしくみについて解説を行った。

(イ) 頼成の森地区

4月23日から11月3日の毎日曜日・祝日に訪れる人々に遊歩道を歩きながら自然解説を行った。

(ウ) 自然博物園地区

4月23日から11月3日の間の毎日曜日・祝日に訪れる人々に展示館と自然かんさつ路を使って自然解説を行った。

(エ) 称名地区

7月2日から10月10日までの間の毎日曜日・祝日に称名園地等において自然解説を行った。

イ 自然保護指導員の配置

37名の自然保護指導員を県内各地に配置し、自然公園等の利用者の指導、自然保護思想の普及に努めるとともに、自然に関する情報を収集した。

ウ 自然保護講演会の開催

平成2年3月17日、富山市において一般県民を対象に自然保護講演会を開催した。

○「地球環境の問題について」

岡島成行（読売新聞社社会部）

エ 自然観察読本等の作成

自然観察読本シリーズの第3集として「神通峡県定公園」を作成するとともに、自然ガイドシリーズの第7集として「中部山岳国立公園－弥陀ヶ原－」を作成し、関係行政機関、小中学校等に配布した。

オ 自然に親しむ集いの開催

一般県民を対象に、自然観察を行い自然に対する理解を深め、自然保護の精神の高揚を図るため自然に親しむ集いを4月29日礪波市県民公園「頼成の森」、6月11日黒部市嘉例沢森林公園及び10月1日大沢野町、細入村神通峡県定公園において開催した。

カ 自然とのふれあい推進事業（有峰フェスティバル）

新たな事業として、有峰の大自然の中で自然にふれ親しみ、自然の中での体験活動の増進を図る目的で8月5日～6日の2日間有峰フェスティバルを開催し延14,000人の参加があった。

表2-171 自然観察読本等の発行状況

自然保護読本シリーズ	
①47年度「水はみんなのもの」	(富山県教育委員会)
②49年度「富山の植生」	(大 田 弘)
③50年度「富山の地形と地質」	(深 井 三 郎)
④51年度「富山の昆虫」	(田 中 忠 次)
⑤52年度「富山の川と魚」	(田 中 晋)
⑥53年度「富山の鳥」	(林 梅 夫)
⑦54年度「富山の気象」	(中川・山崎・谷出・小鷹)
セルフガイドシリーズ	
①52年度「立山とのふれあい」	(富山県自然保護協会)
②53年度「頼成の森の自然」	(")
自然観察読本シリーズ	
①55年度「ふるさと歩道をたずねて一医王山一」	(堀 与 治)
②56年度「ふるさと歩道をたずねて一朝日一」	(長 津 蔦 尾)
③57年度「ふるさと歩道をたずねて一御前山神通峡一」	(大田 弘・長津蔦尾)
④58年度「ふるさと歩道をたずねて一牛嶽一」	(松 岸 得之助)
⑤59年度「ふるさと歩道をたずねて一倶利伽羅一」	(正印・菊川・泉)
⑥60年度「ふるさと歩道をたずねて一森寺一」	(大田・菊川・児島・田中)
⑦61年度「ふるさと歩道をたずねて一松倉城址一」	(本多・広田・田中)
自然ガイドシリーズ	
①58年度「中部山岳国立公園一称名の自然一」	
②59年度「朝日県立自然公園一朝日国民休養地の自然一」	
③60年度「ねいの里の自然」	
④61年度「五箇山国民休養地の自然」	
⑤62年度「有峰湖国民休養地の自然」	
⑥63年度「中部山岳国立公園一樺平の自然一」	
⑦元年度「中部山岳国立公園一弥陀ヶ原の自然一」	
富山県の自然環境保全地域シリーズ	
①54年度「縄ヶ池・若杉自然環境保全地域」	
②55年度「沢杉自然環境保全地域」	
③56年度「神通峡自然環境保全地域」	
④57年度「愛本自然環境保全地域」	
⑤58年度「深谷自然環境保全地域」	
⑥59年度「山の神自然環境保全地域」	
⑦60年度「池の尻自然環境保全地域」	
⑧61年度「常楽寺自然環境保全地域」	

⑨62年度「日尾御前自然環境保全地域」

⑩63年度「谷内谷自然環境保全地域」

⑪元年度「東福寺自然環境保全地域」

自然観察読本シリーズII

①62年度「大岩眼目県定公園」 (菊川・大田・田中・熊木)

②63年度「呉羽丘陵県定公園」 (菊川・大田・田中・熊木)

③元年度「神通峡県定公園」 (菊川・大田・田中・熊木)

(7) 自然環境の各種調査

ア 立山道路沿線自然生物定点調査

中部山岳国立公園立山地区の利用者は、46年に立山黒部アルペンルートが開通して以来、急激な増加をみている。このことが高山帯をはじめとした立山の自然にいかに関与をおよぼしているのかについて長期的に把握するため、63年度を初年度として平成4年度までの5か年を第Ⅲ期として調査を実施してきている。元年度は、その2年次として次のとおり調査を実施した。(第Ⅰ期調査：53～57年度)(第Ⅱ期調査58～62年度)(第Ⅲ期調査：63～4年度)

(ア) 調査項目

自然生態系の変化を顕著に表わすものとして、植生(主要樹種の活性度の測定等)、土壌(理化学的性質)、鳥類の3項目を調査した。

(イ) 調査範囲

桂台～美女平～弥陀ヶ原～室堂～黒部平にわたるアルペンルート沿いに、代表的な植物群落を指標とした調査区を設けた。

調査区数は、合計55か所である。

(ウ) 調査結果

a アルペンルート沿線では、森林帯の主要構成樹種であるブナの樹勢が引き続き低下していた。

b 利用者が最も集中する室堂平においては、依然として土壌、土砂の流亡が目立ち、植生の退行が進んでいた。

イ 立山ブナ林保全調査

樹勢に低下傾向が見られる立山道路沿線のブナ林の保全のため、「立山

ブナ林保全調査委員会」を設置し、現地調査を行った。

ウ 自然環境管理計画原案の策定

本県の望ましい自然環境のあり方を明らかにし、その実現のため必要とされる諸施策を示す「自然環境管理計画」の原案を58年度から実施してきた動植物の調査結果等を基に取りまとめた。

(8) 自然環境保全地域等の公有地化

自然環境の保全を積極的に推進するため、47年度に富山県自然環境保全基金制度を設置し、市町村と共同して土地の公有化を進めてきている。取得の対象は、自然環境保全地域等の民有地のうち自然環境が極めて優れており、厳正に保全する必要がある土地並びに自然公園の集団施設地区及びその周辺の自然景観が優れておりその環境を保全する必要がある土地等である。

元年度までに公有化した土地は、全部で142.6ha となっている。

表2-172 富山県自然環境保全基金による土地の公有化実績

(2年3月31日現在)

年 度	買 収 内 訳		所有区分(持分)		買収金負担区分		備 考
	地 域	面 積(m ²)	県	市町村	県 (円)	市町村(円)	
48・ 49	五箇山県立自然公園 ・平村相倉地内	23,264.41	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	9,398,822	4,699,410	保全地区 集団施設地区
"	五箇山県立自然公園 ・上平村西赤尾地内	183,443.64	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	10,061,914	4,938,308	
49	縄ヶ池・若杉自然環境保 全地域 ・城端町夫婦滝周辺	126,916	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	14,468,424	4,822,808	
"	白木水無県立自然公園 ・八尾町杉ヶ平地内	378,896	$\frac{3}{4}$ $\frac{2}{3}$	$\frac{1}{4}$ $\frac{1}{3}$	10,415,890	4,021,258	保全地区 集団施設地区
"	朝日県立自然公園 ・朝日城山地内	24,094.46	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	5,505,028	2,752,508	
"	医王山県立自然公園 ・福光町祖谷地内外	381,517.62	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	27,214,946	13,607,378	
"	県民公園野鳥の園 ・婦中町高塚地内	52,394	$\frac{10}{10}$	—	—	—	地上権
49・ 50	能登半島国定公園 ・高岡市雨晴地内	10,178.11	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	18,918,776	9,459,378	
50・ 51	能登半島国定公園 ・氷見市九殿浜・窪地内	8,362	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	12,994,534	6,497,266	
50 51 53 54 55 58	県民公園野鳥の園 ・富山市三ノ熊・山本地内 ・小杉町入会地 (古洞池)	237,547	$\frac{10}{10}$	—	160,422,437	—	
	合 計	1,426,613.24			269,400,771	50,798,314	
					320,199,085		

第3章 平成2年度において講じよう とする環境保全に関する施策

第3章 平成2年度において講じよう とする環境保全に関する施策



県の木 タテヤマスギ

立山を中心とする山岳地帯に自生。寒さや雪に強いという特徴をもっています。材質も強じんて、建築材として喜ばれるため県内で広く植林されています。

第3章 平成2年度において講じよう とする環境保全に関する施策

平成2年度においては、第1章、第2章に述べたような環境の状況を踏まえ、環境汚染の未然防止については、ブルースカイ計画、クリーンウォーター計画の推進をはじめ、総合的な環境管理計画の策定や地域に根ざした環境保全活動の展開を図るほか、環境影響評価制度の推進や環境情報管理システムの整備・拡充を進める。

監視指導体制については、環境の状況を的確に把握するため、大気、水質等の常時監視や各種調査を引き続き実施するとともに、測定機器の計画的な整備に努め、工場等に対しては、立入検査などにより公害の発生防止を適切に指導する。

産業廃棄物対策については、産業廃棄物処理計画の見直しを図るため、実態調査等を行い、適正処理の推進を図る。

快適な環境づくりについては、日本一きれいな県土づくりをめざして、美化清掃運動の展開や地域美化活動の推進を図るとともに、市町村が実施する名水の保全や快適な公共トイレの整備事業を支援する。

地球環境問題については、環境保全意識の啓発をはじめ、酸性雨調査の実施や海外研修生の受け入れ等の各種施策を展開する。

自然環境の保全については、自然の保護と利用を推進するため、黒部峡谷整備事業の基本計画策定に着手するとともに、立山マウントピア構想の調査をはじめ、自然公園内の施設整備やナチュラリストの新規養成による自然保護教育の拡充などの施策を積極的に展開する。

また、公害の防止技術の開発や環境汚染メカニズム、動植物等の自然環境についての調査研究を行う。

1 総合的な環境保全対策

(1) 総合的な環境管理計画の策定

環境汚染の未然防止を図り、良好な環境を確保するため、地域の自然的、社会的特性を踏まえた総合的な環境管理計画を策定する。

(2) 環境影響評価制度の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業に対し、環境影響評価要綱に基づき、事業者による環境影響評価の実施及びこれに係る地域住民や市町村長の意見提出等により、環境の保全が図られるよう事業者を指導する。

(3) 公害防止計画の推進

元年度に新たに策定した富山・高岡地域公害防止計画に基づいて、5年度を目標に主要幹線道路の騒音、都市内河川の水質汚濁、神通川流域のカドミウム汚染田の復元等の公害防止対策事業の推進を図る。

(4) 環境情報管理システムの整備

環境管理計画の推進や複雑・多様化する環境問題に的確に対応するため、環境情報の体系的な整備や解析手法の開発など、環境情報管理システムの整備を進める。

(5) 公害防止条例の改正

水質汚濁防止法の改正に伴い、公害防止条例を改正して、トリクロロエチレン等の有害物質を追加し、規制基準を設定するとともに地下浸透の禁止や事故時の措置の規定を追加する。

2 大気汚染防止対策

(1) 大気環境管理計画（ブルースカイ計画）の推進

硫黄酸化物及び窒素酸化物について、今後とも環境基準を維持し、良好な大気環境を保全していくため、企業の燃料使用計画、将来の交通量及び企業の新規立地計画等をもとに、63年度に改定したブルースカイ計画を推進する。

(2) 大気汚染の常時監視

環境基準の達成状況等を把握し、適切な対策を講ずるため、一般常時観測局35局及び自動車排出ガス常時観測局2局で、硫黄酸化物、窒素酸化物、オキシゲン等の環境濃度を常時監視する。

(3) 大気汚染常時観測局適正配置計画の策定

近年の大気汚染形態の変化やブルースカイ計画等の適切な推進に対応するため、大気観測局適正配置計画検討委員会を設け、全県的に一般環境観測局の適正な配置や自動車排出ガス観測局の増設等について調査・検討を行い、具体的な適正配置計画を策定する。

(4) 酸性雨対策

酸性雨の実態を把握するため、雨水は調査地点を1地点から2地点に増やすとともに、新たに雪6地点、湖沼2地点等の調査地点においてpHや酸性成分を調査する。

また、県及び関係市で酸性雨対策連絡会議を設置し、調査についての連絡調整を図る。

(5) 環境大気基礎調査

常時観測局における監視を補完するため、県内平野部80地点で、硫黄酸化物、窒素酸化物及び降下ばいじんを1か月ばく露法等により調査するほ

か、一般環境及び工場周辺における浮遊粉じん濃度等の調査を25地点で実施する。

(6) 特定ガス環境大気調査

新たに規制物質となったアスベストについて、対象工場の排出実態を調査する。

また、石炭利用の拡大など、燃料の多様化に伴う環境影響を把握するため、大気中の水銀、ひ素及びベンゾ(a)ピレンを調査するとともに、土壌及び玄米中の水銀を調査する。

(7) 自動車排出ガス等環境調査

自動車排出ガスによる環境影響を把握するため、富山市及び高岡市の主要交差点で、一酸化炭素、炭化水素等の大気汚染の実態調査を実施する。

また、スパイクタイヤ使用に伴う道路粉じんの実態を把握するため、県内4か所で、浮遊粉じんや降下ばいじん等の調査を実施する。

(8) 放射能調査

環境放射能の実態を把握するため、降水、大気中の浮遊じん、水道水、野菜、牛乳、土壌等の放射能について調査を実施する。

3 水質汚濁防止対策

(1) 水質環境管理計画（クリーンウォーター計画）の推進

「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保を目標に、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るほか、水質環境管理計画策定研究会において将来の水質予測や今後の施策等の検討を行う。

また、千保川、下条川、高橋川流域において、生活排水対策のモデル実践活動を実施する。

さらに、国立公園内にある黒部湖について、今後とも良好な水質を保全

していくため、湖沼としての環境基準のあてはめと上乗せ排水基準の検討を行う。

(2) 公共用水域の水質監視

河川や湖沼、海域における環境基準の達成状況を把握するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、河川89地点、湖沼2地点、海域30地点の合計121地点において健康項目（カドミウム、水銀等）、生活環境項目（BOD、COD等）などについて、水質調査を実施する。

また、主要海水浴場において水質調査を実施する。

(3) 地下水の水質監視

地下水の水質の状況を把握するため、地下水の水質測定計画に基づき、県内平野部（呉東地域）において有害物質（カドミウム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）について、水質調査を実施する。

(4) 湖沼水質調査

本県の主要な湖沼の水質の現況を把握し、汚染の未然防止を図るため、室牧ダム、刀利ダム及び熊野川ダムにおいて全窒素、全りん等について、水質調査を実施する。

(5) 特定物質環境調査

未規制物質による環境汚染の実態を把握するため、四塩化炭素、MBAS（合成洗剤）等について河川や海域で水質調査を実施する。

(6) 底質環境調査

河川及び港湾における底質の実態を把握するため、重金属（水銀、鉛等）及びPCBについて調査を実施する。

4 騒音、振動防止対策

道路交通騒音等防止対策及び環境基準達成のための基礎資料を得るため、高速道路や主要幹線道路の沿道において騒音・振動の実態を調査する。

また、一般環境騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況についての調査を実施する。

5 悪臭防止対策

(1) 新規悪臭物質の規制

悪臭防止法の改正に伴い、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質について、9市17町の都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制地域に指定するとともに規制基準を設定する。

(2) 悪臭実態調査

畜産業、飼料肥料製造業等における悪臭の実態を把握するため、アンモニアや硫化水素をはじめ、新たに規制物質に追加されたプロピオン酸等の悪臭物質について調査を実施する。

6 土壌汚染対策

(1) 土壌汚染対策事業の実施（神通川流域）

対策計画が策定されている第2次地区において、復元工事を進める一方、作付可能となった客土水田に、第1次地区と同様展示ほを設置して技術指導を推進するとともに、客土水田の水稻収量やカドミウム濃度等の調査を行う。

(2) 土地利用調査等の実施

神通川流域の対策計画が策定されていない地域について、土地利用調査結果等に基づき、対策計画の原案を作成する。

また、黒部地域についても、対策計画の策定作業を進める。

7 地下水対策

(1) 定点地下水位調査

地下水位の変動状況を把握するため、28観測井において地下水位の常時観測を実施する。

(2) 地下水塩水化調査

地下水塩水化の実態を把握するため、県下の海岸部130地点において、地下水の塩素イオン濃度調査を実施する。

(3) 地下水管理指針の策定

恒久的に地下水の適正利用と保全を図るため、地下水揚水量総合解析調査の結果等を踏まえ、地下水管理指針を策定する。

(4) 黒部川地域地下水利用対策協議会の支援

地下水の適正かつ合理的利用を図るため、黒部川流域において設立される地下水利用対策協議会を側面的に支援する。

8 合併処理浄化槽設置推進対策

生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱にもとづき、市町村と協力して、設置者に助成するなど、合併処理浄化槽の普及に努める。

9 産業廃棄物対策

(1) 監視及び指導の強化

有害産業廃棄物の排出事業所及び事業者や処理業者の最終処分場について重点的に監視し、適正処理を指導する。

また、減量化のための中間処理施設及び有効利用促進についての研究及び指導を行う。

(2) 産業廃棄物処理計画の策定

産業廃棄物の現状と将来の発生状況や処理・処分状況及び処理・処分に對する事業者の意向について調査を実施し、7年度を目標とする産業廃棄物処理計画を策定する。

また、最終処分場の適地調査についても、あわせて実施する。

(3) 産業廃棄物交換制度の推進

有効利用及び減量化を推進するため、中部北部広域交換体制（富山、新潟、山梨、長野の4県で構成）及び北陸3県広域交換体制（富山、石川、福井の3県で構成）を活用し、積極的に情報の交換を図る。

(4) 最終処分場の確保

最終処分場の確保を図るため、処理業者に対して地元市町村や住民との協議のもとに計画的整備を図るよう指導する。

(5) 処理業者の育成

処理業者の指導育成を図るとともに、関係団体の行う適正処理活動を支援し、自主管理体制を推進する。

10 快適環境の形成

(1) 県土美化推進運動の展開

日本一きれいな県土づくりをめざし、県土美化推進県民会議を中心に県民総ぐるみによる県土美化推進運動を次のとおり実施する。

ア 県民会議活動の推進

県民総ぐるみによる日本一のきれいな県土づくりを進めるため、県土美化推進県民会議の開催、県土美化功労者の表彰、機関紙の発行、清掃美化大会の開催等を実施し、また、県、市町村、各種団体等の代表者からなる研究会を設置し、3年度以降の「県土美化推進運動」の活動方針を検討する。

イ 県民意識の高揚

ポスター、シール、ごみ持ち帰り袋等の配布や、テレビ、ラジオ、新聞を活用して、県民の環境美化モラルの高揚を図る。

特に、児童期からの県土美化思想の普及を推進するため、引き続き、小学生を対象とした「ふるさとの海辺教室」を開催する。

ウ 県民総ぐるみ大クリーン作戦の展開

県土美化推進県民会議を中心に、地域住民や関係団体等の協力を得て、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」を県民総ぐるみで展開し、清掃活動や緑化活動を県下一斉に行う。

エ 地域美化活動の推進

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、元年度に指定した特別美化モデル地区3地区、一般モデル地区46地区を中心に県土美化活動を展開する。

(2) 親水思想の高揚

「とやまの名水」の環境整備を促進するため市町村が実施する整備事業に助成する。

また、水に対する関心を高めるため、水生生物の観察、名水巡りなどを組み入れた「親子の水とのふれあいバス教室」や「名水巡りバス」を開催する。

(3) 花と緑の県づくり

元年度に引き続き、うるおいに満ちた「日本一の花と緑の県」づくりのため、県民総ぐるみで生活環境の緑化を進めることができるよう、各種施策を展開する。

ア 公共的施設に、花壇やフラワーポットを設置するとともに、県内各地の花の名所を整備する。

イ 緑化木や花の種を配布するとともに、緑花フェスティバル・県民緑化カレッジ等の開催、また、新たに花と緑のフェスティンウィンター、「国際花と緑の博覧会」において「富山県の日」を開催するなど啓発・PR活動を積極的に展開する。

ウ チューリップ学級づくりや緑花指導者の育成を推進するとともに、屋敷林保全対策のための調査研究を行い、緑化推進・保全のための環境づくりを推進する。

エ 中央植物園の基盤施設整備の着手及び林業試験場樹木園の整備を進めるとともに、市町村の専門植物園整備事業に対して補助並びに指導を行う。

オ 全県域を公園とイメージし、美しくやすらぎとうるおいのある快適な県土を形成するため、「全県域公園化構想」を策定する。

(4) 農村公園の整備

農村のうるおいある自然豊かな環境を保全するとともに、農村地域住民の生活とやすらぎと憩いの場となる農村公園の整備を推進する。

(5) 快適な公共トイレの整備

きれいで利用しやすい公共トイレの整備促進を図るため、従来の改築・

改装に加え、モデル的な施設の設置に対しても市町村に助成する。

また、県民の公共トイレに対する意識の啓発を図るため、シンポジウムやグッドトイレコンテスト等を実施する。

11 環境保全活動等の推進

(1) 環境保全活動の推進

ア 環境保全財団の設立準備

県民共有の財産である水と緑に恵まれた環境資源を保全し、快適な環境の形成を図るため、県民の自主的な環境保全活動の拠点となる「とやま環境保全財団」（仮称）の設立について、調査・検討を進める。

イ 環境保全相談室の開設

県民、事業者等に対する環境保全活動の普及啓発を推進するとともに、ボランティア団体等の活動支援及び環境保全に関する情報提供や相談を行う環境保全相談室を開設する。

ウ 環境保全活動推進員（エコライフリーダー）養成講座の開催

環境保全活動の推進、環境保全に関する知識の住民への普及等、地域に根ざした環境保全活動の推進役となるリーダーを養成するため、環境保全活動推進員養成講座を開催する。

エ 環境保全活動方針の策定

県民、事業者等の環境保全に関する意識及びニーズを踏まえ、環境保全活動の積極的な推進を図るため方針を策定する。

(2) 環境教育の推進

ア 「環境週間」諸行事の実施

環境週間には、「環境にやさしい暮らしと社会を求めて」をテーマとして、親と子の自然教室、ポスターの募集・展示、企業に対する呼びかけ等を実施する。

イ 一日環境大学校の開催

地球の温暖化など、地球的規模の環境問題は、世界の大きな関心の的となっており、これらの問題と私たちの暮らしとのかかわりについて考える一日環境大学校を開催する。

ウ 暮らしと資源を考えるバス教室の開催

人間と環境のかかわりについての理解と関心を深め、環境に配慮した生活・行動ルールを確立するため、廃棄物処理施設や自然博物館センター等を巡るバス教室を開催する。

エ 各種教材の整備

環境教育を円滑に推進するため、ビデオ、リーフレット等、各種啓発用教材の整備を進める。

12 その他の環境保全対策

(1) 県民公園新港の森等緩衝緑地の整備

富山新港地区の「県民公園新港の森」及び富山空港地区の「空港スポーツ緑地」の管理について、(財)富山県民福祉公園に委託し、県民に親しまれる公園として運営、整備を図る。

(2) 下水道の整備

小矢部川流域下水道、公共下水道（富山市等9市10町1村1事務組合）及び特定環境保全公共下水道（5市4町2村）の整備を推進し下水道普及率の向上に努めるとともに市街地、農山漁村を含めた県下全域にわたる「下水道整備の基本計画」の策定を図る。

また、農村下水道や地域し尿処理施設の整備を進める。

(3) 畜産総合対策推進指導事業の充実

ア 畜産経営の環境保全対策の指導強化

畜産経営環境保全対策会議を開催し、県、市町村及び農業団体を一丸とする総合的な指導体制を整備強化するとともに、畜産環境保全に係る

畜産農家の実態調査、巡回指導、ふん尿の適正処理技術研修会の開催等を行う。また、苦情の発生源となる水質、悪臭、衛生害虫の発生を未然に防ぐよう検査を実施し、徹底した指導をしながら畜産経営による環境汚染防止を図る。

イ 畜産環境保全の促進

畜産農家の組織化と集団化を図るとともに、畜産農家と耕種農家の連携による合理的な家畜ふん尿の処理を推進し、安定的経営を指導する。

ウ 家畜ふん尿有効利用の促進

家畜ふん尿を土壌改良材及び肥料として土地還元することにより、畜産公害の防止と地力の増強を図り、土地基盤と結びついた安定的な畜産経営の育成を図る。

エ 助成及び融資等

畜産環境保全に係る施設に対し、補助事業の検討及び資金の融資を行うとともにリース事業の積極的活用についても指導を行う。

(4) 漁場環境保全対策

ア 漁場環境の監視

調査指導員による漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行う。

また、漁業者に対し漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努める。

イ 定置網付近の水質調査

定置漁場を中心とした31地点について、水質調査を実施する。

(5) 環境保健対策

ア イタイイタイ病対策

イタイイタイ病患者等の治療の促進と発病の予防を図るため、家庭訪問指導や管理受診を実施するほか、神通川流域における住民健康調査を実施する。

イ カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛㈱（旧日本鉱業㈱三日市製錬所）周辺住民の要追跡者に対し健康調査を実施し、住民の健康管理に努める。

ウ 地域住民の健康管理対策

市町村が生活環境要因の変化に係る健康調査を実施するにあたっては、技術協力をする。

エ 光化学スモッグ対策

光化学スモッグが発生した場合には、被害状況の調査等を実施し、地域住民の健康管理に努める。

13 環境保全に関する試験・研究

(1) 公害センター

ア 樹木による大気浄化作用に関する研究

都市公園における樹木分布、窒素酸化物の濃度分布等の調査を行い、樹木による大気浄化作用について研究を実施する。

イ エアロゾルに関する研究

富山・大山・立山山麓地域におけるエアロゾルの成分及び分布状況について、粒径別の精密調査を行い、地域特性等について研究を実施する。

ウ 自動車排出ガスによる環境影響に関する研究

幹線道路交差点周辺において、窒素酸化物及び粉じんの調査を行い、自動車排出ガスによる環境汚染の実態を把握するとともに、道路構造の差異による汚染特性について研究を実施する。

エ 工場排水の合理的処理に関する研究

接触曝気式活性汚泥処理法の処理条件や処理効率の実態を調査し、より効果的な処理方法について研究を実施する。

オ 有機塩素化合物の分解に関する研究

テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物の光分解による処理法について研究を実施する。

カ 河川上流部における水質特性に関する研究

人為的影響を受けない河川における水質組成と地質との関連等を調査し、河川の自然特性について研究を実施する。

キ 産業廃棄物の有効利用に関する研究

産業廃棄物として県内で大量に発生する樹皮の有効利用を図るため、吸着特性を解明し、脱臭効果について研究を実施する。

ク 樹皮のコンポスト化に関する研究

高分子系コンポスト、石灰系コンポスト及びこれらを施肥した土壌について重金属の形態を調査し、土壌中の挙動について研究を実施する

(2) 衛生研究所

ア 不快動物の多発防止対策の調査研究

元年度に引き続き、観光地、都市部小河川（排水路）等に多発する不快害虫並びに家畜舎から発生するイエバエ、クロバエ類、さらに前年度から調査研究を再開した貯木場周辺の小バエ類、ヌカカ、ユスリカ等について生態を明らかにし、発生防止対策を講ずる。

イ 食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究

元年度に引き続き、残留農薬や水銀等による県内食品の汚染状況について調査する。

ウ イタイイタイ病の予防に関する研究

イタイイタイ病要観察者の血液生化学的検査を継続し、イタイイタイ病への進展を予防するための資料を得る。

エ 環境汚染物質と生体影響に関する研究

生体汚染の評価に資するため、微量化学物質の体内レベルを調査し基礎資料とする。

(3) 農業技術センター農業試験場

ア 公害防除特別土地改良事業に伴う客土水田の調査

神通川流域の公特事業（第2次地区）完了地区の客土水田において、

玄米及び土壌中のカドミウム濃度調査等、対象地域の指定解除のための諸調査を実施する。

イ 対策計画策定のための調査

黒部地域の農用地土壌汚染対策地域について、対策計画策定に必要な諸調査を実施する。

(4) 水産試験場

ア 富山湾の水質環境に関する調査

前年度に引き続き富山湾の水質環境調査を定期的に実施し、富山湾沿岸域の水質環境の現況を把握するとともに、漁場環境の評価のための基礎資料とする。

イ 富山湾の汚染指標の底生生物の調査

富山湾内8か所で採泥を行い、底生生物の消長を調査することによって、富山湾海域の環境を監視する。

(5) 林業技術センター林業試験場

酸性雨等森林影響予察調査

森林に流入する酸性降下物等の負荷量や森林土壌の理化学的特性にもとづいた緩衝能調査から、森林に与えるインパクトを検討し、影響評価についての基礎資料を得る。

14 公害防止事業に対する助成

中小企業における公害防止施設の整備を促進するため、中小企業者が設置する施設に対し、長期・低利な資金を融資する。

15 自然環境保全対策

(1) 自然環境保全地域の管理

ア 自然環境保全計画に基づき、自然環境保全地域において標識の整備や管理歩道の新設等の保全事業を実施する。

イ 保全地域の大切さを認識してもらうため、普及用のガイドブックを作成する。

(2) 自然公園の整備及び管理

ア 中部山岳国立公園については、新規事業として、黒部峡谷樺平地区で探勝歩道や河原園地の整備に着手するとともに、継続事業としては、称名地区では、称名園地及び悪城の壁展望台の整備を行う。また、室堂では、エンマ台園地を改良整備し、五色ヶ原や折立～太郎山においては、歩道を改良整備する。

また、五色ヶ原や折立～太郎山においては、歩道の改良整備を実施する。

イ 能登半島国定公園については、継続事業として二上山野営場の整備を進める。

ウ 有峰湖国民休養地については、継続事業としてトリムコースの整備を実施する。

エ 自然公園内の公共トイレのリフレッシュを図るため、継続事業として雄山山頂公衆便所、雨晴野営場、雨晴駐車場公衆便所の改良整備を実施する。

オ 朝日町等9市町村の県立自然公園及び県定公園については、県の補助事業で施設整備を実施する。

カ 県立自然公園内の高山植物等を保護するため、採取を規制する植物を指定する。

キ 県立自然公園及び県定公園の見直しを行い、利用計画の刷新と県定公園の新規指定等を行う。

ク 立山の自然の保護と利用について、「望ましい立山を考える会」で、さまざまな角度から幅広く検討する。

ケ 立山室堂一帯の新しい利用者サービスのあり方の見直しを行う立山マ

ウントピア構想を策定するため、利用状況の把握や将来予想の調査を行う。

コ 立山の植生復元については、引き続き室堂地区において緑化工事を実施する。

サ 室堂に設置されている立山自然保護センターを基地とし、公園パトロール、美化清掃及び利用者指導等を行う。

シ 山岳遭難防止対策として、従来からのテレフォンサービスに加えて新たに立山室堂ターミナルに登山指導コーナーを開設するとともに遭難防止対策無線連絡網の充実やアマチュア無線局を開局し、安全登山を推進する。

ス 薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶（タカネヒカゲ等）を違法採取者から保護するため、標識等による啓発やパトロールの強化を行う。

(3) 県民公園の整備及び運営

ア 県民公園頼成の森においては、花しょうぶ園を拡大し、水生植物園とするための土地造成や園内道路の整備等を行う。（元年度から継続）

イ 富山県置県百年記念県民公園条例に基づき、新港の森、太閤山ランド、頼成の森、自然博物園及び野鳥の園の管理を（財）富山県民福祉公園に委託し、諸施設の有機的かつ一体的な利用が図られるよう適切な管理運営に努める。

ウ 県民公園自然博物園の老朽化した案内看板やベンチ等の更新を図る。

(4) 家族旅行村の整備及び運営

ア 立山山麓家族旅行村については、あわすの平リフレッシュ計画に基づき継続事業としてファミリーゴルフコースの整備を実施し、多様化したニーズに応えられる家族旅行村として運営する。

イ とやま・ふくおか家族旅行村については、県内２番目の家族旅行村として地元福岡町等とともに本格的な建設事業に着手する。

(5) 野生鳥獣の保護と管理

ア ライチョウ保護対策の一環として、野口五郎岳で生息数及び生息環境調査を実施するほか、引き続き立山で生態調査、冬期調査等の諸調査を実施する。

さらに、室堂山周辺100haにおいて、繁殖期(5月20日から7月末まで)にスキーヤーなどのハイマツ地帯への立入りを規制する。

イ 鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の設定期間が満了となる天神山及び朝日山鳥獣保護区については、鳥獣の生息環境を今後も引き続き確保するため期間を更新する。

ウ 県内各地に鳥獣保護員を配置し、保護の実効と啓発を図る。

エ 愛鳥週間において、ツバメの調査、バードウォッチング、愛鳥ポスターならびに標語の募集を行うなど愛鳥思想の啓発を図る。

オ オオハクチョウのための給餌活動、カスミ網による密猟の取締り、キジの放鳥等を行い積極的に野生鳥獣の保護と増殖を図るほか、鳥獣保護センターにおいて、負傷鳥獣の救護を実施する。

カ 有害鳥獣の駆除は、必要に応じて駆除隊を編成し、的確で迅速な駆除を実施する。

キ 狩猟の適正化を図るため、各種の講習会、研修会や取締りを実施する。

ク 狩猟事故の防止を図るため、必要に応じ銃猟禁止区域、銃猟制限区域を設置する。

ケ 近年、農作物への被害を頻繁にもたらしている野猿に対して、63年度から実施してきた生息実態調査及び被害防止実験調査結果を基に総合的な野猿対策を取りまとめる。

(6) 自然保護思想の普及

ア 次の各地域にナチュラリストを配置し、公園利用者に自然解説を行う。

県民公園(自然博物館及び頼成の森)

4月22日～11月3日の間の毎日曜日及び祝日

称名の滝

7月1日～10月10日の間の毎日曜日及び祝日

立山（室堂及び弥陀ヶ原）

7月20日～8月31日の毎日

イ 需要の増大やナチュラリスト事業充実のため、自然解説員の新規養成を図る。

ウ 県内各地に自然保護指導員を配置し、自然公園等の利用者の指導、自然保護思想の普及に努めるとともに、自然に関する情報を収集する。

エ 自然保護に関する講演会を開催する。

オ 自然観察読本及び自然ガイドシリーズを発行する。

カ 自然博物館「ねいの里」において、四季を通じての自然観察会をはじめとして、誰もが自然に親しみ学べるように各種プログラムを実施することによって、環境教育の普及を図る。

キ 自然保護思想の普及のため、自然に親しむ集いを開催する。

ク 有峰湖一帯において、自然に身近に触れることにより、すばらしい郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培うことを目的として元年度に引き続き有峰フェスティバルを開催する。

(7) 自然環境の各種調査

ア 53～55年に設定した立山道路沿線の調査区において、引き続き植生（植生及び標本木の活力度）、土壌（理化学的性質）の2項目について、定点調査を行う。

イ 樹勢に低下傾向が見られる立山道路沿線ブナ林の原因及び保全対策樹立のための調査を行う。

ウ 巨木や名木の保全を図るため、現況調査を実施する。

エ 環境庁の委託による自然環境基礎調査（海域生物環境調査）を行う。

第1 年表（昭和35年度～50年度）

資 料



県の獣 ニホンカモシカ

ウシ科の獣で主に標高 500
～2000㍍の森林地帯や岩場
にすんでいます。性格はお
となしく、木の芽や草を主
食とし、厳しい自然環境に
適応して生きています。

（昭和30年、国の特別天然記念物に指定）

第1 年表（昭和36年度～63年度）

年 月	内 容
36・8	・富山県鉱工業公害対策協議会設置
37・6	・ばい煙規制法制定
38・11	・富山県鳥獣保護及び狩猟に関する法律施行細則制定 ・富山県鳥獣保護員設置規則制定
39・9	・富山化学工業㈱富山工場で塩素漏洩事故発生
10	・県衛生研究所に公害調査課設置
40・11	・富山県公害対策協議会設置
41・3	・富山県登山届出条例制定
4	・県厚生部環境衛生課に公害係設置 ・富山県山岳遭難防止対策審議会設置 ・富山県定公園規則制定
9	・国、新型車の排出ガス規制告示（CO濃度3％） ・厚生省研究班、イタイイタイ病の原因に関する見解発表
12	・小矢部川下流の底質から有機水銀発見、県、追跡調査実施
42・1	・県、イタイイタイ病についての報告書発表
4	・県総合計画部に公害課設置
5	・富山県中小企業公害防止施設整備資金融資要綱及び富山県公害防止施設整備資金融資利子補給金交付要綱制定
6	・富山県公害対策連絡会議設置
7	・富山市、高岡市、新湊市の区域、ばい煙規制法の規制地域に指定 ・国及び県、高岡、新湊地区地下水利用適正化調査開始
8	・公害対策基本法制定
12	・県、イタイイタイ病患者及び疑似患者等に対する特別措置要綱制定
43・3	・富山県公害防止条例制定（公害防止計画の届出、水銀の測定義務、公害対策審議会の設置） ・イタイイタイ病患者、三井金属鉱業㈱を相手どって訴訟提起
4	・富山県公害対策審議会設置
5	・厚生省、イタイイタイ病の原因は、三井金属鉱業㈱神岡鉱業所の排出したカドミウムである旨の見解を発表 ・イタイイタイ病裁判の第一回口頭弁論が富山地裁で開始 ・庄川下流域地下水利用対策協議会設立
6	・富山県公害防止条例施行規則制定 ・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定

年 月	内 容
43・7	・国及び県、大気拡散調査開始
8	・厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
11	・県、北陸電力㈱と公害防止協定締結
12	・県、工場又は事業所の事故時に関する措置要綱制定
	・富山市、高岡市、新湊市の区域、大気汚染防止法の規制地域に指定
44・2	・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、水質保全法のメチル水銀規制水域に指定
	・国、硫酸化合物に係る環境基準を設定
	・県、住友化学工業㈱と公害対策に関する細目協定締結
3	・富山市、高岡市、騒音規制法に基づく規制地域に指定
4	・富山県中小企業公害防止施設整備資金融資要綱及び富山県公害防止施設整備資金融資利子補給金交付要綱改正
9	・国、新型車の排出ガス規制告示（CO濃度2.5%）
	・国、カドミウムによる環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
12	・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
45・1	・富山県公害被害者認定審査会設置
	・国、一酸化炭素に係る環境基準を設定
	・神通川の水銀汚染が表面化、発生源は福寿製薬㈱富山工場と判明
5	・富山県公害関係部長会議設置
	・日本鉱業㈱三日市製錬所による黒部市のカドミウム汚染が表面化、県、同製錬所周辺を中心とするカドミウム暫定汚染区域設定
6	・日本鉱業㈱三日市製錬所4割操短を実施
	・公害紛争処理法制定
	・富山県総合計画部公害課を知事直属の公害課に所属変更するとともに公害センター設置
	・富山県公害防止条例全面改正（公害対策の責務、工場等に対する規制、特定物質の測定義務、小規模事業者に対する助成措置）
	・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、熊野川下流部、水質保全法のアルキル水銀規制水域に指定
7	・厚生省、米の中のカドミウム濃度の安全基準を設定
	・県、日本鉱業㈱三日市製錬所周辺を中心とする地域にカドミウム要精密調査区域設定
8	・富山県公害防止条例施行規則全面改正（規制基準の設定、特定施設の拡大）
	・富山県環境保健健康調査実施要綱制定

年 月	内 容
45・8	・富山県公害対策本部設置 ・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催 ・日本鉱業㈱三日市製錬所、豊羽鉱山（北海道）の付属製錬所となり鉱山保安法の適用
9	・富山県公害行政推進協議会設置 ・富山県環境保健健康調査協議会設置 ・富山県公害紛争処理条例制定
10	・富山県公害部を新設（公害管理課、公害防止課、保安整備課、交通安全課） ・県、生活環境要因の変化に伴う健康障害者に対する特別措置要綱制定 ・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催
11	・富山県公害審査会設置 ・知事「ふっ素化合物の環境基準、りん酸化物及び窒素酸化物の排出基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
12	・第64臨時国会で公害関係14法成立 ・国、小矢部川を水質保全法の指定水域に指定
46・1	・富山県公害被害者認定審査会設置
2	・富山県公害防止条例及び同施行規則改正（年次報告、直罰規定等の新設、深夜騒音等の規制、使用開始の報告）
3	・富山県立自然公園条例制定
4	・公害センターを2課制（監視課、調査課） ・富山県中小企業公害防止資金融資要綱改正及び富山県公害防止資金融資利子補給金交付要綱改正
5	・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱制定及び大気汚染中央監視室開設 ・婦中町、富山市、大沢野町、イタイイタイ病に関連して支出した公費について、三井金属鉱業㈱に対し損害賠償請求 ・国、小矢部川に水質汚濁に係る環境基準を設定 ・国、騒音に係る環境基準を設定
6	・悪臭防止法制定 ・県、ふっ素及びふっ素化合物に係る環境基準を設定 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・富山県産業廃棄物処理対策研究会設置 ・第1次イタイイタイ病訴訟結審（富山地裁） ・知事「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を県公害対策審議会に諮問、同審議会「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を知事に答申

年 月	内 容
46・6	・第1次イタイイタイ病訴訟の第1審判決(富山地裁)、即日、三井金属鉱業㈱控訴 ・環境庁発足
7	・富山県水質審議会設置 ・富山県公害防止条例施行規則改正(特定施設、規制物質の追加)
8	・知事「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」を県公害対策審議会に、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」を県水質審議会に諮問 ・県公害対策審議会「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」、「りん酸化合物及び窒素酸化合物に係る指導排出基準の設定」を知事に答申 ・県、第1回の公害白書発表
9	・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」について知事に答申
10	・県、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例制定(有害物質に係る上乗せ排出基準及び小矢部川に係る上乗せ排水基準の設定) ・富山市、大気汚染防止法に基づく政令市に指定 ・富山市、婦中町、大沢野町と三井金属鉱業㈱との間で、知事を立会人としてイタイイタイ病に基づいて支出した医療費については、イタイイタイ病裁判の判決が確定したとき、時効と関係なく原因者が支払う等の内容の覚書を交換
12	・大気汚染防止法施行令及び同規則改正(K値改正)
47・1	・国、浮遊粒子状物質に係る環境基準を設定 ・県水質審議会、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定と上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申
2	・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱と公害防止協定締結 ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事、「騒音規制法の指定地域の拡大及び環境基準の地域類型指定」、「黒部地区のカドミウム汚染問題に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問
3	・県、三井金属鉱業㈱と環境保全等に関する基本協定締結及び汚染米対策に関する覚書交換 ・富山県自然環境保全基金条例制定
4	・知事直轄として自然保護室設置

年 月	内 容
47・4	・県、神通川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び神通川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・県、主要工場に対し、PCB使用の自粛、PCB関係製品等の在庫調査、PCB回収方法等の管理体制について要請
5	・知事、「シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準の設定」、「庄川水域及び富山新港等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」及び「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、県水質審議会に諮問 ・県水質審議会、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「昭和47年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・知事、「いおう酸化物に係る環境保全対策」について、県公害対策審議会に諮問
6	・公害等調整委員会設置法制定 ・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正（無過失損害賠償責任） ・自然環境保全法制定 ・廃棄物処理施設整備緊急措置法制定 ・県、白岩川水域に係る環境基準の水域類型の指定
7	・県、白岩川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・富山県自然保護指導員設置要領及び業務要領制定 ・富山県自然環境保全条例制定 ・富山県大境ビジターセンター条例制定
8	・公害センター新庁舎完成 ・国及び県、富山・高岡・新湊地区大気関係産業公害総合事前調査開始 ・三井金属鉱業㈱、イタイイタイ病第1次訴訟控訴審で敗訴しても、上告を断念する旨を表明 ・イタイイタイ病第1次訴訟控訴審判決（名古屋高等裁判所金沢支部） ・イタイイタイ病訴訟原告等、東京で三井金属鉱業㈱からイタイイタイ病の原因が神岡鉱業所から排出されたカドミウム等の重金属であることを認め今後争わない、第1～第7次訴訟原告に対し請求額どおり8月いっぱいをめどに支払うなどの誓約書、農業被害の賠償と汚染土壌復元の義務をもった誓約書を受理するとともに、同社と住民の立入調査権を認めた公害防止協定を締結
9	・県水質審議会、「シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申

年 月	内 容
47・9	・知事、「産業廃棄物に関する処理計画策定上の基本的考え方」について、県公害対策審議会に諮問
10	・県公害対策審議会、「黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申
	・県、富山市、大沢野町、婦中町と三井金属鉱業㈱との間で「イタイイタイ病対策に支出した経費に対する三井金属鉱業㈱の負担等に関する覚書」を交換
	・県、シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準設定
	・富山県自然環境保全調整会議設置要領制定
11	・富山県自然環境保全審議会規則制定
	・富山県自然環境保全審議会設置
	・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、知事に答申
	・知事、「ふっ素等に係る上乗せ排水基準の設定」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問
	・県公害対策審議会、「ふっ素等に係る上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申
12	・県公害対策審議会、「騒音に係る規制基準の区域の区分の一部変更」について、知事に答申
	・知事、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、県総合開発審議会に諮問
	・三井金属鉱業㈱と富山市、婦中町の地元農業協同組合とでカドミウム汚染に係る47年度以降の産米の取扱いに関する覚書締結
	・県、ふっ素等に係る上乗せ排水基準設定
	・県、小矢部川水域に係る上乗せ排水基準設定
	・県、住友化学工業㈱との公害対策に関する付属協定を改定
	・財団法人神通川流域振興協力財団設立
48・1	・富山県立自然公園条例施行規則制定
	・県公害対策審議会、「硫酸酸化物に係る環境保全対策」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」について、知事に答申
2	・県、「硫酸酸化物環境保全計画」策定
	・県、騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等及び富山県公害防止条例施行規則の改正（第4種区域の一部規制基準の強化）
3	・富山県立自然公園（朝日、有峰、五箇山）の指定

年 月	内 容
48・3	・ 県、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等告示（高岡市の一部地区の指定、規制基準の設定）
4	・ 公害センターを4課制（総務課、大気課、水質課、特殊公害課）
5	・ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法制定 ・ 国、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準を設定 ・ 国、二酸化硫黄に係る新環境基準を設定 ・ 熊本大学第2次水俣病研究班、第3水俣病を提起 ・ 知事、「昭和48年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 知事、「富山県自然環境保全基本方針」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 県、県内水銀使用8工場の水銀を含む廃棄物等の総点検開始 ・ 知事、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」について、県水質審議会に諮問
6	・ 県、富山湾一帯の魚介類の水銀調査開始 ・ 日本鉱業㈱三日市製錬所、鉱山保安法から適用除外 ・ 第1回環境週間始まる ・ 厚生省、魚介類に係る水銀の暫定的基準発表 ・ 環境庁、9水域（水俣、八代、有明、徳山、新居浜、水島、水見、魚津、酒田）を水銀汚染について環境調査を実施する水域として指定 ・ 富山県自然環境保全基本方針の制定
7	・ 富山・高岡地域公害防止計画策定の基本方針が、内閣総理大臣から指示 ・ 富山県土地対策要綱制定施行 ・ 県漁業協同組合連合会、水銀使用企業6社と水銀問題で被った損害補償について交渉開始 ・ 国及び県、富山湾海域産業公害総合事前調査開始 ・ 富山県自然環境保全基金事務取扱要綱制定 ・ 大気汚染防止法施行規則改正（窒素酸化物の排出基準設定） ・ 公害健康被害補償法制定 ・ 知事、「カドミウムに係る上乗せ排出基準」について、県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 県水質審議会、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」、「庄川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・ 知事、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、県

年 月	内 容
48・7	公害対策審議会に諮問
8	・ 県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定
9	・ 県、黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の指定（27.8ha） ・ 都市緑地保全法制定 ・ 県総合開発審議会、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、知事に答申、県、「住みよい富山県をつくる総合計画」を策定 ・ 県のあっせんにより、県漁業協同組合連合会と水銀使用企業の間で補償交渉妥結 ・ 知事、「縄ヶ池・若杉、沢杉自然環境保全地域及び保全計画」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 県、庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定 ・ 県、庄川水域等に係る上乗せ排水基準設定 ・ 県、カドミウムに係る上乗せ排出基準及び排水基準設定
10	・ 工場立地法改正 ・ 動物の保護及び管理に関する法律制定 ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 ・ 富山県自然環境保全条例施行規則制定 ・ 富山県自然環境保全地域（縄ヶ池・若杉、沢杉）の指定 ・ 国、自然環境保全基本方針制定 ・ 富山県浄化槽協会発足
11	・ 環境庁、富山湾の魚介類に係る水銀汚染について安全である旨を公表 ・ 新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町騒音規制法に基づく規制地域に指定
12	・ 流通加工業者、水銀使用企業両者から水銀補償交渉について、県にあっせん依頼 ・ 富山県立自然公園条例及び富山県自然環境保全条例改正 ・ 国、航空機騒音に係る環境基準を設定
49・1	・ 国、自動車排出ガス50年度規制告示
2	・ 富山県立自然公園条例施行規則及び富山県自然環境保全条例施行規則改正 ・ 県公害対策審議会、「硫酸酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
3	・ 県のあっせんにより、流通加工業者と水銀使用企業の間で補償交渉妥結 ・ 県、「硫酸酸化物環境保全計画」改定 ・ 大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）

年 月	内 容
49・3	・知事、「白木水無県立自然公園の公園計画」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県公害対策審議会、「神通川流域（左岸地域）に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県自然環境保全審議会、「白木水無県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申 ・県、白木水無県立自然公園の指定
4	・富山県環境部発足（環境管理課、公害防止課、保安整備課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課） ・富山市、高岡市、新湊市、魚津市、滑川市、砺波市、婦中町、小杉町、大門町及び大島町、悪臭防止法に基づく規制地域に指定 ・知事、「昭和49年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・中央サイクリングロード（富山市五福～小杉町黒河間8.9km）開設
5	・富山市、水質汚濁防止法に基づく政令市に指定 ・高岡広域圏公害センター発足 ・作道、上市地区等でカドミチ問題発生 ・第26回全国公害行政協議会、富山市で開催
6	・大気汚染防止法の一部を改正する法律（総量規制）公布 ・公害紛争処理法改正（紛争処理制度の整備） ・県公害対策審議会、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、知事に答申 ・県、窒素酸化物及び浮遊粉じん環境保全計画策定 ・国土利用計画法制定 ・行政管理庁設置法改正（環境庁所管事務追加）
7	・国及び県、富山市周辺地域地下水利用適正化調査開始 ・立山環境保全協会設立 ・県、自然解説員（ナチュラリスト）を立山地区に初めて配置（自然に親しむ運動月間中）
8	・県、神通川流域左岸地域を農用地土壌汚染対策地域に指定（647.4ha）
9	・通商産業省、ガソリン無鉛化の指導開始 ・国、水銀に係る環境基準を改正 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める総理府令改正（水銀排水基準強化、49、10、30施行）
10	・富山県公害健康被害認定審査会設置 ・福岡町で井戸水汚染問題発生

年 月	内 容
49・10	・国及び県、公害健康被害補償法に基づく基礎調査開始 ・国設渡り鳥観測ステーション、婦中町に開設
11	・県水質審議会、「常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・水質汚濁防止法施行令改正（特定施設追加） ・県、黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の変更告示（129.5ha） ・県、第1回の環境白書発表
12	・県、常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型の指定 ・県、常願寺川水域等に係る上乗せ排水基準制定 ・国、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・魚津市、滑川市、砺波市、懸念規制法に基づく指定地域に指定
50・1	・知事、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県自然環境保全審議会、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申
2	・国、PCBに係る環境基準を設定 ・富山地域地下水利用対策協議会設立 ・県、医王山県立自然公園の指定 ・国、自動車排出ガスの51年度規制告示
3	・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護獣指定」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県自然環境保全審議会、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護獣指定」について、知事に答申 ・富山県公害防止条例施行規則改正（水銀、PCB排水基準強化） ・富山県中小企業公害防止資金融資要綱改正及び富山県公害防止資金融資利子補給金交付要綱改正
4	・県公害対策審議会、「神通川流域右岸地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・知事、「昭和50年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県民公園「頼成の森」（115ha）開園

年 月	内 容
50・7	・黒部峡谷環境保全協会設立 ・「富山市南西部とその周辺地域の広域的土地利用計画」策定のためのプロジェクトチーム設置 ・国、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定 ・富山県地下水対策研究会設置
8	・県、地盤変動水準測量調査を呉西地区について開始
9	・国、自動車騒音の大きさの許容限度告示
10	・県、神通川流域右岸地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定（356 ha）
12	・大気汚染防止法施行令及び施行規則改正（ばい煙発生施設「コークス炉」の追加、窒素酸化物の排出基準改定） ・中央公害対策審議会環境保健部会、富山市北部地域、高岡市吉久地区及び新湊市庄西地区の地域を公害健康被害補償法に基づく指定地域にしないことを決定 ・油濁損害賠償補償法公布
51・1	・県水質審議会、「早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定並びに上乗せ排水基準の設定（小矢部川水域の一部改正含む。）」について、知事に答申
2	・富山県し尿浄化槽指導要綱制定（51. 2. 20施行） ・県地下水対策研究会「富山県における地下水規制のあり方について」の報告書発表 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申 ・県、「硫黄酸化物環境保全計画」改定
3	・県、「産業廃棄物処理計画」策定 ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定 ・富山県し尿浄化槽審査会設置 ・知事、「愛本及び神通峡自然環境保全地域の指定」、「神通峡県定公園及び五箇山県立公園の区域の変更」及び「白木、奥神通、医王山及び小川鳥獣保護区の設定」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定（小矢部川水域の一部改正含む。） ・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る上乗せ排水基準設定（小矢部川水域の一部改正含む）（51. 4. 1 施行） ・富山県地下水の採取に関する条例制定

年 月	内 容
51・4	・富山県生活環境部発足（環境管理課、公害対策課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課、県民生活課） ・知事、「昭和51年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
5	・高岡・新湊地区に初めてオキシダント緊急情報発令 ・ふるさと歩道第1号開通（大沢野町御前山、神通峡のコース）
6	・愛本自然環境保全地域（面積11.8ha）、東福寺自然環境保全地域（面積71.5ha）、神通峡自然環境保全地域（面積152.7ha）の指定 ・僧ヶ岳に県内最大のクロサンショウウオ群生地発見 ・振動規制法公布（12.1施行） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正公布（52.3.15施行）
7	・立山自然保護センターオープン
8	・中央公害対策審議会、「大気中炭化水素濃度の指針値」を答申 ・グリーンベルト都市計画決定 ・悪臭防止法施行令一部改正公布（10.1施行） ・富山・高岡新産都市計画の新5か年基本計画（案）策定 ・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）
11	・白木峰鳥獣保護区（面積4,590ha）、奥神通鳥獣保護区（面積460ha）、奥五位鳥獣保護区（面積280ha）、医王山鳥獣保護区（面積1,790ha）、小川鳥獣保護区（面積600ha）の設定 ・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用土壌汚染対策地域の区域の変更」及び「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の策定」について知事に答申 ・神通川左岸地域（左岸350ha）の追加指定 ・グリーンベルト事業実施決定（事業費総額85億2千万円）
12	・県地下水審議会、「地下水規制地域の指定、取水基準の設定及び観察地域の指定」及び「富山県地下水の採取に関する条例施行規則の制定」について知事に答申 ・53年度自動車排出ガス規制の告示 ・沢杉自然環境保全地域特別地区（面積2.67ha）、愛本自然環境保全地域特別地区（面積1.89ha）、神通峡自然環境保全地域特別地区（面積45.04ha）の指定
52・1	・地下水採取条例施行規則公布（3.1施行） ・地下水採取条例に基づく指定地域及び取水基準の告示
3	・神通川流域振興協力財団解散 ・朝日県立自然公園城山地区一帯約60haをあさひ国民休養地として指

年 月	内 容
52・4	定（環境庁） ・立山連峰登山情報テレホンサービス開始 ・知事、「昭和52年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・中央サイクリングロード（小杉～大門）オープン ・県公害審査会へ機業場の振動・騒音公害の調停申請を住民から提出
5	・第31回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい開催（常陸宮夫妻御臨席、於富山県民会館、県民公園頼成の森）
6	・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（6.21施行規則の一部改正） ・大気汚染防止法施行規則の一部改正公布（窒素酸化物第3次規制6.18施行）
8	・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の区域の変更」について知事に答申 （神通川左岸地域8ha、右岸地域126haを追加） ・知事「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
9	・県公害審査会調停委員会で機業場の振動・騒音公害の調停成立
10	・国民宿舎（平村）着工
12	・県、カドミウム汚染田の復元工法を4種類選定 ・国民宿舎「白樺ハイツ」竣工 ・中央公害対策審議会、「自動車排出ガス許容限度長期設定方策」を答申
53・1	・54年度自動車排出ガス規制告示 （住みよい富山県をつくる総合計画の修正計画）
2	・県公害対策審議会、「振動規制法、悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定」について知事に答申 ・倶利伽羅鳥獣保護区設定公聴会
3	・キツネの捕獲規制に係る公聴会 ・中央公害対策審議会、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等」を答申 ・県自然環境保全審議会、「自然環境保全地域の指定」、「倶利伽羅鳥獣保護区の設定」及び「キツネの捕獲規制」について知事に答申
4	・富山県生活環境部内の行政機構を一部変更（県民生活課、土地対策課、環境整備課、公害対策課、自然保護課、自然公園課） ・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制

年 月	内 容
53・4	地域の指定等の一部改正」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の告示 ・窒素酸化物に係る乗用車の53年度規制の実施
5	・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制地域の指定等の一部改正」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の施行
6	・知事、「昭和53年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・オキシダント緊急時の注意報を初めて高岡、新湊地区に発令
7	・水質汚濁防止法の一部改正が告示され、総量規制の導入が図られる(54.6.12施行)
10	・深谷地区自然環境保全地域(8.5ha)の指定 ・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示(0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)
54・1	・県公害対策審議会、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申 ・県、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全計画」の改定
3	・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施 ・運輸省、「整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について」運輸大臣通達
5	・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定 ・県自然環境保全審議会、「山の神自然環境保全地域の指定」について知事に答申 ・財富山県民福祉公園理事会、自然博物館センター整備事業を承認 ・県山岳遭難防止対策審議会、登山届出条例の見直しについて協議 ・中央公害対策審議会、「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的考え方について」を答申
6	・「水質汚濁防止法施行令の一部改正」を公布(病院施設、一般廃棄物処理施設を特定施設として追加)
8	・知事、「昭和54年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
6	・国民宿舎「五箇山荘」落成式
8	・窒素酸化物排出基準(第4次規制)の改正(規制対象施設の拡大) ・山の神自然環境保全地域(12.5ha)の指定

年 月	内 容
54・8	・「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行
9	・富山・高岡地域公害防止計画の策定について国が県に基本方針を指示
11	・知事、「神通川流域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」について県公害対策審議会に諮問
11	・県公害対策審議会、「神通川流域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」を答申
55・2	・神通川流域農用地土壌汚染対策について第1次対策計画、費用負担計画を策定し公表
	・富山県自然環境保全審議会、「池の尻自然環境保全地域の指定及び保全計画」並びに「朝日鳥獣保護区の設定」を答申
3	・国、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認
	・グリーンベルト起工式
4	・知事、「昭和55年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
	・北陸電力㈱及び関西電力㈱、朝日小川第1、第2及び新愛本の三水力発電所の建設を県に申し入れる。
	・北陸電力㈱及び関西電力㈱、朝日小川第1、第2及び新愛本の三水力発電所建設に係る環境影響調査書を県に提出
	・自然博物館センター建設工事に着手（事業主体富山県民福祉公園）
9	・「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行
	・白馬岳ライチョウ生息調査実施（10月5日まで）
10	・氷見市に朝日山鳥獣保護区（390ha）を設定
	・環境庁、深夜営業騒音規制について通達
	・神通川流域地区県営公害防除特別土地改良事業の安全祈願式典
12	・知事、「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の変更」について県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申
	・電源開発調整審議会、55年度電源開発基本計画に朝日小川第1、第2及び新愛本発電計画を組み込むことを承認
56・1	・中央公害対策審議会企画部会、「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」の報告書をまとめる。
	・池の尻自然環境保全地域（1.4ha）の指定
	・中央公害対策審議会、「湖沼環境保全のための制度の在り方について」を環境庁長官に答申
2	・県自然環境保全審議会、「日尾御前自然環境保全地域の指定」について知事に答申
3	・環境庁の「エネルギーと環境問題懇談会」、エネルギー問題について報

年 月	内 容
56・3	告書をまとめる。 ・「県中小企業公害防止資金融資要綱の一部改正」及び「県公害防止資金融資利子補給金交付要綱の廃止」を告示
4	・富山・高岡両商工会議所に「廃棄物交換コーナー」を開設 ・知事、「昭和56年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日審議会答申 ・環境影響評価法案が国会に提出される。
6	・自然博物館センター「ねいの里」を開園
8	・環境庁、自動車排出ガス及び自動車騒音の58年規制を告示
9	・富山共同火力発電機が、県及び新湊市に対し「富山新港共火1号、2号機の燃料を石炭に転換する計画」について協力要請
10	・「振動規制法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」に基づく規制地域として黒部市、小矢部市等2市10町を追加指定告示
11	・北陸電力㈱から県に対し、七尾火力発電所（大田）の建設申し入れ ・「キツネの捕獲禁止及び制限」について告示 ・八尾町日尾御前自然環境保全地域（34.9ha）の指定 ・県公害対策審議会、「硫酸化合物及び窒素化合物に係る環境保全計画の改定」について知事に答申 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（合板製造業等8業種11施設を規制対象に追加）告示
57・1	・「松川に係る環境基準の水域類型の指定」について告示 ・ガン、カモ科鳥類の生息数全国一斉調査
2	・県自然環境保全審議会、「第5次鳥獣保護事業計画」について知事に答申
3	・「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（測定方法の変更）告示 ・鉄道建設公団、北陸新幹線のルート、駅の概要について公表
4	・環境庁長官、湖沼のリン・窒素に係る環境基準の設定について中央公害対策審議会に諮問
5	・鉄道建設公団、県内33か所で騒音、振動調査開始 ・環境庁、自動車騒音に係る第2段階規制の59年度実施を決定 ・大気汚染防止法施行規制の一部改正（ばいじん規制の強化）を告示
6	・水質汚濁防止法施行令の一部改正（地方卸売市場を規制対象に追加）を告示 ・県、富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴う環境保全計画について審査結果を公表

年 月	内 容
57・7	・五龍岳ライチョウ生息調査実施 ・富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴い県と北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定
8	・県、神通川流域カドミウム汚染田復元事業の第2次地区を公表
9	・県下一斉に空カン回収活動実施
10	・県民公園新港の森一部供用開始
12	・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案を公表 ・富山新港東部埋め立て計画について県と地元3漁協との間で覚書を締結
58・1	・知事、「新幹線鉄道騒音の環境基準に係る地域指定の基本方針」について県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申
2	・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	・富山県置県百年記念県民公園条例を制定
4	・「県土美化推進県民会議」を設立し、県土美化運動を展開
5	・知事、「昭和58年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
6	・北陸電力㈱、七尾大田火力発電所の建設開始
7	・唐松岳ライチョウ生息調査開始 ・環境庁、「酸性雨水対策検討会」を設置し、検討開始
9	・大気汚染防止法施行規則の一部改正（石炭ボイラーの窒素酸化物排出規制の強化） ・環境庁、富山県等関係23道府県に対し、スパイクタイヤ使用自粛等を通知
10	・自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正（大型トラック等の規制強化）を告示
11	・鉄道建設公団、北陸新幹線（小杉～高岡間）に係る環境影響評価報告書案を公表 ・衆議院の解散に伴い、環境影響評価法案は審議未了
12	・県、硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定
59・1	・厚生省・通商産業省が日本電池器具工業会に対し、使用済電池の処理対策について要請 ・県、「スパイクタイヤ使用自粛要綱」を制定 ・厚生省、水道水中に含まれるトリクロロエチレン等3物質について暫定水質基準を決定

年 月	内 容
59・1	・神通川流域カドミウム汚染田・第2次地区の復元事業に係る対策計画及び費用負担計画策定 ・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	・県自然環境保全審議会「東福寺鳥獣保護区及びねいの里鳥獣保護区の設定」について知事に答申
6	・高岡市二上山で第1回清掃美化大会を開催 ・県公害対策審議会、知事に対し「神通川流域カドミウム汚染田（第1次地区）の復元事業に係る費用負担計画の一部変更について」答申
7	・鬼岳ライチョウ生息調査開始（7月11日まで） ・県、富山空港周辺地域で航空機騒音実態調査を実施 ・湖沼水質保全特別措置法を制定
8	・環境庁、トリクロロエチレン等の有機塩素系化学3物質の排出に係る暫定指導指針を設定 ・大津市で世界湖沼環境会議を開催 ・国、環境影響評価実施要綱を閣議決定
9	・内閣総理大臣、知事に対し「富山・高岡地域公害防止計画」の策定を指示
10	・環境庁、ディーゼル乗用車の排出ガス及び大型車等の自動車騒音に係る許容限度を強化 ・県自然環境保全審議会「キツネの捕獲規則」の継続について知事に答申
11	・県環境影響評価制度検討会を設置し環境影響評価に係る調査検討を開始
60・3	・内閣総理大臣「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・県公害対策審議会「騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の地域指定について」知事に答申 ・環境庁の「名水百選」に本県の「穴の谷の霊水」「黒部川扇状地の湧水群」「瓜裂清水」「立山玉殿の湧水」の4件を選定
5	・富山県野鳥観察指導員（バードマスター）47名を認定 ・環境庁、ディーゼル乗用車排出ガスの窒素酸化物及び小型二輪車の騒音の規制強化を決定 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（富栄養化しやすい湖沼に係る窒素・リンの排水基準の設定） ・同上に基づき、黒部湖、有峰湖等の県内10湖沼についてリンの排水基準適用を告示

年 月	内 容
60・6	・騒音の環境基準、航空機騒音の環境基準の地域指定 ・大気汚染防止法施行規則を一部改正し、小型ボイラーを規制対象に追加
7	・国の生活環境審議会・廃棄物処理部会（適正処理専門委員会）が水銀を含む乾電池の処理について報告
9	・「富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を公布
10	・県民公園「野鳥の園」オープン
12	・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案についての知事意見に対する見解書を知事に提出 ・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書を提出するとともに、運輸省に対し、工事実施計画の認可を申請
61・1	・水質汚濁防止法の一部改正により富山県水質審議会を富山県公害対策審議会に併合 ・県、硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定（61年～63年度）
2	・県、「とやまの名水」として55件を選定
3	・県、「産業廃棄物処理計画」（61年度～65年度計画）を策定
4	・富山県企画県民部発足（企画調整室、新幹線対策室、水雪対策室、秘書課、県民生活課、広報課、婦人青少年課、環境整備課、公害対策課） ・県、「とやまの名水」環境整備事業費補助金交付要綱を制定
5	・県自然環境保全審議会、「常楽寺自然環境保全地域」及び「谷内谷自然環境保全地域」の指定について知事に答申
7	・県、「常楽寺自然環境保全地域（11.0ha）」及び「谷内谷自然環境保全地域（1.1ha）」を指定 ・知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画」を諮問 ・県、小学生を対象とした「親子の水とのふれあい教室」を開催
9	・国、クロルデン及びヘプタクロルを化学物質審査規制法の特定物質に指定
62・1	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等有機塩素系溶剤6物質を化学物質審査規制法により特定化学物質に指定 ・ガン、カモ科、鳥類の生息数全国一斉調査 ・環境庁、デiselトラック排出ガスの窒素酸化物の規制を強化
2	・県公害対策審議会「水質環境管理計画」を知事に答申 ・知事、県公害対策審議会に「神通川流域農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除」を諮問 ・県自然環境保全審議会「朝日県立自然公園公園計画の変更及び第6次

年 月	内 容
62・2	鳥獣保護事業計画の策定」について知事に答申
3	・県、「水質環境管理計画(クリーンウォーター計画)」を策定
5	・県、大気汚染テレメータシステムを整備拡充(中央監視局を公害センターへ移設)
6	・県、クリーンウォーター計画(水質環境管理計画)を推進するため、関係団体等からなる協議会を設置
8	・県、公害対策審議会「神通川流域(左岸、右岸地域)農用地土壌汚染対策地域」の指定の一部解除について答申
9	・県、「神通川流域(左岸、右岸地域)農用地土壌汚染対策地域」の指定の一部解除(95.2ha)
10	・厚生省、「合併処理浄化槽設置事業実施要綱」を制定し、各県に通知(63年4月1日より適用)
12	・有峰フェスティバル開催(8月8日～9日)
13	・県自然環境保全審議会「野鳥の園鳥獣保護区の設定」、「ムササビの捕獲禁止」及び「キツネの捕獲規制」について知事に答申
14	・国、公害健康被害補償法を改正し、第1種地域41地域の指定を解除
15	・庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会の設立
16	・環境庁、大気汚染防止法施行令を一部改正し、ガスタービン、ディーゼル機関を規制対象に追加
17	・県山岳遭難防止対策審議会「登山届出条例に基づく勧告基準の一部改正」について答申
18	・県「登山届出条例に基づく勧告基準」の一部改正
19	・滑川市、福光町が、環境庁の「スターウォッチング―星空の街」に選定される
63・2	・環境庁、中央公害対策審議会・水質部会に水質汚濁防止法の特定施設として、弁当製造業等4業種の追加諮問
3	・小矢部川流域下水道二上浄化センター一部供用開始
4	・県、富山県合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱を策定し、各市町村に通知(4月1日より適用)
5	・国、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(フロン等規制法)を可決
6	・有峰ビクターセンター開館
7	・国、公害等調整委員会において、「国内主要タイヤメーカー7社は、平成2年12月末限り、スパイクタイヤの製造を中止し、平成3年3月末限り、同タイヤの販売を中止する」との調停成立
8	・知事、「有峰湖及び栃津川下流水域に係る環境基準の水域類型及び排水

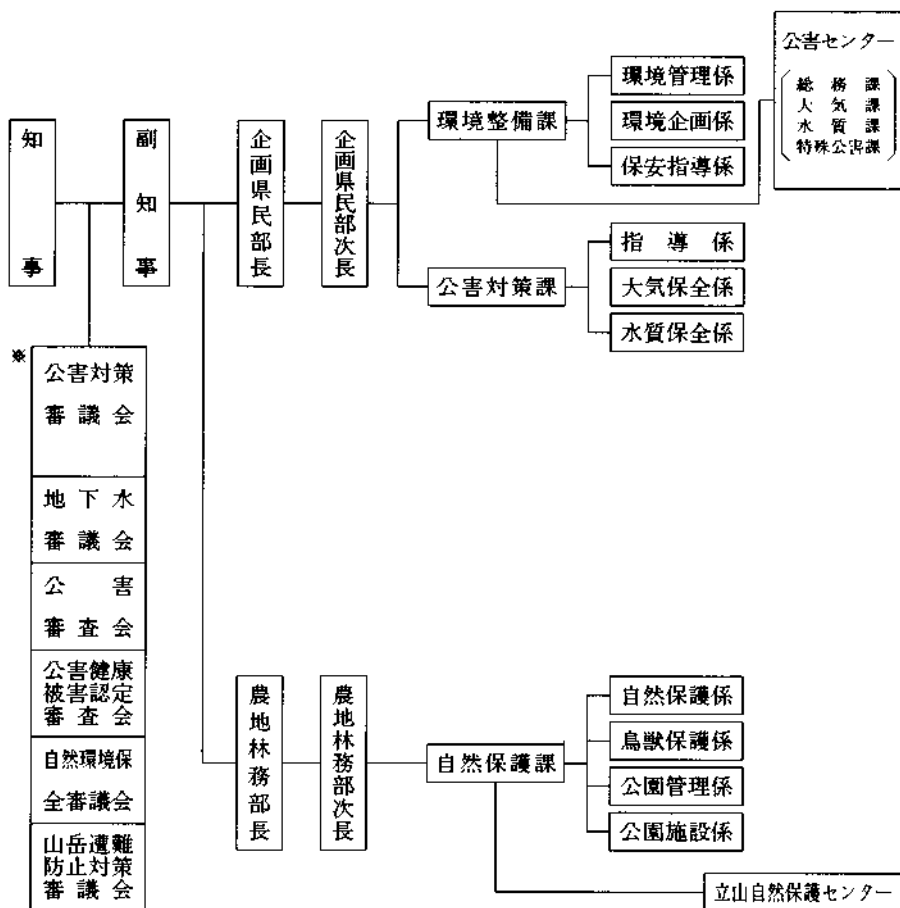
年 月	内 容
63・8	基準について」を公害対策審議会上に諮問（63年12月15日答申） ・中央公害対策審議会は、弁当製造業等4業種5施設を水質汚濁防止法の特定施設追加について答申 ・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正。弁当製造業等4業種5特定施設を追加（63年10月1日から施行）
9	・環境庁、「底質調査方法」を改定、全窒素、全りん、の調査方法追加・改正
10	・環境庁、「生活雑排水対策推進指導指針」を公表
11	・環境庁、中央公害対策審議会上に「地下水質保全対策のあり方と事故の措置について」諮問（元年2月15日答申） ・環境庁、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正」の告示
元・1	・通商産業省、「特定フロン、の排出抑制・使用合理化指針」を策定 ・県、硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定（元年度～3年度）
2	・環境庁、中央公害対策審議会上に「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問（元年2月18日答申）
3	・中央公害対策審議会上、「アスベスト製品等製造工場に対する規制制度のあり方」について、環境庁長官に答申 ・知事、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域及び栃津川下流水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び改正 ・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る上乗せ排水基準を設定 ・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を化学物質審査規制法の第2種特定化学物質に指定 ・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加

第2 日誌（元年度）

月 日	内 容
4・5	・全国スパイクタイヤ対策行政連絡協議会設立
20	・環境庁は、四塩化炭素の地下浸透及び排水にかかる指導指針を通達
23	・ナチュラリスト頼城の森、ねいの里で活動開始
29	・自然に親しむ集い開催（砺波市頼成の森）
5・10	・第43回愛鳥週間（5月16日まで）
15	・魚津・滑川地域地下水利用対策協議会の設立
20	・立山スキー規制始まる
6・1	・有峰ビジターセンター開館
6	・小杉、立山町の2中学校、環境庁の「樹木の大气浄化能力度チェック」に参加（6月6日、8日）
7	・「白岩川をきれいにする協議会」及び高岡市中田中学校科学部が、水環境フォーラム（環境庁主催）において、水環境賞（水質保全局長表彰）を受賞
11	・自然に親しむ集い開催（黒部市嘉例沢森林公園）
23	・環境庁、中央公害対策審議会に「悪臭物質の指定及び規制基準の範囲の設定について」諮問（元年9月4日答申）
25	・雪倉岳ライチョウ生育数調査開始（7月2日まで）
	・朝日町宮崎浜において第6回富山県清掃美化大会を開催
28	・国、大気汚染防止の一部改正。粉じんの定義改正（粉じんを「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分）
	・国、水質汚濁防止法を改正し、有害物質の地下浸透を禁止
7・13	・望ましい立山を考える会の開催
18	・立山自然保護センター新装・展示更新オープン記念式典開催
20	・称名滝見台完成式典開催
25	・国、りん規制対象湖沼に熊野川ダム、上市川第2ダムを追加指定
29	・富山市、黒部市、福光町、環境庁の「スターウォッチング・ネットワーク」に参加（7月29日～2月2日）
8・5	・有峰フェスティバル開催（8月5日～6日）
6	・自然公園クリーンデー
10	・黒部市において、「第5回全国水環境保全市町村シンポジウム（全国名水シンポ）」を開催（1,000人参加）
14	・環境庁、第1次酸性雨対策調査結果を公表
23	・第14回立山美化清掃大会
24	・知事、「環境影響評価制度の基本的な考え方について」を公害対策審議会に諮問（平成2年3月27日答申）

月 日	内 容
9・27	・環境庁、悪臭防止法施行令及び悪臭防止法施行規則の一部改正（プロピオン酸等4悪臭物質を追加指定及び規制基準の範囲を設定、2年4月1日から施行）
10・1	・自然に親しむ集い開催（大沢野町、細入村、神通峡県定公園） ・立山山麓家族旅行村多目的ハウスオープン ・環境庁、大気保全局企画課に広域大気管理室を設置
2	・井波町において、クリーニング業者が埋め立てたテトラクロロエチレン廃液による地下水汚染が発覚
13	・環境庁、「悪臭物質の測定の方法」を改定（プロピオン酸等4悪臭物質の測定方法追加）
31	・「第8回道路粉じん問題行政連絡会議」を富山市で開催
11・15	・狩猟解禁（2月15日まで）
12・1	・登山届出条例に基づく登山届出受付開始
19	・国、大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正。アスベストを特定粉じん指定、アスベストに係る規制基準の設定（元年12月27日から施行）
1・6	・国、TBTO（有機スズ化合物トリブチルスズオキシド）を第1種特定化学物質に、TPT（トリフェニルスズ）化合物を第2種特定化学物質に指定
16	・ガン、カモ科鳥類の生息全国一斉調査
2・4	・冬期ライチョウ調査（2月期）
9	・知事、公害対策審議会に「地下水の水質測定計画の策定に当たっての基本的な考え方」について諮問（2年3月27日答申） ・知事、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について（プロピオン酸等4悪臭物質の追加）」を公害対策審議会に諮問（2年3月27日答申）
3・12	・県、「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を策定（4月1日施行）
16	・冬期ライチョウ調査（3月期） ・中央公害対策審議会、「生活排水対策強化について」を答申
22	・富山県環境保健健康調査協議会は、井波町のテトラクロロエチレンの地下水汚染による人体影響は認められぬと発表
26	・富山県環境保全基金条例制定
27	・知事、「富山県公害防止条例等の改正について（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排出基準の設定等）」を公害対策審議会に諮問（同日答申）
28	・県、テトラクロロエチレン等の有害化学物質使用実態調査結果を公表

第3 富山県環境関係行政組織図



※ 付属機関は環境行政関係に限る。

第4 富山県環境関係付属機関

名 称	設置年月日	委員数	根拠法令	審議事項等	専門部会等
公害対策審議会	43年 4月1日	36	公害対策 基本法	公害対策の基本的 事項について、調 査審議する。	・大気専門部会 ・水質専門部会 ・騒音、振動専 門部会 ・土壌専門部会 ・産業廃棄物専 門部会
地 下 水 審 議 会	51年 3月27日	19	県地下水 採取に関 する条例	地下水の基本的事 項について、調査 審議する。	・専門委員会議
公害審査会	45年 11月1日	12	公害紛争 処理法	公害紛争につい て、必要なあっ せん、調停、仲裁 を行うことにより、 解決を図る。	・あっせん委員 ・調停委員会 ・仲裁委員会
公害健康被 害認定審査 会	49年 10月1日	13	公害健康 被害補償 法	公害に係る健康被 害の認定に関し、 審査する。	
自然環境保 全審議会	47年 11月1日	18	自然環境 保 全 法	自然環境の保全等 の基本的事項につ いて、調査審議す る。	・自然環境部会 ・自然公園部会 ・鳥獣部会
山岳遭難防 止対策審議 会	41年 4月1日	17	県登山届 出 条 例	山岳遭難防止につ いて、必要な事項 を調査審議する。	

第5 富山県環境関係分掌事務

(1) 企画県民部

ア 本 庁

課	係	主 な 分 掌 事 務
環境整備課	環境管理係	清掃業務の運営指導 産業廃棄物の規制指導 清掃施設の整備計画 公害に係る市町村の指導 公害に係る苦情処理及び紛争処理 県民公園新港の森の管理運営
	環境企画係	環境保全対策の企画及び調整 環境アセスメント制度の実施 公害施策に関する年次報告書の作成 公害防止計画の推進 中小企業公害防止資金の貸付け 県土美化運動
	保安指導	火薬類、猟銃等の製造販売等の許可及び取締り 電気工事業の登録及び保安指導 高圧ガス事業の許可及び保安指導
公害対策課	指導係	公害防止条例による規制、指導 騒音、振動、悪臭の規制、指導 企業における公害防止組織の整備に関する指導 地下水採取の規制、指導 毒物及び劇物の業務上取扱者の指導
	大気保全係	大気汚染の監視 大気汚染防止の規制、指導 ブルースカイ計画の推進
	水質保全係	水質汚濁の監視 水質汚濁防止の規制、指導 クリーンウォーター計画の推進

イ 出先機関

公害センター	課	主 な 分 掌 事 務
	総務課	公害センター各課業務の調整 公害センターに属する予算
	大気課	浮遊粉じん、自動車排出ガスの調査測定 悪臭、ばいじん、特定ガスに係る調査研究 大気汚染の常時監視
	水質課	水質環境の測定及び調査研究 工場排水の監視及び測定
	特殊公害課	騒音、振動、産業廃棄物等に係る調査研究及び監視測定

(2) 農地林務部

ア 本 庁

課	係	主 な 分 掌 事 務
自然保護課	自然保護係	自然保護対策の総合調整 自然環境保全地域の指定、保全計画の策定 自然環境管理計画の策定 自然保護思想の普及啓もう 自然環境保全基金
	鳥獣保護係	鳥獣保護、狩猟取締り 鳥獣保護区等の設定管理 狩猟免許、有害鳥獣駆除 鳥獣生息調査、負傷鳥獣の救護
	公園管理係	自然公園の指定及び保護管理 山岳遭難防止、立山自然保護センターの管理運営 県民公園計画及び施設の整備
	公園施設係	自然公園の公共施設の整備及び管理 国民休養地等の計画及び実施 立山山麓家族旅行村の施設の整備 植生復元事業

(3) その他の関係機関

ア 本 庁

部	課	公害関係の分掌事務
厚生部	公衆衛生課	公害等による健康被害者の救済
商工労働部	中小企業課	中小企業設備近代化資金等の貸付
農業水産部	農業経済課	汚染米の対策
	普及指導課	土壌汚染防止の対策
	畜産課	家畜ふん尿処理の対策
	水産漁港課	内水面、海面の公害対策
土木部	下水道課	下水道の整備
農地林務部	耕地課	汚染田の復元

イ 出先機関

機 関	公害関係の分掌事務
保健所	公害一般の相談、し尿処理施設の指導取締り
衛生研究所	公衆衛生に必要な試験研究調査及び技術指導
工業技術センター	産業廃棄物等の試験研究及び大気、水質試料の分析 製紙排水の調査研究
工業技術センター繊維研究所	繊維加工工程排水の調査研究
農業技術センター	汚染土壌の試験研究
水産試験場	漁業資源の公害の調査研究
畜産試験場	家畜ふん尿処理の試験研究
家畜保健衛生所	家畜ふん尿処理の指導
林業技術センター林業試験場	公害による樹木への影響の調査研究

第6 市町村環境関係担当課(係)一覧 (2年4月1日現在)

市	町	村	公害担当課(係)	自然保護担当課(係)	電 話 番 号
富	山	市	環境整備課	公園緑地課	(0764)31-6111
高	岡	市	環境保全課	公園緑地課	直(0766)20-1354
新	湊	市	生活環境課	地域開発課	直(0766)82-8141
魚	津	市	生活環境課	企画広報室	(0765)22-2200
水	見	市	生活環境課	農地林務課	直(0766)74-8066
滑	川	市	市民生活課	企画財政課	(0764)75-2111
黒	部	市	生活環境課	生活環境課	(0765)54-2111
砺	波	市	市民課	市民課	(0763)33-1111
小	矢部	市	保険環境課	農林課	(0766)67-1760
大	沢	町	生活環境課	産業課	(0764)68-1111
大	山	町	福祉課	商工観光課	(0764)83-1211
舟	橋	村	住民課	住民課	(0764)64-1121
上	市	町	厚生課	都市振興課	(0764)72-1111
立	山	町	保健衛生課	商工観光課	(0764)63-1121
宇	奈月	町	住民福祉課	農林観光課	(0765)65-0211
入	善	町	環境保健課	環境保健課	(0765)72-1100
朝	日	町	商工観光課	商工観光課	(0765)83-1100
八	尾	町	保健衛生課	商工振興課	(0764)54-3111
婦	中	町	環境課	環境課	(0764)65-2111
山	田	村	産業建設課	産業建設課	(0764)57-2111
細	入	村	住民福祉課	産業建設課	(0764)85-2111
小	杉	町	環境課	環境課	(0766)56-1511
大	門	町	住民福祉課	産業課	(0766)52-0410
下		村	住民福祉課	住民福祉課	(0766)59-2101
大	島	町	住民福祉課	住民福祉課	(0766)52-0065
城	端	町	住民福祉課	農林課	(0763)62-1212
平		村	村民福祉課	産業観光課	(0763)66-2131
上	平	村	総務課	農林観光課	(0763)67-3211
利	賀	村	住民福祉課	企画室	(0763)68-2111
庄	川	町	住民課	産業建設課	(0763)82-1901
井	波	町	住民福祉課	経済課	(0763)82-1180
井	口	村	総務課	総務課	(0763)64-2211
福	野	町	保健衛生課	農林商工課	(0763)22-3531
福	光	町	保健課	保健課	(0763)52-1111
福	岡	町	環境保健課	産業課	(0766)64-5333

第 7 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
新湊市公害防止条例	45年 3 月14日	45年 4 月 1 日
大島町空地の環境保全に関する条例	45年 9 月28日	45年11月 1 日
婦中町公害防止条例	45年12月23日	46年 2 月 1 日
高岡市公害防止条例	46年 2 月17日	46年 3 月 1 日
大沢野町公害防止条例	46年 3 月20日	46年 4 月 1 日
大島町公害防止条例	46年 3 月20日	46年 4 月 1 日
黒部市公害防止条例	46年 3 月25日	46年 3 月25日
滑川市公害防止条例	46年 3 月26日	46年 3 月26日
滑川市緑化推進条例	46年 3 月26日	46年 3 月26日
富山市公害防止条例	46年 6 月23日	46年 9 月 1 日
砺波市公害防止条例	46年 9 月25日	47年 1 月 1 日
氷見市公害防止条例	46年 9 月29日	46年12月20日
魚津市大気汚染等に伴う療養措置者に対する医療費の助成に関する条例	46年12月20日	46年12月20日
福岡町公害防止条例	46年12月21日	47年 4 月 1 日
八尾町自然環境保全条例	46年12月28日	47年 3 月 1 日
魚津市公害防止条例	47年10月 1 日	47年10月 1 日
富山市緑化推進条例	47年10月 2 日	47年10月 2 日
小矢部市公害防止条例	47年12月27日	47年12月27日
小杉町公害防止条例	48年 3 月28日	48年 3 月28日
立山町公害防止条例	48年 3 月28日	48年 4 月 1 日
新湊市緑化推進条例	48年 4 月 1 日	48年 4 月 1 日
新湊市健康障害者医療費助成に関する条例	49年11月16日	49年11月16日
入善町公害防止条例	50年 4 月 1 日	50年 6 月 1 日
上市町地下水保全に関する条例	50年 4 月 1 日	50年10月 1 日
滑川市地下水の採取に関する条例	51年 3 月27日	51年 3 月27日
富山市公害健康被害者救済に関する条例	51年 9 月28日	51年10月 1 日
福岡町緑化推進条例	53年 3 月25日	53年 4 月 1 日
八尾町公害防止条例	54年 3 月26日	54年 3 月26日
高岡市緑化条例	57年 4 月 1 日	57年 4 月 1 日

第 8 市村町の公害防止協定締結状況

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
富山市	富山昭和電工㈱	鉄鋼	既設	47・3・21 (58・1・19改定)
	新日本化学工業㈱富山工場	化学	"	47・3・21
	富山製紙㈱	パルプ・紙	"	" (61・3・22改定)
	日本海石油㈱	石油	"	"
	三菱アセテート㈱富山工場	化学	"	" (59・10・8改定)
	大平洋ランダム㈱岩瀬工場	窯業	"	"
	㈱不二越東富山製鉄所	鉄鋼	"	"
	大平洋製鋼㈱富山工場	"	"	49・4・22 (59・7・1改定)
	東京タングステン㈱	非鉄金属	"	"
	東洋曹達工業㈱富山工場	化学	"	"
	富山化学工業㈱	"	"	49・5・11
	㈱不二越富山工場	機械	"	50・10・8
高岡市	藤沢薬品工業㈱富山工場	化学	進出	57・8・31
	㈱富山村田製作所	電機器具	"	58・9・16
	北陸金属工業㈱	非鉄金属	進出	46・8・31
	中越パルプ工業㈱能町工場	パルプ・紙	既設	46・12・24
	日重鋼機工業㈱	鉄鋼	進出	47・8・9
	ホクセイアルミニウム工業㈱第一工場	非鉄金属	既設	48・1・20
	中越パルプ工業㈱二塚工場	パルプ・紙	"	48・5・14
	十条製紙㈱伏木工場	"	"	48・6・12
	三協アルミニウム工業㈱第二工場	非鉄金属	"	48・9・13
	日本曹達㈱高岡工場	化学	"	48・9・28 (55・7・7改定)
	日本ゼオン㈱高岡工場	"	"	48・9・28
	東亜合成化学工業㈱高岡工場	"	"	"
新湊市	藤沢薬品工業㈱高岡工場	"	進出	49・9・11
	高岡銅器団地(協組)	非鉄金属	"	52・9・9
新湊市	北陸金属工業㈱	非鉄金属	進出	46・9・30
新湊市	北陸電力㈱・富山共同火力発電㈱	電力	既設	47・3・9 (63・3・31改定)
	日本鋼管㈱富山電気製鉄所	鉄鋼	"	48・7・6
	三精工業㈱	金属製品	進出	48・10・4 (62・3・18改定)
	日本高周波鋼業㈱富山工場	鉄鋼	既設	49・2・12 (62・5・20改定)
	スズキ軽合金㈱	非鉄金属	進出	49・12・23

市 町 村	締 結 企 業 (工 場)	業 種	進 出・ 既設の別	締結年月日
新 湊 市	燐化学工業	化 学	進 出	50・11・6 (59・1・12改定)
	富山軽金属工業㈱	金 属 製 品	既 設	52・9・28
	大建工業㈱	合 板	"	"
	志賀野メッキ㈱	金 属 製 品	進 出	58・10・21
	エスエス製薬㈱	化 学	"	60・2・16
	三協アルミニウム工業㈱新湊工場	金 属 製 品	"	61・3・19
	大谷製鉄㈱	鉄 鋼	"	63・5・10
	㈱富山食肉総合センター	そ の 他	進 出	元・12・25
魚 津 市	日本カーバイト工業㈱魚津工場	化 学	既 設	48・8・22
	松下電子工業㈱	電 機 器 具	進 出	59・9・6
氷 見 市	水見鍍金工業共同組合、㈱水見メッキ 工業所、昭和精密工業㈱ 立山カセイ㈱	金 属 製 品	既 設	48・4・27
		"	進 出	48・7・16
	三協アルミニウム工業㈱第五工場	"	"	48・8・23
	日東製網㈱漁網加工工場	製 網	"	49・1・28
	水見冷蔵㈱上庄工場	冷 凍	"	49・2・21
	水見金属工業センター	金 属 製 品	"	53・9・27
	水見工業団地協同組合	"	"	56・2・16
	ヤマダアルミ建材㈱	"	"	62・7・2
滑 川 市	㈱加積製作所	金 属 製 品	進 出	46・11・25
	三友商事㈱滑川工場	魚 腸 骨 処 理	"	48・10・5
	北陸丸紅飼料販売㈱	畜 産	"	55・10・9
	吉田工業㈱滑川工場	金 属 製 品	"	55・10・15
	北陸YKK工業㈱	"	"	56・12・10
	日本ノーション工業㈱	"	"	56・12・10
	㈱北陸富士	電 機 器 具	既 設	59・7・30
	㈱滑川不二越	機 械	進 出	60・2・10
黒 部 市	㈱不二越滑川工場	"	"	61・1・24
	日本鉱業㈱三日市製錬所	非 鉄 金 属	既 設	46・5・29
	吉田工業㈱黒部工場、生地工場、古御 堂工場、越湖工場、荒俣事業場	金 属 製 品	"	46・12・4
	富山県東部畜産農業協同組合	畜 産 食 料 品	進 出	55・12・25
	黒部スチール工業協同組合	金 属 製 品	"	56・9・29
	北星ゴム㈱	ゴ ム 製 品	"	61・8・19
砺 波 市	富山松下電器㈱	電 気 部 品	進 出	45・6・22
	三協アルミニウム工業㈱福野工場	金 属 製 品	"	49・2・21
	㈱古池自動車工業所	自動車修理販売	"	53・2・4
	池田屋製あん所	製 あ ん 業	既 設	53・3・29
	富山県金型協同組合	金 属 製 品	進 出	59・3・27

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・ 既設の別	締結年月日
砺波市	ワシマイヤー㈱	〃	〃	63・8・12
小矢部市	山口ニット㈱小矢部工場	染色	進出	47・5・27
	タキヒョー㈱北陸センター	縫製	〃	48・12・28
	三協アルミニウム工業㈱福野工場	金属製品	〃	49・3・12
	津沢染工㈱福上工場	染色	〃	49・10・23
	鈴木自動車工業㈱富山工場	輸送機器	既設	49・11・29
	弘進ゴム工業㈱北陸工場	ゴム製品	〃	50・4・22
	千本松毛晒工業㈱北陸工場	染色	〃	51・4・10
	赤座繊維工業㈱	〃	〃	52・6・11
	㈱松本建材	産廃処理	〃	62・12・1
	伊藤ハム食品㈱	食品	〃	63・7・1
	㈱スズキ部品富山	機械	〃	〃
	㈱エイゼット	染色	〃	〃
大沢野町	日本カーボン㈱富山工場	窯業・土石	既設	50・10・24
大山町	㈱セイアグリーシステム	養鶏		
上市町	土肥機業㈱	繊維	既設	46・3・31
立山町	佐藤工業㈱富山工場	機械	進出	45・9・1
	黒谷金属㈱	金属製品	〃	46・2・12
八尾町	日眼製薬㈱	医薬品	進出	59・9・21
	㈱赤山熱交研究所	機械	〃	59・12・11
	㈱武田精密	金属製品	〃	60・3・23
	㈱スギタ	〃	〃	60・3・30
	㈱北陸メカトロニクス	電気機械	〃	60・4・16
	SMK㈱	〃	〃	60・4・18
	松代電子㈱	〃	〃	60・6・14
	㈱三洋化学研究所	医薬品	〃	61・2・5
	㈱片山製薬所	〃	〃	62・3・2
	㈱向陽無線工業	電気機械	〃	63・8・11
	㈱富山富士通	〃	〃	63・11・24
	国際電気㈱	研究所	〃	元・2・21
婦中町	北陸砂利鉱業㈱	砂利採取	既設	46・7・30
	大東スチール工業㈱	金属製品	進出	〃
	日産化学工業㈱富山工場	化学	既設	46・11・25
	㈱婦中興業	窯業・土石	進出	〃
	長岡工業㈱	高压容器検査	〃	47・2・15
	吉森ブロック製作所	窯業・土石	〃	47・11・9
	婦中铁工業団地協同組合	金属製品	〃	〃

市 町 村	締 結 企 業 (工 場)	業 種	進 出・ 既設の別	締結年月日
婦 中 町	余川工業㈱婦中工場	窯 業 ・ 土 石	〃	47・12・2
	富山交易㈱	〃	〃	48・3・29
	日新メッキ工業所	金 属 製 品	既 設	〃
	神通コンクリート工業㈱	窯 業 ・ 土 石	進 出	48・8・11
	神通川石産㈱	砂 利 採 取	進 出	49・7・31
	富山車体㈱	鉄 鋼	〃	51・6・4
	シンワ精密㈱	機 械	〃	52・11・7
	㈱フジチク	畜産食料品	〃	53・2・28
	佐藤道路㈱富山支店	窯 業 ・ 土 石	〃	53・6・13
	富山ミツウロコ㈱	石 油 卸 売	〃	56・1・26
	シマダバック工業㈱	紙 製 造	既 設	56・6・3
	㈱水野鉄工所	金 属 製 品	進 出	59・10・11
	富南工業㈱	〃	既 設	59・10・12
細 入 村	㈱ワイ・アイ・シー	医 薬 品	進 出	63・10・5
	朝日印刷紙器㈱	印 刷 業	進 出	元・8・9
細 入 村	テック富山電気㈱	電気機械器具	既 設	55・1・17
小 杉 町	ホクヨー工業㈱	金 属 製 品	進 出	49・8・1
	矯化学工業㈱	化 学	〃	51・3・4
	立山化成㈱	〃	〃	52・8・13
	㈱富山環境整備	産 廃 処 理	〃	60・10・9 (61・3・15改定)
	マグナス環境開発㈱	〃	〃	61・3・25
	立山化成㈱本社工場	化 学	既 設	63・9・6
	伸光	塗 装 業	進 出	元・9・6
大 門 町	㈱富山食肉総合センター	そ の 他	進 出	元・12・25
	日本電工㈱北陸工場	鉄 鋼	進 出	48・3・30
	大門町企業団地協同組合	そ の 他	〃	59・3・29
下 村	伸光	塗 装 業	既 設	元・10・3
	矯化学工業㈱	化 学	進 出	51・3・10
大 島 町	玖洋建設㈱	窯 業 ・ 土 石	既 設	47・12・1
	日本電工㈱北陸工場	鉄 鋼	〃	48・1・25
	北陸紙器㈱	パルプ・紙	〃	48・12・22
	米原商事㈱高岡営業所レッカー部	リ ー ス 業	〃	50・4・16
庄 川 町	丸長木材工業㈱	木材・木製品	進 出	47・8・5
	小田繊維工業協同組合	染 色	〃	51・12・21
	第一編物㈱	〃	既 設	〃 (60・12・21改定)
	庄川町青島工業団地企業協議会	木材・木製品	進 出	54・2・1
	㈱丸長	プラスチック	〃	46・6・8

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・ 既設の別	締結年月日
井口村	日之出金属㈱	美術銅器製品	進出	46・6・8
福野町	三協アルミニウム工業㈱福野工場 ㈱日平トヤマ富山工場	金属製品 機械	進出 "	49・2・21 63・5・20
福野町	㈱第一メンテナンス ユニプラス北陸㈱ ㈱ロゼフテクノロジー ㈱日平トヤマ富山工場	クリーニング 繊維機械 機械 機械	" 進出 進出 進出	63・7・15 元・6・2 2・3・1 2・3・22
福光町	三和食品㈱ 棚田弘 ㈱福光ワカバ ㈱ナカムラ食品 ハート運輸㈱	農産食料品 再生資源卸売 畜産食料品 食肉小売 貨物運送	進出 " " " "	55・8・29 55・11・1 55・12・22 " 63・8・8
福岡町	立山アルミニウム工業㈱第三工場 タテヤマ静電㈱ 福岡金属工業団地 ヤマダアルミ建材㈱ いずみ化成㈱ 北陸工業㈱富山工場 光陽製器㈱ ヤヨイ化学工業㈱ 福岡フレーム工業㈱ マルニ染工㈱ 富士コン㈱ 高田アルミ㈱ 日本ビノリウム㈱ 鉄道機器㈱ 三協化成㈱福岡工場	金属製品 " 金属製品 " 化学 金属製品 非鉄金属 化学 金属製品 染色 窯業・土石 非鉄金属 ゴム製品 機械 金属製品	進出 " 進出 " 既設 " 進出 " " 既設 " 新設 既設 " 進出	47・5・1 (55・3・5改定) 47・11・10 47・12・1 48・5・4 48・12・18 49・3・30 49・6・13 49・7・13 " 51・8・18 " 54・12・4 54・12・18 56・8・4 元・7・12
高岡市 新市 砺波市 小波部町 大町 城端町 庄川町 井口村 井野町 福光町 福岡町	二上浄化センター	下水道処理	進出	58・12・27

第9 最近の環境用語

1 愛鳥週間 (バードウィーク)

毎年、5月10日からの1週間。この期間は、ちょうど野鳥の繁殖の時期にあたるため、この週間行事を通じて野鳥に対する愛鳥の精神を普及しようとするものである。

愛鳥週間には、「全国野鳥保護のつどい」をはじめ各地でいろいろな行事が開催される。本県でも、小学校6年生によるツバメの県下一斉生息調査や探鳥会など多彩な行事を開催している。

2 赤 潮

海中のプランクトンが異常増殖し、海水が赤褐色を呈する現象。発生メカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内に、しかも雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、(1)赤潮プランクトンが魚介類のえらに詰って窒息する。(2)赤潮プランクトンの細胞分解のため海水中のDOが欠乏する。(3)有毒物が赤潮プランクトンにより生産排出される。(4)細菌が増殖する。などの諸説がある。

3 アメニティ

アメニティ (amenity) ということばは、英国の識者によると、“適切なものが適切なところにあること” (The right thing in the right place) と定義されている。

もっと分かりやすく言えば、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚を、アメニティという。

4 硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO_2)、三酸化硫黄 (SO_3) など、硫黄の酸化物を総称して硫黄酸化物という。硫黄が燃えると亜硫酸ガス (二酸化硫黄) となり、太陽紫

外線により光酸化し無水硫酸となる。呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こすほか植物を枯らしたりするため、大気汚染の原因物質として問題となっている。

5 上乗せ基準

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、都道府県が条例で定める、より厳しい排出基準又は排水基準をいう。

6 SS（浮遊固形物—Suspended Solid の略）

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

7 オキシダント（光化学オキシダント）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こした結果生成するオゾン等を主とする酸化性物質の総称である。→光化学スモッグ

8 汚濁負荷量

硫黄酸化物、BOD 等の汚濁物質が大気や水などの環境に影響を及ぼす量のことをいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。（例えば g/日）

9 温室効果

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する減少をいう。赤外線を吸収する気体には、水蒸気、二酸化炭素、フロンガスなどがある。近年は、人工源の二酸化炭素などが増加しており、気候が温暖化する可能性が指摘されている。

10 環境影響評価（アセスメント）

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について予測、評価を行うことをいう。

11 環境基準

公害対策基本法は「環境基準とは、大気の汚濁、水質の汚染、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

12 環境週間

昭和47年6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標である」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世界共通の重要な問題として認識されることとなった。

これを記念して、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、毎年この日に国際的な活動を行うことになった。

我が国では、昭和48年から6月5日を初日とする「環境週間」を設け、環境問題に対する各種行事を実施している。

13 環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されている。

14 休 獵 区

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止される区域で、3年を限度として、狩猟者に解除される区域である。

15 海岸アメニティ・マスタープラン

美しい海岸を守り、快適な環境づくりを推進するための基本を示す計画です。

16 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する閉鎖系をいう。

17 クライテリア

クライテリアとは判定条件のことで、ある汚染物質について、量と人や動植物等に対する影響の関係（量・反応関係）の情報を集大成したものである。この量・反応関係は、人や動植物等を使った実験室でのばくろ実験や実際の環境中での疫学的調査等によって解明される。

18 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道として計画されているもの。起点は県民公園太閤山ランド、終点は頼成の森、延長19.3km、平均幅員は1.2mである。県民公園地域内の雑木林の中をいく、昔からの山道、歴史を秘めた峠道、素朴な田園の中の道をできるだけそのまま生かして、レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としている。

19 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素に紫外線が作用して、オゾン、パーオキシアシルナイトレート等の酸化性物質（光化学オキシダント）を生成し、このオキシダントが特殊な気象条件の下で光化学スモッグを形成するといわれている。光化学スモッグは、眼を刺激して涙を誘発し視程を減少させたり、呼吸困難を誘発し、また、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。この現象は、日ざしの強い夏期に発生しやすい。

20 合成洗剤

洗剤には、やし油等の原料から作られる「石けん」と、鉱油や動植物油から合成して作られる「合成洗剤」の2種類がある。

合成洗剤は、界面活性剤（LAS等）と助剤（性能向上剤）からなり、硬水でも使用できる等利便性があることから、衣料や食器等の洗浄に幅広く利用されている。

近年、界面活性剤による皮膚障害等の安全性や、助剤に含まれるりん酸塩による閉鎖性水域での富栄養化が問題にされているので、合成洗剤の低りん化、無りん化等の対策が進められている。

21 国民休養地

国民休養地とは、45年から実施されている事業であり、その目的は「自然

との触れあいを回復するために、都市周辺の多様で豊かな自然に恵まれた県立自然公園内に自然との調和を図りながら健全な野外レクリエーションの場を整備するとともに、単に保養の場としてのみならず、積極的に自然に働きかけるという体験を通じて自然と人間との調和のあり方を会得し、郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培う場として整備しようとするもの」であり、施設整備については、都道府県が一事業主体の場合に環境庁から事業費の補助が受けられる。

22 三 次 処 理

排水処理について、今までとられてきた処理を二次処理あるいは高次処理と言い、更に処理水の水質向上を図るために一段階加えた処理を三次処理という。最近、BOD、CODの規制強化や窒素、りんによる二次汚濁、処理水の再利用の面から検討されている。

23 酸 性 雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が上空で雨雲や雨水にとりこまれ酸性の度合いが強くなった雨のことです。

24 三点比較式臭袋法

臭を数量化する方法の一つで、人の嗅覚により評価する官能試験である。パネルの臭判別可能な希釈倍数から臭気濃度を求める方法である。

25 COD（化学的酸素要求量—Chemical Oxygen Demand の略）

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の成育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在 BOD 及び COD が採用されており、このほか TOC 又は TOD について検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれも ppm (mg/l) で表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。

COD は、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

26 自然博物館

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として婦中町に設置

された県民公園のひとつで、この中には**北海道民福祉公園**の設置する**自然博物園センター**の展示館等の施設がある。

27 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、49年6月5日、我が国の全国的組織体149団体で組織する**自然保護憲章制定国民会議**が制定した**全国民的な憲章**であり、その大要は次のとおりである。

- 1 自然をとつとび、自然を愛し、自然に親しもう。
- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

28 銃猟禁止区域

公共の安全を図り不測の事故を防止するため、銃による狩猟を禁止している区域である。

29 森林浴

森の中に入ると、樹木特有のすがすがしい香りが漂ってくる。森林浴とは、この森林の香気、精気を浴びて心身をいやすことである。

30 植生自然度

自然は、人工の影響を受ける度合によって、自然性の高いものも低いものもある。高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10及び9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。

31 スパイクタイヤ

雪道において自動車が滑るのを防止するため、タイヤに金属製のピンを打ち込んだもので、積雪寒冷地の都市では、使用に伴い道路の損傷や道路が削られて発生する粉じん等が問題となっている。

32 潜在自然植生

何らかの形で人為的な影響を受けている地域で、今、人間の影響を一切停止したとき、その土地に生じると判定される自然植生。

33 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度に

と定めるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として最近総量規制がクローズアップされている。

34 大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には、温血動物の腸内に生存しているものと、草原や畑などの土中に生存しているものが、これを分離して測定することが困難なので、一括して大腸菌群として測定している。

35 窒素酸化物（ NO_x ）

窒素と酸素の化合物の総称である。大気中の窒素酸化物は種々あるが、一酸化窒素（ NO ）と二酸化窒素（ NO_2 ）が主なもので、工場やビル暖房等における燃料の燃焼工程、自動車、硝酸製造工場などから排出される。窒素酸化物は低濃度の場合、単独ではあまり害はないが、光化学スモッグが発生しやすい条件下では、その原因物質として問題となる。また、 NO_2 が高濃度の場合は、眼を刺激し、呼吸器に急性のぜんそく性症状を起こすなど有害である。

36 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止されている。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

37 適正揚水量

地域的に、塩水化や地盤沈下等の地下水障害を生じさせずに、永続して揚水できる地下水量のこと。

38 DO（溶存酸素量—Dissolved Oxygen の略）

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。さらに、この有機物の分解が早く進行すると、酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有害ガスを発

生して水質は著しく悪化する。

39 WECPNL (うるささ指数)

航空機騒音のうるささを表わす指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

40 ナチュラリスト

本来は、博物学者という意味であるが、富山県ナチュラリストは自然環境等についての知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、現在、夏期に立山等に駐在して国立公園等の利用者に自然解説を行っている。

41 ばい煙

硫酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

42 BOD (生物化学的酸素要求量—Biochemical Oxygen Demand の略)

BODは、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要な酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。→COD

43 PCB (ポリ塩化ビフェニル)

不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定であるなど多くの特性を持っており、このため用途も広範で、熱媒体、絶縁油、塗料等多岐にわたる。カネミ油症事件の原因物質で、皮膚障害や肝臓障害を引き起こすことが知られている。環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在我が国では製造は中止され、使用も限定されている。

44 ppm (Parts Per million の略)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1 kg (約1 l) 中に1 mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppmという。ppmより微量

の濃度を表す場合には、ppb（10億分の1）も用いられる。

45 ppmC

炭化水素はメタン、エタン、プロパンなど種類が多いので、全体の濃度を表す場合炭素数1のメタンに換算した値を使用し、その値をppmで表したときに用いられる。

46 PPP（汚染者負担の原則—Polluter Pay's Principleの略）

環境汚染防止のコスト（費用）は、汚染者が支払うべきであるとする考えであり、環境政策に一定の方向を与えた画期的な考えであるといえる。

47 バードマスター（野鳥観察指導員）

バードマスターは、野鳥の識別及び生態並びに鳥類学等の知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、県、市町村及びその他団体が実施する探鳥会、講習会などの指導にあたっている。

48 ビジターセンター

ビジターセンター（博物展示施設）は、国立公園や国定公園の利用者に対し、その公園の自然や人文についてパネル、ジオラマや映像装置などによってわかりやすく展示解説するとともに、利用指導や案内を行い、自然保護思想の高揚を図るための中心的施設である。

49 富栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類（窒素、リン等）の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

50 フロンガス

フロンガスは、メタンやエタンの水素がフッ素や塩素で置換された化学物質の総称で、エアゾール製品の噴霧剤、精密機器や電子部品の洗浄剤、ウレタンフォームの発泡剤等に広く使われており、毒性はない。それが大気中に放出され、成層圏まで上昇すると塩素が分離されてオゾン層を破壊し、地上に到達する紫外線を増加させるため人の健康に悪影響を与えたり、穀物の収

種量を減少させるといわれている。最近では地球的規模の環境汚染要因として問題になっている。

51 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

52 ホン

騒音の大きさを表す単位として用いられる。これを日常生活における音と対比してみると、「ささやき声、木の葉のふれあう音」で20ホン程度、「静かな事務所」で50ホン程度、「国電の中」で80ホン程度、「ジェット機の音」は120ホン程度で、130ホンを超えると耳に痛みを感じる。

53 名水

環境庁の「全国名水百選」及び本県の「とやまの名水」では次のものを名水として選定している。

- ・ きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの。
- ・ いわゆる名水として故事来歴のあるもの。
- ・ その他、特に自然性が豊かであり、優良な水環境として後世に残したいもの。

54 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供することを目的として設置された県民公園のひとつで、富山市三ノ熊地内の古洞池地区のほか婦中町高塚地内の1級鳥類観測ステーション地区がある。

55 緑被度

一定面積の中に樹木等が生育している面積の比率をいう。正確にはその土地の区域と樹冠投影面積の和との比率で表す。

56 労働衛生許容濃度

職場において、労働者の健康障害を予防するための手引として用いられる値である。日本をはじめソ連、アメリカ等世界各国で、生体作用等を総合的に検討して定められている。

第10 国の環境基準

I 大気関係…48年5月8日環境庁告示第25号

(48年5月16日環境庁告示第35号一部改正)

二酸化窒素に係る環境基準の改正…53年7月11日環境庁告示第38号

1 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアシルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され、又は原則として5年以内（48年度から）において達成されるよう努めるものとする。
- 3 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値が0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内（60年度まで）とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域内にある場合は、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。

環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

II 水 質 関 係…46年12月28日環境庁告示第59号

(49年9月30日環境庁告示第63号一部改正)

(50年2月3日環境庁告示第3号一部改正)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	カドミウム	シアン	有機磷	鉛	クロム (6価)	ひ 素	総水銀	アルキル 水 銀	P C B
基準値	0.01mg/l 以下	検 出 され ない こと	検 出 され ない こと	0.1mg/l 以下	0.05mg/l 以下	0.05mg/l 以下	0.0005 mg/l以下	検 出 され ない こと	検 出 され ない こと

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川

ア 河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上	1 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	50MPN /100ml
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	以 下
A	水道2級 水産1級 浴槽 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	2 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	1,000MPN /100ml
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	以 下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	3 mg/l	25mg/l	5 mg/l	5,000MPN /100ml
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	以 下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	5 mg/l	50mg/l	5 mg/l	—
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上	8 mg/l	100mg/l	2 mg/l	—
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	

E	工業用水 3 級	6.0以上	10mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l	—
	環 境 保 全	8.5以下	以 下		以 上	

備考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる)

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

” 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

” 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

” 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

” 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

” 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

” 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

イ 湖 沼 (天然湖及び貯水量1,000万 m^3 以上の人工湖)

(ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水 道 1 級 水 産 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	1 mg/l	1 mg/l	7.5mg/l	50MPN /100ml
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	以 下
A	水 道 2、3 級 水 産 2 級 水 産 3 級 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	3 mg/l	5 mg/l	7.5mg/l	1,000MPN /100ml
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	以 下
B	水 産 3 級 工業用水 1 級 農 業 用 水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上	5 mg/l	15mg/l	5 mg/l	—
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
C	工業用水 2 級 環 境 保 全	6.0以上	8 mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l	—
		8.5以下	以 下		以 上	

備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 “ 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 “ 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
 5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 り ん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。) 水 産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下	
III	水道 3 級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下	
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
V	水 上 農 業 環 境 産 業 環 境 3 用 用 保 種 水 水 全	1 mg/l 以下	0.1mg/l 以下	

- 備考 1 基準値は、年間平均とする。
 2 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水 産 2 種：フカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水 産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(2) 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃 (pH)	化学的酸素要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサ ン抽出物質 (油分等)
A	水産1級浴 水自然環境保全 欄及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上	2 mg/l	7.5 mg/l	1,000 MPN /100 ml	検出されな いこと
		8.3以下	以 下	以 上	以 下	
B	水産2級水 工 業 用 水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上	3 mg/l	5 mg/l	—	検出されな いこと
		8.3以下	以 下	以 上		
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/l 以 下	2 mg/l 以 上	—	—

備考 水産1のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

＃ 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

3 達成期間等

環境基準の達成に必要な期間及びこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

ア 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているもの又は生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。

ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難

と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

イ 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、アの水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

Ⅲ 騒 音 関 係

○騒音に係る環境基準…46年5月25日閣議決定

1 環 境 基 準

地域の種類	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝・夕	夜 間	
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	

- (注) 1 AAをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
 2 Aをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
 3 Bをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という)については、その環境基準は下表の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
A地域のうち、2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち、2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 達成期間等

環境基準は適用地域の種別により、次の区分により、施策の進展とあいまって、その達成、維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の設定後直ちにその達成を図るよう努めるものとする。
- (2) 道路に面する地域については、設定後5年以内を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。

ただし、道路交通量が多い幹線道路に面する地域で、その達成が著しく困難な地域については、5年を超える期間で可及的速やかに達成を図るよう努めるものとする。

○航空機騒音に係る環境基準…48年12月27日環境庁告示第154号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地 域 の 類 型	基 準 値 (単位 WECPNL)
I	70 以 下
II	75 以 下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成期間等

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
既設飛行場	新設飛行場			
	第三種空港及びこれに準ずるもの		直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く)	A	5年以内	
		B	10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること
	新東京国際空港			
	第一種空港（新東京国際空港を除く）及び福岡空港		10年を超える期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準…50年7月29日環境庁告示第46号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 ホン 以下
II	75 ホン 以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達

成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の 沿線区域の区分			達成目標期間		
			既設新幹線鉄道に 係る期間	工事中新幹線鉄道 に係る期間	新幹線鉄道に係る 期間
a	80ホン以上の区域		3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75ホンを超え80ホ ン未満の区域	イ	7年以内	開業時から3年以 内	
		ロ	10年以内		
c	70ホンを超え75ホン以 下の区域		10年以内	開業時から5年以 内	

- 備考 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
- (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
- (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
- (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

第11 県の環境基準

○大気関係…46年6月1日県告示第644号

1 環 境 基 準

物 質	ふっ素及びふっ素化合物
環境上の条件	連続する24時間の測定値において、ふっ素として $7\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

2 達 成 期 間

直ちに維持されるものとする。

第12 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

1 河 川

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
小矢部川 水 域	(告示237) 昭51.3.26	小矢部川上流(太美橋より上流)	A A	イ
		山 田 川 上 流(ニヶ淵(上原地内)えん堤より上流)	A A	イ
		山 田 川 下 流(ニヶ淵(上原地内)えん堤より下流)	A	イ
		小矢部川中流(太美橋から千保川合流点まで)	A	イ
		小矢部川下流(甲)(千保川合流点から城光寺橋まで)	C	イ
		小矢部川下流(乙)(城光寺橋より下流)	D	ロ
		相 父 川(全 域)	B	イ
神 通 川 水 域	(告示324) 昭47.4.1	千 保 川(全 域)	D	ロ
		神通川上流(いたち川合流点より上流、宮川及び高原川を含む)	A	イ
		神通川下流(いたち川合流点より下流)	C	ロ
		い た ち 川(全 域)	C	ロ
		井 田 川 上 流(落合橋より上流)	A	イ
		井 田 川 下 流(落合橋より下流)	B	イ
		熊 野 川(全 域)	A	イ
白 岩 川 水 域	(告示16) 昭57.1.14	富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	E	ロ
		松 川(全 域)	B	ロ
		(告示607) 昭47.6.30 一部改正		
		白 岩 川 上 流(栃津川合流点より上流)	A	イ
		白 岩 川 下 流(栃津川合流点より下流)	B	ロ
		(告示279) 平元.3.23		
		栃 津 川 上 流(寺田川合流点より上流)	A	イ
庄 川 水 域 等	(告示64) 昭48.9.28	栃 津 川 下 流(寺田川合流点より下流)	C	イ
		庄 川 上 流(雄神橋より上流)	A A	イ
		庄 川 下 流(雄神橋より下流)	A	イ
		和 田 川(全 域)	A	イ
		下 糸 川(全 域)	B	ロ
		新 堀 川(全 域)	B	イ
		内 川(全 域)	C	ハ
常願寺川 水 域 等	(告示1151) 昭49.12.18	常願寺川上流(常願寺橋より上流)	A A	イ
		常願寺川下流(常願寺橋より下流)	A	イ
		上 市 町(全 域)	A	イ
		中 川(全 域)	B	イ
		角 川(全 域)	A	イ
		鴨 川(全 域)	B	ロ
		阿 尾 川(全 域)	A	イ
		余 川 川(全 域)	A	イ
		上 庄 川(全 域)	B	イ
		仏 生 寺 川(湊川を含む全域)	C	ロ
		黒 瀬 川(全 域)	A	イ
		吉 田 川(全 域)	B	ロ
		黒 部 川(全 域)	A A	イ

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
早月川 水域等	(告示237) 昭51.3.26	早月川(全域)	AA	イ
		片貝川上流(落合橋より上流)	AA	イ
		片貝川下流(落合橋より下流)	A	イ
		布施川(全域)	A	イ
		高橋川(全域)	B	イ
		入川(全域)	A	イ
		小川上流(舟川合流点より上流)	AA	イ
		小川下流(舟川合流点より下流)	A	イ
		舟川(全域)	A	イ
		木流川(全域)	B	イ
		笹川(全域)	A	イ
		境川(全域)	A	イ

2 湖 沼

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
有峰ダム貯水池 (有峰湖)	(告示278) 平元. 3. 23	有峰ダム貯水池(有峰湖)	(イ)湖沼A (イ)湖沼II	イ イ

3 海 域

水 域	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
富山新港 海 域	(告示 64) 昭48. 9. 28 一部改正 (告示644) 昭58. 7. 7	富山新港海域 (甲) (別記 1)	海域 C	イ
		富山新港海域 (乙) (別記 2)	海域 B	イ
富 山 湾 海 域	(告示 237) 昭51. 3. 26	小矢部川河口海域 (甲) (別記 3)	海域 B	ロ
		小矢部川河口海域 (乙) (別記 4)	海域 A	ロ
		神通川河口海域 (甲) (別記 5)	海域 B	ロ
		神通川河口海域 (乙) (別記 6)	海域 A	ロ
		その他の富山湾海域 (別記 7)	海域 A	イ

別記

- 1 富山新港海域のうち第1貯場及び中野整理場に係る海域
- 2 富山新港海域であって、1の部分を除いたもの
- 3 小矢部川河口の中央を中心とする半径1,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域
- 4 小矢部川河口の中央を中心とする半径2,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、3の部分を除いたもの
- 5 神通川河口の中央を中心とする半径1,800mの円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域
- 6 神通川河口の中央を中心とする半径2,400mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、5の部分を除いたもの
- 7 富山県の陸岸の地先海域であって、1、2、3、4、5及び6の部分を除いたもの

(注) 達成期間の分類：「イ」直ちに達成
 「ロ」5年以内で可及的速やかに達成
 「ハ」5年を超える期間で可及的速やかに達成

第13 騒音関係に係る環境基準の地域類型の指定状況

1 騒音に係る環境基準…60年6月1日県告示第600号

地域の類型	あてはめる地域	時間の区分
A	別表に掲げる市町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定より定められた同項第1号に掲げる第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域	昼間（午前8時から午後7時まで） 朝夕（午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで）
B	別表に掲げる市町の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた同項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）

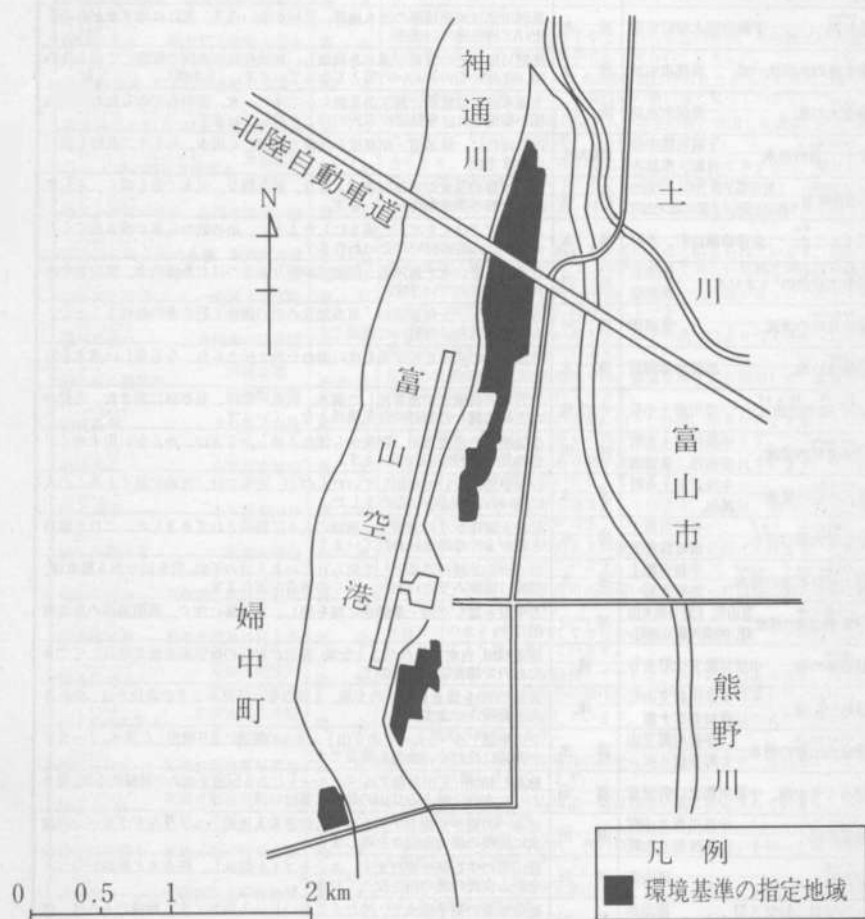
別表

富山市	高岡市	新湊市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市
大沢野町	大山町	上市町	立山町	入善町	朝日町	八尾町	婦中町	小杉町
大門町	大島町	城端町	庄川町	井波町	福野町	福光町	福岡町	

2 航空機騒音に係る環境基準…60年6月1日県告示第601号

地域の類型	あてはめる地域
II	富山市及び婦中町の区域のうち、別図に区画した地域

別図



第14 「とやまの名水」一覧

(注)◎は「全国名水百選」の選定名水

名	称	区分	説 明
①	三重滝 下新川郡朝日町荻川	滝	約300mの断崖を七段に落下する雄大な滝。名勝として、古くから人々に親しまれています。
②	杉沢 下新川郡入善町吉原	湧 水	黒部川扇状地最端部の湧水地帯。流杉が生い茂り、沢には地下水が白砂を上げて湧き出ています。
③	生地の共同洗い場 黒部市生地	湧 水	黒部川扇状地の豊富な湧水を利用して、地域住民が共同で管理している洗い場。主婦たちの話合いの場ともなっています。(6か所)
④	清水の里 黒部市生地	湧 水	北陸本線生地駅前に湧き出る清らかな冷たい水。御影石で作られた水飲み場が整備され、乗降客や市民ののどを潤しています。
⑤	十二貫野用水 下新川郡宇奈月町、黒部市	農業用水	江戸時代に、権名道三が高度な技術で開削した用水。今も十二貫野を潤しています。
⑥	黒部峡谷 下新川郡宇奈月町、中新川郡立山町、上新川郡大町	河 川	大小無数の溪流が黒部の本流となり、岩を削り、日本で最も深く、そして幽玄な峡谷美を形作っています。
⑦	てんこ水 魚津市原坊町、本町	湧 水	ちょうどごはんをでんこ盛りにしたように、川の底から水が湧き出てくるので、この名が付いたといわれます。
⑧	魚津駅前の「うまい水」 魚津市駅前	井 戸	日本一うまい水と池田弥三郎教授が折り紙をつけた魚津の水。旅行者や市民に親しまれています。
⑨	片貝川の清流 魚津市	河 川	万葉の歌人、大伴家持が「可多加比の川の瀬清く行く水の絶ゆることなくあり通見む」と歌った清流です。
⑩	駒洗池 黒部市喜別沢	湧 水	戦国時代の武将たちが馬を洗った清めた池と伝えられ、今も美しい清水をたたえています。
⑪	行田の沢清水 滑川市上小泉	その他	早月川の伏流水が湧き出した清水。付近一帯は、自然林に囲まれ、市民が水と緑に親しむ格好の散策場所となっています。
⑫	早月川の清流 中新川郡上市町滝澤、魚津市	河 川	全国屈指の急流河川。朝岳から流れる清らかな水は、かんがい用水やイワナの養殖に利用されています。
⑬	水の谷の霊水 中新川郡上市町黒川	湧 水	行者が霊水として利用していたもので、近年では、万病に効くと多くの人に用いられるようになりました。
⑭	弘法大師の清水 中新川郡上市町滝澤	湧 水	弘法大師ゆかりの清水で、地域の人々に利用されてきました。これを飲むと頭がよくなるといわれています。
⑮	大岩日石寺の麻水 中新川郡上市町大岩	湧 水	古くから北陸の霊場として知られている大岩の不動。岩を回り出る麻水は、服病に霊験ありといわれ、多くの信者が訪れます。
⑯	常願寺川の清流 富山市、上新川郡大町、中新川郡立山町	河 川	万年雪を頂く立山・薬師岳に源を発し、日本海に注ぐ、我国屈指の急流河川です。
⑰	岩室の滝 中新川郡立山町虫谷	滝	落差24m、白布を垂れたような滝。谷川が岩石の軟弱部を浸食後退してきたもので地質学上貴重です。
⑱	松名滝 中新川郡立山町戸崎寺ナ板	滝	落差350mを誇る日本一の大海。4段になって落ちるその豪快さは、訪れる人を驚嘆させます。
⑲	立山玉殿の湧水 中新川郡立山町玉殿	湧 水	立山黒部アルペンルート立山トンネルの開通により噴出した湧水。2～5℃と非常に冷たく、水量も豊富です。
⑳	みくりが池 中新川郡立山町望谷	湖 沼	標高2,400m、立山黒部アルペンルートにある伝説を秘めた神秘的な湖。青々とした水面に映える立山の雄姿は美しい。
㉑	黒部湖 中新川郡立山町上新川郡大町	湖 沼	日本一の高さを誇るアーチ式ダムによる人造湖。エメラルドグリーンの中湖に周囲の雄大な山々を映します。
㉒	松川 富山市	河 川	富山市の中心部を流れます。エシゴイが群泳し、桜並木と彫刻が川べりを彩る市民の憩いの川となっています。
㉓	石倉町の延命地蔵の水 富山市	井 戸	延命地蔵の御手洗水で、冷たくておいしいと評判です。地域の人々は、飲料水として利用しています。
㉔	常西合口用水 上新川郡大町、富山市	農業用水	明治時代に、常願寺川左岸(西側)の12の用水が合併口化してできた用水です。富山市の水道水源となっています。
㉕	中ノ寺の霊水 上新川郡大町上滝	湧 水	弘法大師が祭られている祠の下から湧いている水。不老長寿、皮膚病に効く霊水とされています。
㉖	首峰湖 上新川郡大町有峰	湖 沼	県内随一の貯水量をほこる人造湖。四季を通じてほとんど濁らず、美しい山々の姿を湖面に映します。
㉗	八木山の滝 上新川郡大沢野町八木山	湧 水	八木山の不動尊の前、湧水の滝がひっそりと落ちています。
㉘	飯坂清水 上新川郡大沢町春日	湧 水	昔、飯坂が好んでこの湧水を飲んだことからこの名が付いたといわれます。今も茶人などに愛用されています。

名 称	区 分	説 明
⑨神通峽 婦負郡細入村、上新川郡大沢野町	河 川	飛騨盆地から富山平野に抜ける風光明媚な峡谷。新緑、紅葉が水面に映え、訪れる人々の目を魅了します。
⑩加持水 婦負郡婦中町千里	湧 水	常楽寺観音堂地内の湧水。聖観音が山田村から常楽寺へ移された時に湧き出てきたものと伝えられています。珍しい「ヒカリモ」があります。
⑪花山寺の霊水 婦負郡山田村若土	湧 水	谷川沿いの岩間から湧き出る水。花山寺では水かけ地蔵を建立し、霊水として利用しています。
⑫桂の清水 婦負郡八尾町大玉生	湧 水	大玉生八幡社横にある樹齢千年といわれる桂の大木。その根元から湧き出す清冽な水で、人々の生活水として守られてきました。
⑬薬勝寺池 射水郡小杉町中太岡山	湖 沼	かんがい用のため池として、約500年前に作られたと伝えられています。現在は薬勝寺池公園として、地域住民の憩いの場となっています。
⑭誕生寺の誕生水 射水郡大門町島	井 戸	約600年前、法華宗の開祖日蓮聖人が誕生の折に湧出した清泉。聖人の産湯とされたことから「誕生水」と名付けられました。
⑮上・日寺の観音菩薩霊水 氷見市朝日本町	湧 水	古くより、眼病、長寿に効く霊水として飲用されてきました。例には、国の天然記念物の大イチョウがそびえ立っています。
⑯矢多神社の清泉 高岡市伏木一宮	湧 水	大伴家持が住んだ万葉の里。杉木立にかこまれた岩壁から清泉が出ています。
⑰高岡古城公園の水壕 高岡市古城	そ の 他	前田利長の築いた城で、設計者は高山市近と伝えられています。約67,000㎡の水壕は満々と水をたたえ、四季を通じて美しい景観を映しています。
⑱般若無井戸 高岡市末広町	井 戸	高岡市の中心部にあり、約230年前、親孝行な六兵衛が掘ったと伝えられています。市民により大切に保存されています。
⑲弓の清水 高岡市中田富国	湧 水	木曾義仲が、平家との戦いのとき、部下の進言により弓矢を射ったところ湧き出した清水と伝えられています。
⑳上部の養鱈池 西砺波郡福野町矢部	そ の 他	庄川の伏流水が湧く矢部地内では、豊富な地下水を利用して、鑑賞用や食用のコイが盛んに養殖されています。
㉑吉島峽 小矢部市吉島	河 川	小矢部川の支流、子鹿川の清流に沿った谷間。小さなナイアガラといわれる「一の滝」をはじめ、多くの滝や淵からなっています。
㉒堤清水 小矢部市増生	湧 水	植生護国八幡宮の境内にあり御手洗水などに利用されています。年中枯れることなく、参拝者に潤いを与えています。
㉓大清水 小矢部市白谷	湧 水	底から清水が白砂を上げて湧き出しています。池には、市の天然記念物に指定されているアシツギが自生しています。
㉔矢兵衛清水 砺波市増山	湧 水	増山城築城の折、家臣の山名矢兵衛が発見したと伝えられます。城跡を訪れるハイカーに親しまれています。
㉕ひしの清水 東砺波郡福野町安居	湧 水	安居寺の下を流れる御手洗川の川沿い、切り立った岩壁の割れ目から枯れることなく湧出しています。
㉖赤祖父池 東砺波郡井口村上中	湖 沼	赤祖父川の水をせき止めてできたかんがい用の貯水池。フナが放流され釣り大金等により親しまれています。
㉗瓜炭清水 東砺波郡庄川町金屋字岩黒	湧 水	峠上人の馬のひづめが陥没してできたという故事があります。瓜をひやしたところ、冷たくて自然に割れたことから命名されました。
㉘不動滝の霊水 東砺波郡井波町大谷	湧 水	岩から清らかな水が噴出しています。古くから、地域の人々や旅人に霊水として飲用されています。
㉙臨谷の水 東砺波郡利賀村栗田	湧 水	臨谷橋の橋詰にある御地蔵様の祠から湧き出しています。住民やドライバーに飲用され親しまれています。
㉚庄川峽 東砺波郡庄川町、利賀村、平村、上平村	河 川	小牧ダム湖を中心とする周辺一帯は県定公園に指定されています。四季織りな景観は見事です。
㉛中江の霊水 東砺波郡平村東中江	湧 水	「水神様の水」とも呼ばれ、村の祭神「水渡瀬女神」を祭った社の床下から湧出している神聖な水です。
㉜丸池 東砺波郡上平村新屋	湧 水	合掌造りで知られる越中五箇山の upper 村。浄土真宗を広めた赤尾道宗の信心による湧水の池です。
㉝縄ヶ池 東砺波郡城端町養谷	湖 沼	原生林に囲まれ、伝説を秘めた池。四季を通じて清澄な水を満々とたたえ、天然記念物のミズバショウが群生しています。
㉞桜ヶ池 東砺波郡城端町立野原	湖 沼	池の周囲に桜の木が多いことからこの名が付けられました。春の新緑、秋の紅葉など水と緑に恵まれた自然を満喫できます。
㉟小矢部川の長湊 西砺波郡福光町中河内	河 川	小矢部川上流の峡谷。奇岩がそそり立ち、岩肌に松、桧が並ぶように生える光景は水墨画を思わせます。

第15 「とやま森林浴の森」一覧

(注) ◎は、森林浴の森「日本百選」の選定森林

名 称	区 分	面 積	説 明
1 升方城址 魚津市升方	散策道	7.0	升方山(標高240m)の山頂にある升方城址の林相は、アカマツを主とする天然林で、一部人工林もある。山頂への登山道も整備され展望もよい。
2 天神山 魚津市東山	自然景観	ha 3.9	城址公園として市民に親しまれ、魚津市街地や富山湾の展望がよく、アカマツの巨木及び一部にスギ人工林もあり、遊歩道、休憩施設等の管理もよい。
3 行田公園 滑川市上小泉	植物野鳥観察	6.5	自然発生的にできた市街地に近い公園で、休憩施設等も整備され、市民の恰好の散策の場として利用も多い。樹木は22種800本に及び、小鳥や蝶も多く、森林学習の森ともなっている。
4 嘉例沢森林公園 黒部市嘉例沢	森林公園	145.0	広場、キャンプ場、駐車場、展望台、総合管理センター、遊歩道等が整備されている。山頂より眼下に宇奈月温泉、北西には、富山湾及び黒部川扇状地等が美しい。森林は、アナ、ナラなどの天然林で、野鳥も多く、自然に恵まれている地域である。
5 松尾金毘羅社の森 宇奈月町下立	鎮守の森	19.8	頂上(342m)を中心にアカマツ林、中腹斜面はコナラミズナラ、ヤマツツジ等の天然林、谷間にスギの人工林も多い。地元小学校の自然観察林として学習の場にも利用され、黒部川等の眺望もよい。
6 舟見ふるさとの森 入善町舟見	森林公園	354.7	負釣山(959m)を最高峰とした登山が楽しめる森林で散策路もある。峰筋には、ヒメコマツの巨木やミズナラ、低木層のサイグロミツバツツジ、ユキバキ等が分布する。ニホンザル、カモシカも生息し、雄大な立山連峰をはじめ富山湾、能登半島の大パノラマが展望できる。
7 あさひ城山 朝日町宮崎	森林公園	54.0	朝日県立自然公園の鹿島神社から宮崎鹿島樹叢、城山から笹川部落に至る「遊歩道城山コース」の自然観察、歴史探案は、森林浴の適地である。中でも鹿島樹叢は、スダシイ、アカガシ、タブノキなど暖温帯の北限として巨木も多く、国の天然記念物に指定されている。
8 三峯グリーンランド 朝日町笹川	森林公園	118.0	七重滝から三峯台地を経て小川温泉に至る遊歩道三峯コースがある。林相は、スギ人工林、コブシ、ケヤキ、アカマツ、コナラなどの天然林で、黒部平野と笹川部落を左右に景観もよい。
9 古洞森林水公園 富山市三瓶	自然景観	81.0	湛水面積23haのかんがい溜池は、古くから渡り鳥の池として知られ、付近の林相は、アカマツを主とした天然林で、若干のスギ、クリの植栽地がある。県民公園野鳥の園整備事業により古洞池一周遊歩道が整備されている。
10 呉羽丘陵 富山市呉羽町	散策道	7.5	富山平野を東西に分けた呉羽丘陵地、県道から白鳥城跡に至る遊歩道は、森林浴のできる散策路コースであり、射水平野や富山市街、日本海、立山も一望できる。林相は、クリ、コナラ、アカマツを主に植物117科657種が自生している。

名 称	区 分	面 積	説 明	
11 浜黒崎海岸 松林	富山市浜黒崎	自然景観	40.0	神通川から常願寺川河口に至る浜黒崎海岸一帯は、古来より「古志の松原」と称され、海辺から松林越しに北アルプス連峰の眺めはよい。林内にはキャンプ場、サイクリングロード等が整備されている。
12 猿倉山 森林公園	大沢野町舟倉	自然景観	26.8	猿倉城跡を主体に、駐車場、広場、遊歩道、キャンプ場が整備されている。林相は、シラカバ、ナナカマド、マユミ、ウメモドキ、ナラなどを主とした天然林とスギ人工林で、山頂よりの富山平野と遠く日本海が一望できる。
13 寺 家 公 園	大沢野町舟倉	散 策 道	7.2	60年前に京都の嵐山を模して整備された公園で、猿倉山御前山に接し、景勝変化に富んだ林相である。アカマツとカエデ、ナラ、サクラ等の天然林内には西国33番堂所巡りもできる散策のコースがある。
14 あわすの平	大山町原・龜谷・栗栗野・極楽坂	森林公園	410.0	遊歩道、広場等が整備され、立山山麓家族旅行村及び県営ゴンドラスキー場の他2スキー場や大品山自然歩道がある。また、白樺平にはミズナラ等の天然林があり、遊歩道も整備されている。
15 ありみね	大山町有峰	森林公園	576.0	有峰は、県立自然公園や国民休養地に指定され、湖周緑林道や各遊歩道及び施設が整備されている。キャンプや釣り、ハイキング等自然探検の場として利用も多い。
16 さつか・ おおよま	上市町眼目	鎮守の森	14.7	立山寺参道100mには、樹齢450年のモミとスギの並木があり、隣接の森林にはアカマツの群生があり、この間には遊歩道も整備され、頂上展望台からの日本海、富山平野の眺めはよい。
17 馬 場 島	上市町伊折	自然景観	31.3	北アルプス剣岳の登山口で、樹齢数百年の天然立山スギをはじめ、ブナ、トナ、カエデ、ナナカマド等の天然林には、散策道や各種の施設が整備されている。
18 大辻山山麓 森林公園	商山町芦峰寺	森林公園	110.0	大辻山一帯は、来拝山、石節平、国立「立山少年自然の家」などを結ぶ林内歩道が設けられ、同歩道から雄大な自然景観が望める。林相は「立山スギ」の100年以上の天然林が点在し、ミズナラ、ブナ、ダケカンバ、タムシバ、ユキツバキ、イワウチワなどの天然植生となっている。
19 大観峰 自然公園	立山町四谷尾・ 虫谷	森林公園	46.7	標高325mの大観峰と虫谷川の岩室の滝を結ぶ一帯で、林相はアカマツ、ナラ、クヌギ、ホウノキなどの天然林と立山スギ人工林がある。大観峰は富山平野を一望できる。岩室の滝は県指定の天然記念物に指定されており、駐車場、キャンプ場施設も整備されている。
20 立山美女平	立山町芦峰寺 国有林	森林公園	177.2	立山登山基地美女平、ブナ坂、下ノ小平の一帯の国有林で、美女平には700～1,000年生の立山スギ原生林があり、ブナ坂にはブナの原生美林が群生し、下ノ小平一帯は、コメツガの一大群落となっている。遊歩道も整備され、森林浴コースとして森林浴の森「日本百選」にも選定されている。
21 称 名 溪 谷	立山町芦峰寺	自然景観	207.0	千寿ヶ原から桂台を経て右に溶結凝灰岩の岩盤「悪城の壁」や、日本一の名瀑といわれる「称名の滝」等がある。また滝見頭に至る遊歩道が整備されており、大自然の溪谷美と眺望が楽しめる。

名 称	区 分	面 積	説 明
22 21世紀の森 八尾町杉ヶ平	森林公園	45.0	白木峰登山口で、スギ人工林や、ナラ、クリ、カエデ、ユキツバキなどの天然林に野鳥の森、きのこの森など多くの森を設け、遊歩道で連絡し、自然の生態観察ができるように森林学習展示館その他の施設も整備され、林間学習や青少年の憩いの場として多く利用されている。
23 城ヶ山公園 八尾町城ヶ山	散策道	15.3	明治30年頃から公園として、多くの樹木の植栽と散策道、休憩施設等が整備された。園内には、歌碑なども多く、史跡、歴史の散策も楽しめる。またフィールドトレーニングをはじめ、家族連れや子供の遊び場として利用されている。
24 長沢自然公園 婦中町長沢	自然景観	27.5	国指定の史跡等が点在する自然公園地内には、コナラ、カン、アカマツなどの天然林と、一部スギ人工林もある。池も多く野鳥の生息地となっており、富山平野の眺望もよい。回遊歩道等も整備され、歴史の探訪などが楽しめる公園である。
25 牛岳 青少年の森 山田村小谷	森林公園	115.0	牛岳スキー場の周辺地域は、コナラ、クリを主とする天然林と県有林のスギ人工林等があり、青少年旅行村としてキャンプ場も整備され、頂上からは富山、射水平野と日本海も遠望できる。
26 常虹の滝 細入村猪谷	自然景観	58.1	県定公園神通峡の名勝の一つとされる溪流猪谷川の常虹の滝を中心とした林相は、サワグルミ、トチなどの天然林とスギ人工林である。滝の水しぶきによる虹の眺めを満喫しながら森林浴が楽しめる。
27 三千坊の森 高岡市山川	森林公園	119.0	標高264mの三千坊山を中心に、江道穴式古墳群など文化財が散在し、歴史探訪ができる。また、自然景観もよい。
28 太田自然 休養村の森 高岡市太田	自然景観	159.0	恵まれた自然環境を有し、家族揃っての健康増進の場としての利用施設が完備されている。また、白山林道を経て国衆寺へも通じている。
29 二上山 高岡市二上山	森林公園	130.4	二上山を主峰に、城山、鉢伏山、大師ヶ岳があり、山頂はアカガシなどの天然林で、山麓にはスギ人工林が多い。青少年の家、万葉植物園、山頂等に至る遊歩道を散策しながら自然が楽しめる。
30 阿尾森林公園 氷見市阿尾	森林公園	83.0	標高100m前後の丘陵地で、林相はナラ、ブナ、ソヨゴなどの広葉樹とスギ、アカマツの針葉樹林で、広場、休憩施設、遊歩道等が整備され、富山湾や立山連峰の眺望もよい。
31 森寺城跡公園 氷見市森寺	森林公園	120.0	能登半島の基部にある砦として重要な城とされた。林相はタブノキ、ウラジロガシ、クマノミズキ、アカガシ、コナラ、リョウブなどの天然林や谷間などのスギ、クヌギの人工林及びモウソウ竹林である。
32 くりから 史跡の森 小矢部市壺生	森林公園	376.2	壺生八幡宮から俱利伽羅不動寺に至る旧北陸道と旗ヶ馬場などの古戦場として知られる地域は、名勝、史跡も多く、低山帯でのアナ群生林や珍しいツリバナウツギなどの天然林とボカスギ人工林で、遊歩道等の施設も整備され、眺望もよい。

名 称	区 分	面 積	説 明
33 城山メルヘンの森 小矢部市城山	自然景観	45.0	城山公園は、今石動城跡で、白馬山遊園地、聖天堂、消防神社等があり、遊歩道などが整備され、市民の憩いの場として利用されている。林相の大部分はボカスギ林で、染井吉野70年生400余本と紅梅林等も造成されている。
34 薬勝寺池公園 小杉町中太閤山	散策道	19.7	10haの池の周辺の樹木はアカマツ、コナラ、クリ等で、春はサクラ、コブシが咲き、池を一関する散策道は、緑のトンネルとなり、水と調和した身近な森林浴が楽しめる公園である。
35 太閤山ランド 小杉町黒河	森林公園	117.2	丘陵地を利用して造成された県内最大の都市公園であるが、各地設も整備され林内の自転車道・遊歩道は、コナラ、ソヨゴ、ヒサカキを主とした天然林とスギ人工林で溜池なども多く緑と花の散策コースは、森林憩いの場として適している。
36 備田神社 大門町串田	鎮守の森	5.8	旧北陸道に面した鎮守の森は、300mの参道の両側にスギ、アカマツ、ケヤキの巨木が社叢として神域を覆っており隣接の備田新道跡公園とともに森林憩いの場となっている。
37 西山森林公園 福岡町五位・赤丸	森林公園	210.0	西山山麓一帯は、野趣あふれる自然と多くの樹木群落があり、野草等の植物も観察できる。特に赤丸浅井神社はケヤキ、スギなどの老巨木と貴重な自然環境を有するほか、城ヶ平古墳群もあり、豊かな森林と自然を知る実践教育の場となっている。
38 県民公園 頼成の森 砺波市頼成	森林公園	115.0	第20回全国植樹祭会場を中心に、県民の森林公園として整備され、昭和60年に、第1回富山県育樹祭も開催された。県民公園の一貫として花菖蒲園なども造成し、植物公園としての機能も整備された。森林浴の森「日本百選」の選定地。
39 となみ増山城址公園 砺波市増山	森林公園	48.0	標高150mの丘陵地で砺波平野を見下ろす位置にあり、庄川扇状地を経て梅檀野台地を流れる和田川によって形成された断崖上にあり、周辺は本丸、一の丸、二の丸など数多くの城跡史跡がある。林相は、当地の郷土種である増山スギが多い。
40 つくばね森林公園 城端町養谷・林道	森林公園	162.2	縄ヶ池、つくばね山一帯は、砺波平野の散居村と遠く日本海、能登半島が一望できるところ。各施設が整備され、原山放牧場、キャンプ場、縄ヶ池水芭蕉などの散策道があり、訪れる人も多い。
41 桜ヶ池公園 城端町立野原	自然景観	76.5	18haの桜ヶ池の湖畔回遊道には、キャンプ場や遊具、休憩施設などが整備され、森林と野鳥、植物の探索を楽しむことができる。
42 五箇山合掌の森 平村相合・上梨・田向	森林公園	207.9	国指定の相合合掌集落と田向、上梨地域は「五箇山県立自然公園」と国民休養地に指定されている。集落背後地一帯は、ブナを主とする原生林で、森のなかには回遊歩道が整備され、利用も多い。
43 ブナオ 上平村西赤尾 国有林	植物野鳥観察	4.2	白山国立公園地内で、山岳地帯を代表するブナ、ミズナラを主とする天然林の景勝地。自然探索、登山、ハイキング、キャンプ、植物観察、保健休養、野外学習の場として適する。大門山に至る登山遊歩道などが整備されている。

名 称	区 分	面 積	説 明
44 中村合掌文化の森 利賀村上百瀬 字中村	自然景観	75.0	自然休養村として、森林内には合掌家屋が保存され、合掌劇場や生花会館、ギリシャ風野外劇場を中心に国際キャンプ場、県青少年の家などのほか多くの施設がある。世界演劇祭が行われる夏は、全国から多くの人が訪れ、素朴ですばらしい自然景観が楽しめる。
45 ロンレー 東山の森 利賀村岩瀬・ 上畠・坂上	植物野鳥 観察	221.0	嶺嶺という嶺境を争ったとされるところで、ブナを主とする原生林、スギ人工林がある。山頂付近には一部に高原湿地帯もあり、ミズバショウ等の自然観察に適し、みどりの少年団で「ロンレー子供の村づくり」として炭焼き小屋や遊具施設がある。また、森林生態学習舎も完備し、ブナ林内の散策も楽しめる。
46 グリーンシャ ワーの降る森 庄川町湯谷	森林公園	238.5	牛岳登山道は、湯谷スキの美林を眺め、グリーンシャワーを浴びながら中腹からは、コナラ、ミズナラ、クリ、アカシデ、イタヤカエデ、トナなどの天然林となり、カケス、アカゲラなどの野鳥が多く、頂上権現堂附近での四方の眺望が楽しめる。
47 閑乗寺公園 井波町井波外 入会地	自然景観	23.4	標高約300mの山麓台地で、砺波散居村の展望がすばらしく、夏のキャンプ、ハイキングと冬はファミリースキー場として知られ、四季を通じて自然に親しむとともに、野外活動を行う格好の場所である。
48 安居の森 福野町安居	自然景観	60.8	標高約150m地帯で、スギ人工林とアカマツ、アベマキ、ホウノキ、アカシデなどの天然林が混交し、適度の起伏もあり、散策も容易で施設なども整備されている。また、小矢部川の清流や砺波平野と立山連峰などの眺望もよい。
49 医王山 福光町館 森林公園	森林公園	120.0	砺波地方のシンボルとして親しまれ、富山、石川平野と、遠く能登半島や北アルプス等の眺望がすばらしい。また、自然観察として「とんび岩」、三蛇ヶ滝、大池などの奇勝地も多く、動植物の自然観察と散策が楽しめる。
50 刀利自然 休養林 福光町刀利	自然景観	30.0	自然休養レクリエーションの森として広く県民などが利用できるように、キャンプ場及びケビンなどが整っている。特に金沢市の夜景や、医王山の山並と刀利ダムの眺望が良く動植物も多くて、自然観察にも適する。

第16 「全国の巨木」一覧（富山県関係）

(1) 富山県巨木ベスト10

	樹 種	市町村名	幹周(m)	所 在 地	所有者	別 称	保護指定
1	カツラ	山田村	14.00	今山田	個人	今山田の大カツラ	県天然記念物
2	イチョウ	氷見市	12.00	朝日本町	社寺	上日寺の大イチョウ	国天然記念物
3	トチ	利賀村	11.89	脇谷	村	脇谷のトチの木	〃
4	スギ	上市町	11.00	早月尾根	国		
4	スギ	利賀村	11.00	坂上	社寺	坂上の大スギ	県天然記念物
4	スギ	福光町	11.00	広谷	社寺	婆々堂スギ、てんぐの大スギ、駒つなぎの大スギ	市天然記念物
7	スギ	滑川市	10.30	下梅沢	町内会	立山スギの古木	〃
8	スギ	魚津市	10.00	大沢	個人	大沢の地鎮杉	県天然記念物
9	トチ	利賀村	9.60	利賀	村	利賀のトチの木	国天然記念物
10	ケヤキ	上市町	9.52	若杉	社寺	宮川の大けやき	県天然記念物

(2) 全国ランキングされた富山県の巨木（樹種別）

樹 種	幹周(m)	市 町 村	別 称	保護指定	全国順位
イチョウ	12.0	氷見市	上日寺の大イチョウ	国天然記念物	7位
ブナ	5.0	大山町	長棟のブナ	保安林内	10位
ミズナラ	8.2	利賀村	島地宮林 (樹林)		2位
トチノキ	11.9	利賀村	脇谷のトチの木	国天然記念物	2位
トチノキ	9.6	利賀村	利賀のトチの木	国天然記念物	6位
トチノキ	9.0	朝日町	踏出しのトチの木	保安林内	9位

第17 鳥獣保護区一覧

(2年3月31日現在)

名 称	所 在 地	種別	面 積 (ha)	うち特別 保護地区 面積(ha)	期 間
北アルプス	立山町、外3	㊦	64,836	13,729	59年11月1日～6年10月31日
城山	朝日町	㊦	293		61年11月1日～8年10月31日
大平	朝日町	〃	2,274		61年11月1日～8年10月31日
大笠	上平村	〃	1,634	230	61年11月1日～8年10月31日
小口川	大山町	〃	1,871		61年11月1日～8年10月31日
氷見海岸	氷見市・高岡市	㊦	6,905	1	61年11月1日～8年10月31日
二上山	高岡市	㊦	684		58年6月1日～5年5月31日
愛上市	宇奈月町	㊦	300		元年11月1日～11年10月31日
上羽山	上山市	㊦	630		58年6月1日～5年6月9日
呉羽山	富山市	㊦	450		59年12月1日～6年11月30日
南蟹谷	福光町	㊦	1,070		60年3月6日～7年3月5日
有利峰	大山町	〃	7,500	760	60年11月1日～7年10月31日
利賀村	利賀村・庄川町	〃	1,100		62年3月31日～8年10月31日
座主坊	立山町	〃	450		62年3月31日～8年10月31日
倶利伽羅	小矢部市	〃	855		63年11月15日～10年11月14日
八乙女山	井波町	〃	378		元年11月1日～11年10月31日
天神山	魚津市	〃	850		56年3月31日～2年10月31日
頼成山	砺波市	〃	160		63年11月1日～10年10月31日
縄ヶ池	城端町	〃	625		59年11月1日～6年10月31日
吉峰	立山町	㊦	70	17	60年11月15日～7年11月14日
高岡古城公園	高岡市	〃	23		60年11月15日～7年11月14日
白木峰	八尾町	㊦	4,590		61年11月15日～8年11月14日
奥神通	細入村・大沢野町	〃	460		61年11月15日～8年11月14日
奥五位	福岡町	〃	280		61年11月15日～8年11月14日
医王山	福光町	〃	1,690		61年11月15日～8年11月14日
小川	朝日町	〃	600		61年11月15日～8年11月14日
小谷川	平村	〃	1,500		62年11月15日～9年11月14日
朝日山	氷見市	㊦	390		55年11月15日～2年10月31日
東福寺	滑川市	㊦	180		59年11月1日～6年10月31日
ねいの里	婦中町	㊦	50	13	59年11月1日～6年10月31日
野鳥の国	富山	㊦	98		62年11月1日～9年10月31日
田尻池	富山	㊦	5		63年11月15日～10年11月14日
計	32か所		102,801	14,750	

㊦：森林鳥獣生息地の保護区

㊦：特定鳥獣生息地の保護区

㊦：集団渡来地の保護区

㊦：誘致地区の保護区

㊦：愛護地区の保護区

第18 自然公園の主な施設の内容

1 国立公園

(元年度まで)

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理所 休憩所
中部 山岳 国立公園	室堂集団 施設地区	室堂園地	室堂平園地 地蔵谷園地 斎島沢園地					斎島沢管理休 憩所 (S55) 木造 A = 127.2㎡
		室堂野営場		テントサイト A = 5,000㎡				
		室堂博物展示施設						自然保護セン ター (S50~51) RC 2 階建 A = 1,100.9㎡
	御前沢集 団施設地区	御前沢園地	御山谷園地 (S49) A = 3,000㎡		黒四ダムサイ ト～御山谷 (S49) L = 1,240m			
	アルペン ルート沿 線地区	千寿ヶ原小公園	千寿ヶ原小公 園 3 か所 (S36)			千寿ヶ原駐車 場 (S48~50) A = 5,700.6㎡		千寿ヶ原公衆 便所 (S46) CB A = 37.4㎡
		称名園地	滝見台園地 (元) A = 990.0㎡ 称名平園地 (S57) A = 2,190㎡		歩道橋 RC (S58) L = 42m	称名平駐車場 (S56) A = 5,643.5㎡	称名平休憩所 RC 2 階建 (S57) A = 220.0㎡ 園地公衆便所 休憩所 (S63) 木造 A = 24㎡ 休憩所 (S63) 鉄骨造 A = 50㎡	称名平公衆便 所 (S56) RC A = 36.0㎡ 園地公衆便所 (S58) RC A = 8.6㎡ 身体障害者 公衆便所 RC (元) A = 13.6㎡
		大観台園地	大観台園地 (S57) A = 540.0㎡					
		追分・美女平線道 路				弘法駐車場 (S44) A = 755.5㎡		
		弥陀ヶ原園地	弥陀ヶ原園地 (S48) A = 2,000.0㎡ カルデラ展望 台 (S54)		弥陀ヶ原回遊 路 (S48) L = 1,900m カルデラ展望 台歩道 (S54) L = 550m	弥陀ヶ原駐車 場 (S44~45) A = 4,420.0㎡		弥陀ヶ原公衆 便所 (S46) CB A = 37.4㎡

注) A: 面積 L: 延長

RC: 鉄筋コンクリート CB: コンクリート・ブロック

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理 所 休憩所 公衆便所
中部 山岳	アルペン ルート沿 線地区	天狗の鼻駐車場				第1駐車場 (S45) A = 1,252.0㎡		
						第2駐車場 (S46) A = 1,600㎡		
		天狗平駐車場						天狗平公衆便 所 (S46) C B A = 37.4㎡
		追分・室堂峠道路				室堂第2駐車 場 (S48) A = 3,600.0㎡		
国立 公園	立山黒部 地区	称名・室堂地獄谷 縁歩道			称名～室堂 (S47～)			
		立山黒部 地区	朝沢野営場	テントサイト A = 30,000.0㎡				朝沢管理所 (S44) C B A = 82.4㎡
								朝沢公衆便所 (S39) C B A = 30.8㎡
								朝沢公衆便所 (S48) C B A = 38.4㎡
								朝沢公衆便所 (S53) C B A = 32.5㎡
	五色ヶ原野 営場	五色ヶ原野営場	テントサイト A = 3,000.0㎡					五色ヶ原公衆 便所 (S54) C B A = 31.3㎡
		タンボ平野営場	テントサイト A = 3,000.0㎡					タンボ平公衆 便所 (S47) 本造 A = 27.8㎡
		朝岳遊覧小屋					平蔵遊覧小屋 (S36) 石積 A = 20.9㎡	平蔵公衆便所 (S59) 本造 A = 3.4㎡
国立 公園	別山乗越 地区	別山乗越公衆便所						別山乗越公衆 便所 (S39) C B A = 43.2㎡

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					管理 休憩所	公衆観所
			開 地	野 営 場	歩 道	駐 車 場	遊 覧 小 屋		
中部 山岳 国立 公園	立山両辺 地区	一の越園地	一の越園地 (S45) A = 1,700.0㎡ 改良(元)						一の越公衆便 所(S38) C B A = 42.1㎡ 改修(元)
		雄山園地							雄山山頂公衆 便所(S52) 鉄骨 A = 18.5㎡
		立山登山線歩道			室堂平～一の 越～別山乗越 ～富島沢 (S37～)				
		一の越・タンボ平 線歩道	黒部平園地 (S47) A = 4,390.0㎡		一の越～東一 の越～黒部湖 (S44～)				
		室堂平・浄土山線 歩道	室堂山園地 (S47) A = 500.0㎡		室堂平～室堂 山(S46～)				
		室堂・富島沢線歩 道			室堂平～富島 沢(S46～)				
		大日彦親走線歩道			別山乗越～大 日平～称名 (S53～)				
	黒部峡谷 沿線地区	阿層原野営場		テントサイト A = 500.0㎡					阿層原公衆便 所(S48) C B A = 13.6㎡
		鍾釣温泉休憩所						鍾釣休憩所 (S33) R C A = 26.2㎡	
		樺平園地			樺平～猿飛 (S42～)			猿飛休憩所 (S33) R C A = 31.0㎡ 改修(S59) A = 33.0㎡	猿飛公衆便所 (S37) C B A = 16.5㎡
								樺平ビクター センター (S60) R C A = 222㎡	樺平公衆便所 (S59) C B A = 16.79㎡
		祖母谷野営場		テントサイト A = 320.0㎡					祖母谷公衆便 所(S63) R C A = 120㎡

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理所 休憩所
中 條 山 岳 国 立 公 園	馬場島・ 朝岳地区	馬場島野営場	多目的広場 (S61) A=4,060㎡	テントサイト A=2,100㎡		AS舗装 (S61) A=1,050㎡		馬場島管理休 憩所 (S57) 木造 A=119.2㎡
		馬場島・朝岳線歩 道			馬場島～朝岳 (S38～)			馬場島公衆便 所 (S63) 木造 (元) A=56.0㎡
	後立山地区	前朝日岳野営場		テントサイト A=1,673.0㎡				早月尾根公衆 便所 (S54) CB A=26.0㎡
		雪倉遊覧小屋					雪倉遊覧小屋 (S49) 鉄骨 A=27.4㎡	
		不帰岳遊覧小屋					不帰岳遊覧小 屋 (S56) 鉄骨 A=37.5㎡	
		猿飛・白馬岳線歩 道			祖母谷～白馬 岳 (S42～)			
		祖母谷雪松岳線歩 道			大黒嶺山～ガ キ田 L=4.0m (S61)		鉄骨造 A=22㎡ (S61)	
		蓮華温泉朝日岳線 歩道			小坂ヶ原 (S61) L=800m			
	奥黒部地区	栗師峠野営場		テントサイト A=5,250.0㎡				栗師峠管理休 憩所 (S54) CB A=25.0㎡
		折立峠園地						栗師峠公衆便 所 (S44) CB A=18.5㎡
		折立・太郎山線歩 道			折立～太郎山 (S46～)			折立公衆便所 (S37) RC A=22.5㎡
		太郎山・三俣蓮華 岳線歩道			栗師沢吊橋架 換 (S57) 雪の平木道 (S59) L=450m			雪の平公衆便 所 (S58) CB A=17.47㎡
	白山地区	白山・北山後線歩 道			ブナオ峠～ 大門山 (S54) 大門山～ 見越山 (S57) 見越山～ 大笠山 (S58)		大笠山遊覧小 屋 (S60) 木造 A=8.1㎡	

2 国 定 公 園

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	管理所 休憩所	公衆便所
能登半島	氷見市地区	字波園地	字波路傍園地 (S43) A=380.0㎡			字波駐車場 (S43) A=150.0㎡		
		大境駐車場			大境駐車場 (S45) A=1,800.0㎡			
		大境博物館施設				大境ビジターセンター (S46) RC2階建 A=175.1㎡		
		大境園地	九殿浜第1園地 (S47) A=6,100.0㎡	大境一帯 (S47) 一部付替え (S62) L=90m		九殿浜休憩所 (S51) RC A=141.0㎡		
			九殿浜第2園地 (S51) A=2,480.0㎡					
	島尾駐車場			島尾駐車場 (S56) A=2,510.0㎡				
	高岡市地区	雨晴野営場		テントサイト A=1,200.0㎡			雨晴休憩所 (S55) RC A=73.9㎡	雨晴公衆便所 (S55) RC A=18.0㎡
		雨晴駐車場				雨晴駐車場 (S44) A=2,331.0㎡ (S59) 拡張 A=780㎡		雨晴公衆便所 (S44) CB A=19.4㎡
		雨晴園地	雨晴1号園地 (S49) A=4,500.0㎡ 改良(元)				雨晴休憩所 (S49) RC A=60.0㎡	
			雨晴2号園地 (S50) A=6,440.0㎡					
雨晴3号園地 (S55) A=1,040.0㎡								
二上山園地	万葉植物園 (S52) A=8,603.0㎡	テントサイト (元) A=4,800㎡		城山駐車場 (S60) A=984㎡ 貝山駐車場 (S62) A=1,360㎡ 野営場駐車場 (元) A=1,450㎡	二上山休憩所 (S52) 木造A=25.9㎡	二上山公衆便所 (S52) CB A=19.3㎡ 改修(元)		

	雨晴・高尾線歩道			松太枝浜～高尾 (S48)			
	二上山縦走線歩道			二上山～万葉ラ イン (S54)			
	大師ヶ岳線歩道			大師ヶ岳～万葉 ライン (S56)			

3 国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					管理 所 休 憩 所	公衆便所
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊離小屋		
五箇山 県立自然公園	五箇山国民休養地	相倉園地	相倉運動広場 (S49) A = 7,850.0㎡						相倉公衆便所 (S51) RC A = 20.0㎡
			相倉子供の広場 (S49) A = 1,990.0㎡						
			相倉入口園地 (S51) A = 350㎡						
			相倉植物園地 (S51) A = 2,780.0㎡						
		相倉野営場	広場 (S51) A = 1,000.0㎡	テントサイト A = 3,000㎡					相倉公衆便所 RC A = 20.0㎡
		相倉栗山回遊歩道	展望広場 (S50) 2か所		回遊歩道 (S50)				
	高坪山登山道			相倉～高坪山～上梨 (S50)					
	上梨回遊歩道			回遊歩道 (S51)					
朝日 県立自然公園	あさひ国民休養地	上の山園地	上の山第1園地 (S52) A = 18,000.0㎡					上の山休憩所 (S53) RC A = 94.5㎡	上の山公衆便所 (S52) RC A = 16.5㎡
			上の山第2園地 (S53) A = 7,300.0㎡					上の山林休憩所 (S54) 木造 A = 28.9㎡	
			上の山第3園地 (S56) A = 1,500.0㎡						
		城山駐車場				城山駐車場 (S55) A = 1,874.8㎡		城山休憩所 (S55) 木造 A = 31.6㎡	城山公衆便所 (S55) RC A = 14.4㎡

有峰ふるさと自然公園	有峰湖国民体育地事業	展望園地 (S58) A=1,190㎡ 園路 (S58) L=300m 多目的広場 (S59) A=18,375㎡ 溪流広場 (S60) A=8,860㎡ テニスコート5面 (S60) 園路 (S60) L=373m バーベキュー広場 (S62) A=2,300㎡ 芝生スロープ (S63) A=5,000㎡	猪根山探勝路 (S58) L=2,047m 砥谷半島探勝路 (S58) L=2,724m 猪根谷探勝歩道 (S58) L=2,300m	砥谷半島駐車場 (S58) A=850㎡ 猪根平駐車場 (S59) A=7,714㎡	テニスコート管理棟 (S60) RC A=28.8㎡ ヒジターセンター (S61) RC A=196㎡ 休憩所 (S62) A=25㎡	公衆便所2棟 (S62) RC A=26.47㎡ 給水設備 (S59) 電気設備 (S60・61) 汚水処理設備 (S60・61)
------------	------------	--	--	---	--	--

4 県立自然公園

公園名	事業内容						
	園地	野営場	歩道	駐車場	遊樂小屋	管理所 休憩所	公衆便所
朝日県立自然公園	・城山園地 ・上の山園地 ・城山フィールドアスレチック	・馬場野営場	・城山自然歩道 ・北又歩道 ・イブリー山登山道	・越道峠駐車場		・城山休憩所	・城山公衆便所 ・馬場野営場 ・鹿島神社公衆便所 ・境公衆便所 ・宮崎海岸公衆便所
有峰県立自然公園	・猪根平フィールドアスレチック ・有峰湖展望台 ・大多和峠展望台 ・東西半島展望台		・猪根山遊歩道 ・砥谷半島遊歩道 ・折立遊歩道 ・冷谷遊歩道 ・西谷遊歩道 ・大多和峠遊歩道			・大多和峠休憩所 ・東西半島休憩所	・真谷公衆便所 ・砥谷半島公衆便所
五箇山県立自然公園	・丸岡礦物園 ・相倉園地 ・田向園地 ・女郎ヶ池園地	・五箇山青少年旅行村野営場	・上梨岡遊歩道 ・相倉遊歩道 ・赤摩木占歩道	・西赤尾駐車場 ・上梨駐車場 ・田向園地		・新屋休憩所 ・音沼休憩所	・相倉公衆便所 ・西赤尾公衆便所 ・丸岡公衆便所 ・上梨公衆便所 ・小原公衆便所
白木水無県立自然公園	・白木峰山頂園地 ・水無園地	・杉ヶ平野営場	・白木峰遊歩道 ・金剛堂山登山道 ・三ヶ辻山登山道 ・大鷲場歩道	・上百瀬駐車場 ・杉ヶ平駐車場 ・白木峰駐車場	・金剛堂山登山 ・遊樂小屋	・杉ヶ平休憩所 ・白木峰山頂休憩所 ・上百瀬休憩所 ・水無休憩所	・白木峰公衆便所

医王山県立 自然公園	・国見園地 ・三千坊園地	・国見野営場	・奥医王観遊歩道 ・前医王観遊歩道 ・横谷観歩道		・医王山遊観小屋 ・国見遊観小屋	・国見展望休憩所 ・国土原休憩所	
---------------	-----------------	--------	--------------------------------	--	---------------------	---------------------	--

5 県定公園

公園名	事業内容				
	園地	歩道	駐車場	管理 休憩所	公衆便所
神通峡県定公園	・御前山園地 ・常虹園地 ・猿倉山園地	・御前山遊歩道 ・猿倉山遊歩道	・常虹駐車場 ・御前高原駐車場 ・猿倉スキー場 駐車場	・神通峡休憩所	
奥羽丘陵県定公園	・城山園地	・城山遊歩道			
高岡古城県定公園	・古城園地				
俱利伽羅県定公園	・俱利伽羅園地 ・堀生園地 ・矢立堂園地	・源氏ヶ峰遊歩道		・猿ヶ馬場休憩所 ・俱利伽羅管理 休憩所	・俱利伽羅公衆 便所
庄川峡県定公園	・舟戸園地	・牛岳遊歩道 ・三条山遊歩道 ・浮見橋	・示野駐車場 ・舟戸駐車場	・小牧観光会館 ・舟財天休憩所 ・三条山休憩所 ・示野観光セン ター	・小牧ダム公衆 便所 ・示野公衆便所
大岩眼目県定公園	・大岩園地 ・堀見園地 ・眼目園地	・大岩遊歩道 ・眼目遊歩道 ・京ヶ峰遊歩道	・大岩駐車場	・眼目休憩所	・大岩公衆便所

6 ふるさと歩道

ふるさと歩道名	市町村名	延 長	整備年度
御前山・神通峡 ふるさと歩道	大沢野町・大山町	11.6 km	50・53
医王山 ふるさと歩道	福 光 町	8.7 km	50
朝 日 ふるさと歩道	朝 日 町	8.2 km	51
森 寺 ふるさと歩道	氷 見 市	6.1 km	52
俱 利 伽 羅 ふるさと歩道	小 矢 部 市	7.0 km	53
牛 嶽 ふるさと歩道	庄 川 町	13.0 km	54
松 倉 城 址 ふるさと歩道	魚 津 市	7.3 km	55

絵

「平成 2 年度環境週間ポスター」

最優秀賞作品

氷見市立西部中学校 3 年 江 渕 美 紀



環境保全型の商品を推奨する「エコマーク」。
再生紙を使用した環境に関する雑誌・書籍に
は「みどりのほん」と表示。